

令和8年度 第2回（第1部）
山形地方最低賃金審議会

日 時 令和8年8月5日（水）
午前10時00分
場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

【非公開】

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）関係労使からの意見聴取について
 - （2）その他
- 3 閉会

資 料 目 次

I	山形地方最低賃金審議会意見聴取申述人名簿・・・・・・・・・・	1
II	意見申述書・・・・・・・・・・	2

令和8年度 第2回（第2部） 山形地方最低賃金審議会

日 時 令和8年8月5日（水）

第2回（第1部）山形地方最低賃金審議会終了後

場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）令和8年度地域別最低賃金額改定の日安伝達について
 - （2）令和8年最低賃金に関する基礎調査結果について
 - （3）その他
- 3 その他
- 4 閉会

資 料 目 次

I	最低賃金に関する基礎調査関係・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	経済動向関係	
1	地域経済報告（さくらレポート）【東北地方に関する事項について抜粋】 （令和8年7月9日、日本銀行）・・・・・・・・・・・・・・・・	14
2	山形県金融経済概況 （令和8年7月27日、日本銀行山形事務所）・・・・・・・・	29
III	全国及び山形の各種統計の推移について・・・・・・・・	34
IV	令和8年度山形地方最低賃金審議会開催日程（予定）・・	38

【別冊】目安に関する小委員会配布資料

令和 8 年

最低賃金に関する基礎調査結果
(地域別最低賃金)

〈資料内容〉

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 業種別・規模別の最低賃金未満率及び未満者数
- 3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表
- 4 賃金階層の推移
 - (1) 賃金階層別（累積）分布（過去 3 年間）
 - (2) 賃金階層分布の推移（過去 3 年間）
- 5 就業形態別 1 時間当たりの賃金分布
 - (1) 一般＋パート
 - (2) 一般のみ
 - (3) パートのみ
- 6 産業別特性値
- 7 特性値の推移（過去10年間）
- 8 未満率及び影響率の推移（過去10年間）

山 形 労 働 局
労働基準部賃金室

1 最低賃金に関する基礎調査の概要

1 調査の区域
山形県全域

- 2 調査産業及び調査事業所
- (1) 調査産業
- 製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）
- (2) 調査対象事業所
- 前記（1）に掲げる産業に属し、30人未満（製造業及び情報通信業のうち新聞業・出版業は100人未満）の常用労働者を雇用する民間事業所から一定の方法により抽出した事業所を対象とした。（下記、【参考表】のとおり）

【参考表】

業種 (産業分類コード)	調査対象 事業所数	母集団 事業所数	母集団 労働者数
製造業（E）	461	3215	49832
新聞業・出版業（G）	4	30	155
卸売業・小売業（I）	616	8337	51866
宿泊業・飲食サービス業（M）	182	3707	17428
医療・福祉（P）	166	3179	26691
その他のサービス業（L・N・R）	462	5903	25860
合計	1891	24371	171832

- 3 調査実施期間・調査方法、調査票回収率及び集計について
- (1) 調査実施時期・調査方法について
- 令和8年 5月中旬から7月上旬の間に、通信調査の方法により実施した。
- (2) 回収率について
- 回 答 事 業 所 数 1213 件 (調査対象事業所数の 64.1%)
- 有 効 回 答 事 業 所 972 件 (調査対象事業所数の 51.4%)
- (3) 集計について
- 地域別最低賃金適用事業所及び特定最低賃金適用事業所（「一般産業用機械・装置等製造業」（略称）、「電気機械器具等製造業」（略称）、「自動車・同附属品製造業」、「自動車整備業」の4業種（適用除外労働者を含む））における労働者について集計した。
- 4 調査対象期日及び調査事項
- 令和8年 6月1日現在の次の事実について調査した。
- (1) 事業所の名称、主要な生産品又は事業内容、労働者数
- (2) 労働者の性別、就業形態、年齢、勤続年数、職種
- (※就業形態の「一般」と「パート」の別について：「パート」とは1日の所定労働時間又は1日の所定労働日数が、事業所における一般的な労働者（いわゆる正社員）よりも少ない労働者をいう。そのため、事業所内での雇用形態が「パート」や「アルバイト」の労働者でも正社員と同様の労働時間、労働日数であれば「一般」に分類される。)
- (3) 労働者の月間所定労働日数、1日の所定労働時間
- (4) 労働者の賃金形態、基本給額、各諸手当の月額

- 5 集計結果及び公表
- 時間当たり所定内賃金額（3手当を除く）を、賃金額階級別、産業別、事業規模別、年齢別に集計。（母集団の労働者数に還元して集計。）
- 結果の公表は、地方最低賃金審議会における審議資料として公表するほか、政府統計の総合窓口（e - Stat）に掲載される予定。

2 業種別・規模別の最低賃金未満率及び未満者数

改正前最低賃金 1032 円		計			1 ～ 9 人			1 0 ～ 2 9 人			3 0 ～ 9 9 人		
		令和 8 年	令和 7 年	令和 6 年	令和 8 年	令和 7 年	令和 6 年	令和 8 年	令和 7 年	令和 6 年	令和 8 年	令和 7 年	令和 6 年
地域別最低賃金対象産業計 (調査母集団数 171832 人)	未満率 (%)	3.1	2.7	1.8	4.2	3.1	2.5	1.6	1.2	1.1	4.4	5.1	2.1
	未満者数 (人)	5,338	4,822	3,124	2,902	2,130	1,708	1,220	918	830	1,215	1,775	586
製 造 業	未満率 (%)	3.5	5.2	1.8	2.8	2.9	2.8	2.1	4.2	0.8	4.4	6.4	2.1
	未満者数 (人)	1,729	2,593	910	194	207	200	320	625	124	1,215	1,761	586
新聞業・出版業【注 2】	未満率 (%)	0	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-	-
	未満者数 (人)	0	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業	未満率 (%)	2.5	1.6	1.0	3.5	2.8	1.8	1.4	0.8	0.1		0.2	
	未満者数 (人)	1,273	931	511	899	708	475	374	209	36		13	
宿泊業・飲食サービス業	未満率 (%)	3.6	1.9	2.3	5.2	3.4	3.8	0.6	0	0			
	未満者数 (人)	621	376	411	586	376	411	35	0	0			
医 療 ・ 福 祉 業	未満率 (%)	3.2	0.9	1.5	5.2	1.6	2.4	1.9	0.4	0.9			
	未満者数 (人)	863	234	399	568	176	255	295	58	144			
その他のサービス業【注 3】	未満率 (%)	3.3	2.6	3.4	4.5	4.5	2.5	1.7	0.2	4.3			
	未満者数 (人)	850	688	893	654	663	368	196	25	525			

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（各年）」

(注) 1 未満者数は母集団の中で改正前最低賃金未満の人数。 未満率は未満者数の割合。

2 新聞業・出版業は令和元年度から調査の対象。

3 学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）等という。

4 復元する際の端数処理により、事業所計が一致しない産業がある。

5 表中の「-」は集計対象者がいなかったものである。

3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表（引上げ額0-50円）

現行時間額	1,032円		（調査母集団 171,832人 ）		
改正時間額	引上げ額	引上げ率	影響率	影響者数	備考
1032円	0円	0.00%	3.11%	5,338人	←未満率
1033円	1円	0.10%	8.66%	14,877人	
1034円	2円	0.19%	8.73%	15,005人	
1035円	3円	0.29%	8.90%	15,301人	
1036円	4円	0.39%	9.82%	16,869人	
1037円	5円	0.48%	9.82%	16,878人	
1038円	6円	0.58%	9.94%	17,087人	
1039円	7円	0.68%	9.95%	17,095人	
1040円	8円	0.78%	10.04%	17,245人	
1041円	9円	0.87%	14.12%	24,259人	
1042円	10円	0.97%	14.22%	24,441人	
1043円	11円	1.07%	14.58%	25,058人	
1044円	12円	1.16%	15.01%	25,788人	
1045円	13円	1.26%	15.43%	26,513人	
1046円	14円	1.36%	15.85%	27,234人	
1047円	15円	1.45%	15.88%	27,289人	
1048円	16円	1.55%	15.98%	27,461人	
1049円	17円	1.65%	16.08%	27,638人	
1050円	18円	1.74%	16.18%	27,795人	
1051円	19円	1.84%	19.99%	34,356人	
1052円	20円	1.94%	20.12%	34,572人	
1053円	21円	2.03%	20.30%	34,887人	
1054円	22円	2.13%	21.54%	37,007人	
1055円	23円	2.23%	21.62%	37,151人	
1056円	24円	2.33%	21.95%	37,724人	
1057円	25円	2.42%	22.00%	37,797人	
1058円	26円	2.52%	22.22%	38,174人	
1059円	27円	2.62%	22.25%	38,231人	
1060円	28円	2.71%	22.41%	38,505人	
1061円	29円	2.81%	22.95%	39,439人	
1062円	30円	2.91%	22.97%	39,475人	
1063円	31円	3.00%	23.41%	40,218人	
1064円	32円	3.10%	23.53%	40,439人	
1065円	33円	3.20%	23.68%	40,693人	
1066円	34円	3.29%	23.81%	40,912人	
1067円	35円	3.39%	24.01%	41,255人	
1068円	36円	3.49%	24.10%	41,404人	
1069円	37円	3.59%	24.26%	41,695人	
1070円	38円	3.68%	24.31%	41,780人	
1071円	39円	3.78%	24.69%	42,427人	
1072円	40円	3.88%	24.99%	42,937人	
1073円	41円	3.97%	25.08%	43,092人	
1074円	42円	4.07%	25.26%	43,409人	
1075円	43円	4.17%	25.31%	43,495人	
1076円	44円	4.26%	25.61%	44,007人	
1077円	45円	4.36%	25.64%	44,055人	
1078円	46円	4.46%	25.70%	44,165人	
1079円	47円	4.55%	25.83%	44,382人	
1080円	48円	4.65%	26.03%	44,722人	
1081円	49円	4.75%	26.81%	46,062人	
1082円	50円	4.84%	26.87%	46,169人	

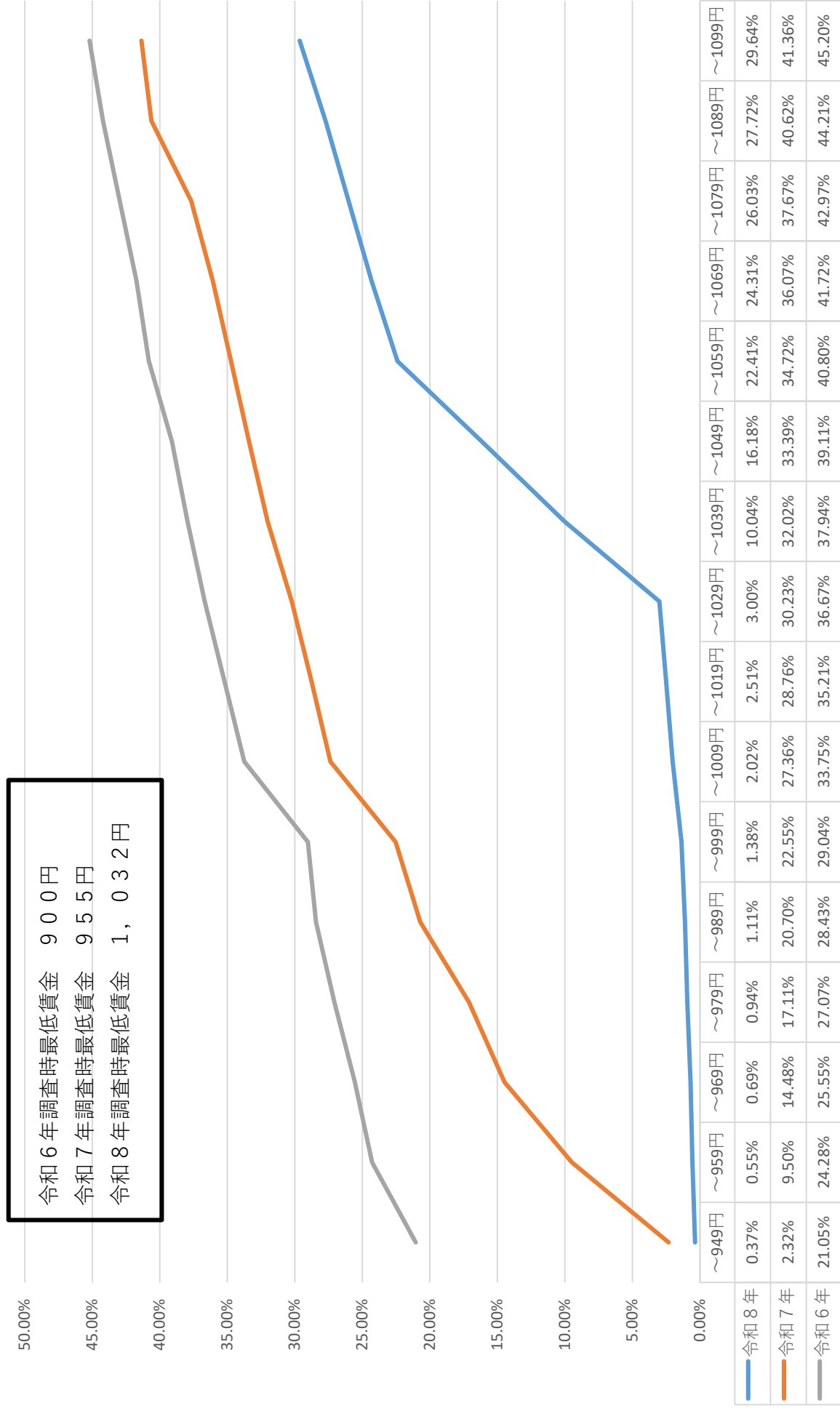
資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和8年）」

3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表（引上げ額51-100円）

現行時間額	1,032円		（調査母集団 171,832人 ）		
改正時間額	引上げ額	引上げ率	影響率	影響者数	備考
1083円	51円	4.94%	27.05%	46,486人	
1084円	52円	5.04%	27.28%	46,882人	
1085円	53円	5.14%	27.30%	46,917人	
1086円	54円	5.23%	27.55%	47,336人	
1087円	55円	5.33%	27.63%	47,470人	
1088円	56円	5.43%	27.65%	47,506人	
1089円	57円	5.52%	27.68%	47,557人	
1090円	58円	5.62%	27.72%	47,633人	
1091円	59円	5.72%	28.41%	48,818人	
1092円	60円	5.81%	28.49%	48,953人	
1093円	61円	5.91%	28.67%	49,272人	
1094円	62円	6.01%	28.89%	49,650人	
1095円	63円	6.10%	29.02%	49,864人	
1096円	64円	6.20%	29.21%	50,184人	
1097円	65円	6.30%	29.48%	50,661人	
1098円	66円	6.40%	29.52%	50,727人	
1099円	67円	6.49%	29.60%	50,856人	
1100円	68円	6.59%	29.64%	50,933人	
1101円	69円	6.69%	32.66%	56,129人	
1102円	70円	6.78%	32.92%	56,565人	
1103円	71円	6.88%	33.07%	56,819人	
1104円	72円	6.98%	33.22%	57,082人	
1105円	73円	7.07%	33.31%	57,238人	
1106円	74円	7.17%	33.41%	57,403人	
1107円	75円	7.27%	33.48%	57,525人	
1108円	76円	7.36%	33.67%	57,853人	
1109円	77円	7.46%	33.76%	58,010人	
1110円	78円	7.56%	33.84%	58,155人	
1111円	79円	7.66%	34.34%	59,015人	
1112円	80円	7.75%	34.40%	59,112人	
1113円	81円	7.85%	34.44%	59,183人	
1114円	82円	7.95%	34.52%	59,320人	
1115円	83円	8.04%	34.67%	59,574人	
1116円	84円	8.14%	34.81%	59,806人	
1117円	85円	8.24%	34.96%	60,078人	
1118円	86円	8.33%	35.03%	60,189人	
1119円	87円	8.43%	35.11%	60,326人	
1120円	88円	8.53%	35.28%	60,627人	
1121円	89円	8.62%	35.95%	61,776人	
1122円	90円	8.72%	36.01%	61,871人	
1123円	91円	8.82%	36.10%	62,033人	
1124円	92円	8.91%	36.15%	62,114人	
1125円	93円	9.01%	36.33%	62,431人	
1126円	94円	9.11%	36.77%	63,184人	
1127円	95円	9.21%	36.87%	63,346人	
1128円	96円	9.30%	37.03%	63,634人	
1129円	97円	9.40%	37.09%	63,730人	
1130円	98円	9.50%	37.12%	63,776人	
1131円	99円	9.59%	37.66%	64,719人	
1132円	100円	9.69%	37.81%	64,966人	

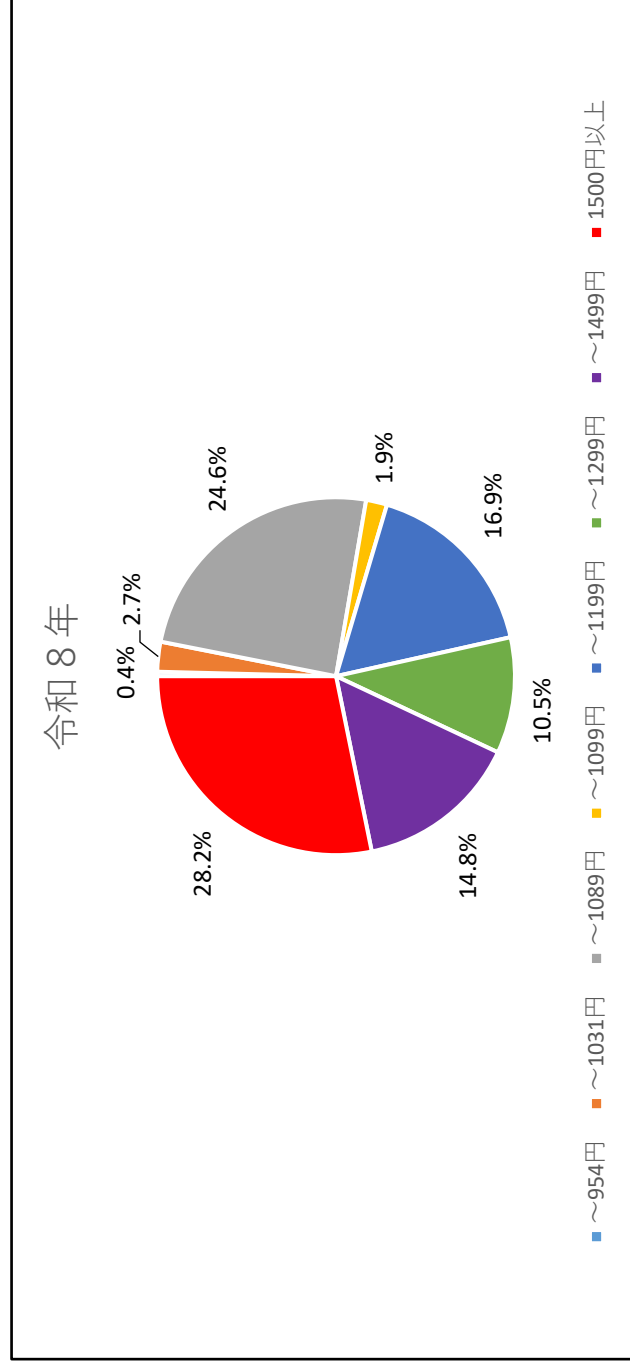
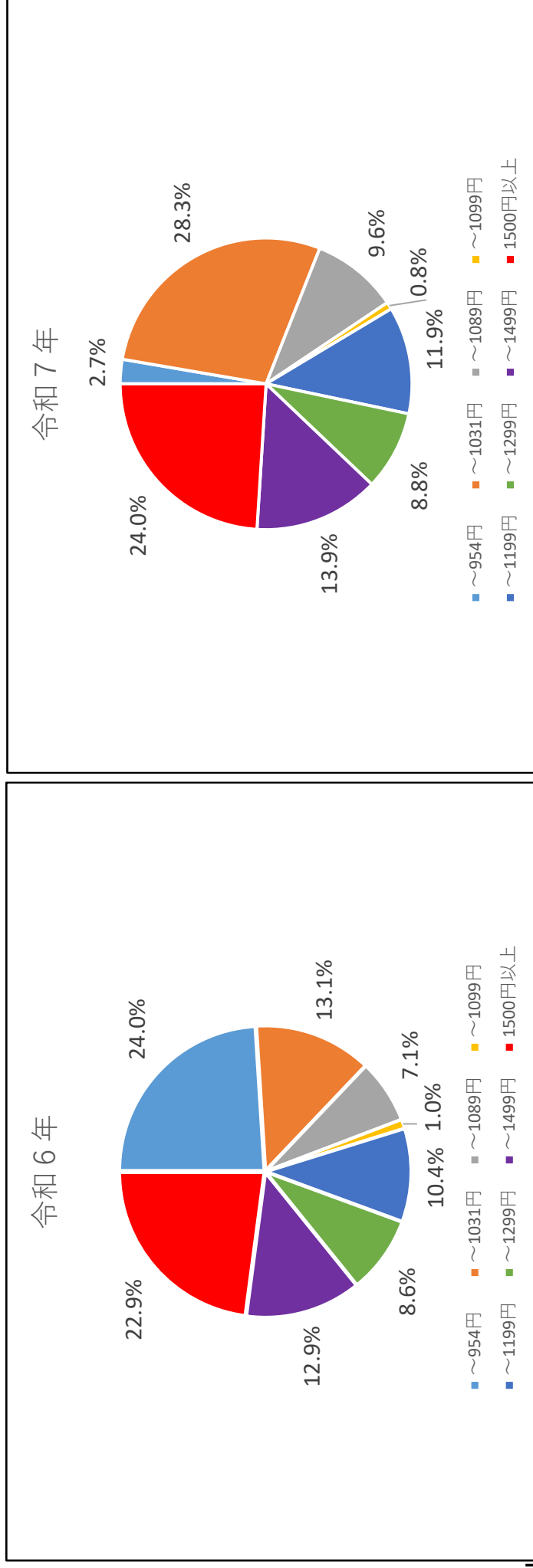
資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和8年）」

4 (1) 賃金階層別（累積）分布（過去3年間）



資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（各年）」

4（2）賃金階層分布の推移（過去3年間）



★参考

1000円以上の分布割合

令和6年: 71.0%

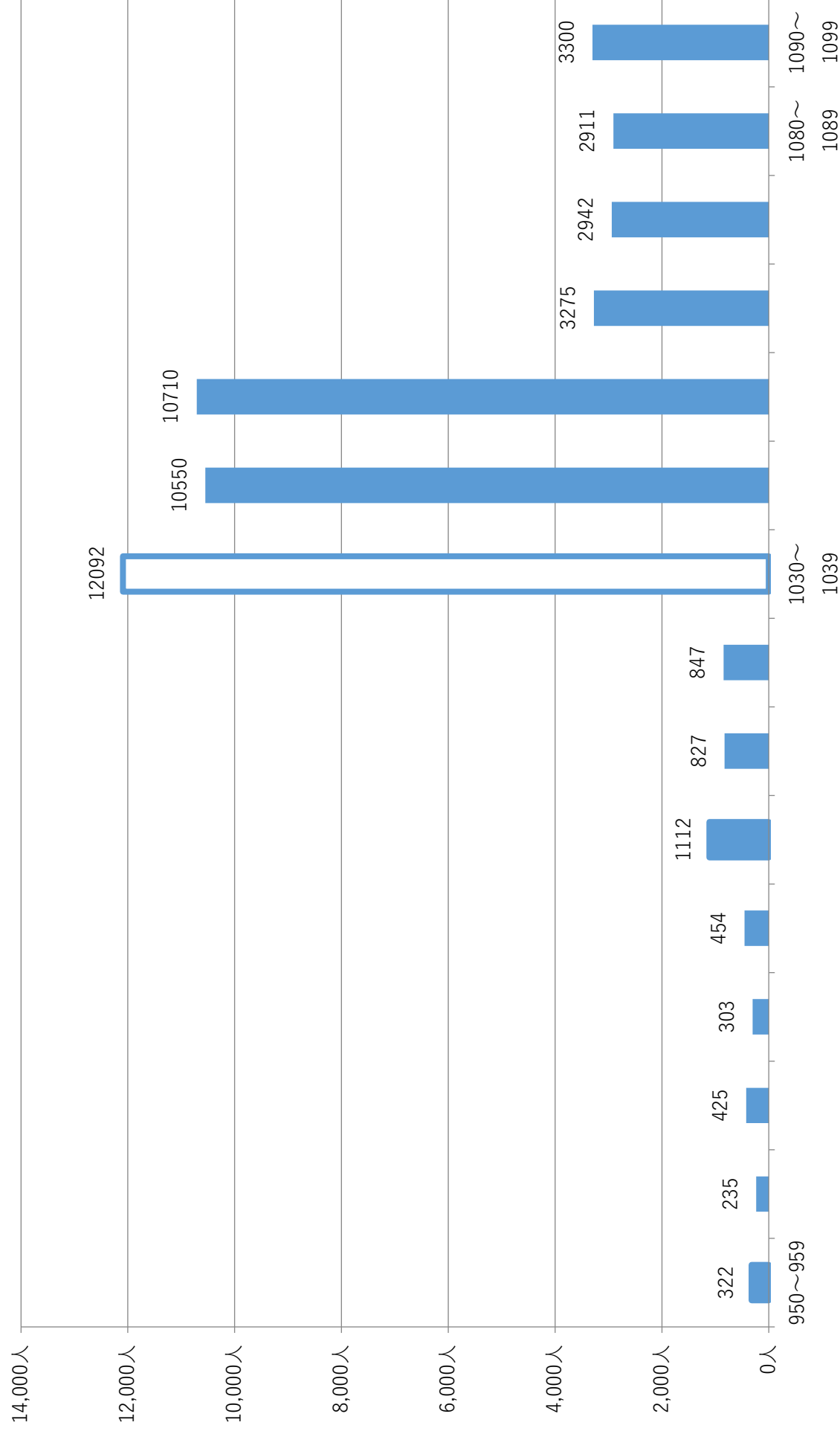
令和7年: 77.5%

令和8年: 98.2%

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（各年）」

（注）上記グラフの階層別数値について、端数処理の都合上合計値は100%にならない場合がある。

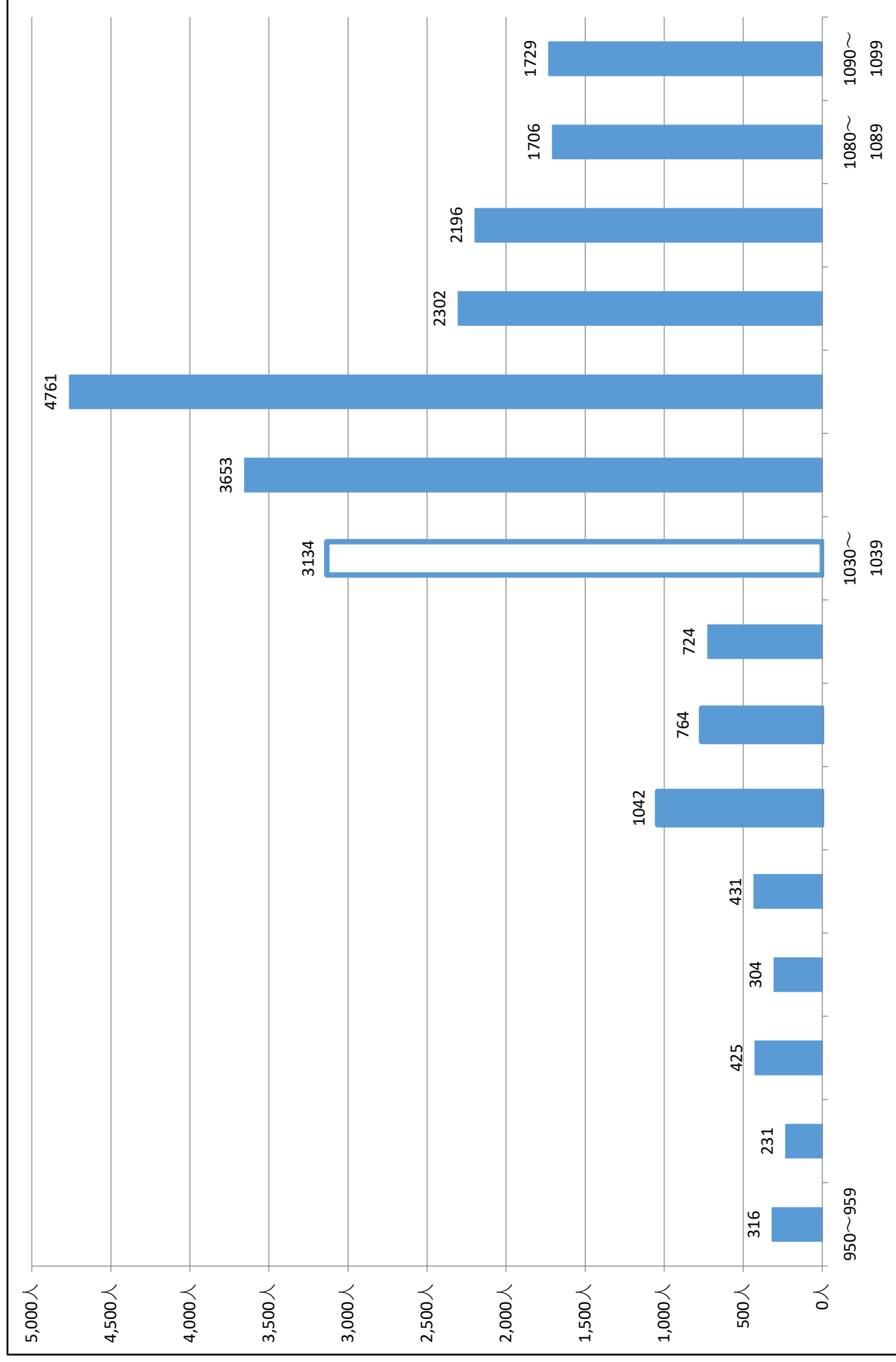
5 (1) 1時間当たりの賃金分布【一般 + パート】



資料出所:山形労働局「最低賃金に関する基礎調査(令和8年)」

- (注) 1 950円未満及び1100円以上の分布はグラフ上省略
 2 復元する際の端数処理により、5(2)一般のみと5(3)パートのみを合計した際の数値が一致しない金額帯がある。

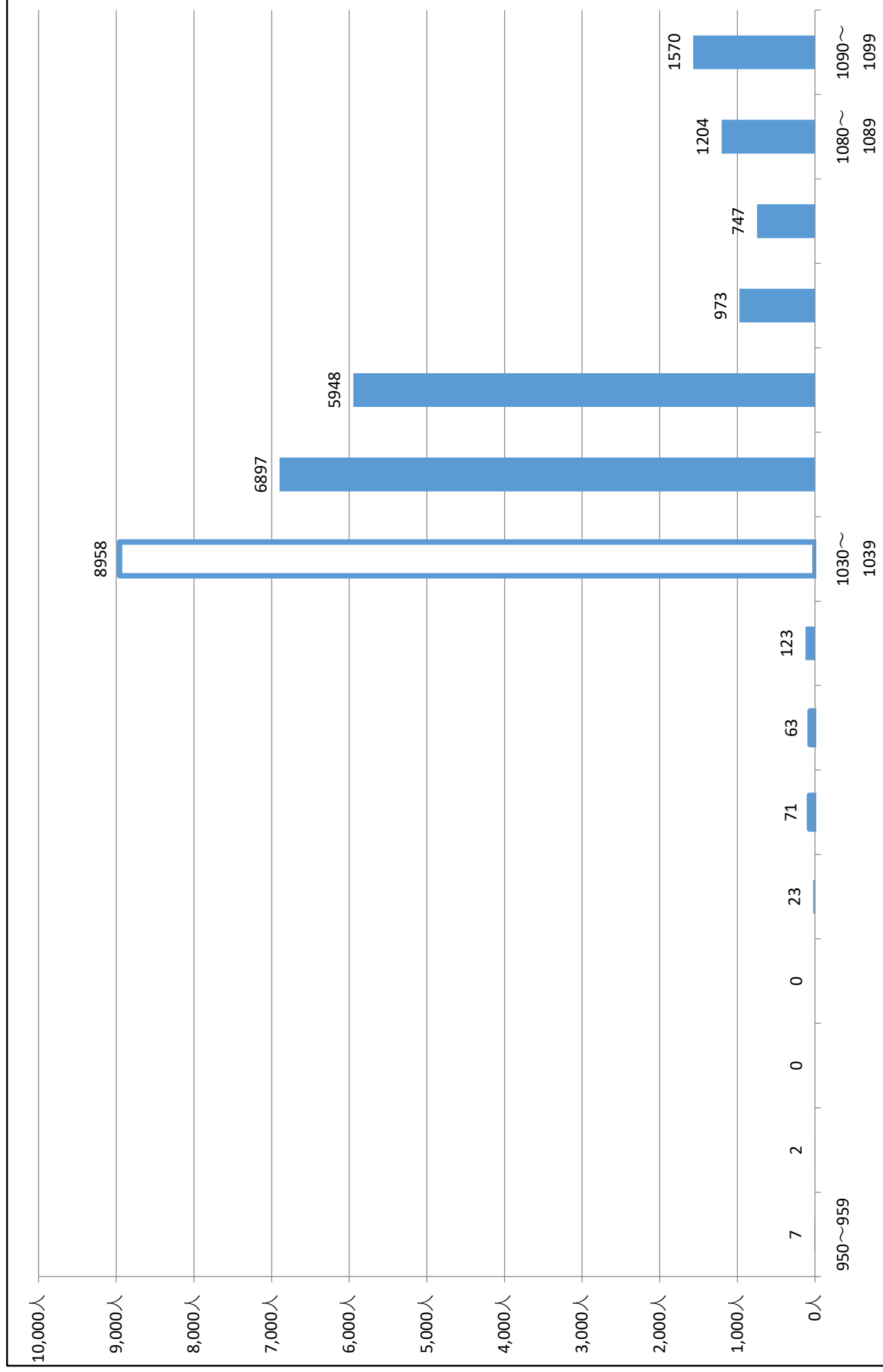
5 (2) 1時間当たりの賃金分布【一般のみ】



資料出所:山形労働局「最低賃金に関する基礎調査(令和8年)」

- (注) 1 950円未満及び1100円以上の分布はグラフ上省略
 2 復元する際の端数処理により、5 (1) 一般+パートと5 (3) パートのみとの差が一致しない金額帯がある。

5（3）1時間当たりの賃金分布【パート】

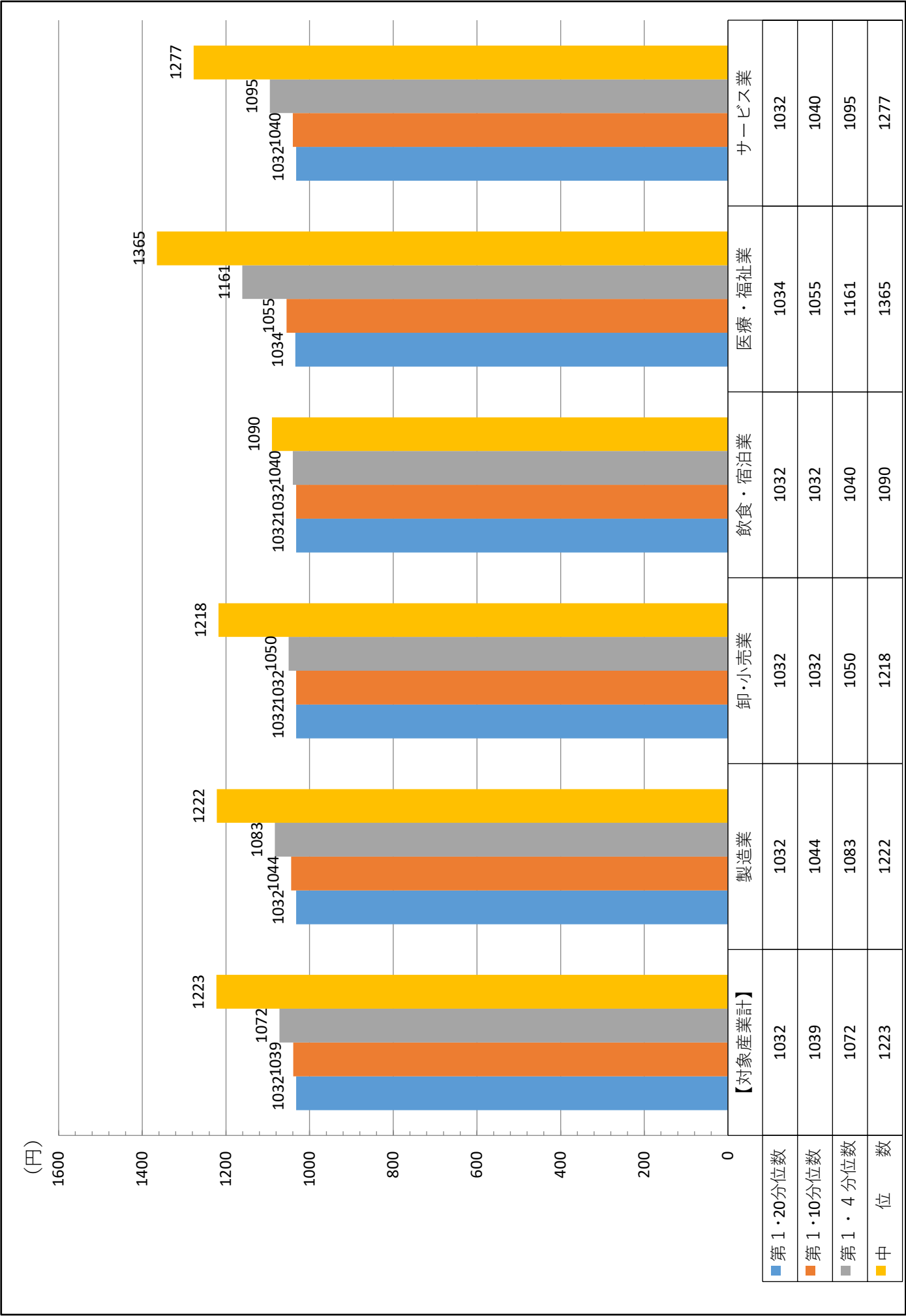


資料出所:山形労働局「最低賃金に関する基礎調査(令和8年)」

(注) 1 950円未満及び1100円以上の分布はグラフ上省略

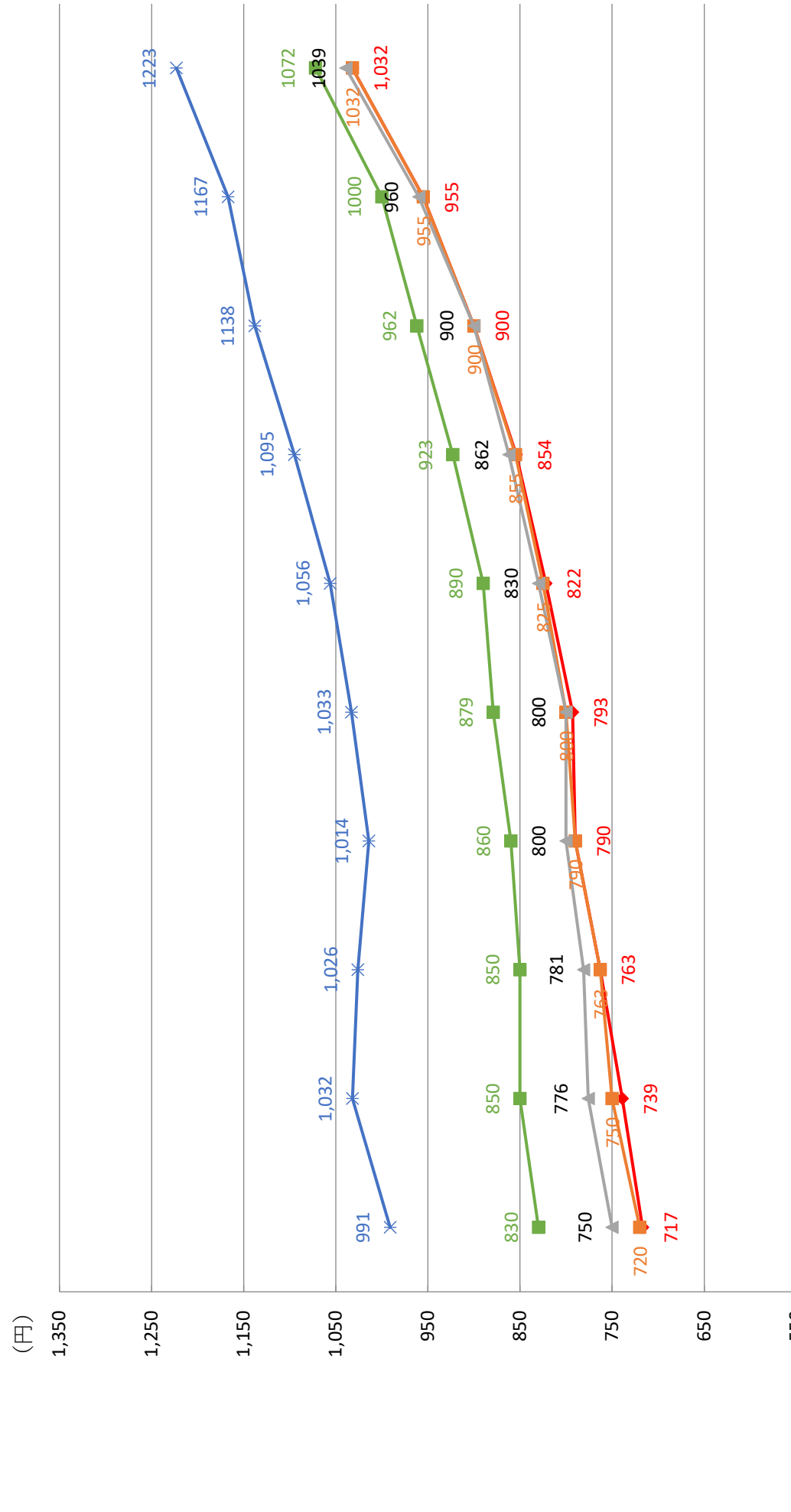
2 復元する際の端数処理により、5（1）一般+パートと5（2）一般のみとの差が一致しない金額帯がある。

6 産業別特性値



資料出所:山形労働局「最低賃金に関する基礎調査(令和8年)」

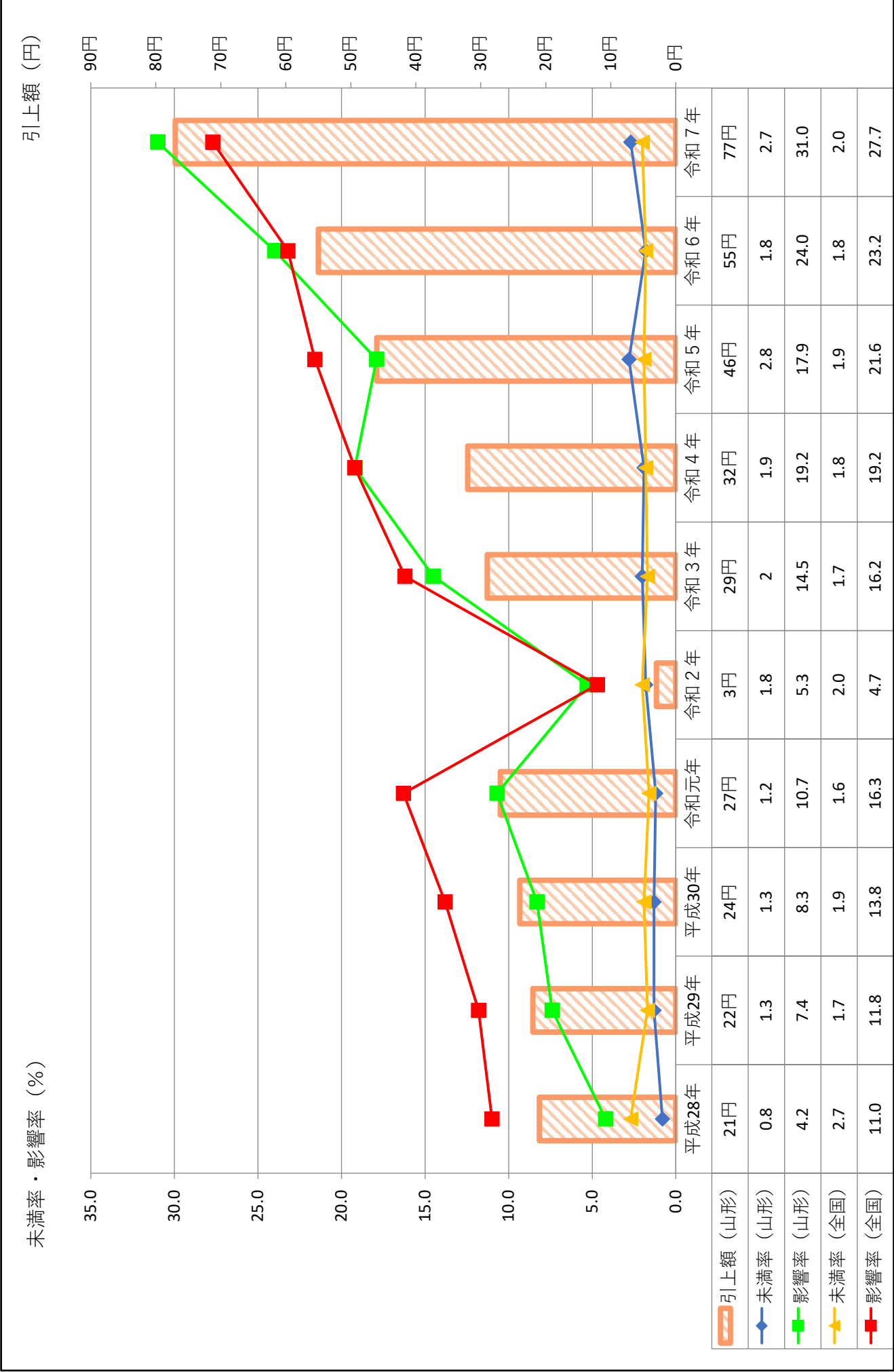
7 特性値の推移（過去10年間）



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
最賃額 (改定前)	717	739	763	790	793	822	854	900	955	1,032
第1・20分位数	720	750	763	790	800	825	855	900	955	1032
第1・10分位数	750	776	781	800	800	830	862	900	960	1039
第1・4分位数	830	850	850	860	879	890	923	962	1000	1072
中位数	991	1,032	1,026	1,014	1,033	1,056	1,095	1138	1167	1223

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（各年）」

8 未満率・影響率の推移（過去10年間）



資料出所：厚生労働省「目安に関する小委員会資料」及び山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（各年）」

（注）全国の未満率・影響率は、加重平均。

公表時間
7月9日(木) 14時00分



BOJ
Reports & Research Papers

2026年7月9日
日 本 銀 行

地 域 経 済 報 告

—— さくらレポート ——

(2026年7月)

本報告は、本日開催の支店長会議に向けて収集された情報をもとに、支店等地域経済担当部署からの報告を集約したものである。

目 次

I. 各地域の景気判断の概要	… 1
II. 地域別金融経済概況	… 6
• 北海道	… 7
• 東北	… 11
• 北陸	… 15
• 関東甲信越	… 19
• 東海	… 23
• 近畿	… 27
• 中国	… 31
• 四国	… 35
• 九州・沖縄	… 39

参考

日本銀行各支店等のホームページアドレス	… 最終頁
---------------------	-------

<地域区分>

地域名	都道府県	取りまとめ店
北海道	北海道	札幌支店
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	仙台支店
北陸	富山県、石川県、福井県	金沢支店
関東甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	調査統計局 (本店)
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	名古屋支店
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	大阪支店
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	広島支店
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	高松支店
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	福岡支店

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行調査統計局までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

【照会先】 調査統計局 地域経済調査課 Tel. 03-3277-1357

I. 各地域の景気判断の概要

(1) 各地域の景気の総括判断

一部に弱めの動きもみられるが、すべての地域で、景気は「緩やかに回復」、「持ち直し」、「緩やかに持ち直し」としている。

▽各地域の景気の総括判断と前回との比較

	2026年4月判断	前回との比較	2026年7月判断
北海道	一部に弱めの動きがみられるが、緩やかに持ち直している	➡	一部に弱めの動きがみられるが、緩やかに持ち直している
東北	持ち直している	➡	持ち直している
北陸	一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している	➡	一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している
関東甲信越	一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している	➡	中東情勢の影響もあって一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している
東海	緩やかに回復している	➡	緩やかに回復している
近畿	一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している	➡	一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している
中国	緩やかな回復基調にある	➡	緩やかな回復基調にある
四国	緩やかに持ち直している	➡	緩やかに持ち直している
九州・沖縄	一部に弱めの動きがみられるが、緩やかに回復している	➡	一部に弱めの動きがみられるが、緩やかに回復している

(注) 前回との比較の「↗」、「↘」は、前回判断と比較して景気の改善度合いまたは悪化度合いが変化したことを示す（例えば、改善度合いの強まりまたは悪化度合いの弱まりは、「↗」）。
 なお、前回判断と比較して景気の改善・悪化度合いが変化しなかった場合は、「➡」となる。

(2) 各地域の需要項目等別の判断

	公共投資	設備投資	個人消費
北海道	緩やかに増加している	緩やかに増加している	物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している
東北	持ち直しの動きが一服している	増加基調にある	緩やかに回復している
北陸	高水準となっている	増加している	物価上昇の影響などがみられるものの、持ち直している
関東 甲信越	緩やかに増加している	増加している	物価上昇の影響などがみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに増加している
東海	高水準で推移している	増加している	家計マインドに弱さがみられるものの、底堅く推移している
近畿	横ばい圏内で推移している	増加している	一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに増加している
中国	緩やかに増加している	増加している	緩やかな回復基調にある
四国	持ち直している	増加している	持ち直している
九州・ 沖縄	増加している	高水準で推移している	物価上昇などの影響を受けつつも、堅調に推移している

住宅投資	生産	雇用・所得	
弱めの動きとなっている	横ばい圏内ながら、一部に弱めの動きがみられる	雇用・所得情勢をみると、緩やかに改善している	北海道
弱い動きとなっている	持ち直している	雇用・所得環境は、改善している	東北
下げ止まっている	緩やかに持ち直している	雇用・所得環境は、緩やかに改善している	北陸
弱めの動きとなっている	基調としては横ばい圏内の動きを続けている	雇用・所得環境は、緩やかに改善している	関東 甲信越
弱い動きとなっている	増加基調にある	雇用・所得情勢は、緩やかに改善している	東海
横ばい圏内で推移している	横ばい圏内で推移している	雇用・所得環境をみると、緩やかに改善している	近畿
弱めの動きとなっている	横ばい圏内の動きとなっている	雇用・所得環境は、緩やかに改善している	中国
弱い動きとなっている	横ばい圏内の動きとなっている	雇用・所得情勢は、緩やかに改善している	四国
弱めの動きとなっている	横ばい圏内の動きとなっている	雇用・所得情勢をみると、改善している	九州・ 沖縄

（３）企業等の主な声（トピック別）※

①輸出・生産

- ・中東情勢の緊迫化以降、中東から原料が調達できていないが、代替調達により必要量が確保できており、概ね従前並みの生産水準を維持（名古屋[化学]）。
- ・有機溶剤が不足しているため、油性塗料を割高な水性塗料に変更した。その結果、製造原価が上昇したものの、生産水準は維持できている（長崎[生産用機械]）。
- ・中東情勢の影響によりホルムズ海峡経由の中東向けの出荷が停止している。ただし、一部の製品は、オマーン経由など代替ルートで出荷できているほか、輸出全体に占める中東向けの割合も低いため、影響は限定的（神戸[運輸]<大阪>）。
- ・中東情勢の影響による樹脂原材料の調達難は緩和してきたが、取引先が高値で仕入れた在庫を抱えているほか、エネルギー・原材料価格の上昇が転嫁されていることもあり、当社の仕入価格は高止まりしている（大阪[化学]）。
- ・中東地域のエネルギー施設向け保守部品の輸出が滞っている。ホルムズ海峡の航行が正常化しても、部品の輸出が回復するには相応の時間がかかるだろう（本店[生産用機械]）。
- ・米国向けに輸出しているＡＩ関連のデータセンター向け製品は、先行きの需要見通しを何度も上方修正しなければならないほど好調（大阪[電気機械]）。
- ・ＡＩ関連需要の拡大により足もと生産は増加している。今後も需要は拡大するとみており、2027年にはさらに生産水準が引き上がる見通し（熊本[生産用機械]）。
- ・足もとの鋼材需要は、建設機械向けが国内を中心に低迷しているものの、産業用機械向けがＡＩ関連需要から国内外で引き合いが強い（神戸[鉄鋼]）。
- ・旺盛なＡＩ関連需要を受け、通信設備やデータセンター向けの半導体部品や材料の輸出は堅調に推移している（新潟[その他製造業]）。
- ・中国の対日輸出管理強化の影響により、レアメタルを使用した切削工具の調達が困難化。いつまで生産を継続できるか不透明感が強い（松本[輸送用機械]）。

②設備投資

- ・グローバルなＡＩ関連需要の増加を受けて、データセンター向け電子部品の受注が急増しているため、新工場を建設する（金沢[電子部品・デバイス]）。
- ・中東情勢の影響などから収益悪化が見込まれる中でも、自動車の電動化や最先端技術の開発に向けた投資は惜しむことなく実施（名古屋[輸送用機械]）。
- ・工事現場における人手不足への対応を目的に、ドローンやＡＩを活用したシステムの導入など、省力化・デジタル化投資を進めている（甲府[建設]）。
- ・建設費用や借入金利の上昇に伴い投資採算は低下しているものの、投資を取りやめるほどではない。コストに応じて客単価を引き上げる事業計画のもとで、Ｍ＆Ａや老朽化設備の更新投資を積極的に行う方針（本店[宿泊]）。
- ・建設業者の人手不足から、店舗の建て替え工事が遅延している（本店[小売]）。
- ・資材価格等の高騰を受け、投資予算内に収めるために、当初計画から建築規模を縮小する案件がみられている（大阪[経済団体]）。
- ・建設コスト高に加え、消費者の節約志向の強まりによる価格転嫁の遅れから店舗採算も悪化しており、投資回収期間が長期化している。このため、2026年度からは新規出店のペースを年間２～３店舗から１店舗に抑制する計画（札幌[小売]）。

※ 日本銀行の本支店・事務所による企業等へのヒアリングの際に聞かれた声をトピック単位でまとめたもの（各地域の「企業等の主な声」は「Ⅱ．地域別金融経済概況」を参照）。（）内は報告のあった支店等名、[]内はヒアリング先企業等の業種名、<>内は同趣旨の報告のあった支店等名。

③個人消費（インバウンド需要を含む）

- ・株価上昇による資産効果から、富裕層による高額品の購入が増加。特に、希少性の高い宝飾品や時計、資産価値の高い貴金属などの需要が旺盛（横浜[百貨店]）。
- ・2027年度の省エネ基準引き上げを見越した前倒しの動きから、エアコンを複数台購入する顧客が増えているほか、ゲーム機の販売も好調（松江[小売]<下関>）。
- ・客数の増加が続いているほか、季節限定品は新メニューを投入する度に値上げしても販売は好調。賃上げ効果や政府の施策等もあり消費は底堅い（本店[飲食]）。
- ・中国や中東地域からのインバウンド客のキャンセルが発生したものの、他地域や国内客の増加から、客室稼働率は高水準を維持している（松本[宿泊]）。
- ・値上げした菓子パンやデザート類の販売は、消費者の節約志向を背景に減少。ついで買いを促す施策を講じても、買い上げ点数が伸びない（下関[コンビニ]）。

④雇用・賃金

- ・2026年度の春季労使交渉では、労働組合の要求に満額で回答した。今後も物価上昇率を上回る賃上げを継続していく（大阪[非鉄金属]）。
- ・人手不足が深刻化するもとで、価格転嫁の進展もあり、2025年度は約2%、今年度は約3%のベアを実施し人材の確保・係留を図っている（前橋[運輸]）。
- ・旺盛なAI関連需要を背景に業績が好調な中、都市部の人材を採用するため、高水準のベアに加え、賞与も年間10か月分に積み増した（金沢[電子部品・デバイス]）。
- ・2026年度も賃上げを実施したが、コスト上昇が著しい中で十分な価格転嫁ができておらず、利益を削って原資をねん出せざるを得ない（仙台[業務用機械]）。
- ・近年、大企業は良好な企業収益を背景に高水準の賃上げを実施。当社も賃上げに取り組んでいるが、収益が厳しく大企業ほどの賃上げは難しい（横浜[食料品]）。
- ・企業の人手不足感は根強いものの、賃金の上昇等により人件費がかさんでいるため、一部に求人を抑える動きが出ている（福岡[行政機関]）。

⑤価格設定

- ・仕入先から樹脂等の値上げ要請を通常よりも高頻度で受けているもと、プラスチック製品の値上げも通常より早期に行わざるを得ない（大阪[化学]）。
- ・ホルムズ海峡の航行が正常化しても、安定的にナフサを確保するため分散調達を続ける方針であり、輸送費用が膨らむため、販売価格は高止まる可能性（本店[化学]）。
- ・ナフサを原料とする合成繊維の仕入価格上昇を受けて販売価格を15%程度引き上げた。そうしたもとでも納入先では将来の欠品リスクに備える観点で当社製品の確保を優先しているため、高水準の受注が継続している（秋田[繊維]）。
- ・包装資材の価格が上昇しており、今後販売価格に転嫁していく方針。具体的な値上げ幅などは検討段階にあるが、夏場以降に実施する見込み（高知[食料品]）。
- ・飲食料品のメーカー値上げに加え、中東情勢の影響を受けて包装資材も値上がりしている。仕入コスト上昇分の小売価格への転嫁は容易ではないが、メリハリを付けた値上げや割引率の縮小、包装の簡素化などで対応する（横浜[スーパー]）。
- ・高価格帯メニューで複数回値上げを実施してきたが、4月に実施したベアに伴う人件費増加分などを転嫁するため、これまで価格を据え置いてきたボリュームゾーンの低価格帯についても、値上げに踏み切った（神戸[飲食]）。
- ・物価高が続くもと、消費者の宿泊価格への目線が一層厳しくなっている。中東情勢の影響で燃料の調達価格が上昇しているが、価格転嫁は容易ではない（金沢[宿泊]）。
- ・石油由来の原材料の仕入価格が大幅に上昇しているが、これまでのところ、納入先は価格転嫁を受け入れる姿勢。中小受託取引適正化法も踏まえて、当社も仕入先に対して価格転嫁するように呼びかけている（名古屋[輸送用機械]）。

Ⅱ． 地域別金融経済概況

東北地域の金融経済概況

【全体感】

東北地域の景気は、持ち直している。

最終需要の動向をみると、公共投資は、持ち直しの動きが一服している。設備投資は、増加基調にある。個人消費は、緩やかに回復している。住宅投資は、弱い動きとなっている。この間、生産は、持ち直している。雇用・所得環境は、改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。こうした中、企業の業況感は、改善している。

【各 論】

1. 需要項目別動向

公共投資は、持ち直しの動きが一服している。

設備投資は、増加基調にある。

6月短観（東北地区）における2026年度の設備投資をみると、大型投資案件が一巡したものの、幅広い業種で、能力増強投資や老朽化対応投資、省力化投資、研究開発投資などがみられている。

個人消費は、緩やかに回復している。

主要小売業販売額をみると、ドラッグストアは、増加している。コンビニエンスストアとスーパーは、持ち直している。ホームセンターは、下げ止まっている。百貨店は、弱めの動きとなっている。また、家電大型専門店は、回復している。乗用車の新車登録台数は、下げ止まりつつある。

この間、サービス消費は、緩やかに増加している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

住宅着工戸数をみると、持家、貸家、分譲のいずれも弱い動きとなっている。

2. 生産

生産（鉱工業生産）は、持ち直している。

主要業種別にみると、電子部品・デバイスと輸送機械は、回復している。生産用機械等は、持ち直している。食料品は、緩やかに減少している。

3. 雇用・所得動向

雇用・所得環境は、改善している。

労働需給は、引き締まった状態にある。この間、雇用者所得は、業種ごとのば

らつきを伴いながらも増加している。

4. 物価

消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

5. 企業倒産

企業倒産は、このところ前年を下回っている。

6. 金融情勢

預金動向をみると、法人を中心に全体では前年を上回っている。

貸出動向をみると、個人向け、法人向けの増加を背景に全体でも前年を上回っている。この間、貸出金利は、上昇している。

東北地域の金融経済概況（続）

【企業等の主な声】

—（）内は報告のあった支店等名、[]内はヒアリング先企業等の業種名、<>内は同趣旨の報告のあった支店等名。

項目名	企業等から聞かれた主な声
公共投資	・2024年7月の大雨被害を受けた山形県では災害復旧・復興工事の発注が落ち着くもとで、公共工事の請負金額は横ばい圏内で推移している（仙台）。 ・近年相次ぐ自然災害を受けて、災害復旧関連予算は2025年度を上回る見通し。ただし、県内建設業者における人手不足感の強まりを考えると、入札不調の頻発により工事に着手できない案件が増加することも考えられる（秋田）。
設備投資	・A I 関連を含む中長期的な半導体需要の拡大を見据え、能力増強や研究開発の投資を積極的に進めている（仙台[生産用機械]）。 ・人手不足への対応に加え、コスト削減による中長期的な収益性向上の観点から、セルフレジの導入や発注作業の自動化等の省人化投資を実施する（青森[小売]）。 ・中東情勢の影響から先行きの電気料金の上昇が懸念されるもとで、2026年度は店舗への太陽光パネル設置を進めることで光熱費の抑制を図る方針（秋田[小売]）。 ・収益拡大に向けた投資を積極化しており、新規出店や店舗改修に加え、中長期的にはセントラルキッチンの建設を予定している（福島[飲食]）。 ・生産設備の更新を予定していたが、既往の資材価格の高騰に加え、中東情勢の影響を受けエネルギー価格の上昇が予想されるなど経営環境の不透明感が強まったため、当面は設備の更新を見送ることにした（秋田[食料品]）。
個人消費等	・3月末からの台湾・韓国便の増便や、クルーズ船の寄港数増加を背景に、インバウンド客数は増加している。インバウンド客向けのツアー予約も順調で、先行きも好調な入り込みが続く見通し（青森[観光施設]）。 ・流行しているシールの売上が増加するなど、若年層を中心に、趣味に対する支出は惜しまない傾向がうかがわれる（福島[小売]）。 ・2027年度のエアコンの省エネ基準引き上げを控え、安価な現行基準製品の売れ行きが好調なほか、電気代の節約を意識して省エネ性能の高い高価格帯エアコンの販売も増加（秋田[家電販売]）。 ・ハレの日や催事等では高額商品の販売が好調な一方、日常消費では日用品をより安価な他業態で購入する傾向があり、メリハリ消費の強まりがみられる（福島[小売]）。 ・消費者の節約志向が強まる中、牛肉と比べて割安な豚肉や鶏肉へのシフトが一段と進んでいる（秋田[スーパー]）。 ・新車登録台数は、環境性能割の廃止を受けて4月に一時的に押し上げられたが、納車待ちの期間が長期化するもと、伸び悩んでいる（仙台[自動車販売]）。 ・物価高を受けた節約志向の高まりから購入点数は減少傾向にある一方、価格転嫁の進捗から一品単価は上昇し、売上は前年を幾分上回っている（福島[小売]）。 ・中東情勢の影響を受け包装資材や原材料価格など各種コストが上昇する中、実質値上げや新商品開発に合わせた価格転嫁を進める方針にある（仙台[飲食]）。 ・中東情勢の影響で食品トレーなどの資材の仕入価格が上昇している。使用する資材を統一し大量発注することで、仕入単価を引き下げてコスト削減を図るほか、商品の内容量の変更によって、値上げ幅を抑える方針（青森[小売]）。

住宅 投資	・長引く物価高や住宅価格の上昇に加え、住宅ローン金利の上昇もあって、顧客の住宅購入意欲は低調であり、住宅販売は減少している（青森）。 ・中東情勢の緊迫化以降、ナフサ由来の資材価格が高騰しているほか、価格の変動幅も拡大している。このため、6月より工事期間内に資材価格が値上がりした場合、上昇分を追加請求できるように契約内容を見直した（秋田）。
生産	・A I 関連需要の拡大を背景に、データセンター向け製品の需要が好調であり、当面は高水準の生産を続ける予定（仙台[電子部品・デバイス]）。 ・A I 関連需要が好調なもと、生産ラインの増設を進め、生産を拡大している（青森[電気機械]）。 ・A I 関連需要が堅調なもとで、先端半導体向け製品の好調な受注が継続しており、能力増強投資を進めながら需要を取り込んでいる（福島[化学]）。 ・国内向けを中心に高水準の生産を続けており、中東情勢による受注への影響は限定的であるほか、部材調達についても今のところ問題ない（仙台[輸送用機械]）。 ・海水温の上昇により原材料となるホタテの水揚げが落ち込んでおり、当社の生産も減少。中東情勢の影響から包装資材の調達が難航しているが、資材の在庫取り崩しにより、秋頃まで生産面への影響は発生しない見通し（青森[食料品]）。 ・ナフサを原料とする合成繊維の仕入価格上昇を受けて販売価格を15%程度引き上げた。そうしたもとでも納入先では将来の欠品リスクに備える観点で当社製品の確保を優先しているため、高水準の受注が継続している（秋田[繊維]）。 ・重油や包装資材の仕入価格が3割程度上昇しているため、主要製品の値上げを行う方針。もっとも、顧客離れの懸念がある中、値上げ幅は同業他社の動きを踏まえて慎重に決める（青森[食料品]）。 ・中東情勢の影響から石油関連の資材価格が高騰しているが、競合が激しく納入先との価格交渉が難航しており、すべて転嫁するのは難しい（福島[はん用機械]）。
雇用 ・ 所得	・若年層の離職率の高さが課題となる中、新卒採用に積極的に取り組んでいるが、近隣の大手企業との処遇の差もあり、計画通りの確保は難しい（仙台[化学]）。 ・初任給を含めた継続的な賃上げや、休日数を増やすなどの待遇面の改善を進めており、適正人員を確保できている（福島[小売]）。 ・ここ数年、人材確保のため県内他社より高めの4～6%の賃上げを継続。価格転嫁やD Xによる業務効率化を通じて賃上げ原資を確保している（青森[卸売]）。 ・競合他社の多くが賃上げを実施した結果、他社への人材流出がみられたため、2026年度は人材係留を目的として、前年度を上回る5%のベアを実施予定（福島[食料品]）。 ・大手企業に見劣りしないよう2026年度も5%の賃上げを実施したが、それでも人材が確保できないため、年間休日数の増加や人事制度の見直しなど、待遇改善に向けた取り組みも積極的に実施（秋田[運輸]）。 ・新卒確保に向け、初任給の大幅引き上げや年間休日数の増加など待遇改善に努めているが、2025年度は新規採用に至らなかった。最近では、これまで採用実績のなかった外国人材の活用を進めている（秋田[飲食]）。 ・2026年度も賃上げを実施したが、コスト上昇が著しい中で十分な価格転嫁ができておらず、利益を削って原資をねん出せざるを得ない（仙台[業務用機械]）。 ・中東情勢の影響により収益が下押しされているが、採用競争力を強化するために賃上げを継続するほか、夏季賞与は2025年度並みの高水準を維持する。ただし、冬季賞与は今後の中東情勢の動向次第で減額もあり得る（青森[運輸]）。

参 考

「各地域の需要項目等別の判断」にかかる前回との比較

	公共投資	設備投資	個人消費	住宅投資	生産	雇用	所得
北海道	↗	→	→	→	→	→	→
東北	→	↘	→	→	→	→	→
北陸	→	→	→	↗	↗	→	→
関東 甲信越	→	→	→	→	→	→	→
東海	→	→	→	→	→	→	→
近畿	→	→	→	→	→	→	→
中国	↗	→	→	→	→	→	→
四国	→	→	→	↘	→	→	→
九州・ 沖縄	→	→	→	→	→	→	→

(注)1. 「↗」、「↘」は、前回判断と比較して需要項目等の改善度合いまたは悪化度合いが変化したことを示す（例えば、改善度合いの強まりまたは悪化度合いの弱まりは、「↗」）。
 なお、前回判断と比較して需要項目等の改善・悪化度合いが変化しなかった場合は、「→」となる。

2. 輸出については判断対象としていない地域があるため、上表には含めていない。

地域別業況判断D I

(1) 業況判断D I (全産業)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	北海道	東北	北陸	関東 甲信越	東海	近畿	中国	四国	九州・ 沖縄	全国
2025/ 9	14	4	11	17	13	13	15	14	19	15
12(旧)	15	5	14	20	16	15	19	20	20	17
12(新)	(14)	(5)	(14)	(21)	(18)	(16)	(19)	(21)	(20)	(18)
2026/ 3	14	5	10	22	17	15	16	17	22	18
6	15	6	14	22	16	17	18	17	21	18
9(予)	9	3	7	15	7	7	10	6	16	11

(2) 業況判断D I (製造業)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	北海道	東北	北陸	関東 甲信越	東海	近畿	中国	四国	九州・ 沖縄	全国
2025/ 9	4	▲ 6	8	9	7	6	8	18	9	7
12(旧)	8	▲ 3	13	13	9	9	13	25	12	11
12(新)	(8)	(▲3)	(13)	(12)	(10)	(10)	(12)	(26)	(12)	(11)
2026/ 3	5	2	5	14	13	10	11	19	16	12
6	9	4	5	18	9	14	14	20	14	14
9(予)	10	5	5	12	3	5	6	6	11	7

(3) 業況判断D I (非製造業)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	北海道	東北	北陸	関東 甲信越	東海	近畿	中国	四国	九州・ 沖縄	全国
2025/ 9	16	8	14	24	20	19	20	11	24	21
12(旧)	16	10	15	24	24	21	22	16	24	21
12(新)	(16)	(9)	(16)	(26)	(26)	(21)	(23)	(17)	(24)	(22)
2026/ 3	18	8	14	26	23	21	20	16	25	21
6	18	8	20	24	24	19	22	15	25	21
9(予)	8	2	7	17	11	11	13	5	19	14

(注)1. 短観の標本設計(調査対象企業の抽出方法)では、業種・企業規模ごとの売上高の標準誤差率や、売上高および資本金でみた調査母集団企業と調査対象企業の分布が有意に乖離しないこと等を基準として、全国ベースでの調査対象企業の抽出を行っているため、地域ごとにみると、必ずしも各地域の産業構造を正確に反映していない。このため、例えばこの統計を、全国短観の業況判断DIや、他の地域について算出された業況判断DIと水準比較することは適当ではない。しかし、短観の調査対象企業には、継続標本が多く含まれており、かつ回答率が極めて高いことから、この統計を各地域の企業の業況感の時系列的な変化を把握するために活用することは可能である。

2. 2026/3月調査から調査対象企業の見直しを行ったことから、2025/12月調査以前と2026/3月調査以降の計数は連続しない(2025/12月調査については、新ベースによる再集計結果を下段の括弧内に併記)。

3. 「(予)」は、直近の調査時における3か月後の予測。

4. 地域区分と都道府県の関係は以下の通り。

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

北陸：富山県、石川県、福井県

関東甲信越：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2026 年 7 月 27 日
日本銀行山形事務所

山 形 県 金 融 経 済 概 況

1. 全体感

山形県の景気は、持ち直している。

最終需要の動向をみると、公共投資は、弱めの動きとなっている。設備投資は、減少している。個人消費は、緩やかに回復している。住宅投資は、下げ止まっている。この間、生産は、緩やかに持ち直している。雇用・所得環境は、改善している。消費者物価（生鮮食品を除く総合）は、前年を上回っている。

2. 需要項目別の動向

（1）公共投資・・・弱めの動きとなっている

6 月の公共工事請負金額は、市町村や国、県などで減少したため、前年を下回った。

（図表 1）公共工事請負金額						前年比、%
	2025 年 9 月	12 月	2026 年 3 月	2026 年 4 月	5 月	6 月
山 形 県	25.4	85.7	▲6.2	▲21.2	82.1	▲15.6

＜資料＞東日本建設業保証(株)

（注）p は速報値、r は前回公表から掲載計数を改訂したもの（以下同じ）。

（2）設備投資・・・減少している

6 月短観における2026年度の設備投資計画（全産業）をみると、製造業は増加するものの、非製造業が減少するため、前年度を下回る計画となっている。

この間、5 月の建築着工床面積（民間非居住用）は、医療・福祉や農林水産などが増加したため、前年を上回った。

（図表 2）県内企業の設備投資額（2026 年 6 月山形短観）				前年度比、%
山 形 県	2024 年度(実績)	2025 年度(実績)	2026 年度(計画)	
全 産 業	20.3	▲34.0< 2.1>	▲4.7< 2.5>	
製造業	18.1	▲33.1< 0.1>	2.9< 1.8>	
非製造業	24.5	▲35.6< 6.2>	▲18.9< 4.1>	

＜資料＞日本銀行山形事務所

〈 〉 内は前回調査比修正率、%

（図表 3）建築着工床面積（民間非居住用）						前年比、%
	2025 年 6 月	9 月	12 月	2026 年 3 月	4 月	5 月
山 形 県	▲63.8	54.5	81.0	▲45.7	▲59.0	91.1

＜資料＞国土交通省

(3) 個人消費 ・ ・ ・ 緩やかに回復している

5月の販売額をみると、百貨店・スーパー（全店ベース）、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターが、前年を上回った。

(図表4) 百貨店・スーパー販売

前年比、%

山形県	2025年 7～9月	10～12月	2026年 1～3月	2026年 3月	4月	5月
全店	3.7	2.7	1.0	▲0.6	▲0.1	3.1
既存店	3.7	2.7	1.4	▲0.2	0.4	3.5

＜資料＞経済産業省

6月の乗用車新車新規登録・届出台数は、前年を上回った。

(図表5) 乗用車新車新規登録・届出台数

前年比、%

山形県	2025年 9月	12月	2026年 3月	2026年 4月	5月	6月
乗用車 合計	▲7.2	▲3.0	▲15.7	6.6	0.5	4.1
普通車	▲6.9	▲15.8	▲18.5	9.6	6.0	18.8
小型車	▲14.6	25.2	▲24.4	18.9	3.0	▲0.2
軽四輪	▲3.4	▲4.4	▲7.8	▲4.7	▲6.1	▲5.4

＜資料＞東北運輸局

この間、サービス消費は、飲食・宿泊を中心に緩やかに増加している。

(4) 住宅投資 ・ ・ ・ 下げ止まっている

5月の新設住宅着工戸数は、持家、貸家、分譲いずれも増加し、前年を上回った。

(図表6) 新設住宅着工戸数

前年比、%

	2025年 6月	9月	12月	2026年 3月	4月	5月
山形県	▲11.5	▲14.5	10.3	▲39.1	25.0	127.4
持家	▲36.6	2.1	▲9.6	▲37.6	33.6	120.7
貸家	16.2	▲41.5	51.0	▲39.6	24.1	136.7
分譲	47.8	20.6	9.1	▲43.2	4.3	126.7

＜資料＞国土交通省

3. 生産・・・緩やかに持ち直している

4月の鉱工業生産指数（季節調整済）は、前月を上回った。業種別にみると、汎用・生産用・業務用機械や化学など9業種が低下したものの、電子部品・デバイスや情報通信機械など12業種は上昇した。在庫指数（季節調整済）は、前月を下回った。

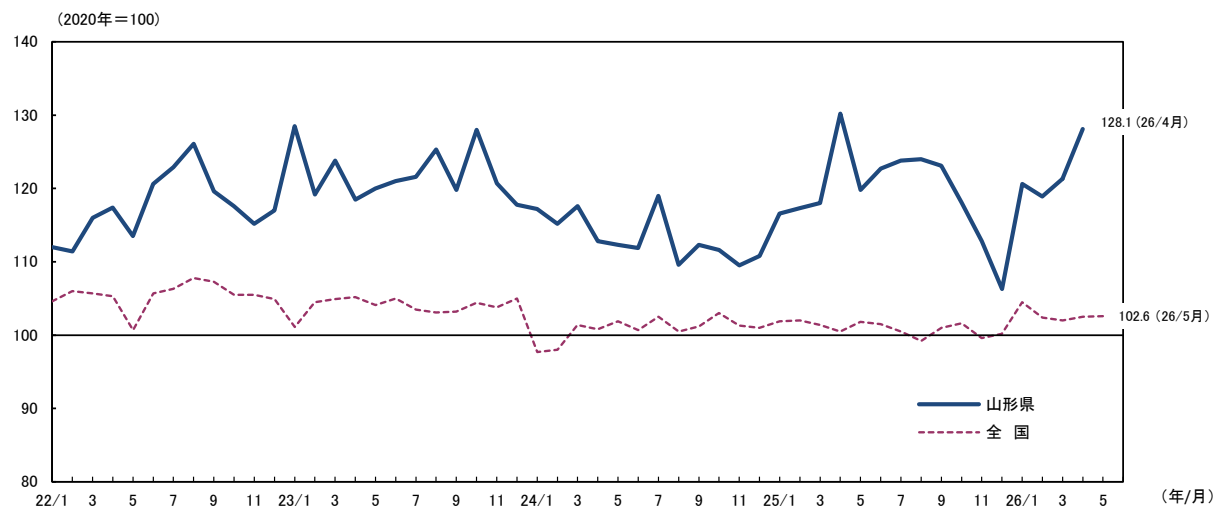
（図表7）鉱工業指数

2020年基準

山形県		2025年 6月	9月	12月	2026年 2月	3月	4月
生 産	季節調整済前月比%	r 2.4	r ▲0.7	r ▲5.8	r ▲1.4	2.0	p 5.6
	原指数前年比%	r 13.2	r 15.4	r ▲4.4	r 1.4	r 5.6	p ▲1.6
在 庫	季節調整済前月比%	r ▲0.7	r 1.2	r 0.9	r 7.3	r ▲2.2	p ▲0.3
	原指数前年比%	r ▲3.8	r 3.9	r 7.3	13.1	r 13.1	p 12.6

＜資料＞山形県

（図表8）鉱工業生産指数（季節調整済）の推移



＜資料＞経済産業省、山形県

4. 雇用・所得環境・・・改善している

5月の有効求人倍率（季節調整値）は、1.29倍となった。業種別の新規求人数をみると、宿泊・飲食サービスや農林漁業などが増加した一方、サービスや卸・小売などが減少した。

（図表9）雇用関係指標（その1）

倍、%

山形県	2025年 7～9月	10～12月	2026年 1～3月	2026年 3月	4月	5月
有効求人倍率	1.26	1.29	1.28	1.28	1.29	1.29
完全失業率	2.1	2.0	2.2	—	—	—

＜資料＞総務省、山形労働局

（注）有効求人倍率の四半期データは、四半期末の水準。

4月の常用雇用指数は前年を上回った。所定外労働時間は前年を下回った。

(図表 10) 雇用関係指標 (その 2) 2020 年基準、事業所規模 5 人以上、前年比、%

山 形 県	2025 年 6 月	9 月	12 月	2026 年 2 月	3 月	4 月
常用雇用指数	0.8	▲0.3	0.8	1.5	0.8	0.8
所定外労働時間	▲3.9	▲11.8	▲14.9	▲15.5	▲12.9	▲14.1

<資料>山形県

4月の現金給与総額(名目賃金指数)、きまって支給する給与ともに、前年を上回った。

(図表 11) 所得関係指標 2020 年基準、事業所規模 5 人以上、前年比、%

山 形 県	2025 年 6 月	9 月	12 月	2026 年 2 月	3 月	4 月
現金給与総額 (名目賃金指数)	0.5	1.9	1.4	0.6	0.2	1.6
きまって支給 する給与	4.5	0.7	0.9	0.6	1.1	1.2

<資料>山形県

5. 企業倒産 . . . 概ね前年並みとなっている

6月の企業倒産(負債額 10 百万円以上)は 6 件、負債総額は 4.8 億円となった(前年同月は 5 件、5.0 億円)。

(図表 12) 企業倒産 件、億円

山 形 県	2025 年 9 月	12 月	2026 年 3 月	2026 年 4 月	5 月	6 月
件 数	6	4	10	6	6	6
負債総額	2.6	3.6	7.3	2.4	7.9	4.8

<資料>(株)東京商工リサーチ

6. 物価 . . . 前年を上回っている

5月の消費者物価指数(山形市、生鮮食品を除く総合)は、前年を上回った。

(図表 13) 消費者物価指数 2020 年基準、前年比、%

山 形 市	2025 年 6 月	9 月	12 月	2026 年 3 月	4 月	5 月
総 合	3.1	2.2	1.4	1.0	0.9	1.2
生鮮食品を除く総合	2.7	2.3	1.8	1.5	1.0	1.3

<資料>山形県

7. 金融

5月の県内預金(銀行+信用金庫)は、前年を上回った。県内貸出(銀行+信用金庫)も、前年を上回った。この間、貸出金利は、上昇している。

(図表 14) 預金、貸出金

%

山 形 県	2025 年 6 月	9 月	12 月	2026 年 3 月	4 月	5 月
実質預金+CD (末残前年比)	▲0.5	▲0.3	▲0.1	0.7	1.2	1.7
貸出金 (末残前年比)	2.2	2.4	1.3	2.2	2.6	2.6

＜資料＞日本銀行山形事務所

- (注) ・国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)、信用金庫の県内全店舗を集計。
 ・銀行勘定(国内銀行についてはオフショア勘定を除く)を集計。
 ・実質預金とは、表面預金から未決済の小切手・手形を引いたもの。
 ・貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
 ・合併・新規出店、撤退等による残高調整は行っていない。

(図表 15) 貸出約定平均金利

%ポイント

山 形 県	2025 年 7～9 月	10～12 月	2026 年 1～3 月	2026 年 3 月	4 月	5 月
貸出約定平均金利 (総合、ストックベース、月・期中変化幅)	0.017	0.036	0.079	0.038	0.028	0.021

5月末水準
1.310%

＜資料＞日本銀行山形事務所

- (注) 山形県内に本店を置く地銀・地銀Ⅱの貸出金利(銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除いたもの)を貸出金残高(同)で加重平均したもの。

以 上

(内容に関するお問い合わせ先)
 日本銀行山形事務所
 TEL : 023-622-4004

全国及び山形の各種統計の推移（1）

作成日

令和8年7月31日

総 括		(評価年月)							
●雇用関係	全国：	令和8年6月	有効求人倍率は	1.18倍	前月より0.01ポイント		の上昇		
	山形：	令和8年6月	有効求人倍率は	1.35倍	前月より0.06ポイント		の上昇		
●物価関係（消費者物価指数）	全国：	令和8年6月	前 年 同 月 比	1.9%			の上昇		
	山形：	令和8年5月	前 年 同 月 比	1.3%			の上昇		
(国内企業物価指数)		令和8年6月	前 年 同 月 比	7.1%			の上昇		
●賃金関係（名目賃金）	全国：	令和8年5月	前 年 同 月 比	3.3%	の上昇		53	か月連続のプラス	
	山形：	令和8年5月	前 年 同 月 比	1.2%	の低下		28	か月ぶりのマイナス	
(実質賃金)		全国：	令和8年5月	前 年 同 月 比	1.6%	の上昇	5	か月連続のプラス	
		山形：	令和8年5月	前 年 同 月 比	2.5%	の低下	2	か月ぶりのマイナス	
(全国と山形の格差)			令和8年5月	前 月 比	0.3ポイント	差が拡大した			

山形労働局 作成

		雇用関係		物価関係			賃金関係				
		有効求人倍率		消費者物価指数		国内企業物価指数	名目賃金		実質賃金		全国と山形の格差 (全国＝100)
		全国	山形	全国	山形	全国	全国	山形	全国	山形	
(年)	(月)	(倍)	(倍)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(注) 4
令和2		1.18	1.15	0.0	▲ 0.2	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 3.6	▲ 1.2	▲ 3.6	83.9
令和3		1.13	1.27	▲ 0.3	▲ 0.1	4.6	0.3	4.2	0.6	4.2	87.2
令和4		1.28	1.56	3.0	2.7	9.8	2.0	4.7	▲ 1.0	1.9	89.5
令和5		1.31	1.43	3.8	3.8	4.4	1.2	2.7	▲ 2.5	▲ 1.0	90.7
令和6		1.25	1.33	3.2	3.9	2.4	2.8	3.7	▲ 0.3	▲ 0.1	88.4
令和7		1.22	1.30	3.7	3.5	3.2	2.3	2.9	▲ 1.3	▲ 0.7	88.9
令和6	10	1.26	1.36	2.6	3.0	3.8	2.2	3.6	▲ 0.4	0.6	88.4
	11	1.26	1.37	3.4	3.9	3.9	3.9	4.2	0.5	0.2	88.1
	12	1.25	1.34	4.2	4.6	4.1	4.4	9.5	0.3	4.6	91.5
令和7	1	1.25	1.35	4.7	5.2	4.2	1.8	5.3	▲ 2.8	0.1	89.7
	2	1.25	1.32	4.3	4.5	4.3	2.7	3.8	▲ 1.5	▲ 0.6	90.0
	3	1.25	1.33	4.2	4.3	4.3	2.3	6.7	▲ 1.8	2.4	89.0
	4	1.25	1.32	4.1	4.0	3.9	2.0	5.3	▲ 2.0	1.0	88.2
	5	1.23	1.30	4.0	3.7	3.1	1.4	3.2	▲ 2.6	▲ 0.4	90.1
	6	1.22	1.28	3.8	3.5	2.8	3.1	0.5	▲ 0.8	▲ 2.9	87.3
	7	1.22	1.28	3.6	3.3	2.5	3.4	4.9	▲ 0.2	1.6	86.2
	8	1.21	1.27	3.1	3.0	2.6	1.3	1.3	▲ 1.7	▲ 1.6	93.2
	9	1.20	1.26	3.4	2.6	2.8	2.1	1.9	▲ 1.3	▲ 0.7	88.5
	10	1.19	1.27	3.4	3.2	2.7	2.5	2.1	▲ 0.8	▲ 1.0	88.0
	11	1.19	1.26	3.3	2.8	2.7	1.7	0.3	▲ 1.6	▲ 2.5	87.0
	12	1.20	1.29	2.4	1.6	2.4	2.4	1.4	▲ 0.1	▲ 0.2	90.6
令和8	1	1.18	1.27	1.7	0.2	2.4	2.5	0.4	0.7	0.2	87.8
	2	1.19	1.29	1.4	0.6	2.1	3.4	0.6	2.0	0.0	87.6
	3	1.18	1.28	1.6	1.1	2.9	3.1	0.2	1.4	▲ 1.0	86.5
	4	1.18	1.29	1.5	1.0	5.4	3.6	1.6	2.0	0.7	86.5
	5	1.17	1.29	1.7	1.3	6.6	3.3	▲ 1.2	1.6	▲ 2.5	86.2
	6	1.18	1.35	1.9		7.1					
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
令和6年10月（最低賃金改正月）から令和7年11月までの単純平均		1.23	1.31	3.7	3.7	3.4	2.5	3.8	▲ 1.2	0.1	88.9
令和7年12月（最低賃金改正月）から公表月までの単純平均		1.18	1.29	1.7	1.0	4.1	3.1	0.5	1.3	▲ 0.5	87.5
資料出所		山形労働局「労働市場月報」		全国：総務省「消費者物価指数」 山形：山形県「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」	全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」 山形：山形県「毎月勤労統計調査地方調査」				

（注） 1 消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」（※）を用いた。

※消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。
「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は「持家の帰属家賃を除く総合」を使用し実質化している。

2 山形県が発表している消費者物価指数は山形市を対象としたものである。

3 賃金関係の参照数値は、「現金給与総額」かつ「常用労働者5人以上事業所、調査産業計」を用いた。

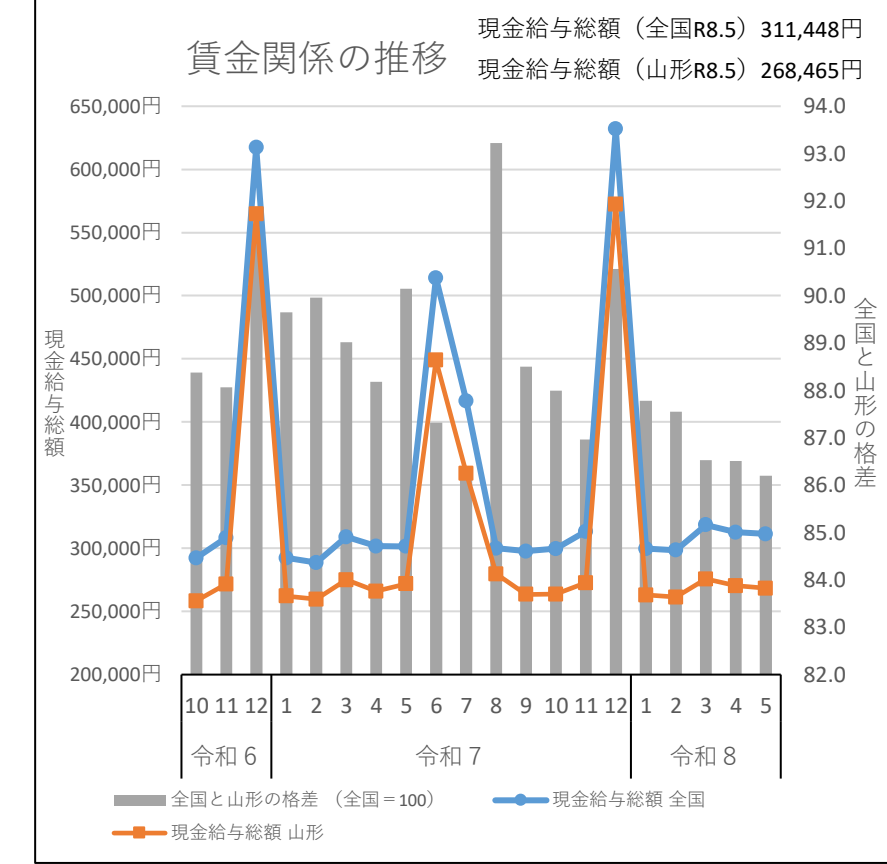
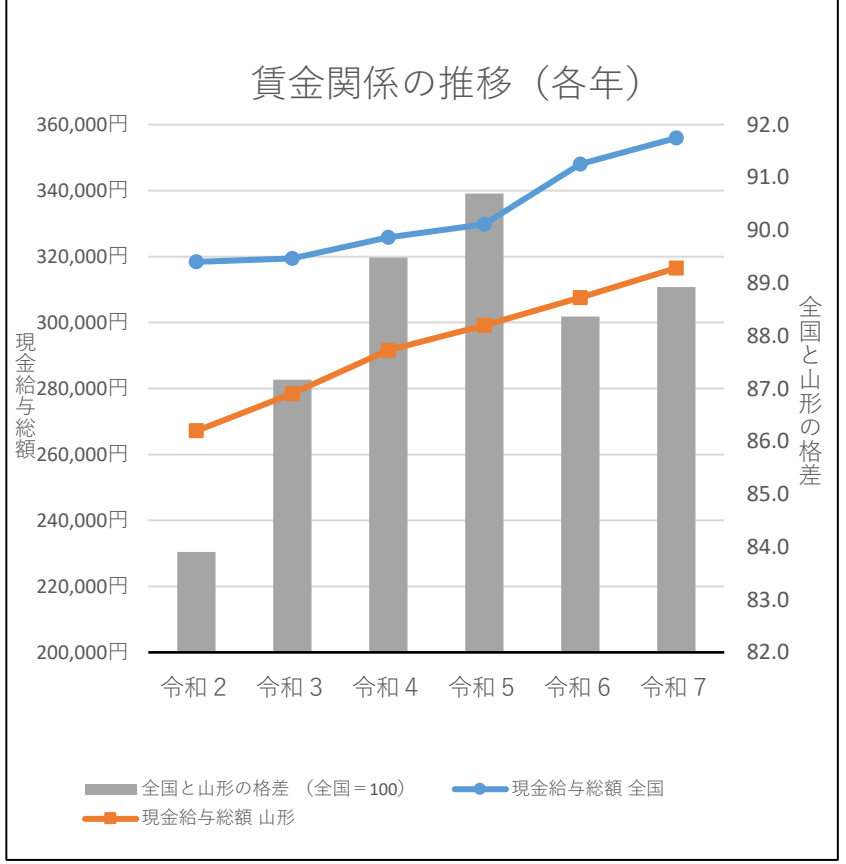
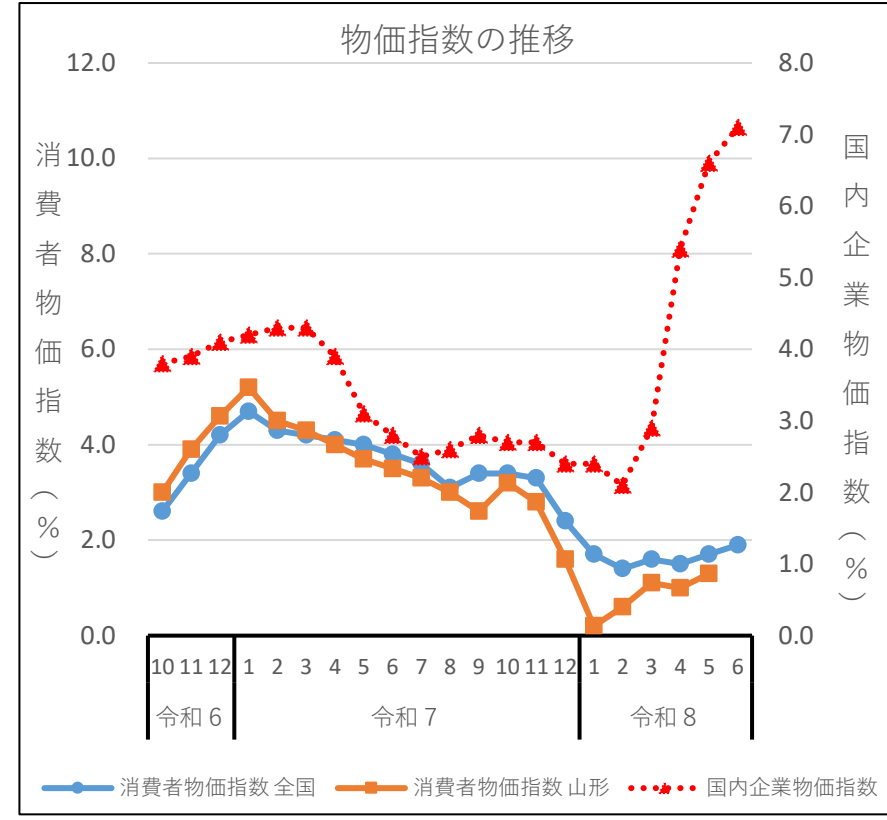
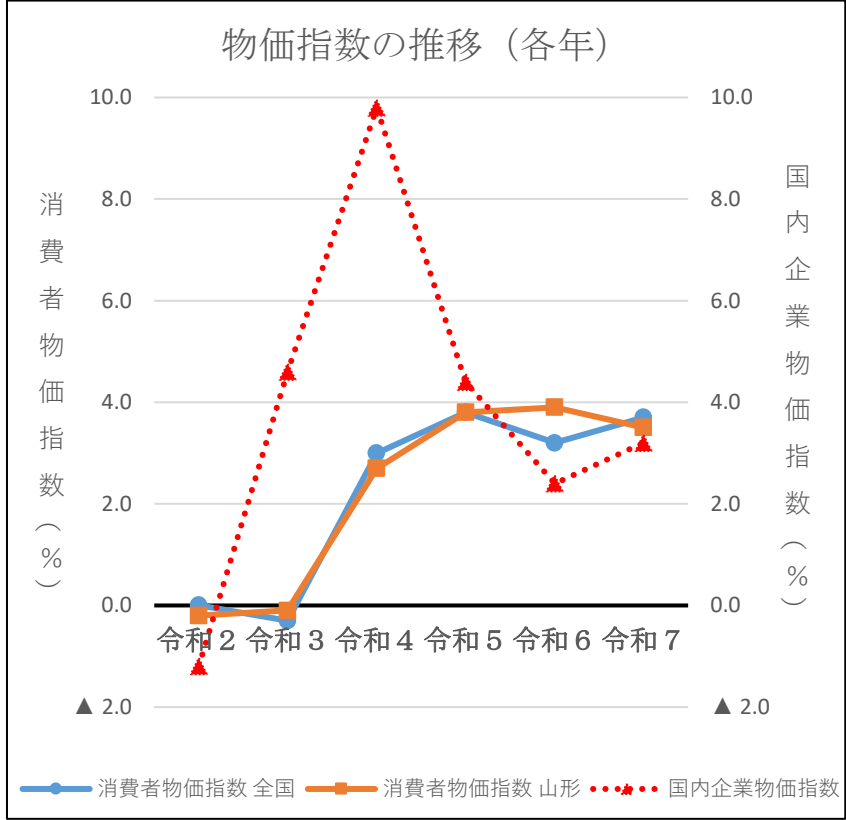
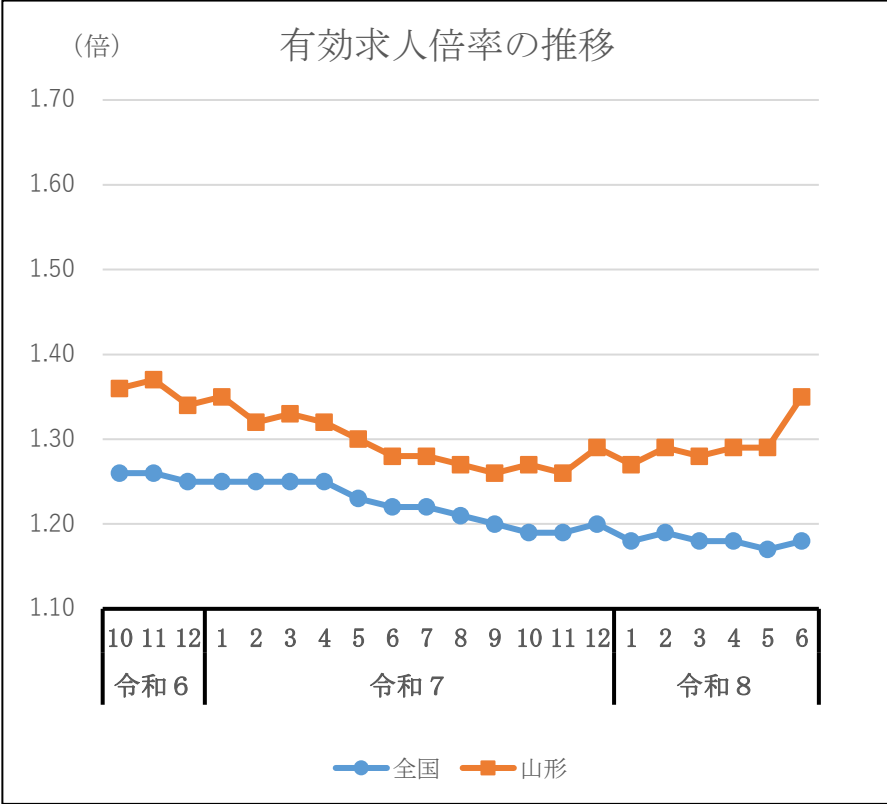
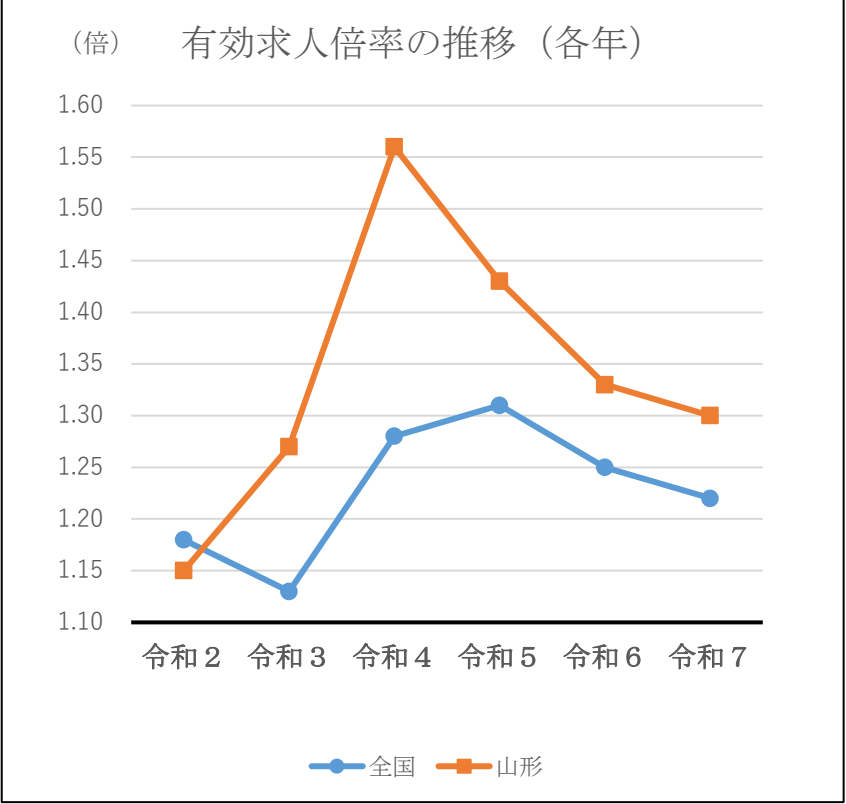
4 賃金関係のうち「全国と山形の格差」は上記（注）3の数値における給与総額（実数）について、山形県/全国×100（四捨五入）で求めたもの。

5 数値の前に表記されている「r」は続報等にて改訂された値を表す。（※速報値は確報で改訂される場合がある。）

6 物価関係及び賃金関係（「全国と山形の格差」を除く）における各年の数値は「前年比」であり、各月の数値は「前年同月比」である。

7 総括は最新月の状況について記載したもの。

8 最低賃金が改正された月を起点に作成したもの。



全国及び山形の各種統計の推移（2）

作成日 令和8年7月31日

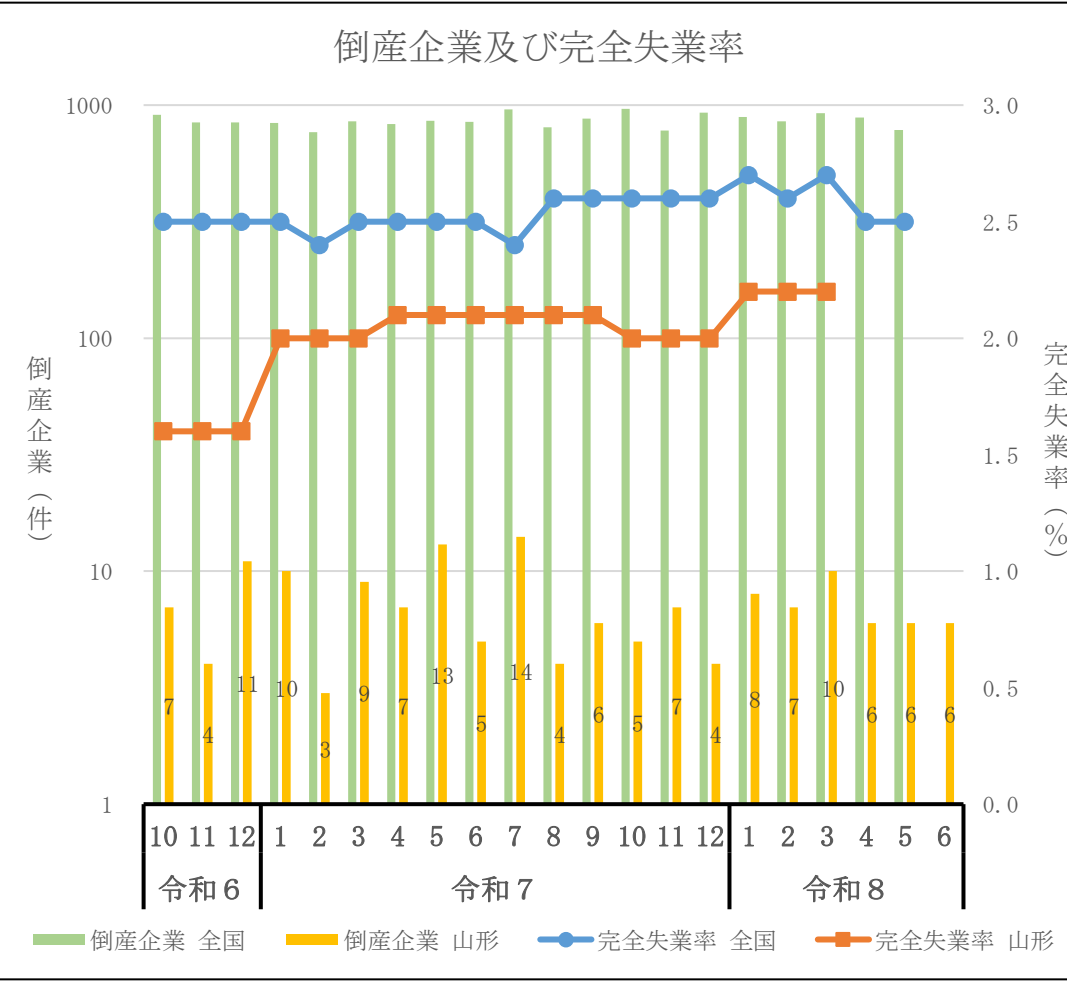
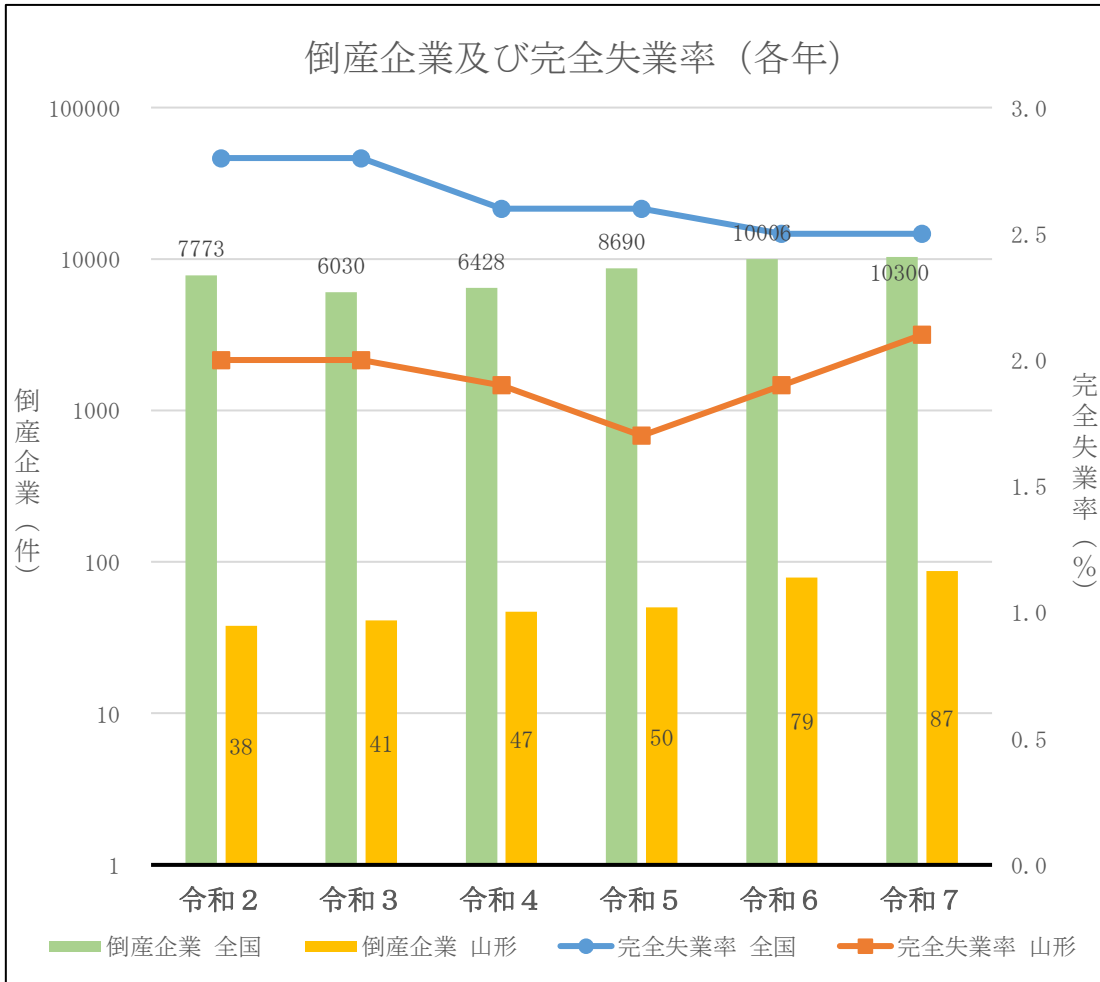
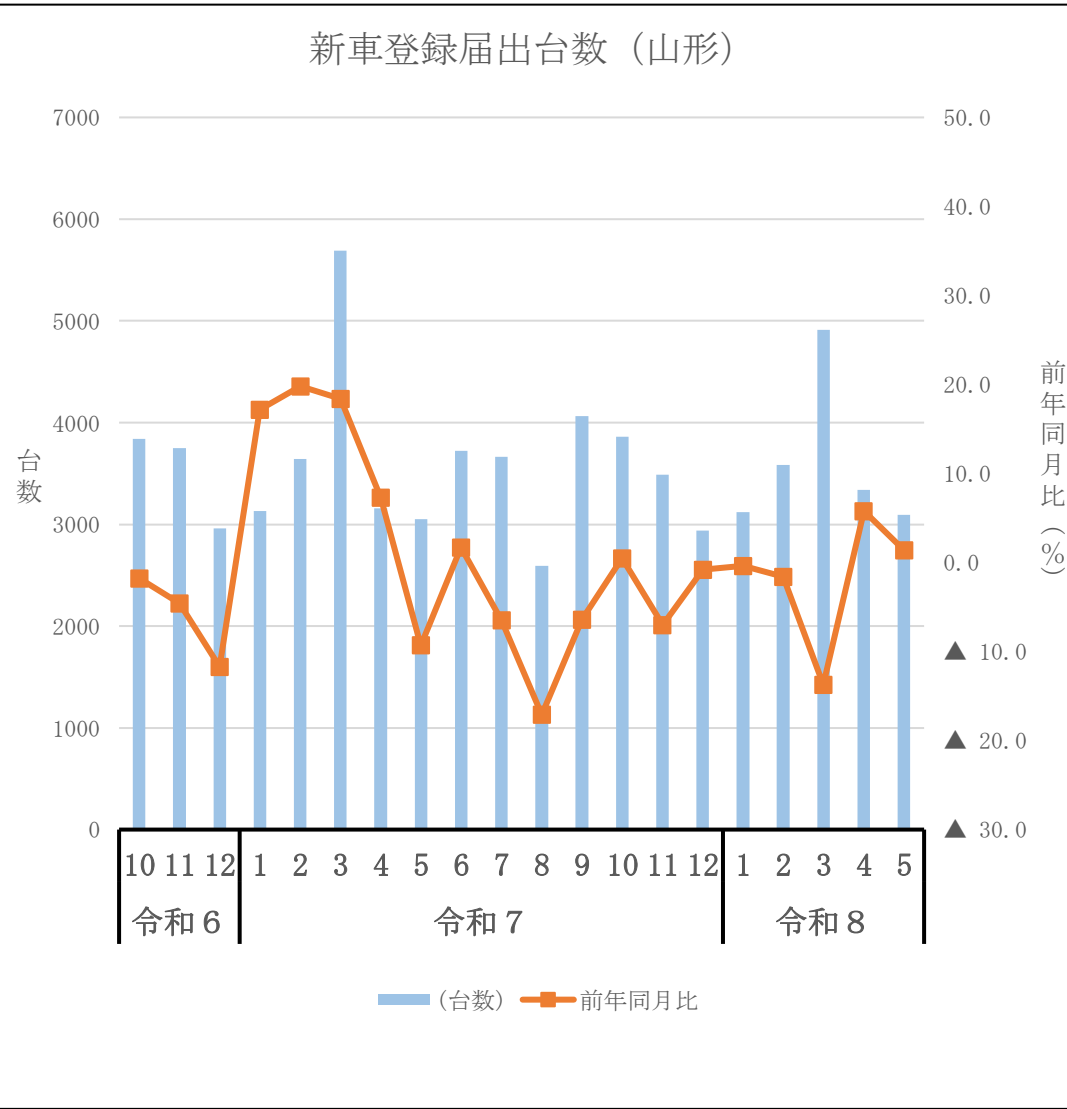
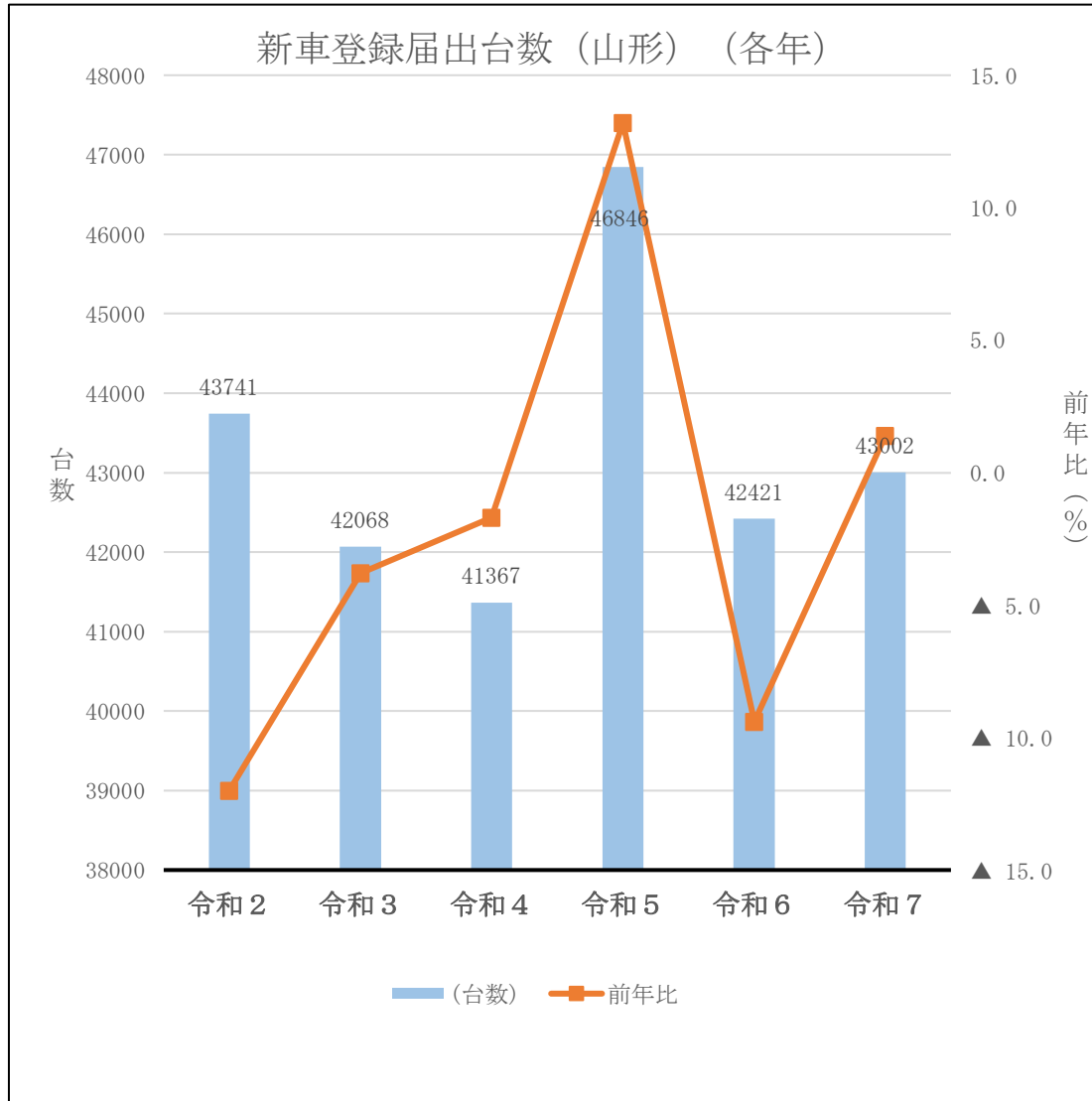
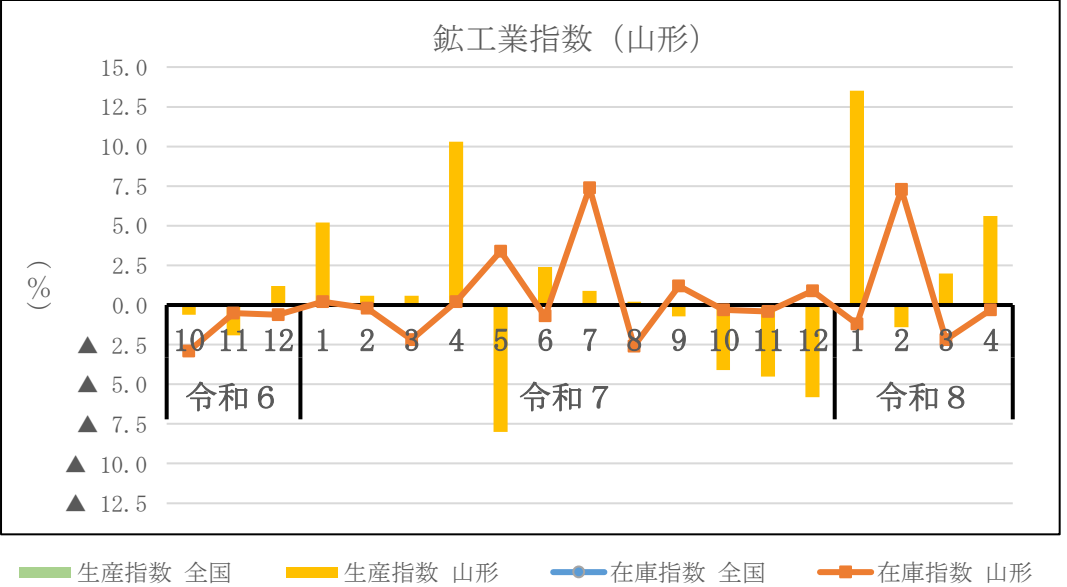
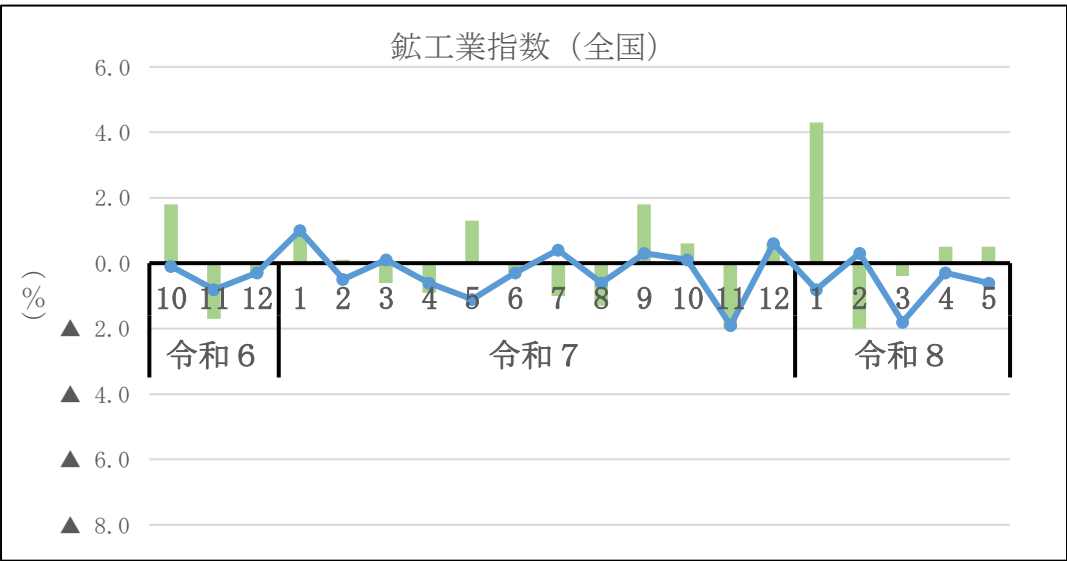
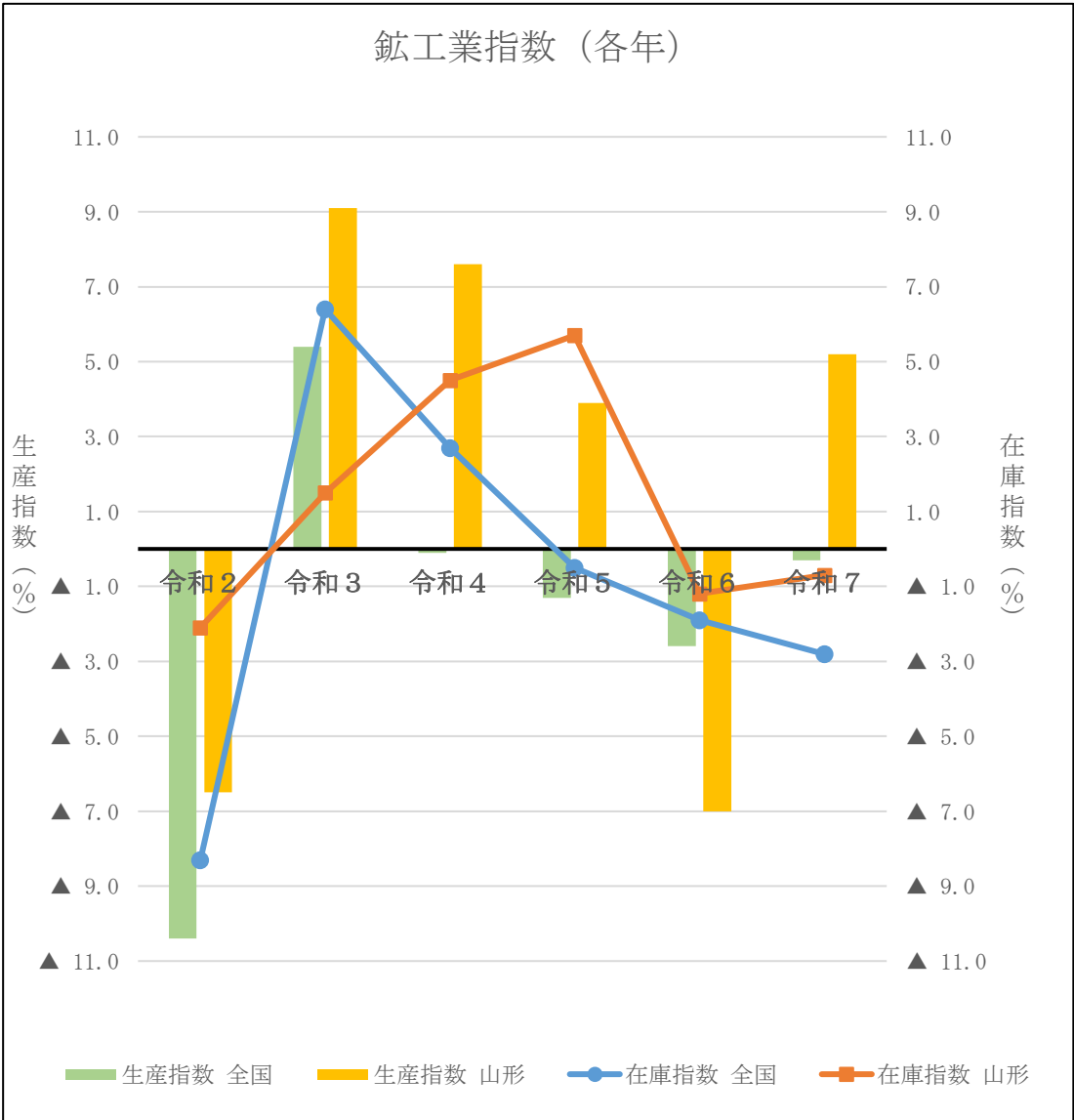
総括 (評価年月)

●鉱工業指数（生産指数）	全国：	令和8年5月	前月比	0.5%	の上昇
	山形：	令和8年4月	前月比	5.6%	の上昇
（在庫指数）	全国：	令和8年5月	前月比	0.6%	の低下
	山形：	令和8年4月	前月比	0.3%	の低下
●新車登録届出台数		令和8年5月	前年同月比	1.4%	の増加
●倒産件数	全国：	令和8年5月	倒産件数は	780	件
	山形：	令和8年6月	倒産件数は	6	件
●完全失業率	全国：	令和8年5月	完全失業率は	2.5%	
	山形：	令和8年1-3月期	完全失業率は	2.2%	

山形労働局 作成

		鉱工業指数				新車登録届出台数		倒産企業		完全失業率	
		生産指数		在庫指数		山形		全国	山形	全国	山形
		全国	山形	全国	山形						
(年)	(月)	(%)	(%)	(%)	(%)	(台数)	(%)	(件)	(件)	(%)	(%)
令和2		▲ 10.4	▲ 6.5	▲ 8.3	▲ 2.1	43741	▲ 12.0	7773	38	2.8	2.0
令和3		5.4	9.1	6.4	1.5	42068	▲ 3.8	6030	41	2.8	2.0
令和4		▲ 0.1	7.6	2.7	4.5	41367	▲ 1.7	6428	47	2.6	1.9
令和5		▲ 1.3	3.9	▲ 0.5	5.7	46846	13.2	8690	50	2.6	1.7
令和6		▲ 2.6	▲ 7.0	▲ 1.9	▲ 1.2	42421	▲ 9.4	10006	79	2.5	1.9
令和7		▲ 0.3	5.2	▲ 2.8	▲ 0.7	43002	1.4	10300	87	2.5	2.1
令和6	10	1.8	▲ 0.6	▲ 0.1	▲ 2.9	3842	▲ 1.8	909	7	2.5	1.6
	11	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 0.5	3750	▲ 4.6	841	4	2.5	
	12	▲ 0.3	1.2	▲ 0.3	▲ 0.6	2961	▲ 11.7	842	11	2.5	
令和7	1	0.9	5.2	1.0	0.2	3132	17.2	840	10	2.5	2.0
	2	0.1	0.6	▲ 0.5	▲ 0.2	3644	19.8	764	3	2.4	
	3	▲ 0.6	0.6	0.1	▲ 2.2	5693	18.4	853	9	2.5	
	4	▲ 0.9	10.3	▲ 0.6	0.2	3158	7.3	828	7	2.5	
	5	1.3	▲ 8.0	▲ 1.1	3.4	3050	▲ 9.3	857	13	2.5	2.1
	6	▲ 0.3	2.4	▲ 0.3	▲ 0.7	3721	1.7	848	5	2.5	
	7	▲ 1.0	0.9	0.4	7.4	3663	▲ 6.5	961	14	2.4	
	8	▲ 1.3	0.2	▲ 0.6	▲ 2.6	2591	▲ 17.1	805	4	2.6	2.1
	9	1.8	▲ 0.7	0.3	1.2	4064	▲ 6.4	873	6	2.6	
	10	0.6	▲ 4.1	0.1	▲ 0.3	3862	0.5	965	5	2.6	2.0
	11	▲ 2.0	▲ 4.5	▲ 1.9	▲ 0.4	3487	▲ 7.0	778	7	2.6	
	12	0.6	▲ 5.8	0.6	0.9	2937	▲ 0.8	928	4	2.6	
令和8	1	4.3	13.5	▲ 0.8	▲ 1.2	3121	▲ 0.4	887	8	2.7	2.2
	2	▲ 2.0	▲ 1.4	0.3	7.3	3584	▲ 1.6	851	7	2.6	
	3	▲ 0.4	2.0	▲ 1.8	▲ 2.2	4913	▲ 13.7	924	10	2.7	
	4	0.5	5.6	▲ 0.3	▲ 0.3	3341	5.8	883	6	2.5	
	5	0.5		▲ 0.6		3092	1.4	780	6	2.5	
	6								6		
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
令和6年10月（最低賃金改正月）から令和7年11月までの単純平均		▲ 0.1	0.1	▲ 0.3	0.1	3616	0.0	855	8	2.5	2.0
令和7年12月（最低賃金改正月）から公表月までの単純平均		0.6	2.8	▲ 0.4	0.9	3498	▲ 1.6	876	7	2.6	2.2
資料出所		全国：経済産業省「鉱工業指数」 山形：山形県「鉱工業指数」				国土交通省東北運輸局		全国：（株）東京商工リサーチ「倒産月報」 山形：（株）東京商工リサーチ山形支店「山形県企業倒産状況」		総務省「労働力調査」	

- (注) 1 資料出所先は記載のとおりだが、作成に当たっては山形県：「山形県経済動向月例報告」を参照（※）し作成しているため、同報告の更新を受け、本資料についても更新している。
- ※〔鉱工業指数〕は第4表 〔新車登録届出台数〕は第2表 〔倒産企業〕は第9表 〔完全失業率〕は第7表を参照している。
- 2 鉱工業指数における各年の数値は「前年比」であり、各月の数値は「前月比」である。
新車登録届出台数における（％）について、各年の数値であれば「前年比」であり、各月の数値であれば「前年同月比」である。
- 3 倒産企業は負債総額1000万円以上・含内整理を対象として集計されている。
- 4 「全国及び山形の各種統計（1）」を令和5年10月以降について作成しているため当該資料も同期間について作成した。
- 5 総括は最新月の状況について記載したもの。
- 6 数値の前に表記されている「r」は続報等にて改訂された値を表す。（※速報値は確報で改訂される場合がある。）



（注1）完全失業率（山形）は各4半期平均の数値であるが、グラフ作成の都合上、各4半期平均の数値を各月にあてて作成している。（例：1～3月期が1.3であれば、1月、2月、3月を1.3としてグラフを作成）

（注2）倒産企業（山形）のみ件数表記している。

令和 8 年度山形地方最低賃金審議会開催日程（予定）

8 月 5 日現在

- 7 月 14 日（火） 10:00～ 第 1 回本審（諮問） 開催済
- ・ 7 月 30 日（木） 10:00～ 第 1 回専門部会（部会長選出等） 開催済
- 8 月 5 日（水） 10:00～ 第 2 回本審（意見聴取等）
- ・ 8 月 7 日（金） 10:00～ 第 2 回専門部会（金額審議）
- ・ 8 月 17 日（月） 10:00～ 第 3 回専門部会（金額審議）
- ・ 8 月 18 日（火） 10:00～ 第 4 回専門部会（金額審議）
- ・ 8 月 21 日（金） 10:00～ 第 5 回専門部会（金額審議）
- ・ 8 月 26 日（水） 10:00～ 第 6 回専門部会（金額審議）
- 8 月 27 日（木） 10:00～ 第 3 回本審（答申）
- 9 月 16 日（水） 10:00～ 第 4 回本審（異議審議）

※法定発効日：上記日程で審議が進んだ場合 令和 8 年 10 月 30 日（金）

2026 年 8 月 3 日

山形地方最低賃金審議会

会長 本 間 佳 子 様

山形県労働組合総連合

議長 荻 原 圭 子

山形県最低賃金の 2026 年改定審議にあたっての意見書

はじめに

最低賃金の改善による労働者の生活と地域経済の向上に向けてご尽力いただいていることに対し、感謝と敬意を表します。

最低賃金近傍の賃金で働く人たちの生活実態は深刻なもので、かつそうした生活をする労働者が増えています。生活の改善に向け生計費に基づく最低賃金改善の展望を今すぐにでも示さなければ、人口流出や労働力不足も改善されないのではないのでしょうか。

最低賃金制度の現在の在り方そのものを見直す必要があります。全国一律最低賃金制度に改め、同時に必要な中小企業支援を国に義務付けるようにしなければ、多くの矛盾は解消しない、と私たちは考えています。中央最低賃金審議会が発効日の先送りを是正しようとするのは当然として、地方間の「過度な競争」や目安に対する「大幅な上積み」まで問題視する見解を表明しています。近年、山形地方最低賃金審議会においては、地域間格差の解消を労使双方が共有すべき課題と認識し委員各位が力を合わせて取り組んでこられました。その努力に水を差し、矛盾の責任を地方審議会に転嫁するような物言いは断じて許せません。地方審議会の権限のもと、その独自性を最大限発揮し、必要であれば中央最低賃金審議会の見解には毅然として抗うことこそ、最低賃金法の趣旨に適うものと考えます。

私たちは、全国一律最低賃金制度、ないしは全国一律の最低賃金適用と時間額 1,900 円以上を目指すべき理想形として提示します。その上で、大変僥越ながら、現行制度下で地方最低賃金審議会がなし得る役割を考え、以下のとおり意見を申し述べます。一点でも多く趣旨をお汲み取りの上、審議に反映させていただきますようお願いします。

長文となることを何卒お許しください。

【1】 意見を述べる事項

1. 最低賃金近傍の賃金で働く人たちなど、最低賃金の影響を受けやすい人たちの実態を十分把握し、その意見が審議に反映されるようにしてください。
2. 生計費の参考値として、最低生計費試算調査 2026 年アップデート結果（詳述後記）をご参照ください。

3. 生計費を明らかにすることは、部分的にせよ労使双方の利益となり得ることをふまえ、以下2点についてお取り計らいください。
- 〈1〉労使双方とも、公開の審議の場で現在の山形県内の生計費がいくらであるか見解を述べるか、議事録を通じて公開されるようにしてください。使側において生計費額を示すことが困難な場合は、「労働力確保のため本来支払いたい賃金額」を示すようご検討ください。以上について、「中央最低賃金審議会の目安をふまえて今回の改定で引き上げるべき金額」とは区別して論じてください。
- 〈2〉少なくとも、国に対し、現在の標準生計費に代えて、生計費を科学的に示すよう要望してください。
4. 生計費、または支払いたい賃金額に対して不足する金額等を「支払い能力の不足部分」として示したうえで、これが価格転嫁の促進や直接助成の拡充により補われるよう国を含む関係各方面に要望してください。

【2】 意見を述べる理由

1. 最低賃金近傍の人などの実態把握と意見反映

以下は最低賃金近傍の賃金で働く人たちの生活実態や声の例（2025年12月21日実施の食料支援きたむらやま来場者（食料支援を受けに来た人たち58人）からのヒアリング調査結果）です（一部年金生活者を含みます／引上げ額、引き上げ後の月額の両方を答えた人の中から抽出しています）。こうした人たちが、山形県内で働きながらその生活を改善していく希望と展望を持てるような審議と答申を切望します。

引き上げてほしい賃金額（月額）と実現したい生活改善／その人の現在の生活実態

①最高額 +100,000 円で

- 150,000 円に 旅行に行く余裕がほしい／電気代や野菜を節約している。
- 200,000 円に 旅行に使いたい／1日2食にしている 医療費が1回36,000 円くらいかかる
- 200,000 円に ガス・電気・水道に充てたい／電気・ガス・水道を節約している

②最多額 +50,000 (58人中14人)で、…（以下例）

- 2人で190,000 円に 外食などに自由に使いたい／電気代、食費（特に米）を節約している
- 妻・息子・祖父と4人で300,000 円に／鍋物で2～3日食べ続け節約
- 200,000 円に 食費に使いたい／食費を節約 品数を減らしている
- 120,000 円に（年金7万円+4時間程度のアルバイト）／節電 米は高くても買えない 安い値段のものをみつけて買っている
- 100,000 円に 灯油代に充て、たまには外食にも使いたい／洋服を買う頻

度が落ち自分で直して着ている 外食に行かなくなった

→130,000 円に 買い物をしたい／ガス・電気を使わないようにしている

→170,000 円に 食料品の購入に充てたい

→180,000 円に 生活に潤いがほしい／食費・電気・灯油・ガソリンを節約

→250,000 円に 貯金して貯まったら贅沢したい／遠出をやめている

③最低額 +5,000 円で 95,000 円に 米を買いたい／食材は缶詰・乾麺・もらいものなどにして節約している

以上のうち②について、月平均 150 時間労働および 173.8 時間労働を前提に時間単価を算出し、その後（12 月 23 日）の最低賃金の引上げ額 77 円を差し引いた額

② $50,000 \div 150 - 77 \div 257$ （円） $50,000 \div 173.8 - 77 \div 201$ （円）

（労働時間が 150 時間や 173.8 時間と異なる場合・可能性は捨象して検討しています）

これらは私たちが微力を尽くして集めたもので、山形県内の実情からは氷山の一角にすぎません。貴審議会と山形労働局が力を合わせて、最低賃金近傍の賃金で働く人たちの生の生活実態や声を豊富に集め審議の基礎資料とすることを合わせて求めます。

2. 最低生計費試算調査 2026 年アップデート結果

（1）時給 1900 円（年間 1800 時間労働）の生活は贅沢ではなく必要最低限の質素なもの

① 静岡県立大学の中澤秀一准教授と共に私たちは、2016 年の最低生計費試算調査（日本学術振興会科学研究費助成あり）を 2026 年においてアップデートする作業を行い、25 歳男性が単身山形市で生計を営む場合、年間 1,800 時間（月平均 150 時間）労働を前提とすれば時給にして約 1,900 円が必要とする結果を導き出しました。

2016 年の時点で 1,500 円と試算され、その後石破内閣が 2020 年代中（高市内閣で 2030 年代）に実現すべき金額と表明するに至った最低生計費は、その後の物価の高騰でここまで押し上げられてしまっています。

② これは、現行の山形県最低賃金 1,032 円とは 868 円もの開きがあり、委員各位においてにわかに理解しがたく、場合によっては非現実的な金額だと受け止められるであろうことは想像に難くありません。

しかし、この時給・この労働時間で得られる賃金で実際にどのような生活ができるかを考えれば、これが決して贅沢なものではなく、必要最低限の質素なものであることをご理解いただけるものと信じます。以下にお示します。

住居 家賃 40,000 円で 25 m²のワンルームまたは 1 Kのアパート・マンション（エアコン付き）に居住

所有する家具・家電 ※（ ）内は耐用年数 座り机（15 年） シングルベッド（8 年）
電子・ガスレンジ 炊飯器 冷蔵庫 掃除機 洗濯機 電気ポットファンヒーター（以上 6 年） カラーテレビ（5 年） ノートパソコン（4 年） カラーボックス 2 つ（3 年）等

朝食	自宅で食べる
昼食	月に 10 回程度コンビニでパン・お弁当を購入 1 回 750 円 他は自宅で準備
夕食	自宅で食べる（会食の場合を除く）
会食代（飲み会）	1 回 4,500 円 月 2 回
日帰り行楽	年間 20,000 円の予算内で実行
1 泊以上の旅行	年間 90,000 円の予算内で実行
理髪店	2 か月に 1 回利用
スーツ	2 組（耐用年数 4 年）
定額制コンテンツ（サブスクリプション）	月 2,000 円
所有する自家用車	小型自動車（7 年落ち）

※ 寝具、その他の衣服、消費財など、および冠婚葬祭、税・社会保険料などは記載を省略

③ なお、私たちは、時間額 1,900 円を今年の改定審議で実現してほしい金額としてお示しするものではありません。下記のとおり、東京における最低生計費試算調査結果と大差がないこと等を勘案すれば、若者が県外転出を思いとどまり、山形で働いて生活し続け、人口流出に歯止めをかけ得る金額がこれであることをご理解いただくためにお示ししたものです。

（２）どのように調査し試算したか

改めて調査・試算方法をお示します。

① 2016 年の最低生計費調査は、「生活実態調査（やっていること）」、「持ち物材調査（持っているもの）」、「集計 必要なもの・ことの抽出（原則、保有率 7 割以上の品目を必需品とする）」、「合意形成会議（生活実感などから集計結果を検討・調整）」、「価格調査」、「最低生計費の計算（品目・費目ごとに必要個数・回数・価格をかけて足し上げ年額を算出、月額・時間額を算出）」からなります。

この 2016 年の最低生計費調査結果をふまえ、2026 年のアップデートでは、「合意形成会議」を行い、改めて行った「価格調査」と「物価指数等の確認」を勘案し、「最低生計費の計算」をしておいたものです。

資料として、１）「最低生計費試算調査アップデート結果について（5.26 山形県庁記者室における記者会見資料）」、２）「最低生計費試算調査の概要」および「最低生計費試算調査「アップデート」（例）の概要」、３）「東北地方最低生計費試算調査結果（2026 年版改定）総括表」、４）「山形県・東京都最低生計費試算調査結果比較表」、５）「東北地方最低生計費試算調査 2016 年 2026 年比較表（品目・費目ごとの金額・乗率・調査方法など）」を添付いたしました。

② 山形の最低生計費額が東京のそれと大差ないことは添付資料 4）が示すとおりですが、その理由を要約すれば、上記の方法で試算すると山形において必需品とされる自家用車の保有が東京ではそうでなくなる代わりに、山形において比較的低い家賃等が東京

において高くなることによって、交通・通信費と住居費が相殺されること、その他の費目は山形も東京も同程度であることによるものと言えます。

これは、私たちの実生活上の肌感覚とも合っているのではないのでしょうか。

3. 生計費（または本来支払いたい賃金額）を明らかにすることによる労使双方の利益

以下の各項を執筆するにあたり、貴審議会に委員を派遣しておられる各経営者団体からご意見を拝聴し多大なるご教示をいただいたことに、心より感謝申し上げます。

（１）たとえすぐには実現しない額だとしても、最低賃金審議会が生計費を議論することで、最低賃金近傍の賃金で働く人たちに希望と展望をもたらす審議への関与を促し得る

いわゆる「防衛的賃上げ」をしてきた企業が多い中で、生計費がそのまま最低賃金額とされるほど、山形の企業の実情は甘くはないと思われます。

しかし、最低賃金近傍の賃金で働く人たちにとって、自分たちの生計費を貴審議会が真剣に把握し議論しようとしている姿が見えることそれ自体が重要な意味を持ちます。それは、そうした人たちが意見書提出・異議申出等を通じて審議に関与することをも促すでしょう。

議論の状況によっては、たとえ最低賃金額それ自体が生計費に到達していなくとも、山形にとどまって働き生活していく希望や展望をもたらす得るのではないのでしょうか。

（２）賃金の指標が示され労務費の価格転嫁交渉を促進し得る

進まない価格転嫁の中でも労務費は特に進まず、山形県によれば令和７年２月時点で原材料費の転嫁率が44.6%であるのに対し、労務費は29.7%とされます（出典「企業受注動向調査」）。原因として、労務費の「指標」が示されておらず交渉が難しい、という見解があります。「みんな我慢してるんだから…」という空気が打開されません。

生計費、または使用者が本来支払いたい賃金額が貴審議会において議論・公開されることは、いずれも価格交渉の際の労務費の指標を示すことにつながるものと考えます。

（３）支払い能力を明らかにできる

支払い能力は、生計費、労働者の賃金とともに現行最低賃金法における最低賃金額決定の３要素のひとつです。しかし、審議会においてこれを客観的に示す資料を提示するのは難しいという見解があります。

もしも、生計費、または使用者が本来支払いたい賃金額が明確になれば、これを賃金として支払う上で企業会計上不足する額が「支払い能力の不足分」の参考値となりま

す。いわゆる「防衛的賃上げ」をしてきた企業にとっては、生計費、または使用者が本来支払いたい賃金額と現在の賃金額の差額が「支払い能力の不足分」の近似値となり、計算も不可能ではないものと思われます。

「支払い能力の不足額」を示すことは、「支払い能力」を示すことと同義ではないでしょう。

(4) 生計費が示されることに伴う使側の不利益について

最低賃金額決定要素に「支払い能力」があり、生計費が必ずそのまま最低賃金額とされるものではない以上、生計費、または本来支払いたい賃金額を貴審議会で議論することによる使側の不利益は、ないようにも思えます。

他方、取引先が大企業など価格転嫁にゆだね得る企業ではない場合や、例えばラーメン店など、主な取引先が一般消費者である企業などの場合、価格転嫁による商品やサービスの値上げは「客離れ」につながるとの懸念があり、生計費の議論が更なる「賃上げ圧力」に直結すれば、経営がますます困難になる、との見解もあろうかと思われます。しかし今日の状況では、生計費、または本来支払いたい賃金額を示すことの利益は、不利益を上回るのではないかと考えます。

同業他社と比較して、消費者に提供する商品の価格が低い場合、十分な価格転嫁・値上げを検討するよう会員企業などに積極的に指導する動きもあることを、私たちも、ある経営者団体からご教示いただいています。

4. 支払い能力とその補填

前述のように、「支払い能力の不足分」が示せば、国など関係各方面が実施すべき中小企業支援の内容や規模をより明確に認識・検討することにつながります。

山形と東京などとの間で生計費に違いがないとすれば、「支払い能力の不足分」は当然、山形を含むCランク県など地方において大きくなるでしょう。格差解消のため、地方により手厚い支援策を講ずる必要性を、国などに対し、より客観的に示すことにもつながります。

私たちは決して、山形の企業の生産性が低いとは思っていません。大企業が十分な価格転嫁をしないことにより、地方に富が十分に還流せず、「生産性が低いように見せかけられている」だけだと思います。それはもはや、各企業が自己責任でカバーできる範囲を超えています。

また私たちは、必要な支援策を「賃上げ原資の直接支援」だけに限定すべきとも考えていません。資本主義社会であることを前提に、企業間の競争を健全なものたらしめるためには、中小受託取引適正化法（取適法）など関係法令の順守などにより、価格転嫁を促進することをはじめ、社会保険料の減免その他総合的な施策が必要です。以上

1)最低生計費試算調査アップデート結果について

2026. 08. 03 山形県労働組合総連合 事務局

(26. 05. 26 県庁記者室記者レク資料再録)

1. 生計費の科学的なデータが必要とされている理由

(1) 最低賃金の金額審議の改善のため

現行の最低賃金法で、生計費は金額検討の3要素のひとつ(同法第9条)とされているにもかかわらず、最低賃金審議会には生計費についての科学的なデータが提示されないまま審議されている。

(2) 労務費の価格転嫁の指標とするため

中小零細企業が取引先と価格交渉する際、参照できる指標がないことが、価格交渉を進めにくくしている要因のひとつとする経営者団体役員などの声を受けて。

2. 最低生計費試算調査とそのアップデートの概要 資料2-1) および2-2)

3. 2026 アップデートの結果 資料3)、4)、5)

(1) 山形市で若年単身世帯(男性)時間額1,882円(約1,900円)

- ① 山形市で若年単身世帯(男性)が健康で文化的な最低限度の生活を営むには、時間額1,882円以上必要との結果が出た(年1,800時間/月平均150時間労働を前提に計算)。
- ② この結果は、物価高騰等により、2016年の調査時(時間額1,500円必要との結果が算出された)から24.6%上昇している。

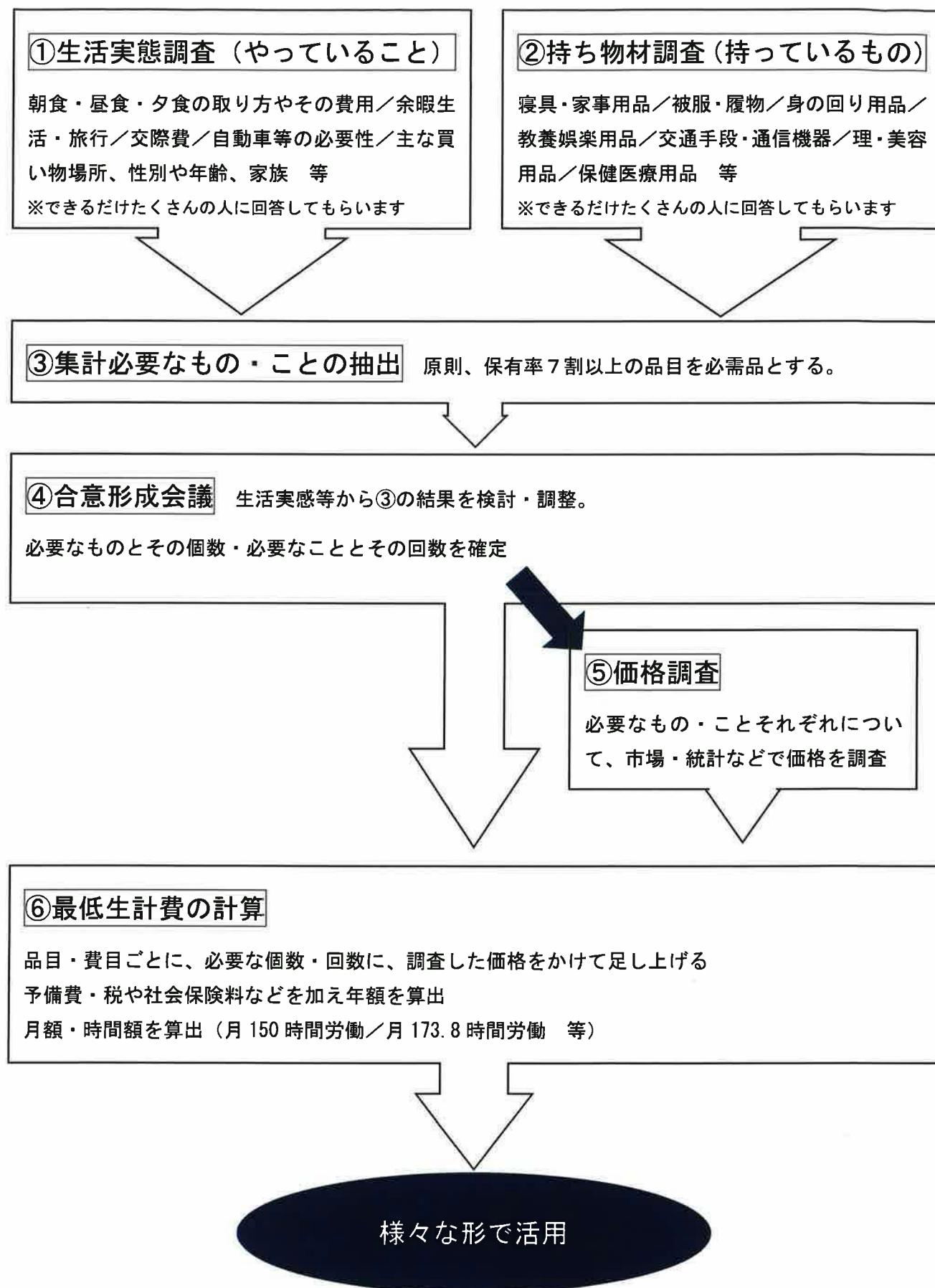
(2) 主な費目の変動(2016→2026)

	2016 年	2026 年	増率
食費	40,032	54,952	+37.3%
住居費	30,000	40,000	+33.3%
光熱・水道	8,695	10,304	+18.5%
家具・家事用品	3,905	4,864	+24.6%
被服・履物	5,628	6,506	+15.6%
保健医療費	2,596	2,802	+7.9%
交通・通信	37,634	38,527	+2.4%
教養娯楽	17,057	23,825	+39.7%
理美容費	4,590	4,875	+6.2%
身の回り用品	1,030	1,601	+55.4%
非消費支出(税・社会保険等)	37,367	54,435	+45.7%

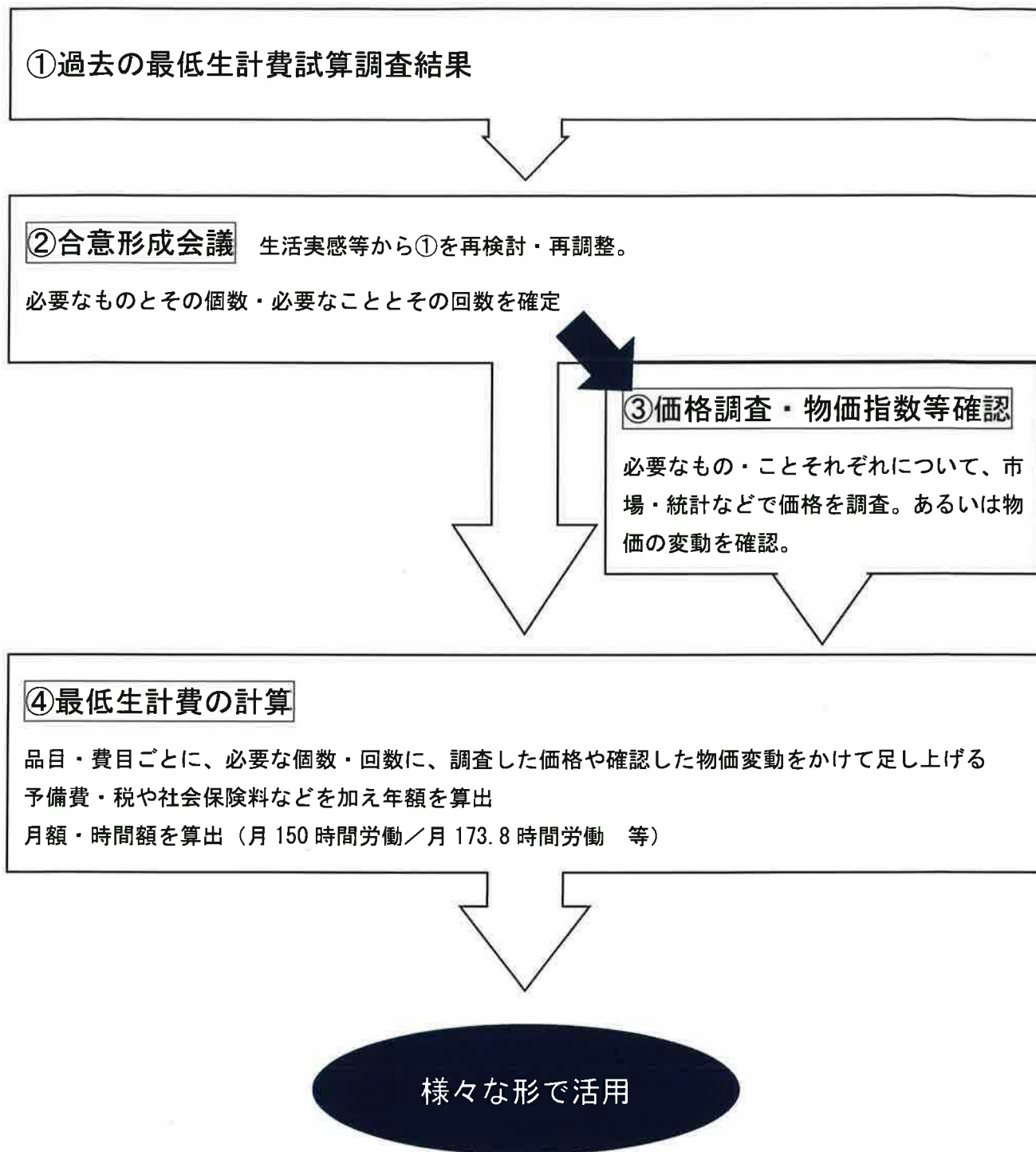
- (3) 東京と山形で最低賃金額を変えるべきと言える程の生計費の差は、確認できない。
従前と同様、東京で高い住居費と山形で高い交通費の相殺関係がうかがえる。

以上

2-1)最低生計費試算調査の概要



2-2)最低生計費試算調査「アップデート」(例)の概要



3)東北地方最低生計費試算調査結果（2026年版改定）総括表

都道府県名		青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県
自治体名		青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
性別		男性	男性	男性	男性	男性	男性
最賃ランク		C	C	C	C	B	B
消費支出		202,819	204,032	208,659	207,130	211,247	205,384
	食費	52,290	53,791	52,570	54,952	55,278	54,513
	住居費	39,000	39,000	41,000	40,000	43,000	40,000
	水道・光熱	10,800	10,300	11,525	10,304	10,086	10,349
	家具・家事用品	4,545	4,244	5,626	4,864	4,631	4,312
	被服・履物	7,200	7,527	7,801	6,506	8,230	6,952
	保健医療	2,754	2,819	2,759	2,802	2,742	2,722
	交通・通信	38,251	37,642	38,802	38,527	39,170	38,337
	教養・娯楽	24,360	25,163	24,837	23,825	24,240	24,569
	その他	23,619	23,545	23,740	25,350	23,871	23,630
非消費支出		53,051	57,636	56,904	54,435	63,112	56,890
予備費		20,200	20,400	20,800	20,700	21,100	20,500
最低生計費 (月額)	税抜	223,019	224,432	229,459	227,830	232,347	225,884
	税込	276,070	282,068	286,363	282,265	295,459	282,774
年額(税込)		3,312,842	3,384,821	3,436,358	3,387,180	3,545,506	3,393,286
必要最低賃金額A(173.8時間換算)		1,588	1,623	1,648	1,624	1,700	1,627
必要最低賃金額B(150時間換算)		1,840	1,880	1,909	1,882	1,970	1,885

(円)

2016年最低生計費(税等抜き)

2026年最低生計費(税等抜き)

増加率

青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
178,789	179,516	191,297	182,917	183,716	184,652
223,019	224,432	229,459	227,830	232,347	225,884
124.7%	125.0%	119.9%	124.6%	126.5%	122.3%

4)山形県・東京都最低生計費試算調査結果比較表

都道府県名		山形県	東京都
自治体名		山形市	北区
性別		男性	男性
アップデート実施		2026年	2025年
消費支出		207,130	203,757
	食費	54,952	61,112
	住居費	40,000	60,417
	水道・光熱	10,304	7,940
	家具・家事用品	4,864	3,163
	被服・履物	6,506	7,777
	保健医療	2,802	1,080
	交通・通信	38,527	9,734
	教養・娯楽	23,825	29,506
	その他	25,350	23,028
非消費支出		54,435	60,977
予備費		20,700	20,300
最低生計費（月額・税等抜）		227,830	224,057
最低生計費（月額・税等込）		282,265	285,034
年額（税込）		3,387,180	3,420,414
月150時間換算		1,882	1,900

5)東北地方最低生計費試算調査2016年2026年比較表 (品目・費目ごとの金額・乗率・調査方法など)

2016年

	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
消費支出	162,589	163,216	173,997	166,317	167,016	167,952
食費	39,977	40,133	40,083	40,032	40,017	40,703
家での食事	22,835	22,983	22,936	22,887	22,873	23,531
外食・昼食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外食・会食	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
廃棄分	1,142	1,150	1,147	1,145	1,144	1,172
住居費	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000
家賃	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000
光熱・水道	8,076	8,260	9,024	8,695	8,686	8,715
家具・家事用品	3,664	3,479	4,216	3,905	3,821	3,509
家事用耐久財・暖房機器・	1,758	1,193	1,628	1,513	1,350	1,528
室内装備品	106	110	179	179	129	166
寝具類	569	619	710	495	621	341
家事雑貨	529	933	849	983	849	590
家事用消耗品	702	624	850	735	872	884
被服・履物	6,514	6,626	6,501	5,628	7,095	6,225
被服・履物	6,244	6,356	6,231	5,358	6,825	5,955
洗濯代	270	270	270	270	270	270
保健医療費	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596
保健医療費	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596
交通・通信	38,342	35,710	39,697	37,634	38,342	37,028
交通費（自動車関係費）	30,571	27,939	31,926	29,871	30,571	29,257
通信費	7,771	7,771	7,771	7,763	7,771	7,771
教育	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	17,950	18,093	17,533	17,057	17,126	17,726
教養娯楽耐久財	5,541	5,684	5,124	4,648	4,717	5,317
教養娯楽用品（書籍）	432	432	432	432	432	432
日帰り行楽	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667
旅行	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
余暇費用	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
定額制コンテンツ	0	0	0	0	0	0
NHK受信料等	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
理美容費	3,886	3,513	3,322	4,590	3,491	3,529
理美容用品	1,996	1,623	1,432	2,700	1,601	1,639
理美容サービス	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890
身の回り用品	434	656	875	1,030	692	771

2016年

		青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
その他		15,150	15,150	15,150	15,150	15,150	15,150
	自由裁量費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	冠婚葬祭費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	お中元・お歳暮	0	0	0	0	0	0
	プレゼント費用	833	833	833	833	833	833
	自治会費	0	0	0	0	0	0
	共益費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	忘年会等	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667
	その他会費	250	250	250	250	250	250
	組合費	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
非消費支出		37,294	37,428	37,367	37,367	37,375	37,320
	所得税	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410
	住民税	6,517	6,575	6,600	6,600	6,617	6,600
	社会保険料	27,367	27,443	27,357	27,357	27,348	27,310
予備費		16,200	16,300	17,300	16,600	16,700	16,700
最低生計費	税等抜き月額	178,789	179,516	191,297	182,917	183,716	184,652
	税等込み月額	216,083	216,944	228,664	220,284	221,091	221,972
	税等込み年額	2,592,996	2,603,328	2,743,968	2,643,408	2,653,092	2,663,664
必要最低賃金額（173.8 時間換算）		1,243	1,248	1,316	1,267	1,272	1,277
必要最低賃金額（150 時間換算）		1,441	1,446	1,524	1,469	1,474	1,480
最低賃金額（2015年）		695円	695円	695円	696円	726円	705円

食費						
家での食事	2025年家計調査で再計算					
外食・昼食	昼食1食＝750円					
外食・会食	飲み会1回＝4500円					
廃棄分						
住居費						
家賃	家賃再調査					
光熱・水道	1. 337	1. 247	1. 277	1. 185	1. 161	1.188
家具・家事用品						
家事用耐久財・暖房機器・	1. 240	1. 220	1. 334	1. 246	1. 212	1.229
室内装備品	1. 240	1. 220	1. 334	1. 246	1. 212	1.229
寝具類	1. 240	1. 220	1. 334	1. 246	1. 212	1.229
家事雑貨	1. 240	1. 220	1. 334	1. 246	1. 212	1.229
家事用消耗品	1. 240	1. 220	1. 334	1. 246	1. 212	1.229
被服・履物						
被服・履物	1. 109	1. 141	1. 208	1. 163	1. 165	1.121
洗濯代						
保健医療費						
保健医療費	1. 061	1. 086	1. 063	1. 079	1. 056	1.048
交通・通信						
交通費（自動車関係費）	1. 209	1. 153	1. 183	1. 174	1. 188	1.150
通信費	0. 745	0. 717	0. 712	0. 707	0. 719	0.729
教育						
教養娯楽						
教養娯楽耐久財	0. 899	1. 017	1. 065	0. 956	1. 030	0.976
教養娯楽用品（書籍）						
日帰り行楽	年間40000円					
旅行	年間90000円					
余暇費用						
定額制コンテンツ						
NHK受信料等	NHK受信料＝1100円、インターネット接続料＝1448円					
理美容品						
理美容用品	1. 045	1. 071	1. 030	1. 062	1. 092	1.042
理美容サービス	1. 119	1. 138	1. 127	1. 062	1. 047	1.071
身の回り用品	1. 255	1. 022	1. 327	1. 554	1. 399	1.199

青森物価変動 秋田物価変動 盛岡物価変動 山形物価変動 仙台物価変動 福島物価変動

その他	
自由裁量費	
冠婚葬祭費	年間35000円
お中元・お歳暮	
プレゼント費用	年間40000円
自治会費	
共益費	
忘年会等	4500円×5回
その他会費	
組合費	月給の1%
非消費支出	
所得税	
住民税	
社会保険料	
予備費	
税等抜き月額	
税等込み月額	
税等込み年額	

注意:エクセル表で表示されていない小数点以下の数字があるため、消費支出の合計額が表示各費目の合計額より2円多くなっています。その結果、月額年額ともに表示各費目の合計額より若干多くなっています。月150時間換算の時間額の計算結果は1882円で一致しています。

2026年5月

	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市	
消費支出	202,819	204,032	208,659	207,132	211,247	205,384	
食費	52,290	53,791	52,570	54,952	55,278	54,513	
家での食事	34,086	35,515	34,352	36,621	36,931	36,203	2025年家計調査で再計算
外食・昼食	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	昼食1食=750円
外食・会食	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	飲み会1回4500円
廃棄分	1,704	1,776	1,718	1,831	1,847	1,810	
住居費	39,000	39,000	41,000	40,000	43,000	40,000	
家賃	39,000	39,000	41,000	40,000	43,000	40,000	家賃再調査
光熱・水道	10,800	10,300	11,525	10,304	10,086	10,349	
家具・家事用品	4,545	4,244	5,626	4,864	4,631	4,312	
家事用耐久財・暖房機器・家具	2,181	1,455	2,172	1,885	1,636	1,878	
室内装備品	131	134	239	223	156	204	
寝具類	706	755	947	617	753	419	
家事雑貨	656	1,138	1,133	1,225	1,029	725	
家事用消耗品	871	761	1,134	916	1,057	1,086	
被服・履物	7,200	7,527	7,801	6,506	8,230	6,952	
被服・履物	6,925	7,252	7,526	6,231	7,955	6,677	
洗濯代	275	275	275	275	275	275	
保健医療費	2,754	2,819	2,759	2,802	2,742	2,722	
保健医療費	2,754	2,819	2,759	2,802	2,742	2,722	
交通・通信	38,251	37,642	38,802	38,527	39,170	38,337	
交通費(自動車関係費)	32,458	32,074	33,266	33,037	33,583	32,675	
通信費	5,793	5,568	5,536	5,490	5,587	5,662	
教育	0	0	0	0	0	0	
教養娯楽	24,360	25,163	24,837	23,825	24,240	24,569	
教養娯楽耐久財	4,979	5,782	5,456	4,444	4,859	5,188	
書籍	0	0	0	0	0	0	
日帰り行楽	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	年間40000円
旅行	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	年間90000円
余暇費用	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
定額制コンテンツ	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
NHK受信料等	2,548	2,548	2,548	2,548	2,548	2,548	NHK受信料1100円、ネット接続料1448円
理美容費	4,199	3,889	3,604	4,875	3,727	3,733	
理美容用品	2,085	1,738	1,474	2,867	1,748	1,708	
理美容サービス	2,115	2,151	2,130	2,007	1,980	2,025	
身の回り用品	545	670	1,161	1,601	968	924	

2026年5月

	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市	
その他	18,875	18,985	18,975	18,875	19,175	18,973	
自由裁量費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
冠婚葬祭費	2,917	2,917	2,917	2,917	2,917	2,915	年間35000円
お中元・お歳暮	0	0	0	0	0	0	
プレゼント費用	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	年間40000円
自治会費	300	300	300	300	300	300	
共益費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
忘年会等	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	4500円×5回
その他会費	250	250	250	250	250	250	
組合費	2,200	2,310	2,300	2,200	2,500	2,300	月給の1%
非消費支出	53,051	57,636	56,904	54,435	63,112	56,890	
所得税	5,197	5,772	5,765	5,611	6,471	5,765	
住民税	10,150	10,775	10,775	10,516	12,000	10,775	
社会保険料	37,704	41,089	40,364	38,308	44,641	40,350	
予備費	20,200	20,400	20,800	20,700	21,100	20,500	
最低生計費	税等抜き月額	223,019	224,432	229,459	227,832	232,347	225,884
税等込み月額	276,070	282,068	286,363	282,267	295,459	282,774	
税等込み年額	3,312,842	3,384,821	3,436,358	3,387,203	3,545,507	3,393,286	
必要最低賃金額（173.8 時間換算）	1,588	1,623	1,648	1,624	1,700	1,627	
必要最低賃金額（150 時間換算）	1,840	1,880	1,909	1,882	1,970	1,885	
最低賃金額（2026年）	1,029円	1,031円	1,031円	1,032円	1,038円	1,033円	

2016年 版	交通費（自動車関係費）	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015
		1.04653371	1.0341556	1.07257304	1.06519655	1.08278457	1.05353728
		32458.2431	32074.3359	33265.853	33037.0709	33582.5635	32675.4589

令和8年7月28日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和8年6月26日に諮問のあった令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における

中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

- 7 価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。
- 8 また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。
- 9 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 10 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。
- 11 「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。
- 12 また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和8年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和8年7月28日

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」(令和8年6月23日)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」(令和5年全員協議会報告の1(2))との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウエイト8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.1%で、引き続き上昇局面にあるが、前年同期の令和6年10月から令和

7年6月までの平均3.9%から低下している（ここでいうウエイトとは、特定の区分に属する品目全体の支出額の家計の消費支出額に占める割合（1万分比）を指す）。

昨年度の日安審議では、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要性から、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目や、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1か月に1回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認したが、今年度も引き続き、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、「頻繁に購入」する品目（ウエイト1,215）の指標については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均1.2%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均4.2%から低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト2,626）について見ると、令和7年10月から令和8年6月までの期間は平均4.3%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均6.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト5,121）については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.2%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均5.0%から低下している。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間9回以上15回未満）、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1か月に1回程度購入」する品目（ウエイト1,136）については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.3%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均6.7%から低下している。

このように、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。一方で、昨年度確認したエンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については、令和7年は勤労者世帯で26.3%となっており、令和6年の26.5%から低下しているが、近年、上昇傾向にある。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.0%と更に高い水準となっている。こうしたエンゲル係

数の上昇傾向は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられ、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。なお、中東情勢に対し、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置が実施されている影響等により、消費者物価指数の「総合」、とりわけ必需品的な支出項目の上昇率が一定程度押し下げられている（「総合」では、令和8年5月は1.3%ポイント押し下げられていると試算されている）ことにも留意が必要である。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。ただし、その上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.01%（昨年5.25%）で、3年連続5%を上回っている。また中小でも4.69%（昨年4.65%）で3年連続4%を上回り、上昇傾向での推移が続いている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については6.18%（昨年5.81%、一昨年5.74%）となり、6%を超える高水準となっており、いずれの数字も高水準で推移している。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.46%（昨年5.38%）で3年連続5%を超え、昨年の結果を上回っている。また中小企業でも4.20%（昨年4.35%）で3年連続4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.29%（昨年4.03%）で2年連続4%を超え、また20人以下の企業で3.52%（昨年3.54%）となっている。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.5%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.4%となっており、これも昨年の結果（3.2%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引き上げの状況が継続している。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2025 年の数値は 46.4%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.9%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2025 年時点（2025 年度最低賃金全国加重平均額 1,121 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 61.2%、平均値の 53.0%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 50.0%、平均値の 42.4%という結果になっている。一方、EU 指令の取扱いについては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）において、「一定の時間をかけて議論を尽くす必要がある」とされており、引き続き検討すべき課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和 6 年度は資本金 1,000 万円以上で 8.5%の増加となっており、1,000 万円未満で 12.7%の減少となっているが、令和 5 年度に比べると改善傾向にある。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和 7 年は 7～10%程度で推移、令和 8 年の第 1 四半期は 8.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和 4 年度は 2.2%増加、令和 5 年度は 4.7%増加、令和 6 年度は全体で 5.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和 6 年度について、資本金 1,000 万円未満の全産業（除く金融保険業）について、7.0%増加、製造業で 2.1%増加、非製造業で 7.3%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和 4 年度で 1.4 ポイント低下、令和 5 年度で 2.4 ポイント低下、令和 6 年度で 0.9 ポイント低下し、令和 6 年度は

64.2%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和6年度は資本金1,000万円以上で61.4%、資本金1,000万円未満で81.5%となっているが、資本金1,000万円未満においても令和5年度と比べると1.5ポイント上昇しているが、令和4年度から3.1ポイント低下している状況にある。

国内企業物価指数（前年同月比）については、令和8年6月（速報値）で7.1%となっており、足下で上昇しており、品目別でみると、「石油・石炭製品」で22.8%、「化学製品」で14.4%と、特に足下で上昇の傾向にある。

中小企業景況調査における業況判断については、中期的に見ると横ばいだが、令和8年4月～6月は、-18.7となっており、4期連続して低下している。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差だったのに対し、令和7年度では製造業で6.84ポイントの差、非製造業で4.65ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和8年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果（前回は令和7年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント減（34.6%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合は前回から約1ポイント増加し、9割を超過（89.4%→90.7%）、「価格交渉が行われなかった」割合は微減（10.6%→9.3%）している。価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（71.9%→72.5%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は依然として存在している（5.9%→5.8%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約1ポイント増加（53.5%→54.2%）、一部でも価格転嫁できた割合は8割超（83.2%→84.0%）となっているが、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が横ばい（16.8%→16.0%）であり、価格転嫁の状況はほぼ横ばいであるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は24.1%、全く価格転嫁できなかった割合は16.0%と、引き続き、二極分離の状態が継続している。

労務費の転嫁率は、前回令和7年9月調査において初めて5割に到達し、引き続き5割を維持（50.0%→50.0%）したものの、原材料費の転嫁率（55.7%）と比較して約5ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令

和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から4年連続で増加し、直近の令和7年では10,300件となっている。一方、令和8年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、556件（前年同期449件、23.8%増）発生しており、上半期では過去最多を更新した。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「日本成長戦略」等において、「最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する」こと、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、「投資と賃上げの好循環」を加速させるとしており、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、「省力化投資促進プラン」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均2.1%、

「頻繁に購入」する品目は平均 1.2%、「食料」は平均 4.3%、「基礎的支出項目」は平均 2.2%、「1 か月に 1 回程度購入」する品目は平均 2.3%となり、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5.01%、中小についても 4.69%と、昨年に引き続き高い水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給・加重平均)についても 6.18%の引上げで昨年を上回る水準となっている。また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果でも、大手企業で 5.46%、中小企業で 4.20%、日商の中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%となり、これらも昨年に引き続き高水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 3.0%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表③における賃金上昇率も 3.4%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきである。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる。

また、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

さらに、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意が必要である。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・

小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均4.9%（55円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「日本成長戦略」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果の第4表①②における賃金上昇率は、CランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっており、第4表③では、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。また、第4表①②③における、AランクとBランク、AランクとCランクの差は昨年より拡大している。

さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Aランク 54円（4.5%）、Bランク 56円（5.2%）、Cランク 56円（5.4%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は83.4%から84.3%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配

慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進

することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・A I 導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年 7 月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年 4 月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和 7 年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39 道府県で目安額を上回る答申が出され、うち 11 県では、目安額を 10 円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11 月以降を発効日とする地域が 27 府県に達し、令和 8 年 1 月 1 日以降を発効日とする地域も 6 県あった。

こうした令和 7 年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和 8 年度以降の審議に向けて、「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）をとりまとめており、同とりまとめの 2（2）及び 3（4）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3（1）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

参考資料

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	4.2
1か月に1回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

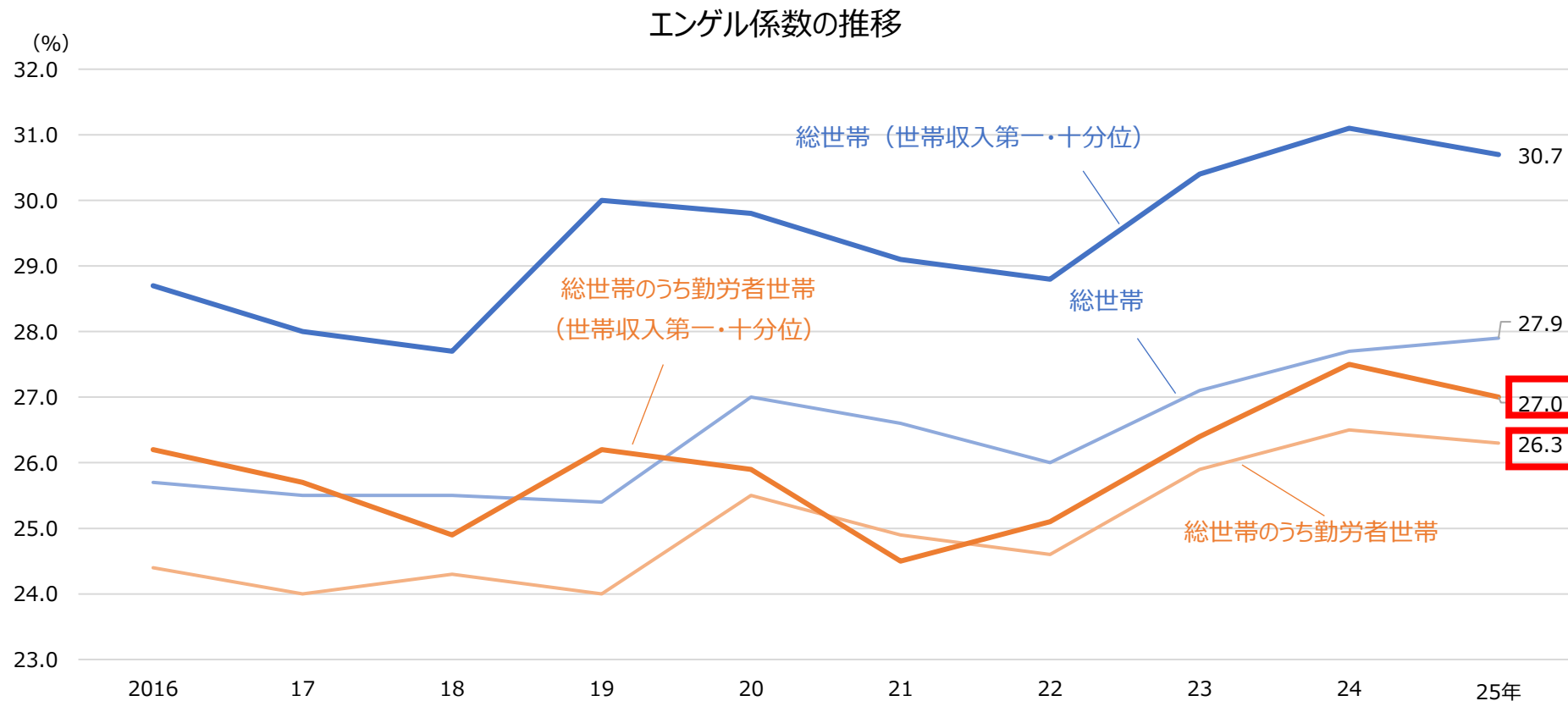
「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	クロック
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



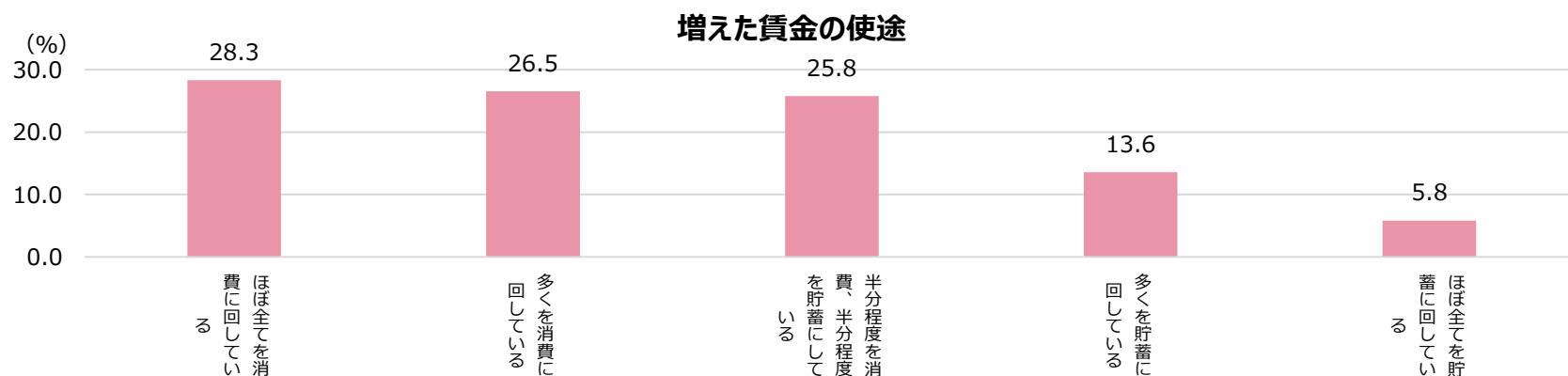
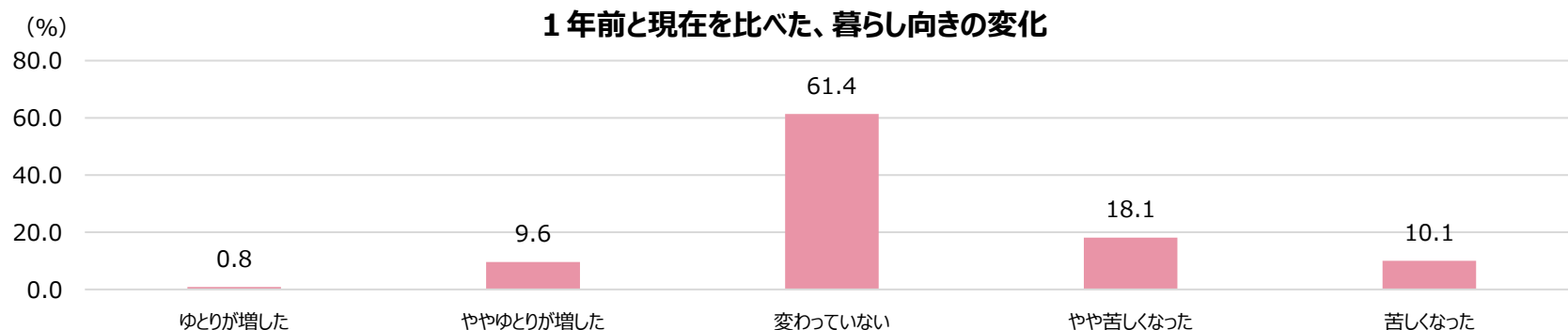
出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計10.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計28.2%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。



(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。

過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。

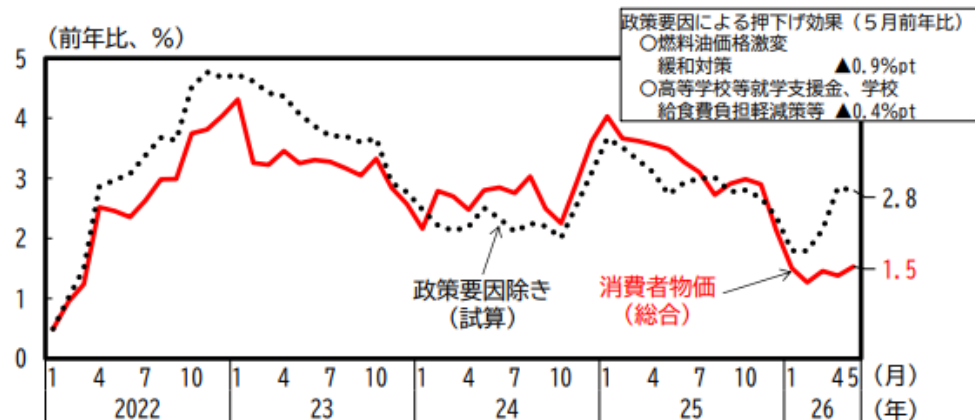
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

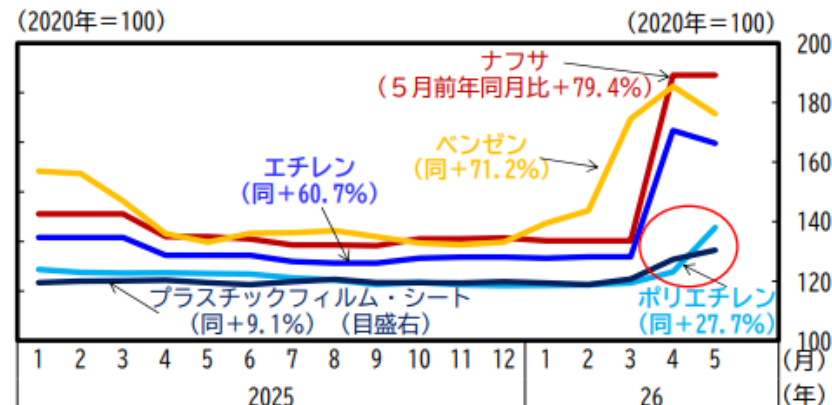
今月の指標（1） 中東情勢の影響（取引段階別の価格、ナフサ等の代替輸入量、消費者マインド）

- ◆ 激変緩和措置等の政策効果がなければ、5月の消費者物価は3%近い上昇率になったと試算される（1図）。一方、石油製品の取引価格は、川上から川中・川下製品に転嫁されていく段階とみられ、今後一定期間、物価上昇圧力は続く見込み（2図）。
- ◆ 量の面では、石油関連製品の中東以外からの輸入量が増加しており、代替調達進展が貿易統計からも確認できる（3図）。消費者マインドは、4月を底に持ち直しの兆しが出ており、特に、週次データでは米イラン合意後の改善が顕著（4図）。

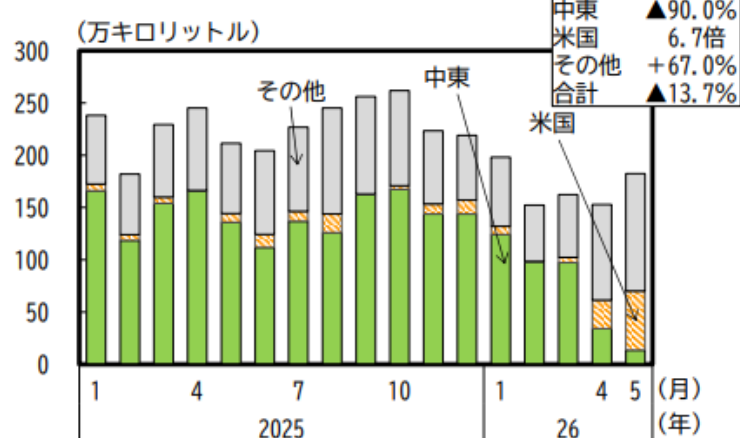
1図 政策効果による消費者物価抑制（試算）



2図 石油関連製品の企業間取引価格動向

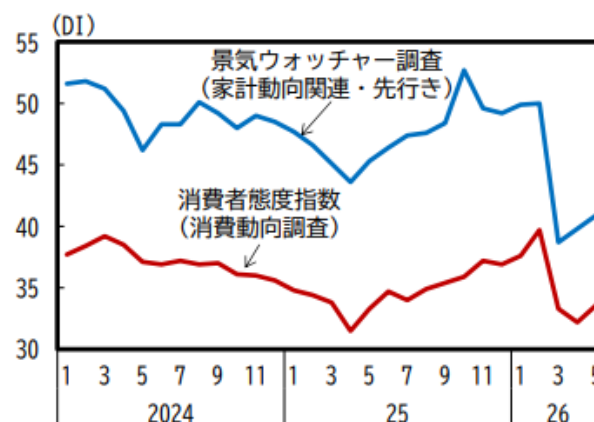


3図 ナフサ等揮発油の輸入動向

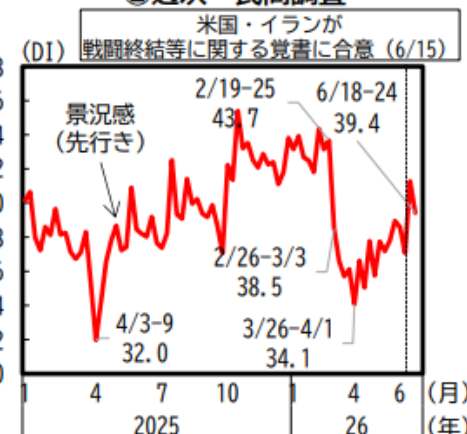


4図 消費者マインドの動向

①月次調査



②週次・民間調査



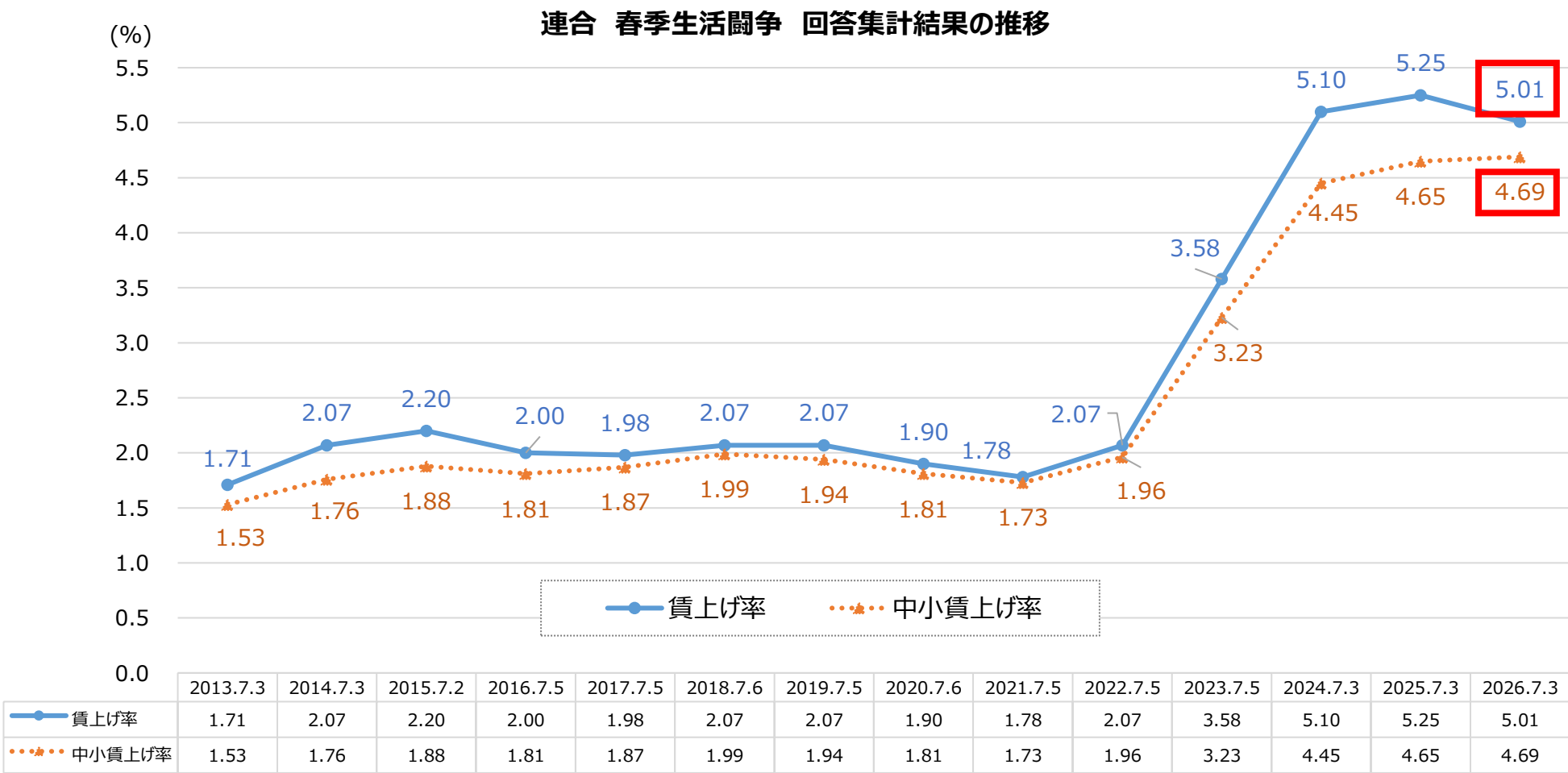
（備考）1. 1図は、総務省「消費者物価指数」により作成。 2. 2図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。括弧内は2026年5月の前年同月比。

3. 3図は、財務省「貿易統計」により作成。

4. 4図は、内閣府「消費動向調査」、「景気ウォッチャー調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。①は季節調整値。②の「景況感（先行き）」は、2～3か月後の景況感や消費予想について5段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2026春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2026年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合（有期・短時間・契約等労働者）

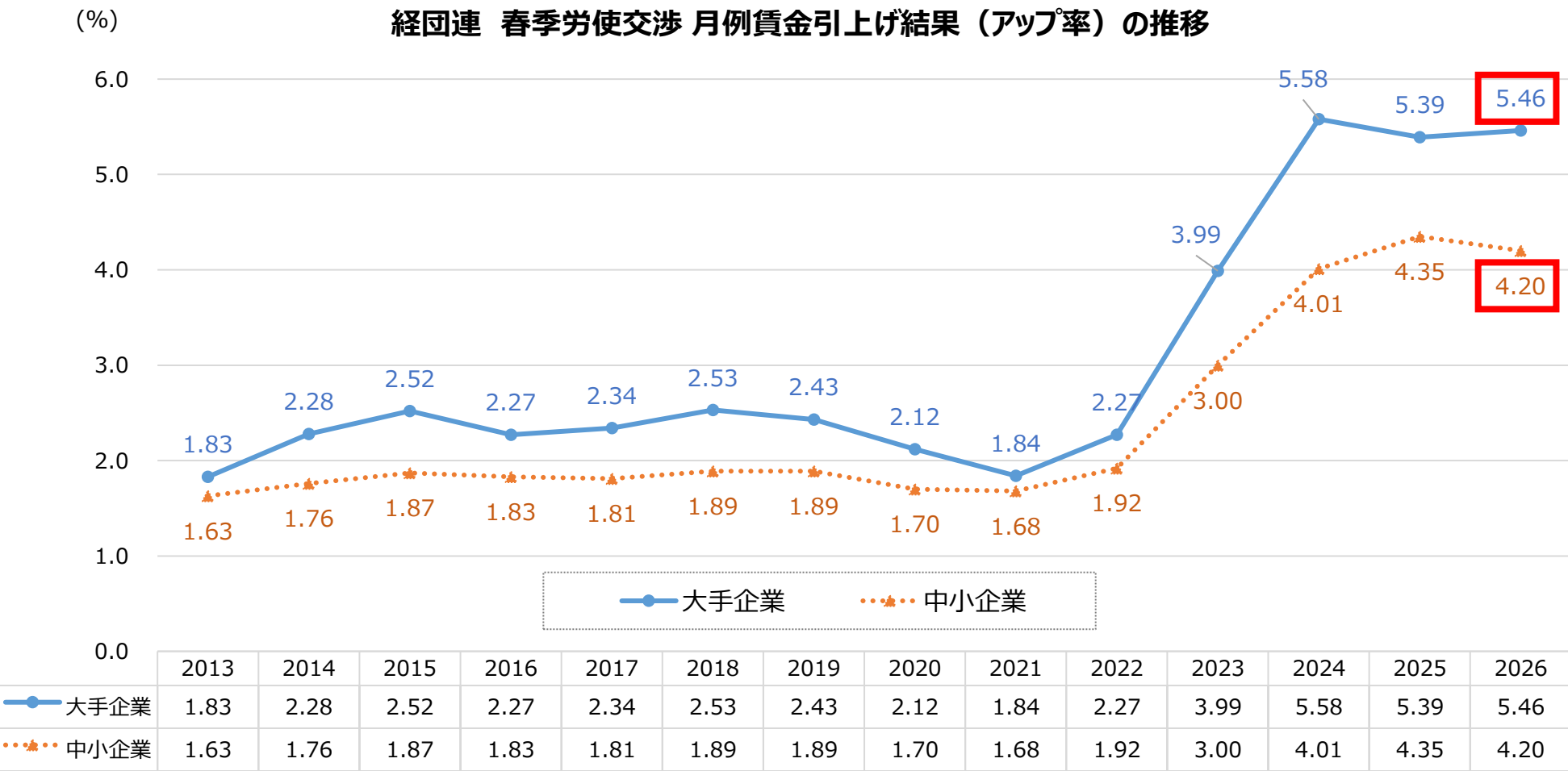
第7回（最終）回答集計結果（2026年7月3日）

			単純平均	加重平均
時給	400組合 917,964人	賃上げ額	66.63円（59.65円）	75.01円（66.98円）
		引上げ率	5.44%（5.17%）	6.18%（5.81%）
		平均時給	1,290.95円（1,213.28円）	1,289.11円（1,219.70円）
月給	148組合 27,163人	賃上げ額	10,388円（9,914円）	10,794円（10,004円）
		賃上げ率	4.40%（4.32%）	4.53%（4.35%）

（注）（ ）内の数値は、2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）、中小企業4.20%（第1回集計）となっている。



(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
(注) 2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

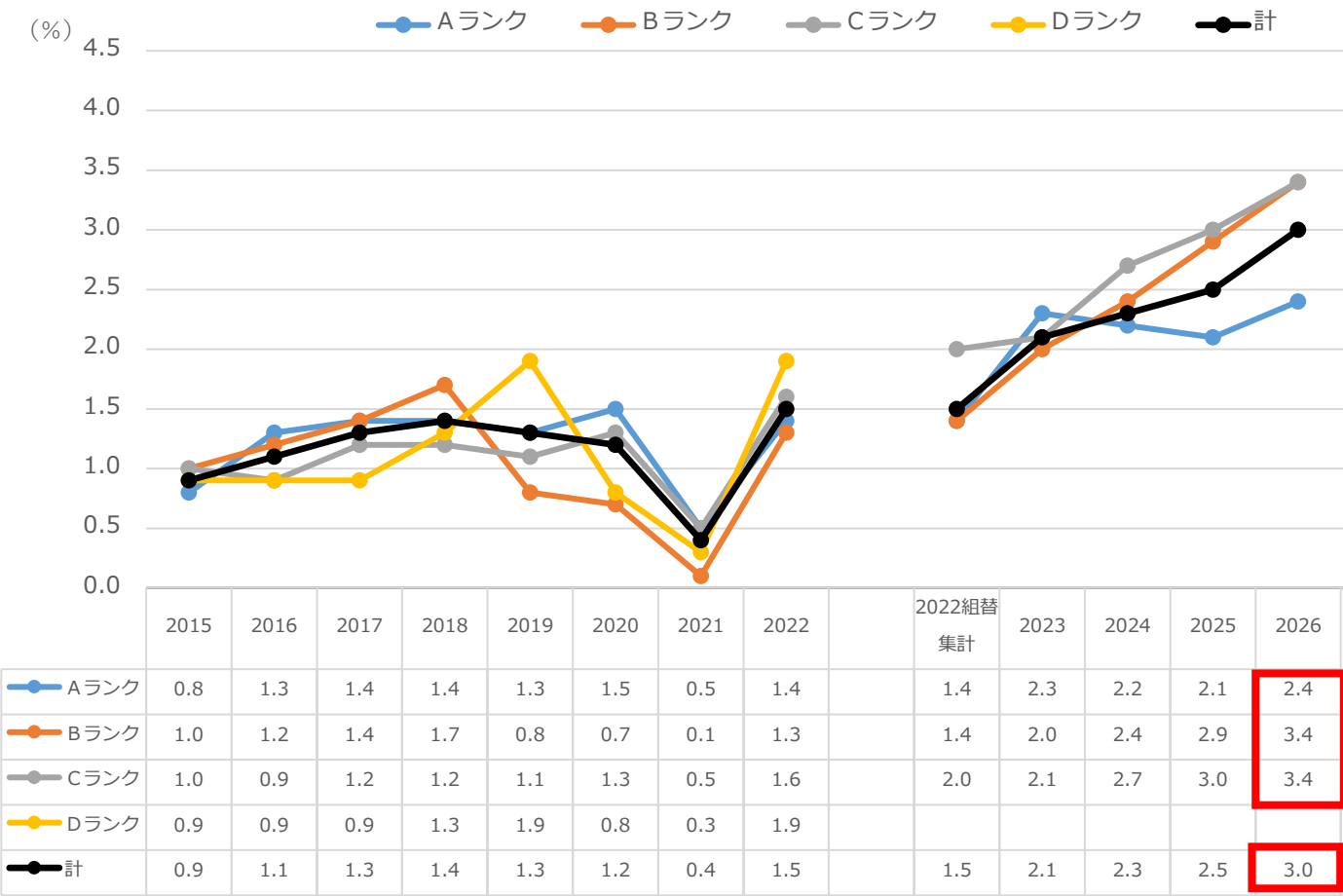
日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年6月8日)

(加重平均)		
正社員 (月給)	全体	12,036円 (11,074円)
	1,604社	4.29% (4.03%)
	20人以下	9,573円 (9,568円)
	752社	3.52% (3.54%)

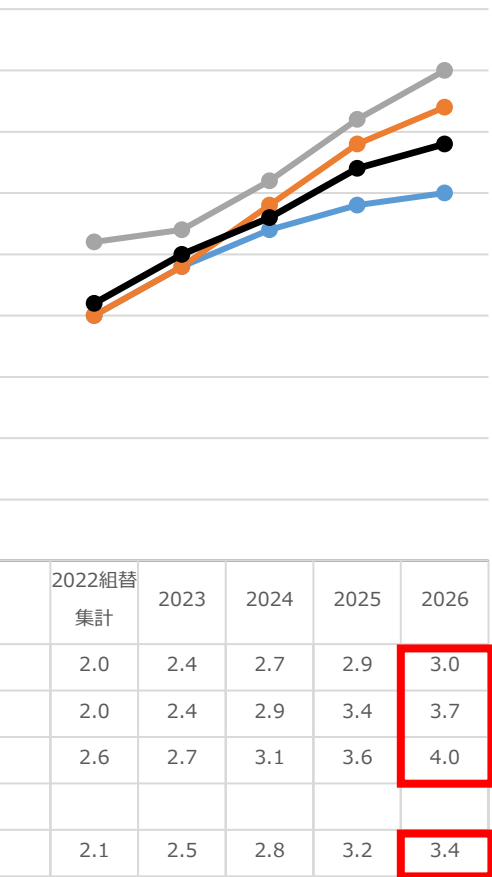
- (注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
- 2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
- 3 () の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①② ※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③ ※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

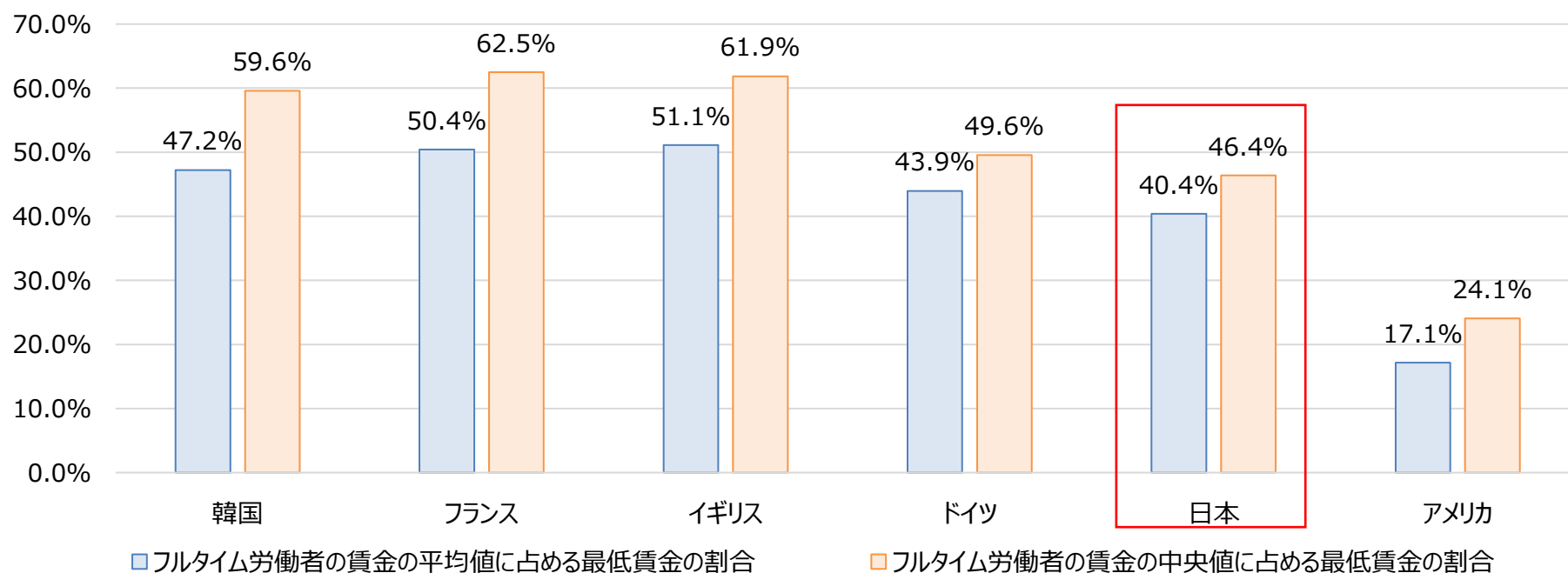


（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注） 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2025年）



（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- （注 1） 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- （注 2） アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
- （注 3） OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

(注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額を、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694	1,147,288
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1	7.5
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605	1,100,066
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3	8.5
	〃 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560	687,032
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5	7.4
	〃 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204	184,190
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4	5.7
	〃 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840	228,845
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3	14.5
	〃 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	47,222
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	▲ 12.7
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5	6.8
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9	7.2
	〃 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7	11.1
	〃 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3	5.3
	〃 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7	4.1
	〃 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3	2.8

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		2024年				2025年				2026年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694	358,338	275,385	300,270	326,271
	前年同期比	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8	0.2	19.7	4.7	14.6
	〃 10億円以上	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830	249,814	175,535	177,112	173,061
	前年同期比	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7	▲ 1.7	20.1	9.2	24.7
	〃 1億円～10億円	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105	46,099	50,428	52,087	59,048
	前年同期比	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2	3.3	18.5	▲ 2.0	11.2
	〃 1,000万円～1億円	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759	62,425	49,422	71,071	94,162
	前年同期比	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6	6.0	19.2	▲ 0.7	1.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0
	〃 10億円以上	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4	16.3	11.2	11.0	10.3
	〃 1億円～10億円	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6	5.4	5.7	5.7	6.3
	〃 1,000万円～1億円	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4	4.7	3.7	4.8	6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位: 万円、%)

	全産業(除く金融保険業)								製造業								非製造業							
	資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
2015 年度	725	2.8	1,048	1.7	580	2.7	494	2.1	829	1.3	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	694	3.4	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016 年度	727	0.3	1,074	2.5	576	▲ 0.7	506	2.4	832	0.4	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	695	0.1	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017 年度	739	1.7	1,096	2.0	587	1.9	500	▲ 1.2	865	4.0	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	702	1.0	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018 年度	730	▲ 1.2	1,104	0.7	566	▲ 3.6	493	▲ 1.4	859	▲ 0.7	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	694	▲ 1.1	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019 年度	715	▲ 2.1	1,057	▲ 4.3	551	▲ 2.7	493	0.0	812	▲ 5.5	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	687	▲ 1.0	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020 年度	688	▲ 3.8	990	▲ 6.3	536	▲ 2.7	478	▲ 3.0	797	▲ 1.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	658	▲ 4.2	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021 年度	722	4.9	1,083	9.4	555	3.5	454	▲ 5.0	912	14.4	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	670	1.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022 年度	738	2.2	1,132	4.5	569	2.5	479	5.5	902	▲ 1.1	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	694	3.6	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023 年度	773	4.7	1,221	7.9	579	1.8	503	5.0	947	5.0	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	728	4.9	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024 年度	817	5.7	1,289	5.6	609	5.2	538	7.0	995	5.1	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	769	5.6	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は近年は低下傾向であるが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

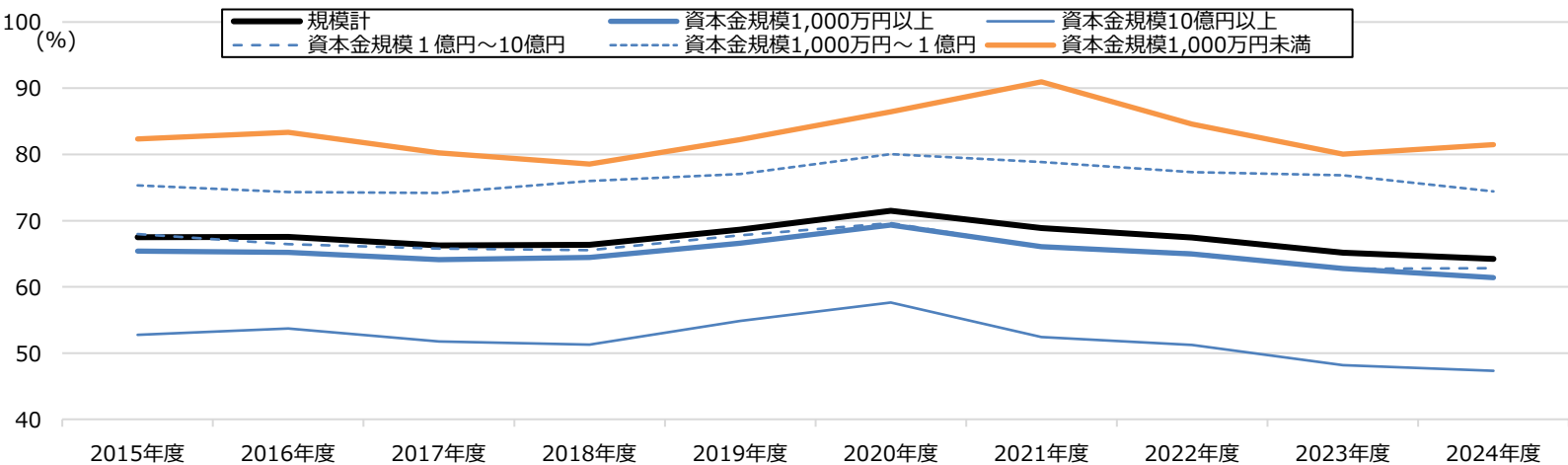
(単位：%)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	64.2	3,044,511
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	61.4	891,906
	〃 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	47.3	4,622
	〃 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	62.8	26,411
	〃 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	74.4	860,873
	〃 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	81.5	2,152,605

資料出所 財務省「法人企業統計」

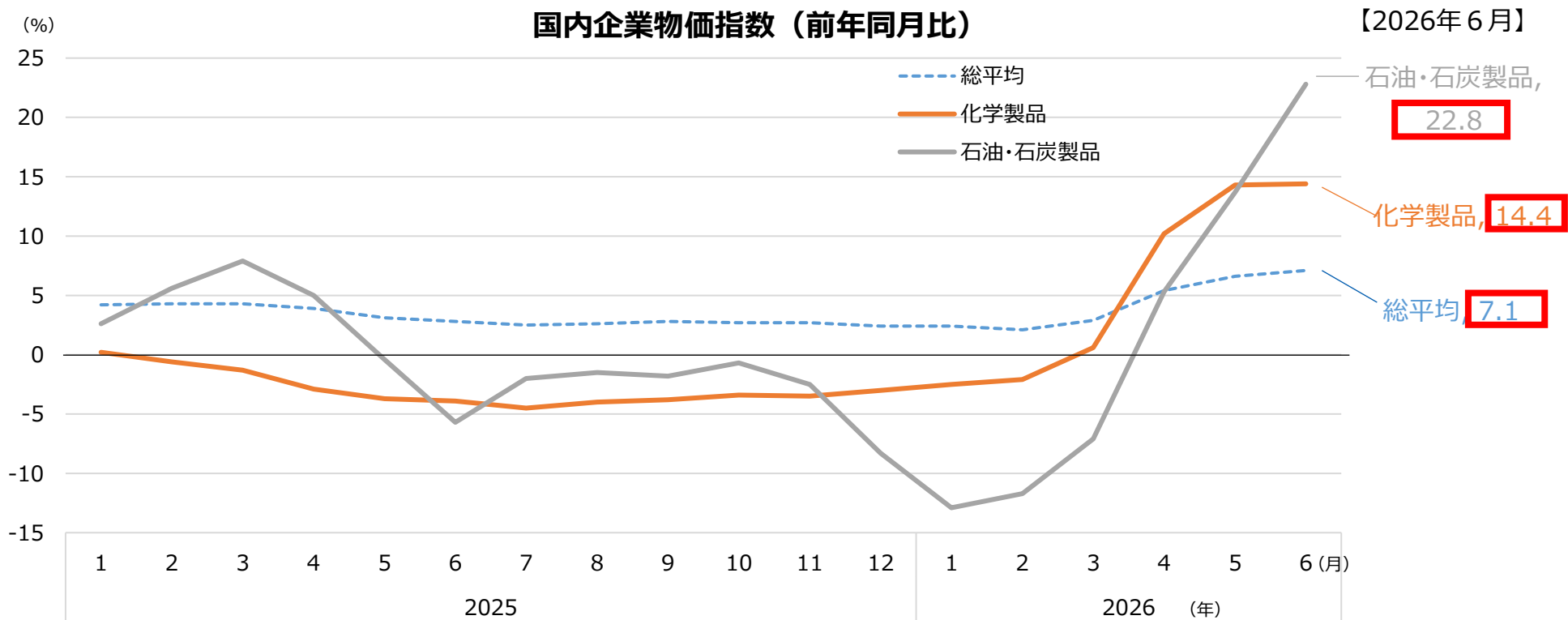
- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。
付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。
人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。



国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。
類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。
「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフェニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B重油・C重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注） 2026年6月速報値。

中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6	-18.7
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9	-16.6
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3	-19.6
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1	-15.2
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5	-27.0
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4	-14.5

資料出所 中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

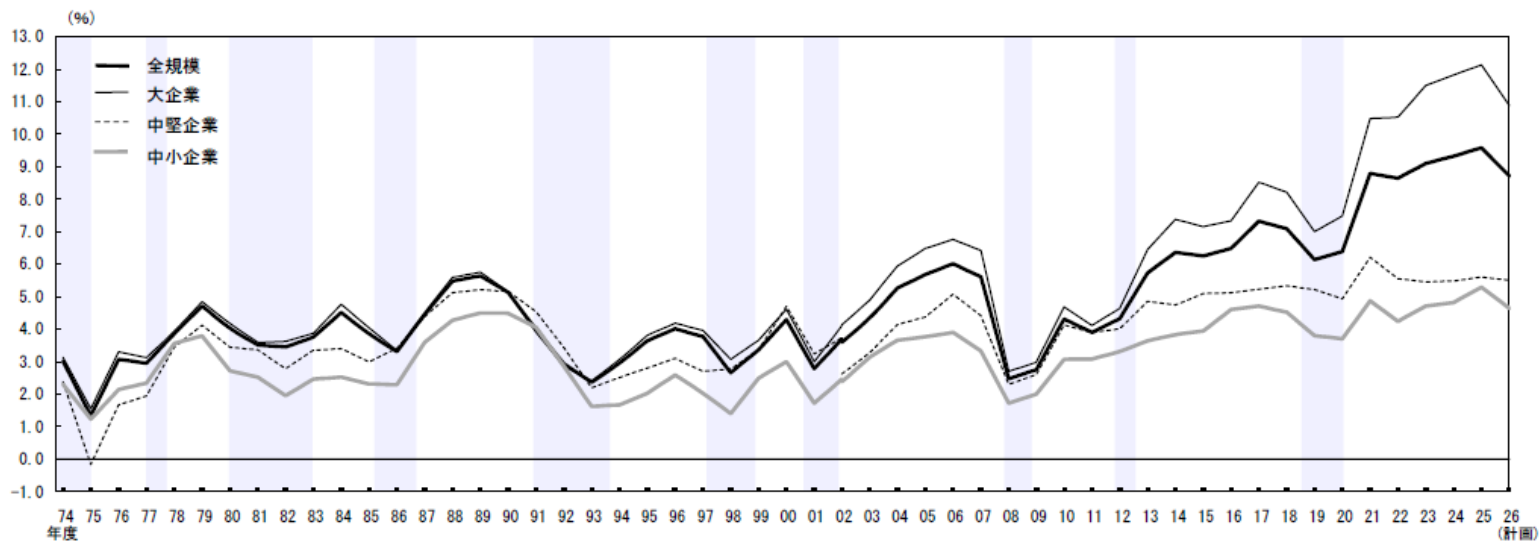
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

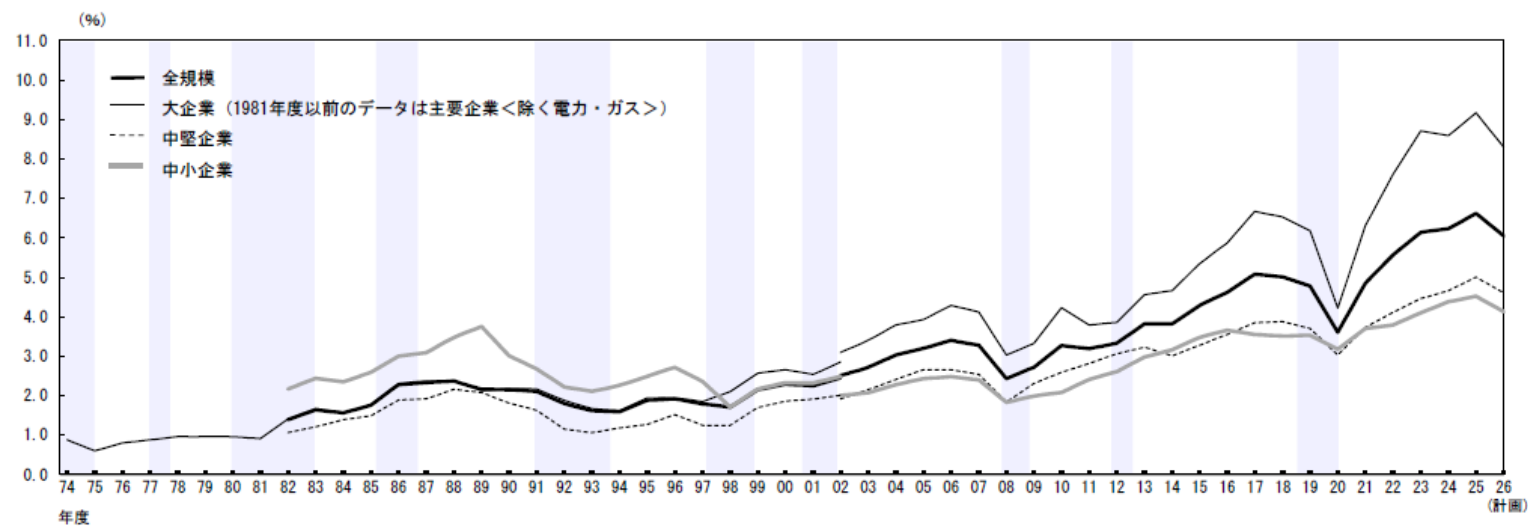
2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業



非製造業



売上高経常利益率の推移（日銀短観）

(%)

		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.10	9.32	9.58	8.71
	非製造業	6.14	6.23	6.62	6.05
大企業	製造業	11.50	11.82	12.13	10.88
	非製造業	8.71	8.59	9.17	8.30
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.60	5.50
	非製造業	4.46	4.66	5.00	4.61
中小企業	製造業	4.71	4.82	5.29	4.64
	非製造業	4.10	4.38	4.52	4.13

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

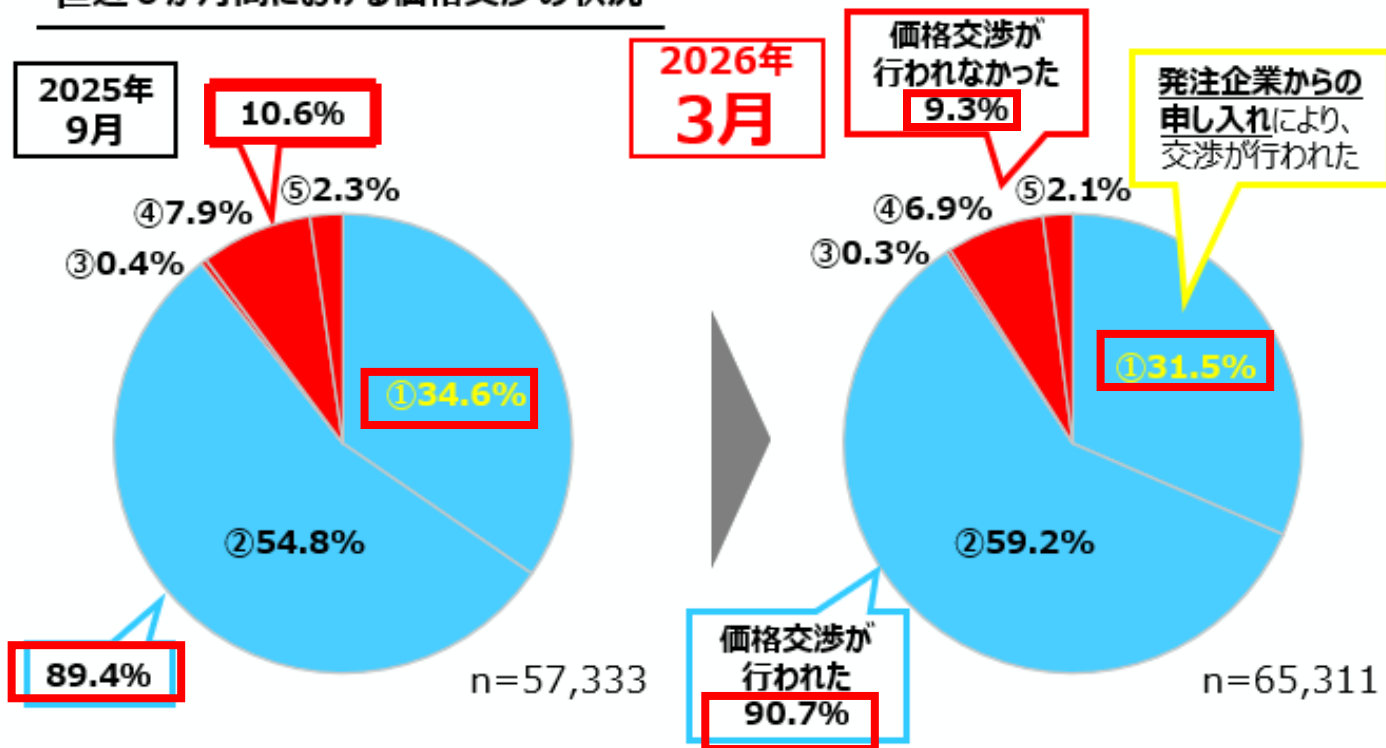
（注）売上高経常利益率

回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格交渉の状況

- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は前回から約 1 ポイント増加し、9 割を超過（前回89.4%→90.7%）。
- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 3 ポイント減の31.5%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は前回から微減（前回10.6%→9.3%）。
 - 価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

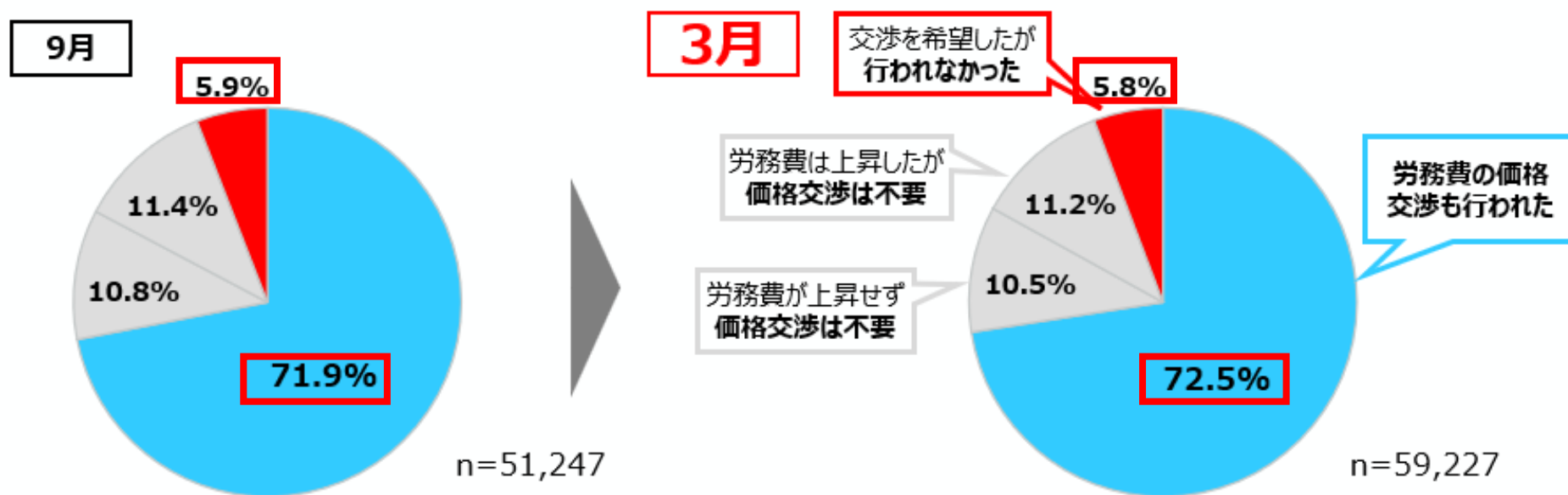
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業 **(64.9%)** のうち **7 割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



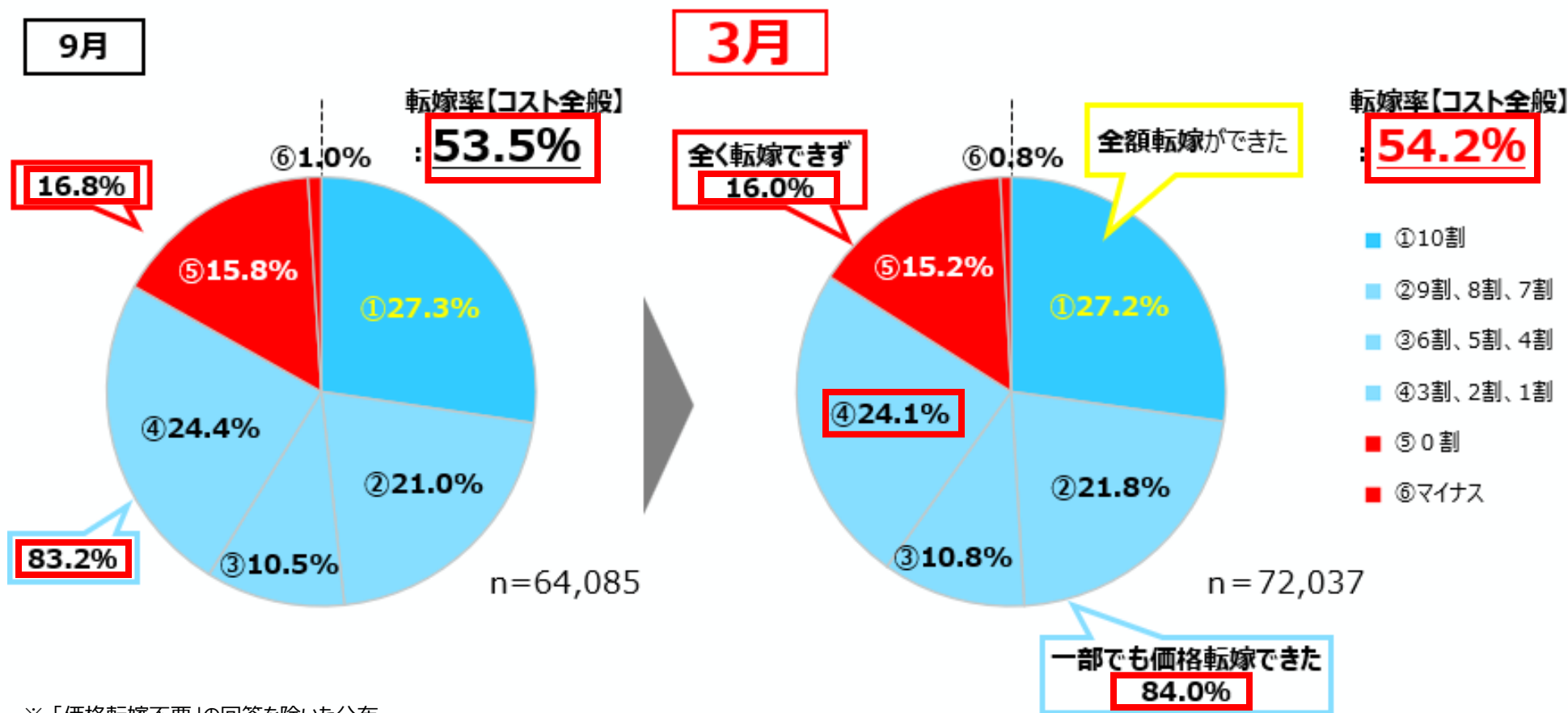
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方的に採用され、**実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった**。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。
- ▲資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は**8割超**。「**全額転嫁できた**」割合（①）は**3割弱**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.8%→16.0%）。
 - **価格転嫁の状況はほぼ横ばい**であり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



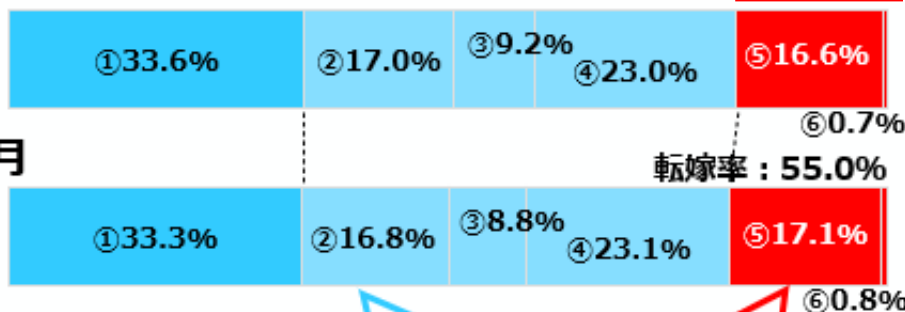
価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したものの、労務費・エネルギー費は前回から横ばい。
- 労務費の転嫁率は、5割を維持したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準となった。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

3月

転嫁率：**55.7%**



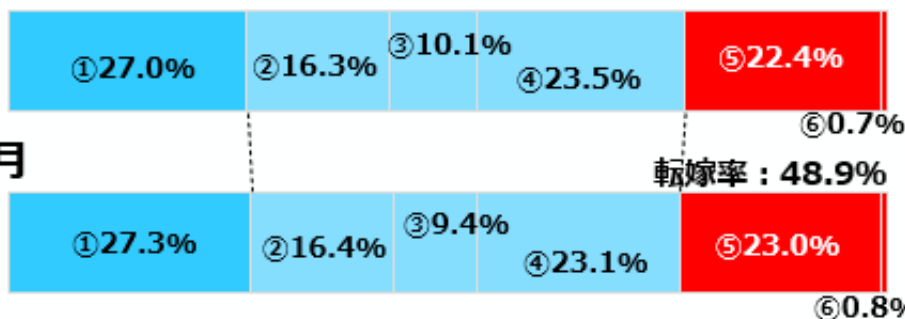
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

3月

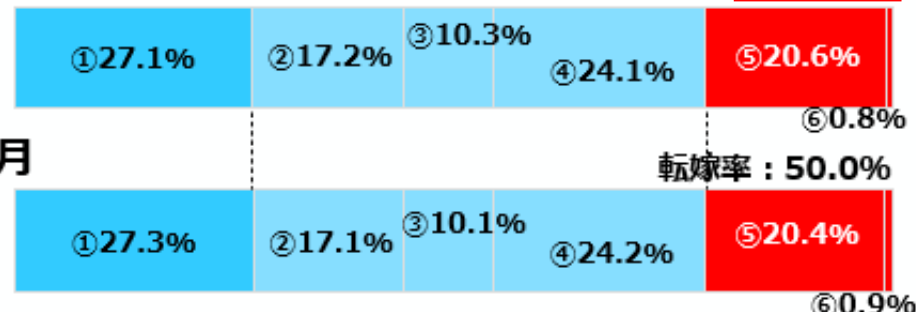
転嫁率：**48.9%**



労務費

3月

転嫁率：**50.0%**

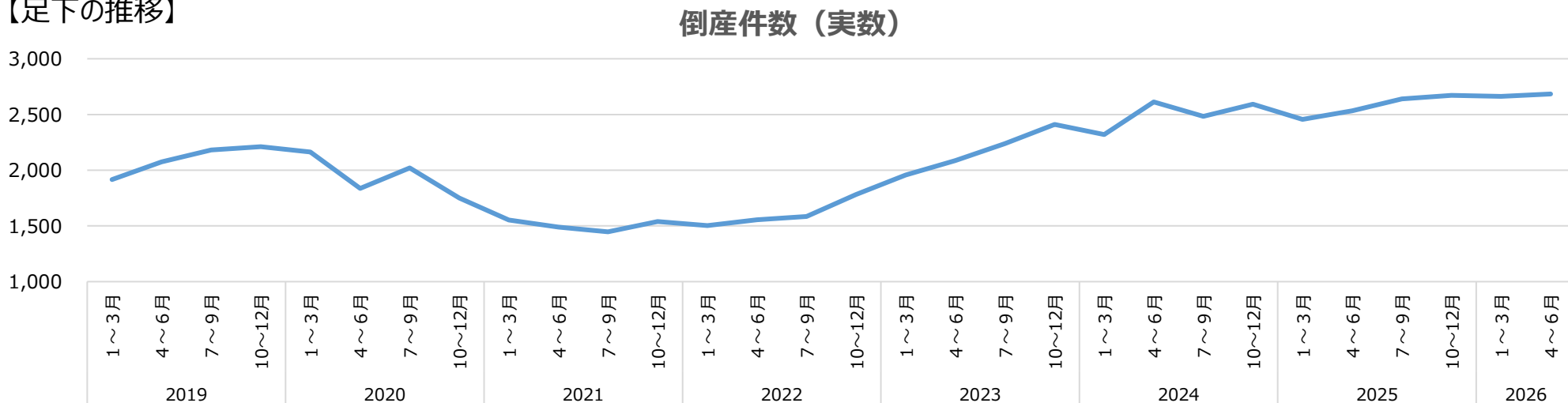


① 10割 ② 9割、8割、7割 ③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割 ⑤ 0割 ⑥ マイナス

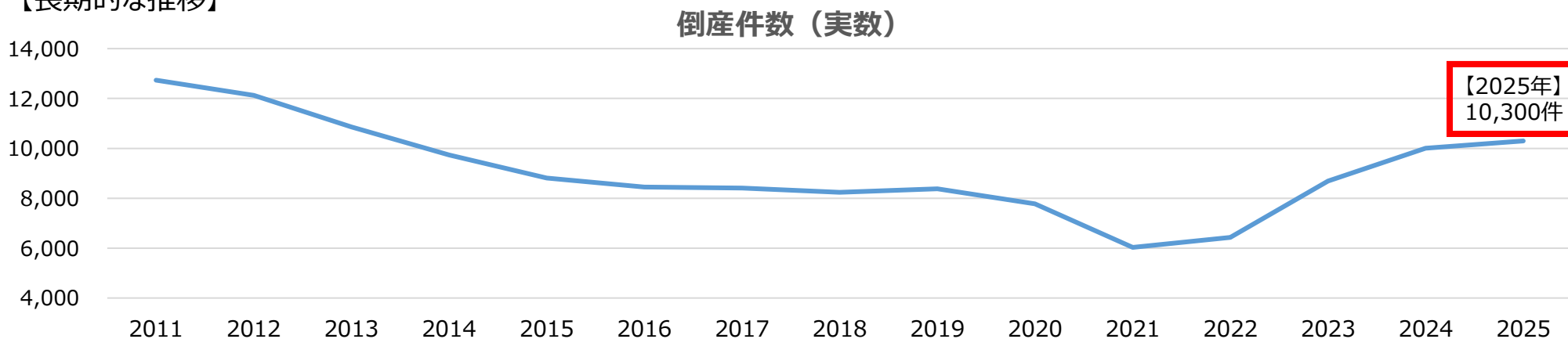
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

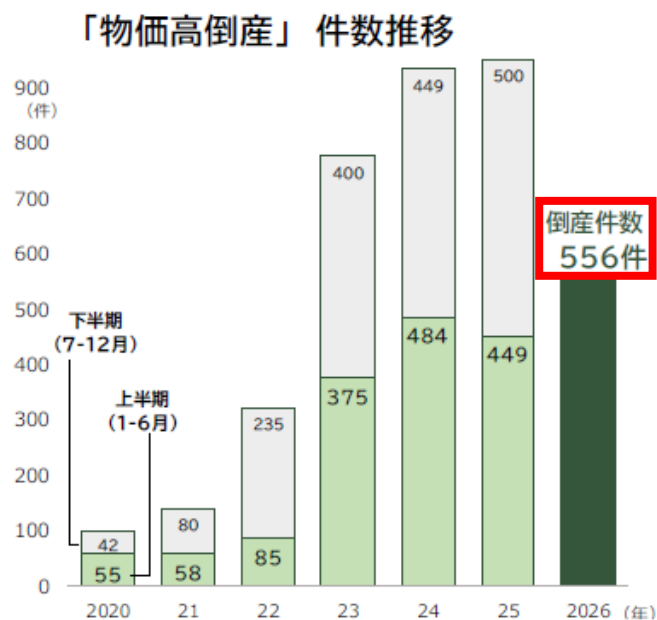
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

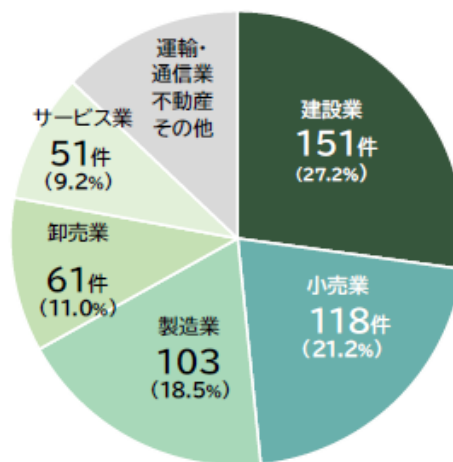
全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は556件判明 過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。

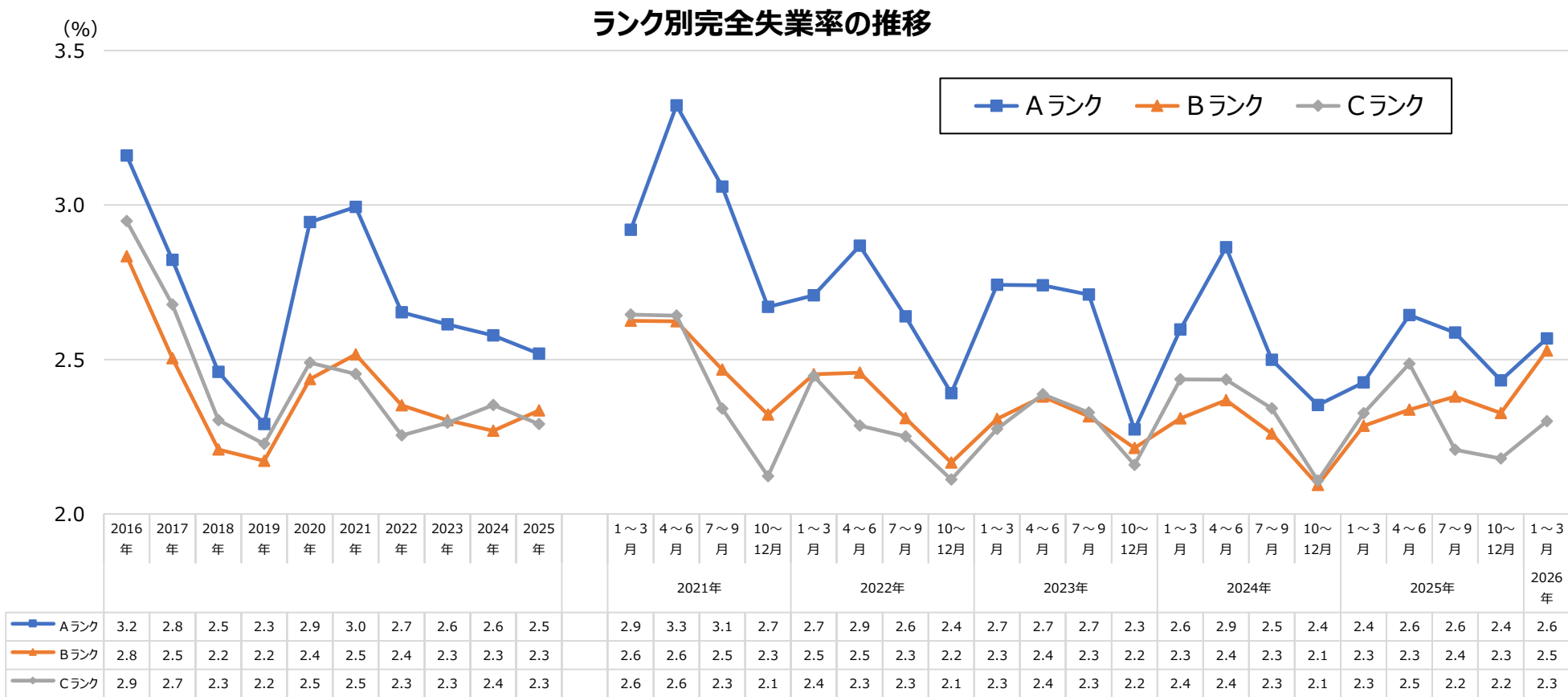


業種別 内訳(2026 年上半期)



ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特に A ランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

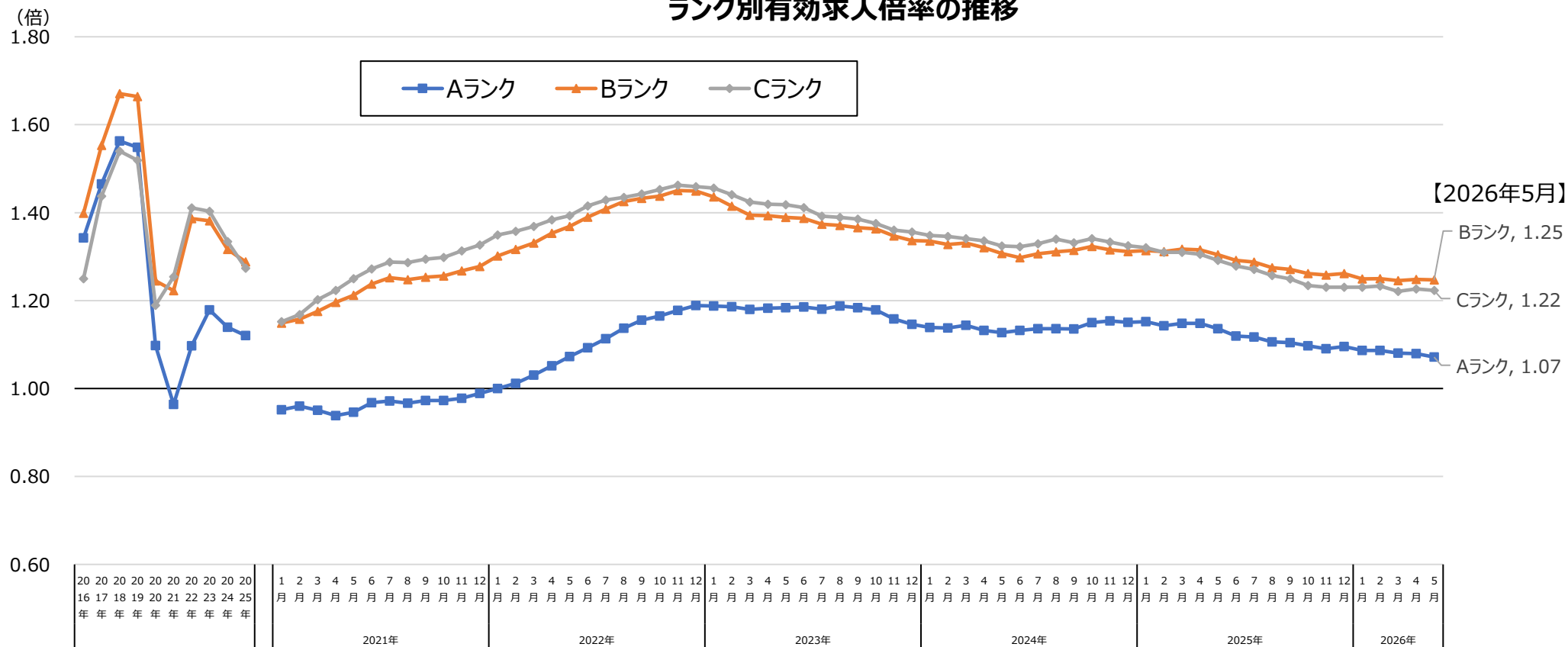


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。

ランク別新規求人数の推移

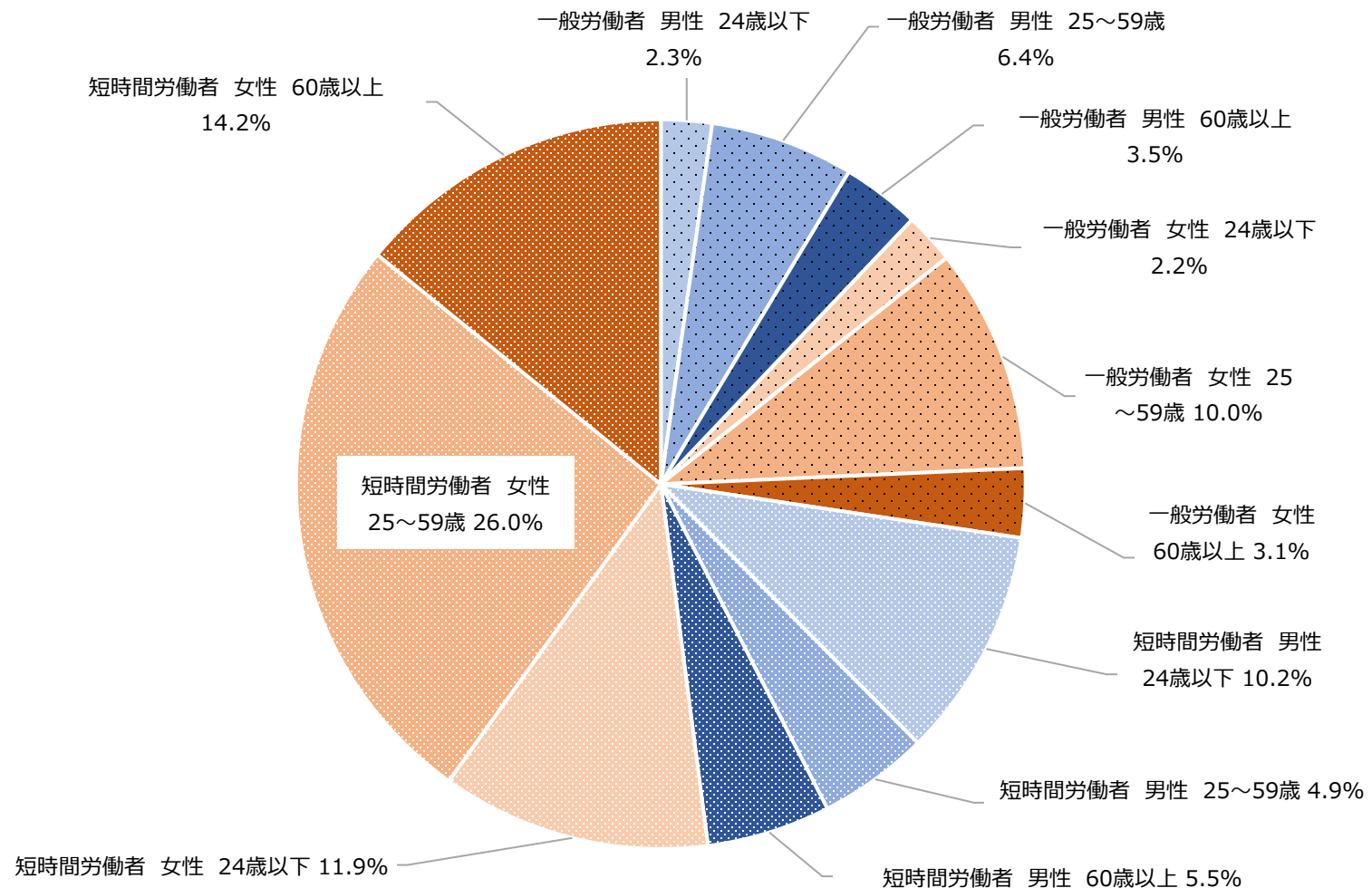


(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

最賃近傍雇用者構成比（2025年）



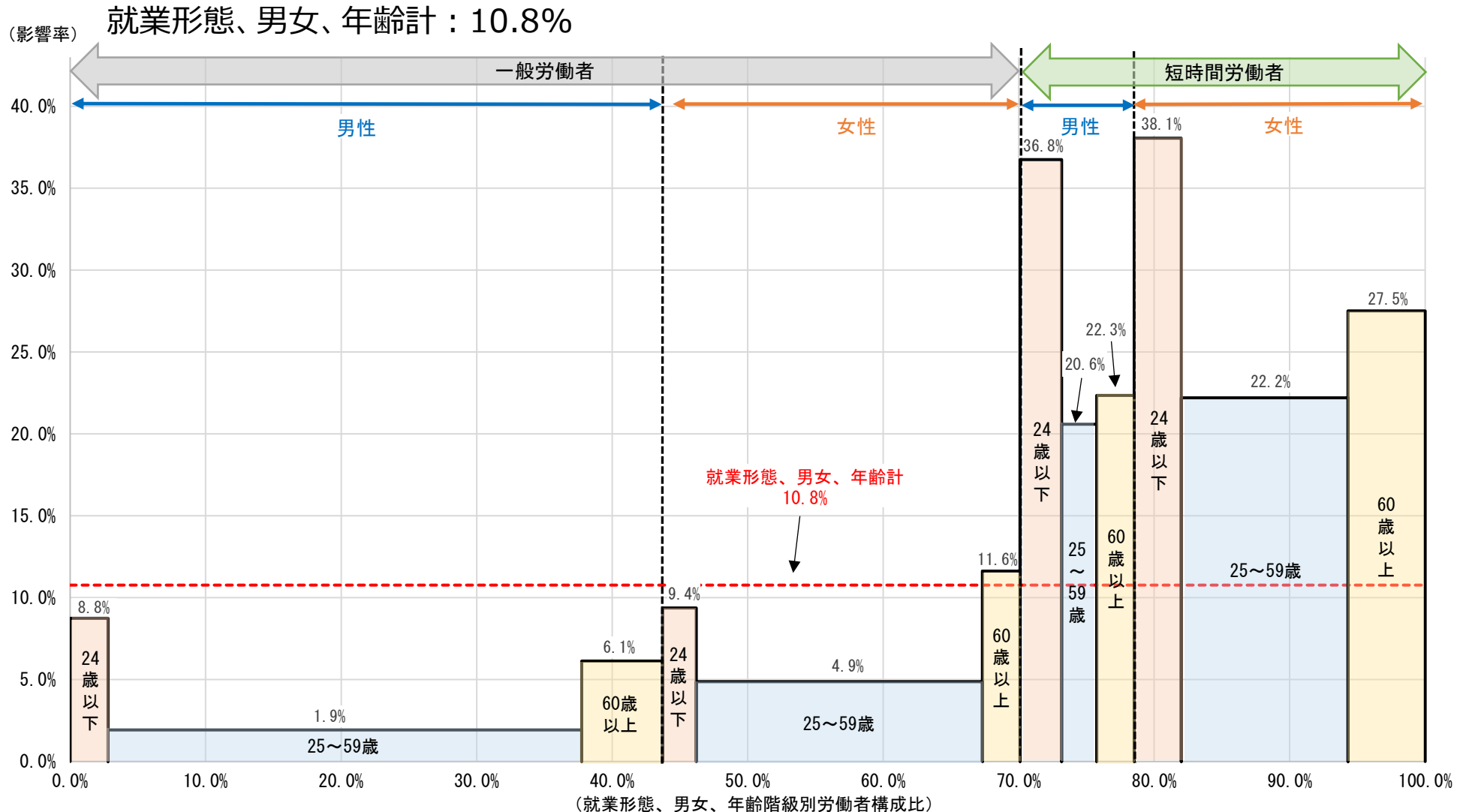
（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。

所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）



（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

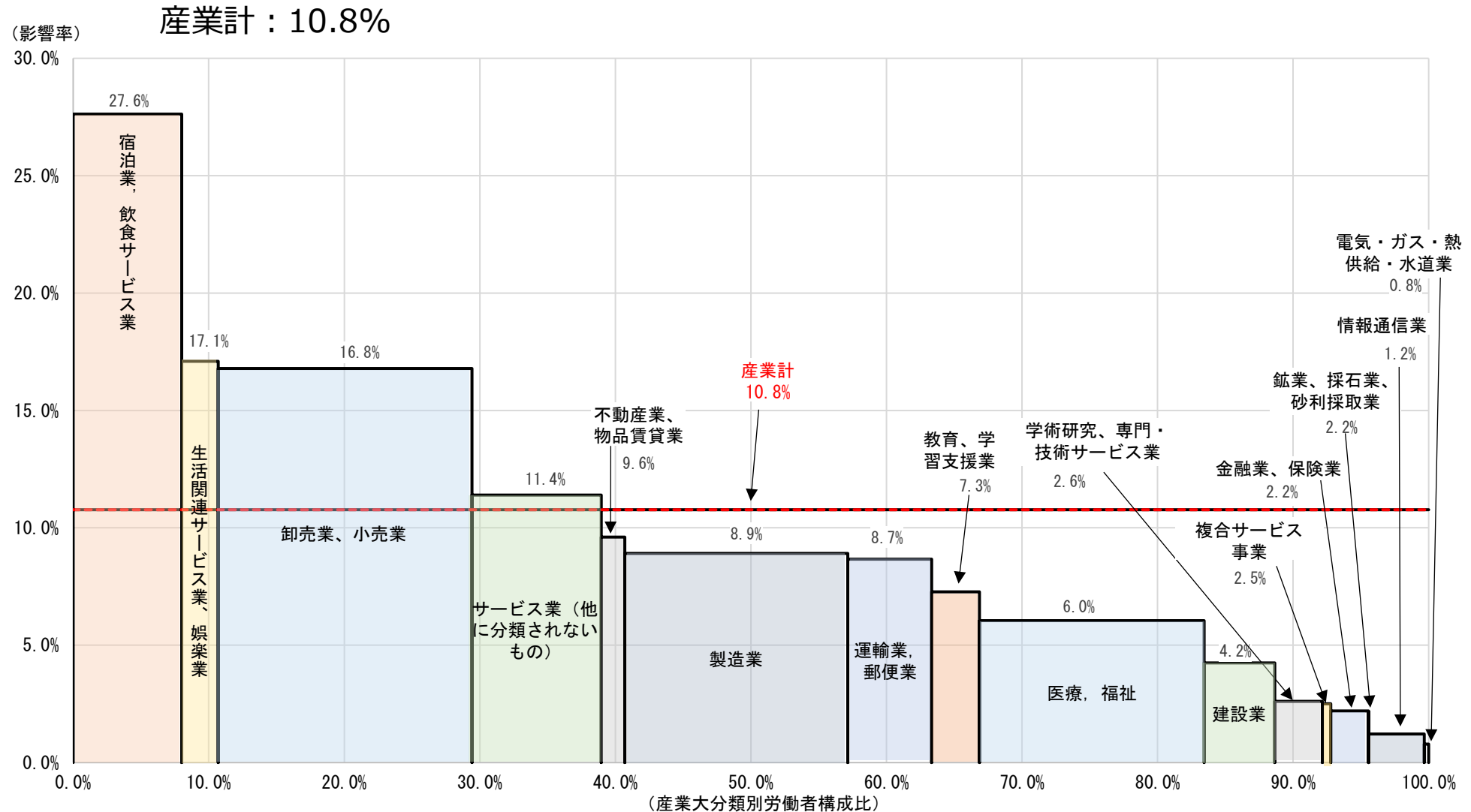
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。

4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

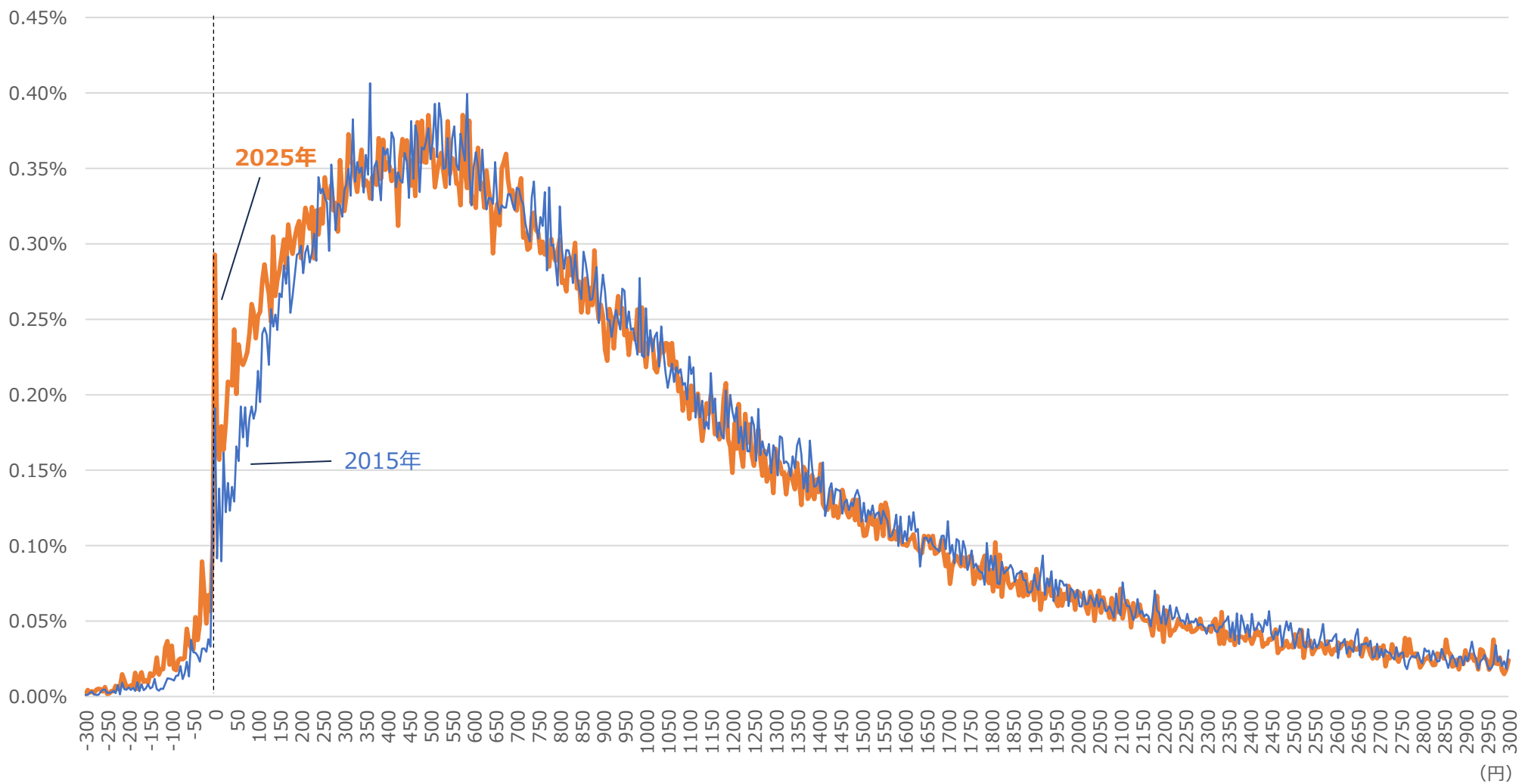
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。

4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

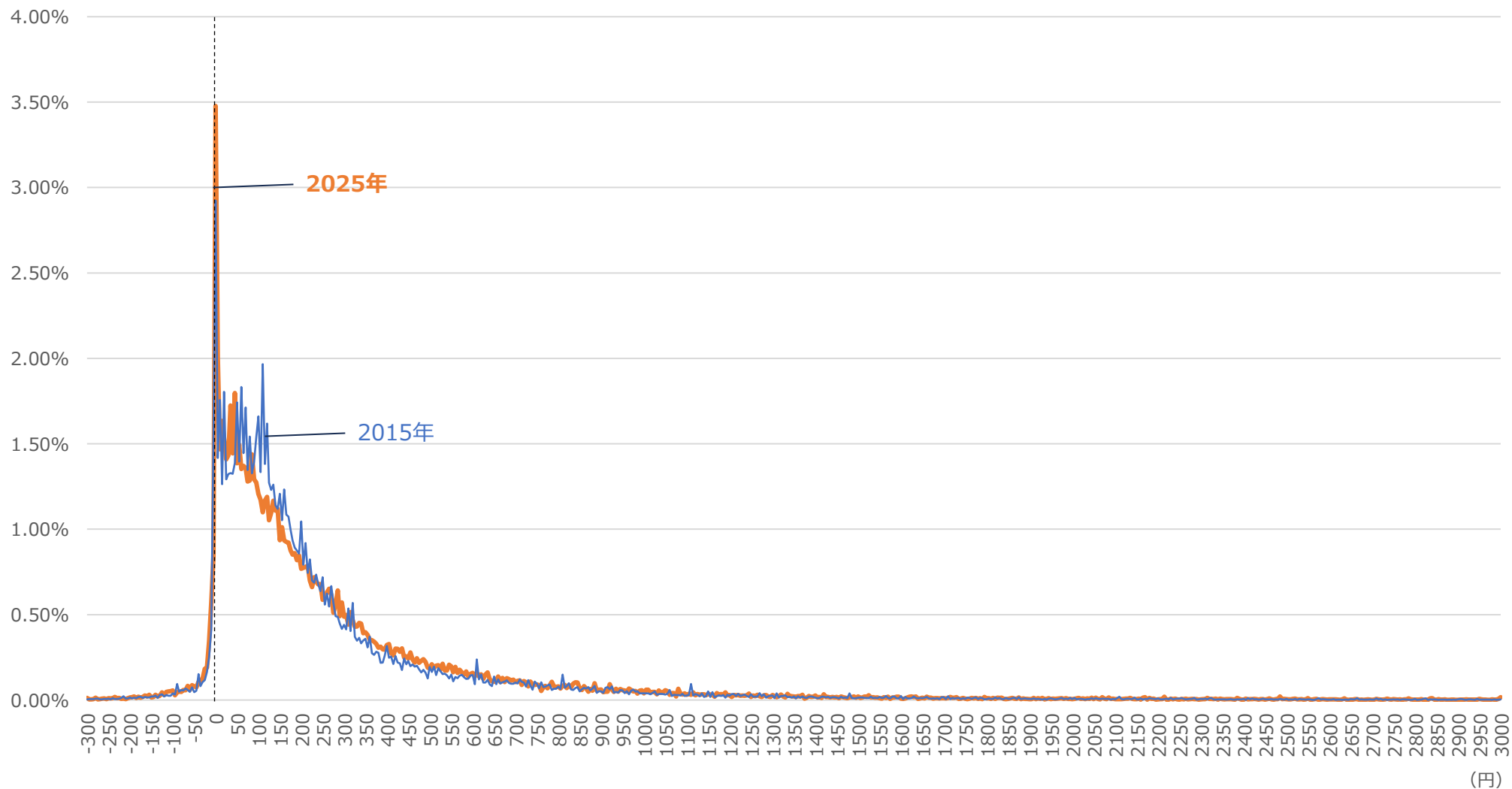
時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注）
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）

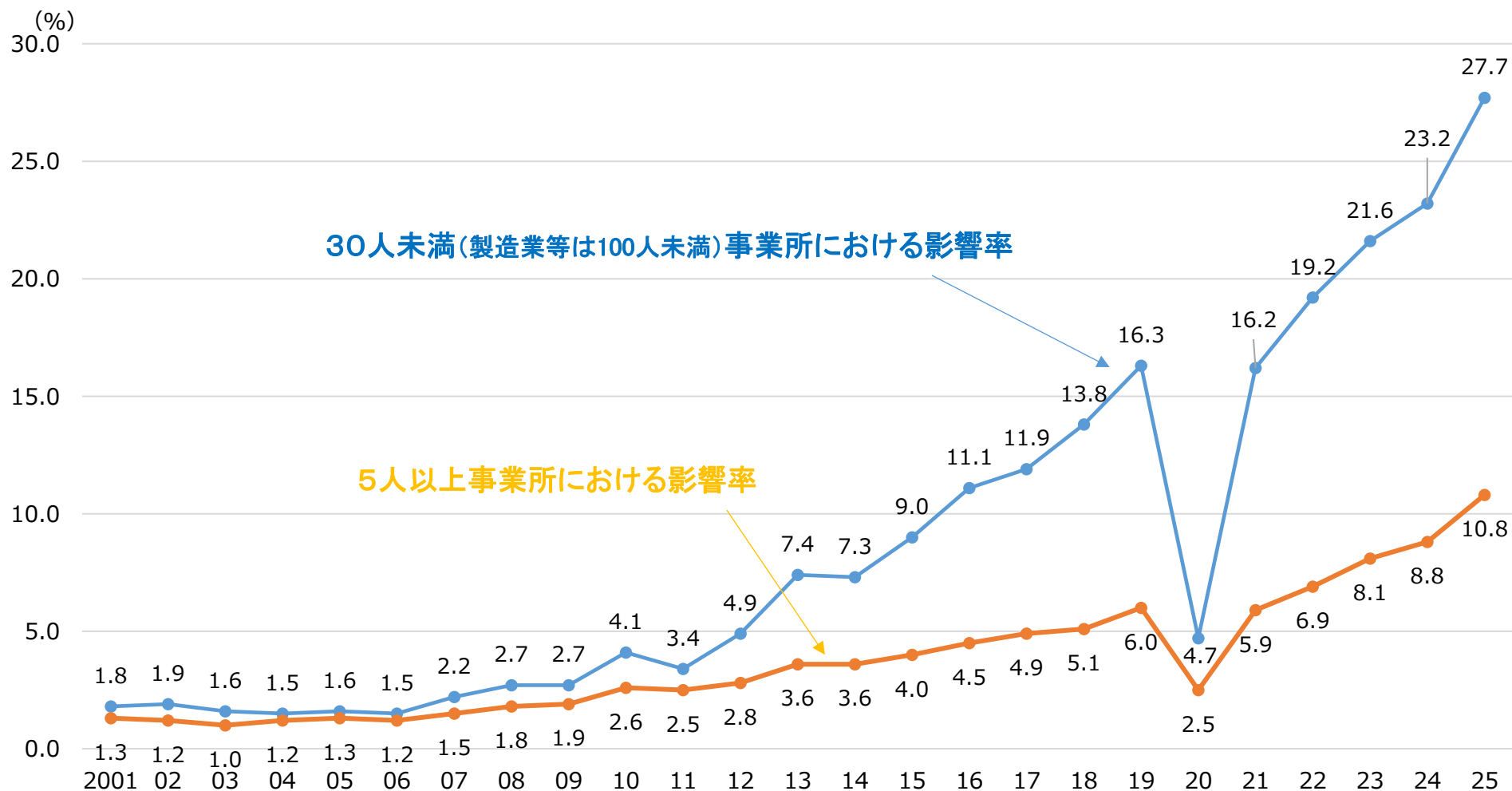


（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注）
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

最低賃金の影響率の推移

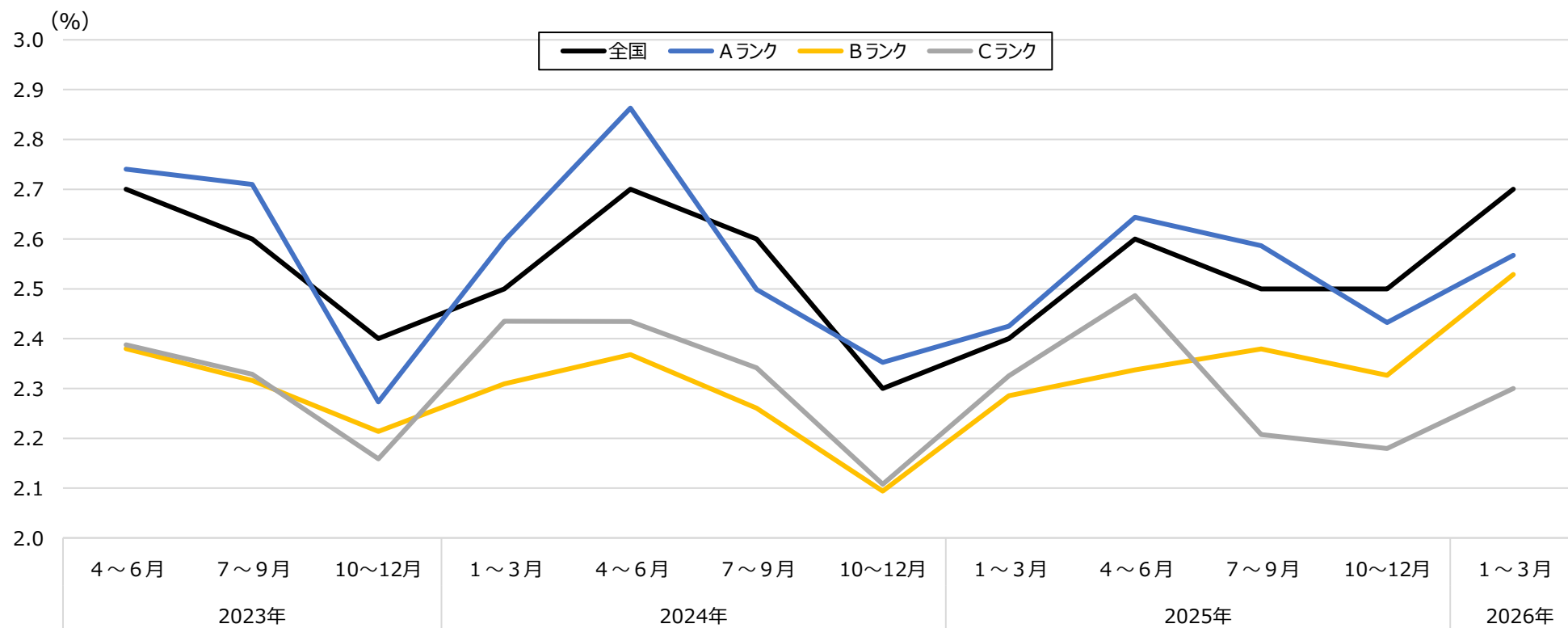
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」 (注) 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」 (注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

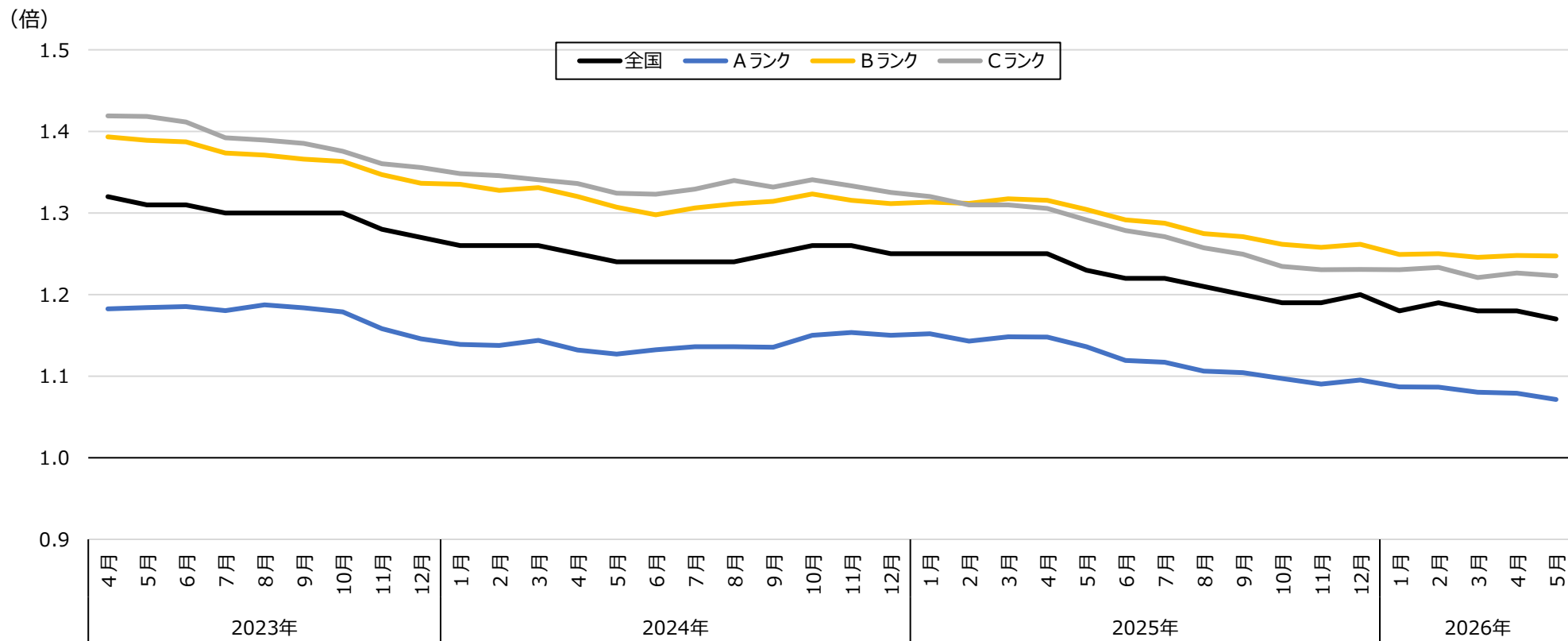
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

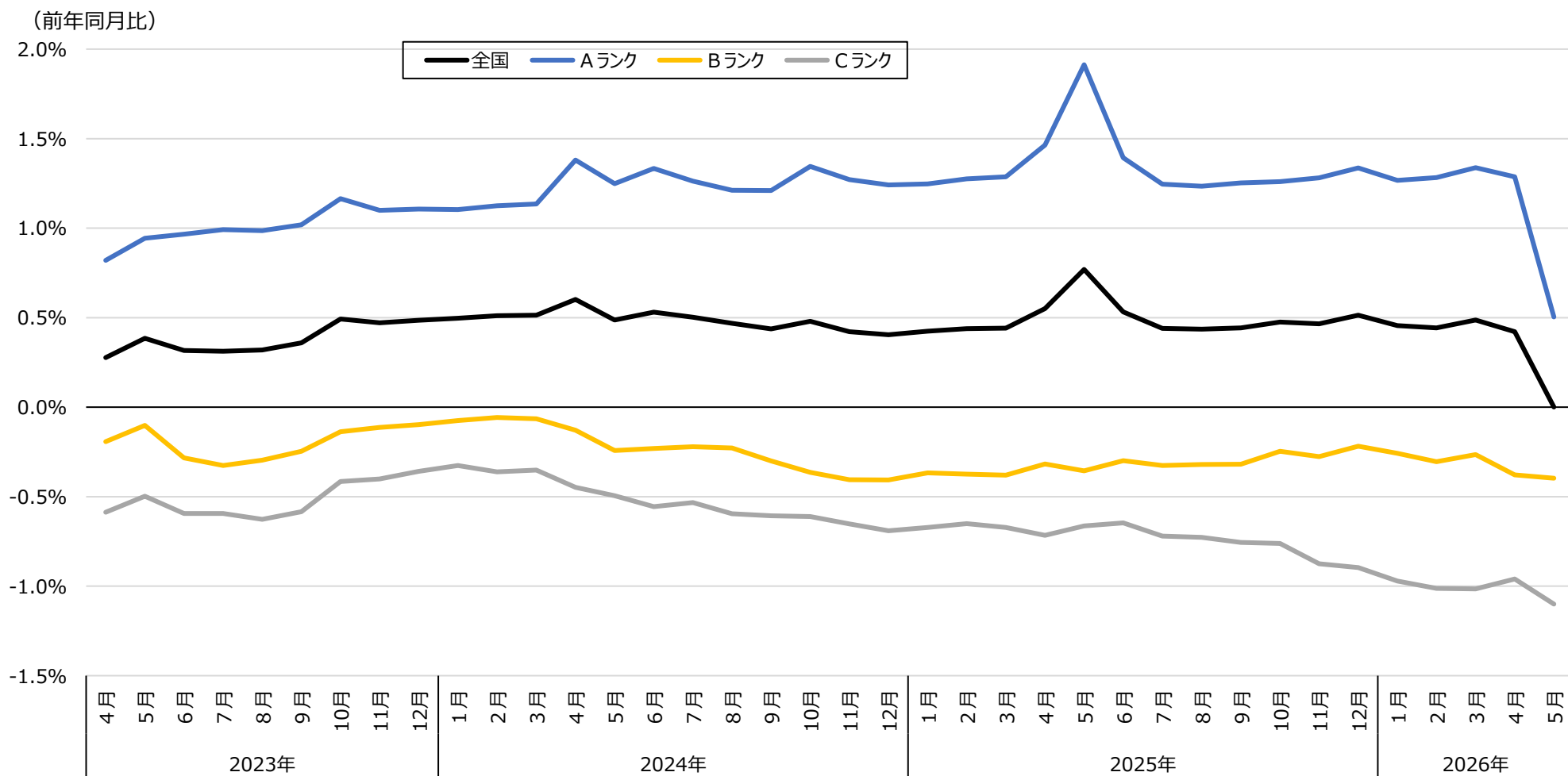
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

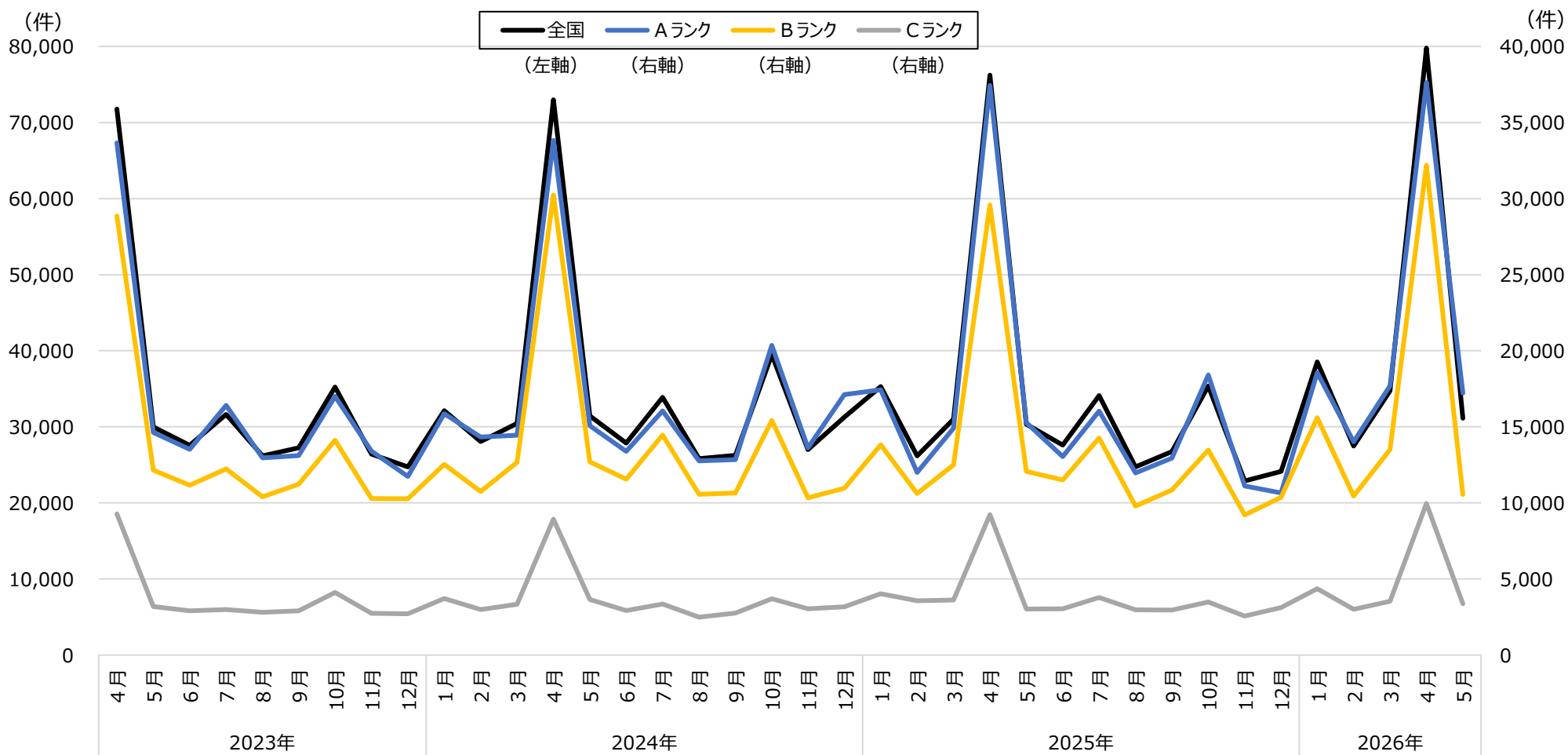
・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

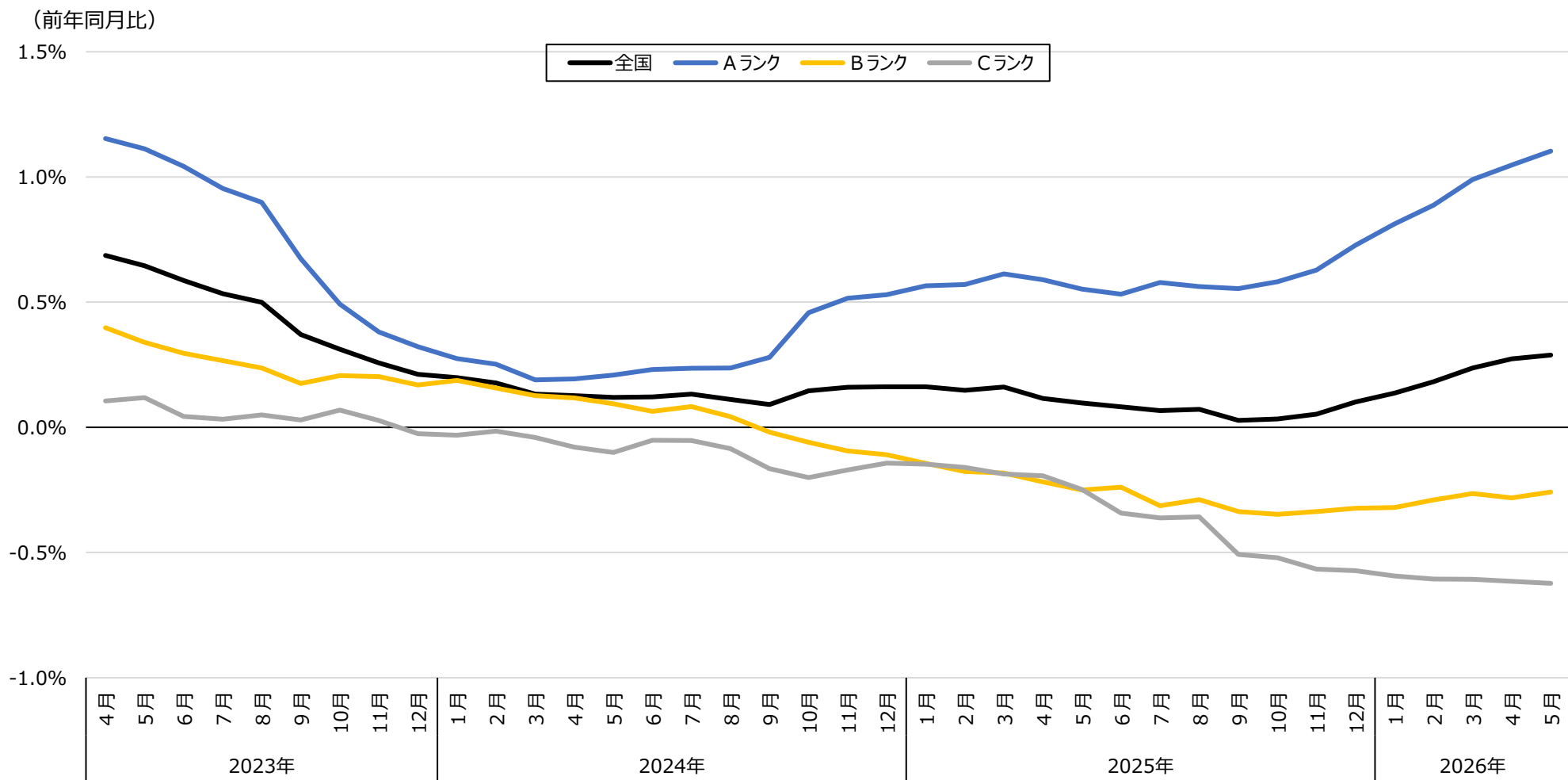
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

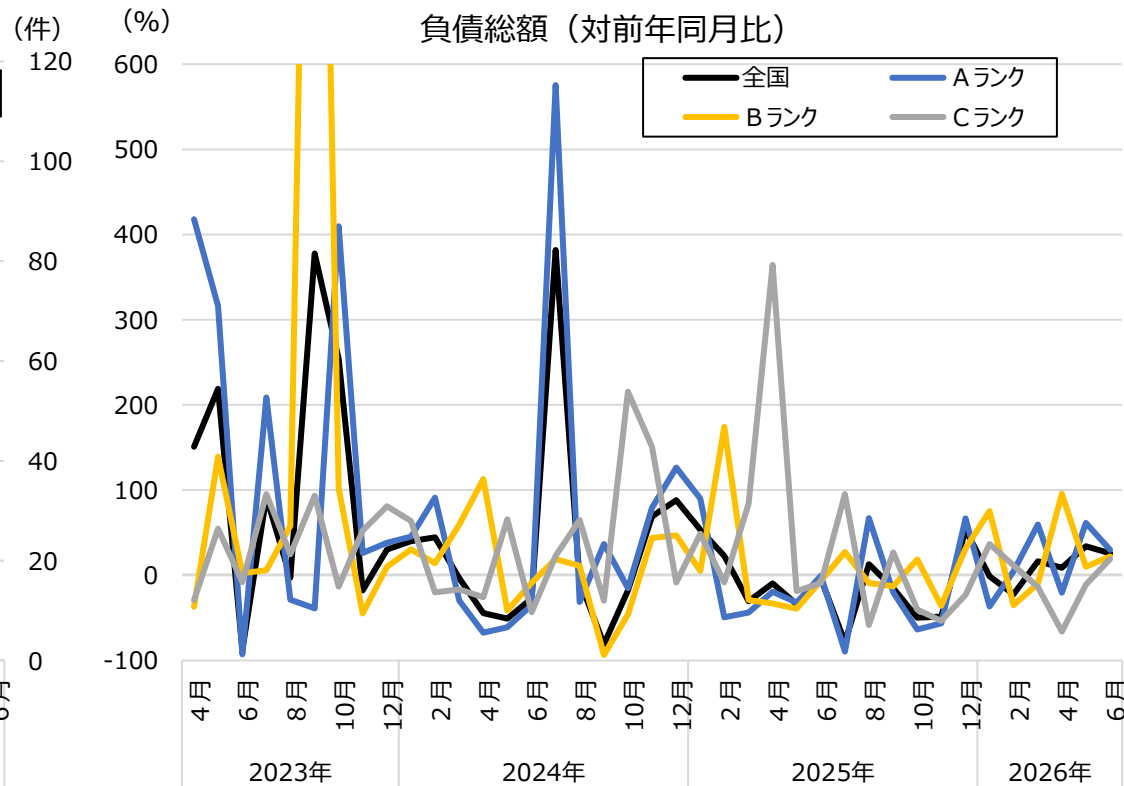
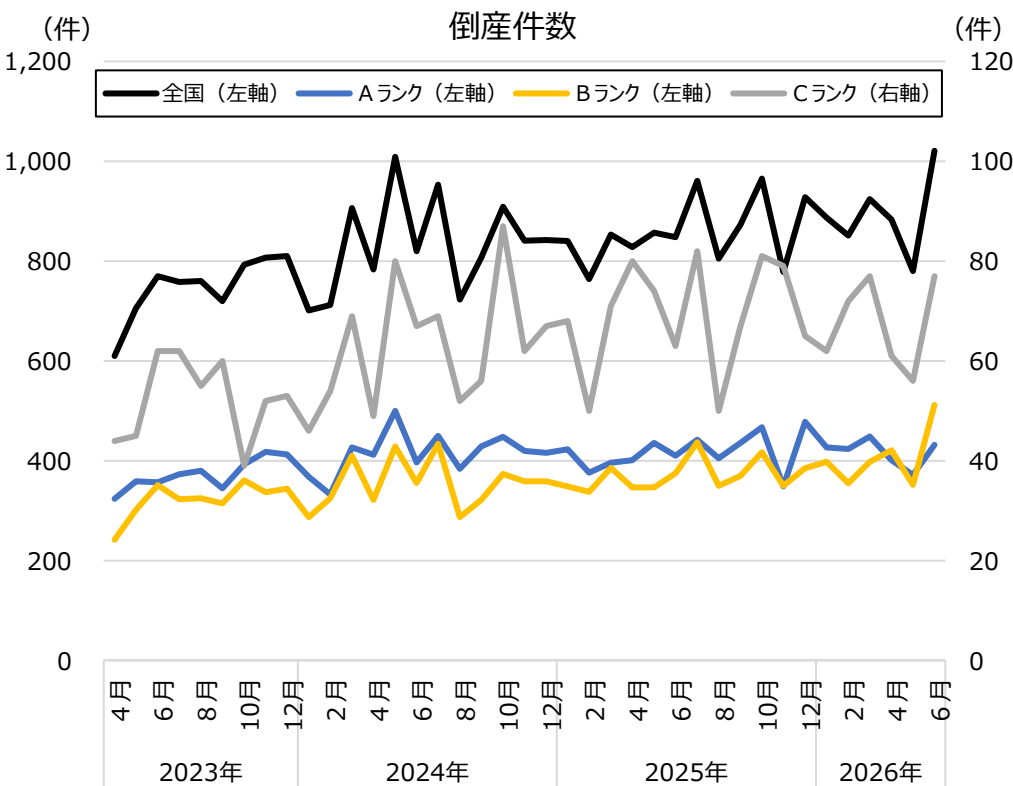
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

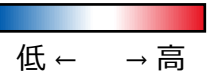
出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)

	2023年				2024年				2025年				2026年	2025年度
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	最賃引上げ額
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	71



有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2023年												2024年												2025年												2026年					2025年度 最前引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	66
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	0.91	65	
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.08	1.08	1.08	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	76		
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	1.11	79	
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09	65	
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17	1.14	80	
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	77	
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	1.22	78	
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	69
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13	1.12	64	
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	1.23	78
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	0.96	0.95	63	
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.98	0.97	0.97	0.98	0.98	0.99	0.99	0.97	64	
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.73	1.74	1.74	1.70	63
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	63	
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.48	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.37	1.37	1.38	1.39	65		
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.46	1.48	1.46	64	
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	1.39	70
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	1.60	69
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	64
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25	1.25	63	
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	1.46	64
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	1.09	63
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.23	63
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	1.20	64
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06	63
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.24	1.25	1.21	1.22	1.21	1.22	1.22	64
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.31	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.12	1.12	1.11	63
兵庫県	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.01	0.99	0.98	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94	0.94	64	
奈良県	1.20	1.22	1.19	1.14	1.15	1.15	1.17	1.17	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.15	1.14	1.12	1.12	1.10	1.13	1.14	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.19	1.17	1.18	1.18	1.16	1.15	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.12	1.15	1.13	1.11	1.13	65
和歌山県	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.12</																																		

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年					2025年															2026年					2025年度 最賃引上げ額					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.0%	66	
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	65	
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.4%	76	
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	79	
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	65	
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	-2.5%	80		
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	77	
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	78		
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	0.6%	69	
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.7%	0.2%	64	
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.2%	78		
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.7%	0.5%	63	
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	64	
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%	63	
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	0.1%	63		
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	65		
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	-0.7%	64	
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	-0.2%	70		
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	69		
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	64	
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	63	
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	64	
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63	
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	63	
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	0.2%	64	
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	-1.2%	63	
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	0.8%	64	
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	0.8%	63	
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	64	
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65	
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	65	
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-0.5%	-0.4%	73	
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.9%	71	
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	-0.8%	65	
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	65	
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	-1.9%	64
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	-1.2%	66	
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.5%	66		
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	-1.6%	77	
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	-1.6%	71	
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	65	
佐賀県	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	74		
長崎県	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	-1.3%	78	
熊本県	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-1.1%	-0.2%	82
大分県	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.8%	-1.5%	81	
宮崎県	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.1%	-1.1%	71	
鹿児島県	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.9%	73	
沖縄県	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%</																				

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	2.6%	66
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	-23.9%	65
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	26.9%	76
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	53.2%	79
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.3%	-22.8%	-11.6%	-27.6%	5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	-3.4%	65
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	-32.5%	80
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	24.4%	77
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	-32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	-10.4%	78
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.6%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	36.9%	69
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	-43.5%	64
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	-13.0%	78
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	4.3%	63
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	-21.8%	64
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	7.3%	63
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	4.6%	63
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	-30.6%	65
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	-25.1%	64	
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	5.3%	70
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	-1.5%	-17.5%	69
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	29.5%	64
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	-14.5%	63
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	-21.3%	9.6%	9.1%	-11.7%	64	
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	-19.0%	63
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	-14.5%	63
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	-30.4%	64
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	-10.5%	63
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	-22.7%	64
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	71.3%	63
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	-16.1%	64
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	-20.8%	65
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	-5.8%	65
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	-30.6%	73
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	-24.0%	71
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	11.9%	65
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	-29.1%	65
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	0.4%	64
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%	-17.0%	66
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.6%	17.8%	66
愛媛県	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%	106.8%	2.7%	38.0%	-34.3%	-51.5%	-20.4%	-0.5%	2.3%	-4.5%	-9.3%	-31.4%	77
高知県	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	6.8%	-16.3%	-12.4%	4.9%	7.0%	-31.8%	-22.2%	23.9%	-4.5%	15.6%	30.4%	-13.7%	71
福岡県	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	-10.1%	-3.5%	5.2%	-3.6%	-33.6%	2.7%	3.3%	1.6%	18.3%	9.1%	28.6%	21.7%	65
佐賀県	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	-27.8%	8.8%	9.5%	62.3%	-6.3%	35.2%	-6.3%	-22.9%	11.6%	-23.7%	-5.9%	-8.8%	74
長崎県	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	37.1%	53.9%	40.1%	-20.0%	10.4%	-2.0%	30.8%	-12.4%	24.1%	-36.8%	2.2%	-1.9%	78
熊本県	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-9.1%	49.7%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	24.1%	-37.1%	-23.5%</												

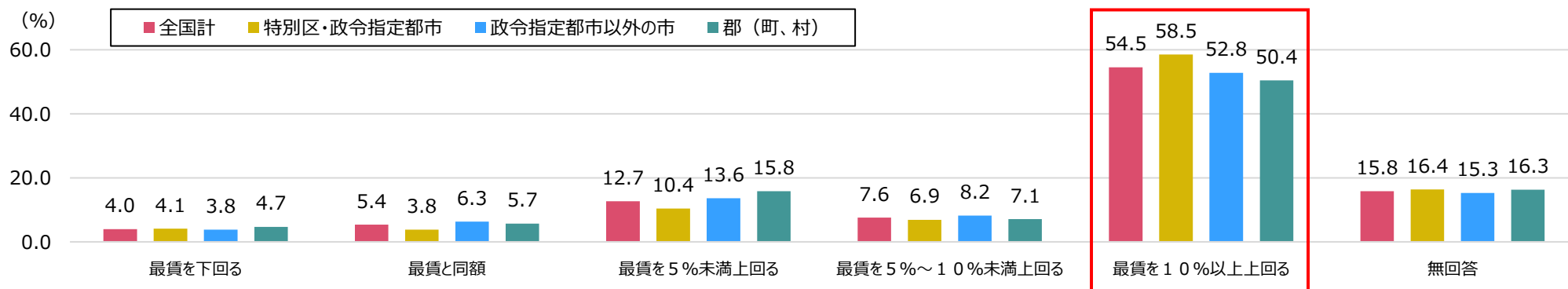
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最増引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	66								
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	65							
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	76							
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	79							
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	65								
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%	80							
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	77							
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	78							
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	69							
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	64							
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	78							
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	63							
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	1.8%	64							
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	63							
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	65							
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%	63							
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	64							
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	70							
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	69							
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.0%	64							
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	63							
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	64							
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	63							
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	63							
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	64							
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	63							
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	64								
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%	63							
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	64							
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	65							
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65							
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.8%	71							
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	73							
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	65								
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	65							
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	64							
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	66							
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	66							
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	77							
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	71							
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	65							
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	74								
長崎県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	78							
熊本県	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	82							
大分県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	81							
宮崎県	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	71							
鹿児島県	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%</								

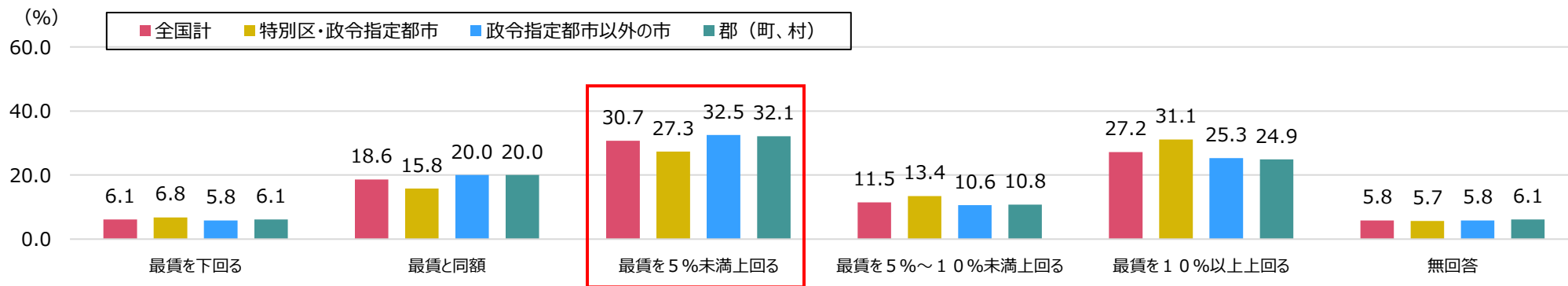
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※） 本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注） 集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。

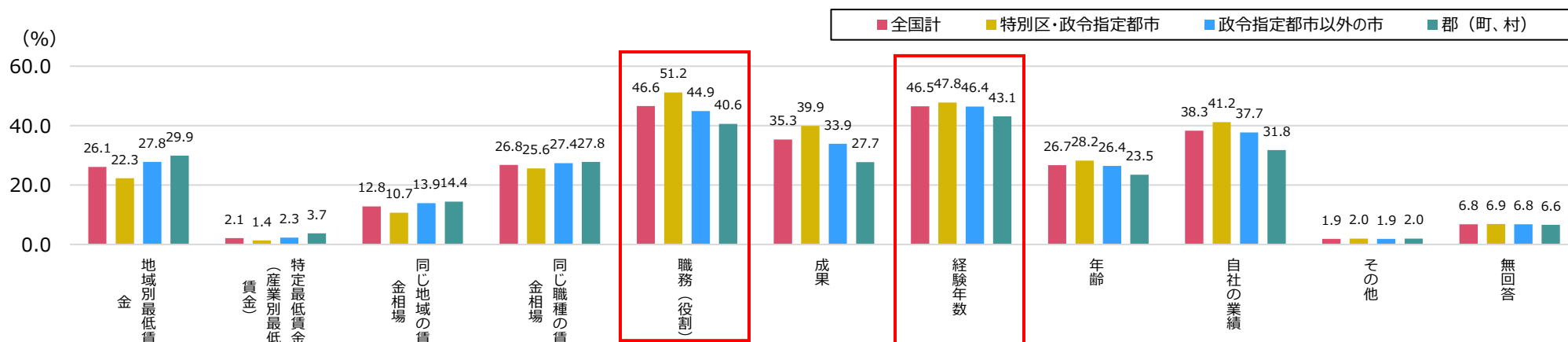
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」2,094社、「政令指定都市以外の市」5,457社、「郡（町、村）」1,195社、無回答8社である。

（注） 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

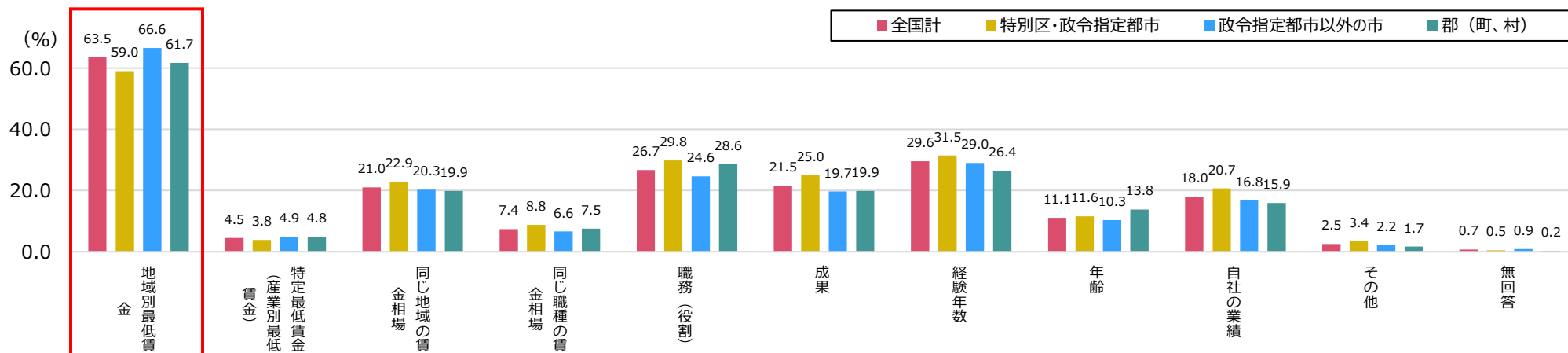
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



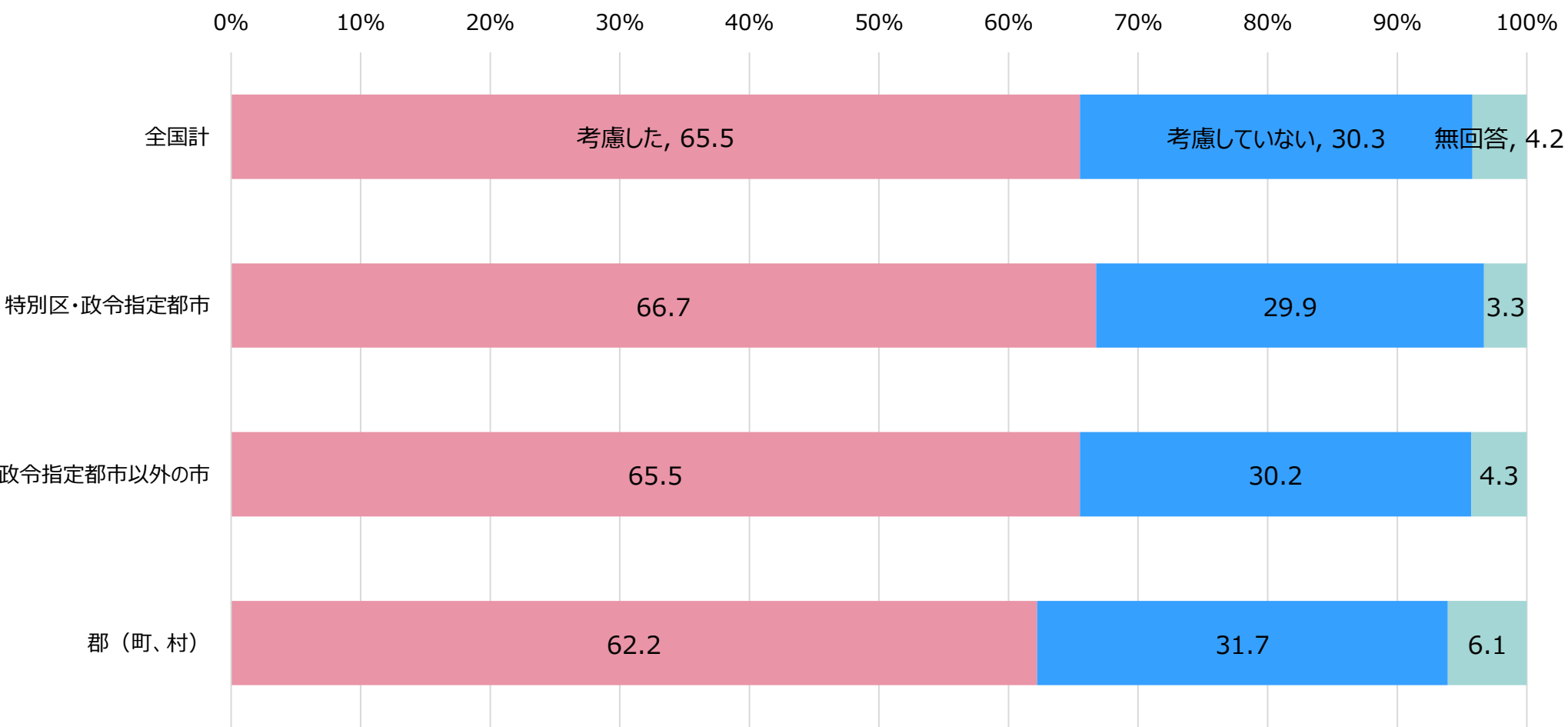
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。

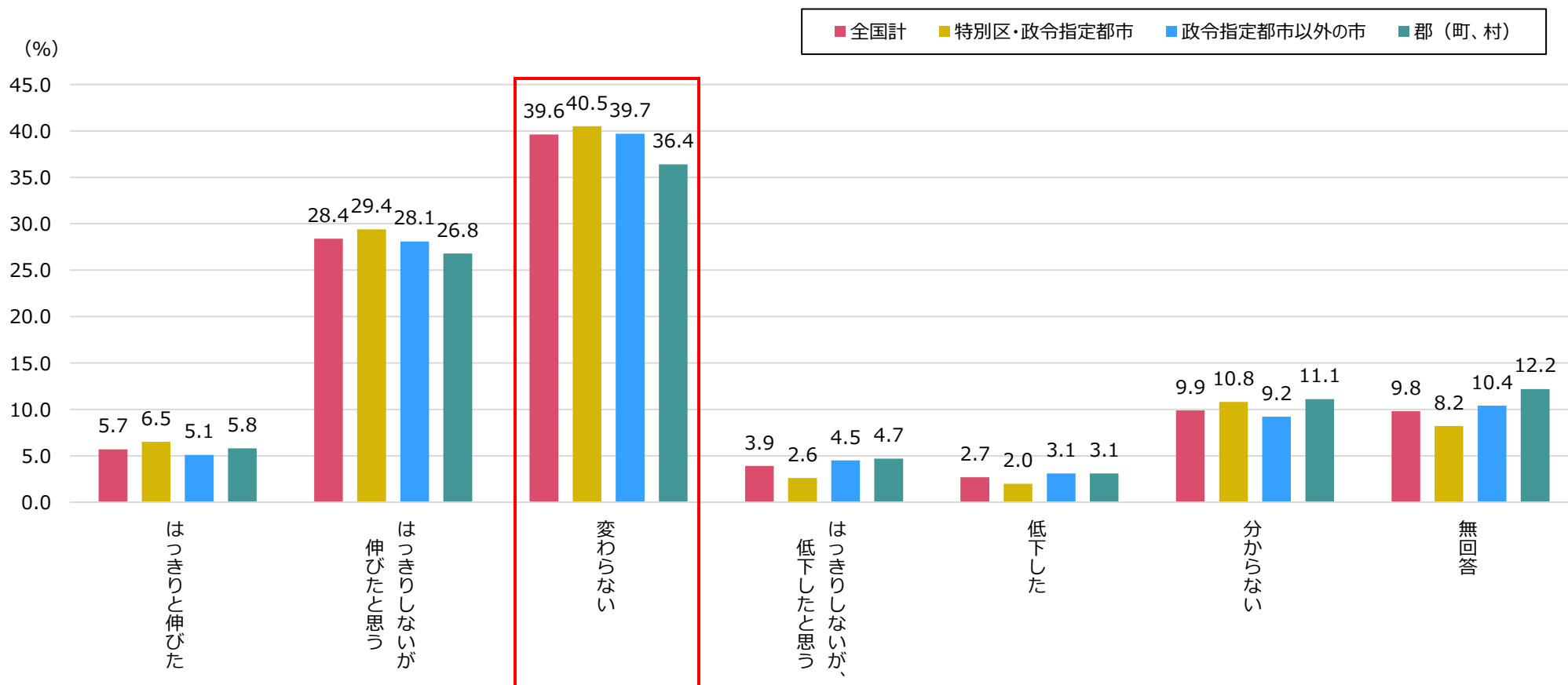


(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、直近1年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2025年)

過去1年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

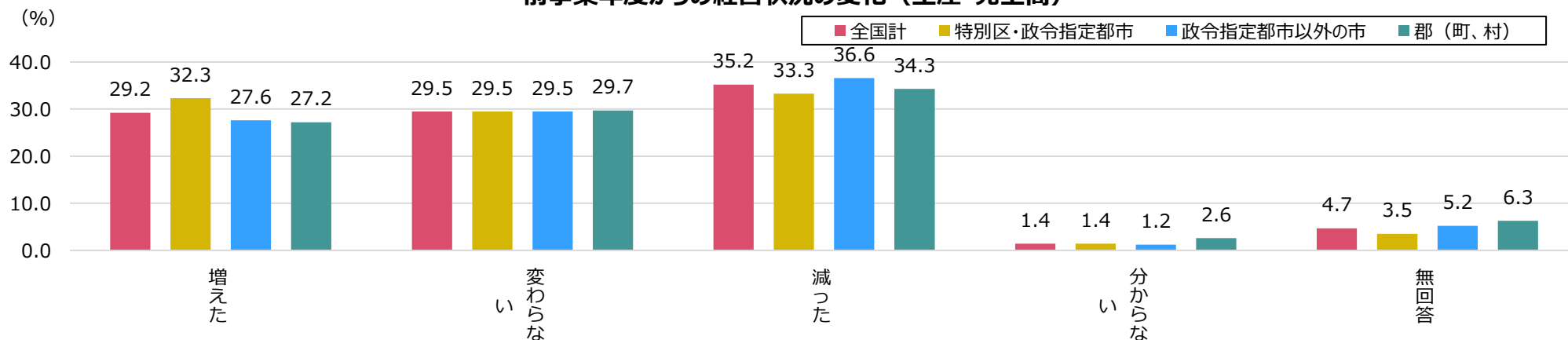


(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(2025年調査:3,589社)について集計。
本心が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

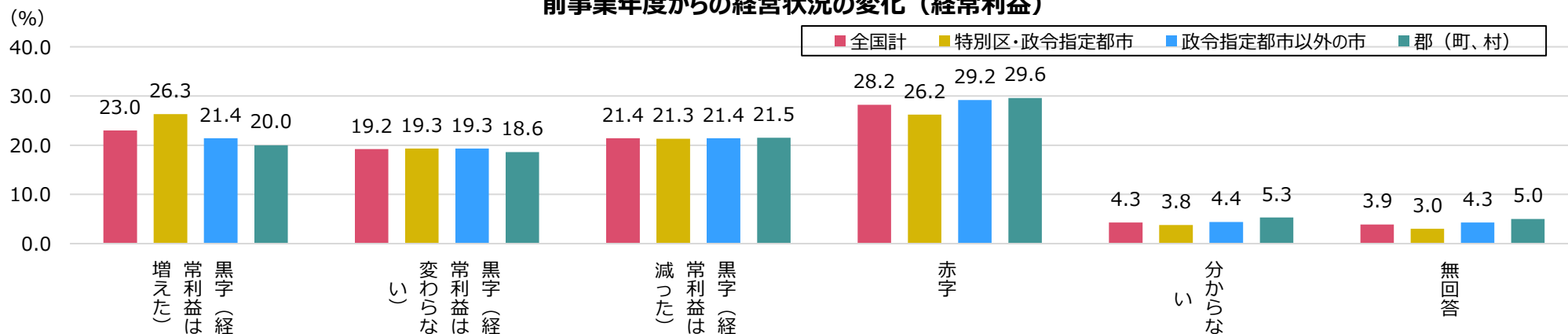
前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっている。同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は増えた）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

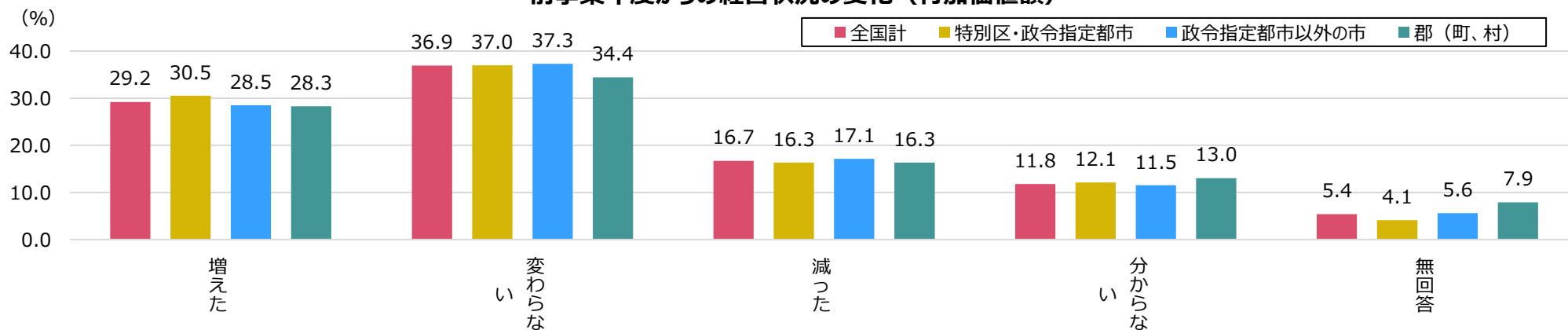


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

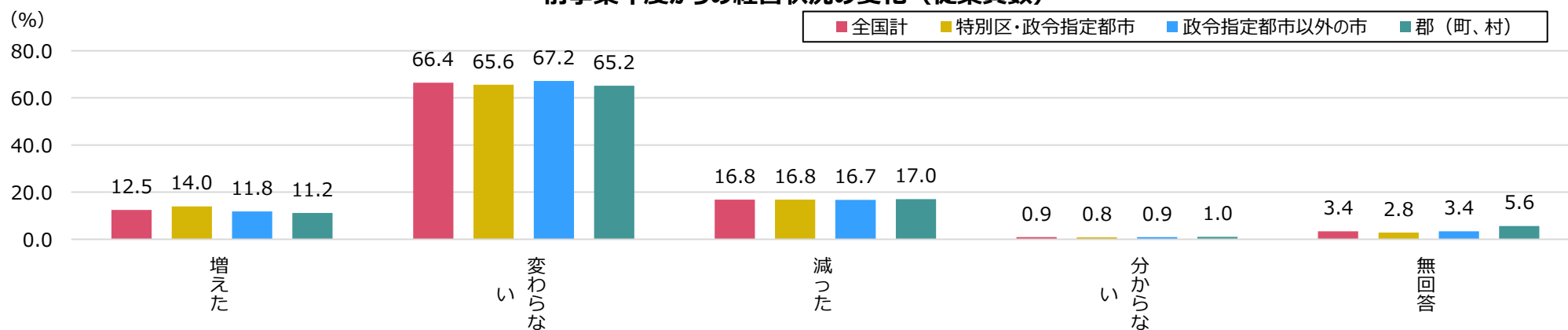
前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（付加価値額）



前事業年度からの経営状況の変化（従業員数）

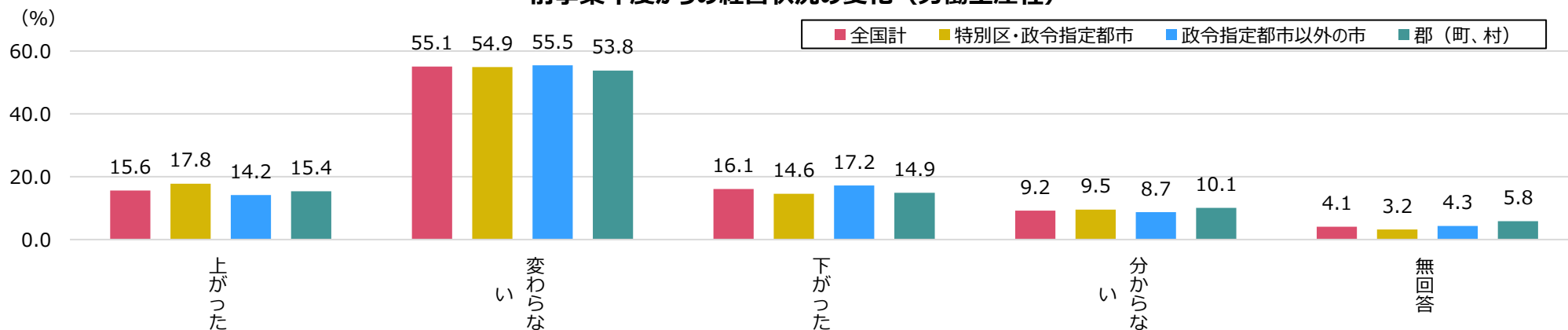


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

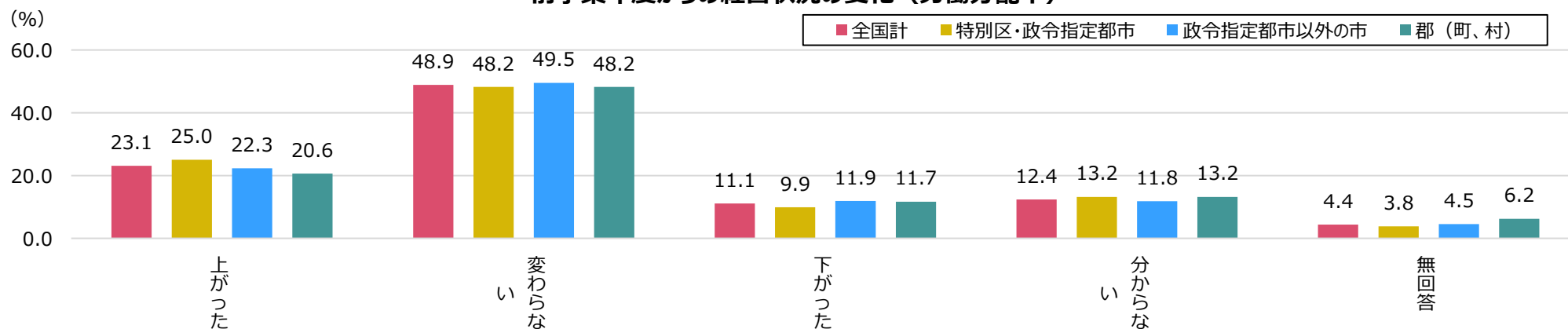
前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

前事業年度からの経営状況の変化（労働生産性）



前事業年度からの経営状況の変化（労働分配率）

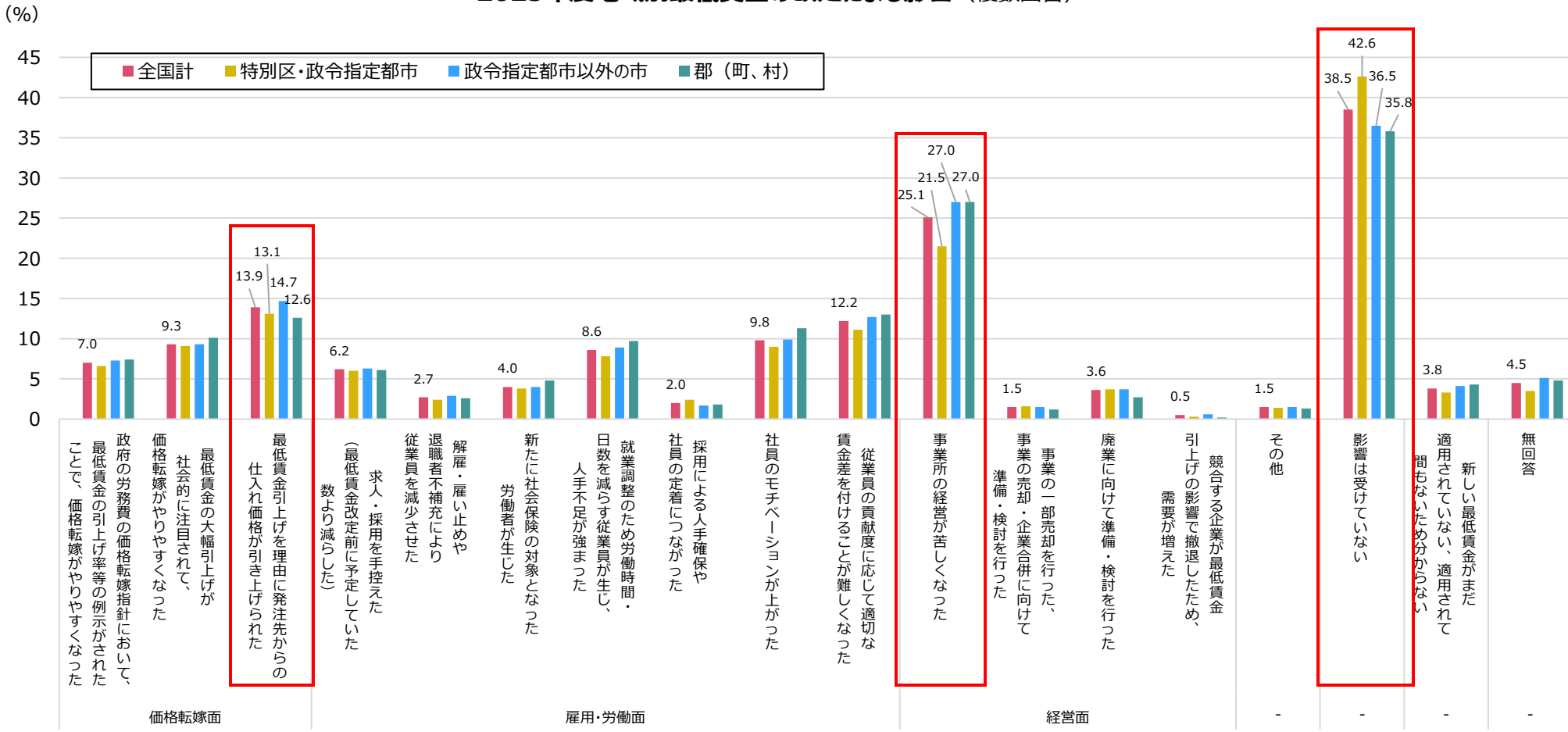


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員 1 人 1 時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響（複数回答）



(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 8 年 7 月 28 日

1 はじめに

令和 8 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

今年の春季生活闘争では、数多くの労使の真摯な議論の積み重ねによって、全体では 3 年連続で 5 % を上回る賃上げ、有期・短時間・契約等労働者では 6 % 台の賃上げが実現した。様々な企業物価が価格転嫁の形で消費者物価に跳ね返ることを考えると、中東情勢などの影響は企業だけでなく消費者である働く人にこそ強い影響を及ぼすものである。労働者側委員は、全ての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せていくことが、今我が国が取るべきベストなシナリオであると主張した。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準である必要がある。最低賃金近傍で働く人へのアンケート調査では、「今後も最低賃金が引き上がるべき」と思う人は 7 割を超え、その最大の理由は、「現在の最低賃金額は生計費を維持するために十分な水準でないから」と答えている。現在は、絶対額として最低生計費を賄うものになっておらず、生活できる賃金水準を早急に確保することが重要であり、中期的には、「一般労働者の賃金中央値の 6 割水準」を重視しながら、継続的な引上げを行う必要があると述べた。

また、地域間の額差は、時間的・距離的に近接した都道府県間では労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘した。

昨年度は、C ランクに A・B ランクを上回る目安を示したが、C ランク県で目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性が発揮された結果である一方、地方審議における目安そのものの意義が問われかねない事態と指摘した。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、中央最低賃金審議会としての地域間額差についてより強いメッセージを示すべきと主張した。

最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上で最低賃金の早期発効が重要。発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、そ

の必要性や影響について広く理解を得られるかなどの観点から公労使で十分に議論した上で決定すべきである。また、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し説明責任を果たすべきと主張した。さらに、就業調整の問題等、最低賃金制度とは関係のない他制度の課題を発効日を遅らせて解消しようとすることは誤りであり、給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善で対応することが本筋だと主張した。

人手不足の傾向は依然強まっており、各地域の求人募集賃金下限額は最低賃金を上回っている。労働市場や市場賃金の動向も加味して最低賃金の大幅な引上げを図るべきであると述べた。また、最低賃金の引上げと雇用維持は相反せず、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

労働分配率の動向と最低賃金引上げとの相関は観察できないことから、「通常の事業の賃金支払能力」との関連性は限定的である。また、利益剰余金が過去最高水準を更新したこと、保有現金・預金が大幅な増加となっており、資金繰りにも余裕が認められることから、データからは最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払能力」は問題ないと述べた。なお、「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない点を改めて述べた。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが引き続き上昇局面にあること、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解すると述べた。

しかし、業績に関わりなく、法的強制力をもって適用される地域別最低賃金の引上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引上げは意味合いが全く異なり、最低賃金は全企業に例外なく罰則付きで適用される以上、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張した。

具体的な目安額を審議するに当たっては、最低賃金近傍で働く方々の可処分所得に対する物価上昇の影響は考慮すべきだが、物価上昇の影響は企業側のコスト増としても現れており、家計面のみならず、企業経営への影響と併せて検討する必要がある。具体的には、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。特に、中東情勢により、供

給面の停滞・目詰まりに加え、国内企業物価指数や輸入物価指数の急激な上昇にも表れているとおり、燃料・石油化学製品をはじめとするコストの増加に苦慮する企業が多いことに留意が必要である。加えて、企業の1人当たりの労働生産性が向上しているとの指摘もあるが、主に賃金の上昇を受けた付加価値の増加が要因であることが推察され、規模の小さい中小企業では経常収益は減少していることから、支払能力が高まっているとは言えないと述べた。

また、春季賃上げ妥結状況を見ると企業規模が小さいほど賃上げ率は低い傾向にあることから、賃上げへの対応は規模が小さく労働分配率が高い中小企業ほど負担感が大きいこと、企業業績の改善を伴わない、いわゆる「防衛的賃上げ」による賃上げを行う企業があることを十分考慮する必要があると指摘した。

その他、Cランクを中心とした、目安額を上回る近年の大幅な引上げにより、社会・生活インフラを担う中小企業・小規模事業者の事業継続が困難となり、地域経済に深刻な影響を与えていることにも留意が必要であると述べた。

以上を考慮すると、法定3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」に着目しながら、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第4表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年度も堅持すると述べた。

その上で、中東情勢の影響や価格転嫁の状況等を含め、事業の持続的発展と雇用維持の観点から、公労使三者構成の枠組みにおいて3要素に関するデータをバランス良く丁寧に確認しながら十分議論を尽くし、全国の企業経営者にとって納得感のある目安を示すことが目安に関する小委員会の社会的な役割であると述べた。

昨年度の各地方審議の結果と課題を踏まえた目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめにおいて、最低賃金額や発効日について、地方最低賃金審議会における審議等の在り方が示されていることも踏まえ、今年度の目安審議では、データに基づく審議・決定を徹底するとともに、各地方最低賃金審議会など最低賃金の決定に関わる全ての人に対し合理的で納得性の高い目安を示すべく審議を尽くすことが重要であると主張した。加えて、発効日について、近年の最低賃金の引上げ幅が大きくなっていることから、事業者の準備期間を十分に確保する観点で発効日を年初にするべきという意見が多く寄せられている中、昨年度、各地方審議の結果として複数の地域で指定日発効とされたことは、企業にとって、賃金原資の確保や給与規程の見直し、就業調整への対応等の観点から一定の意義があったと考えられる。発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域における様々な地域の事情を考慮しながら、当該地域の公労使委員間で十分に議論することが重要であると述べた。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月23日）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和5年全員協議会報告の1（2））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継

等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

令和 8 年 6 月 26 日（金）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省専用 22-24 会議室（18 階）

第 1 回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 令和 7 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について

資料 No. 2 主要統計資料

資料 No. 3 足下の経済状況等に関する補足資料

資料 No. 4 今後の予定（案）

参考資料 No. 1 最低賃金に関する調査研究

以上

令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について

令和7年7月11日第1回目安に関する小委員会に提出しました「資料 No. 4 足下の経済状況等に関する補足資料」及び令和7年8月4日第7回目安に関する小委員会に提出しました「参考資料 No. 1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）」について、資料に誤りがあることが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

誤りのあった資料は、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（令和7年8月4日）」の参考資料としても使用されておりましたので、併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

訂正内容等は以下のとおりです。詳細は別紙をご参照ください。

（訂正内容）

「雇用保険 適用事業所数（前年同月比）」のグラフにおいて、Aランク、Bランク、Cランク別のデータに誤りがあったため、再計算し、訂正しました。なお、全国計のデータには誤りはありませんでした。

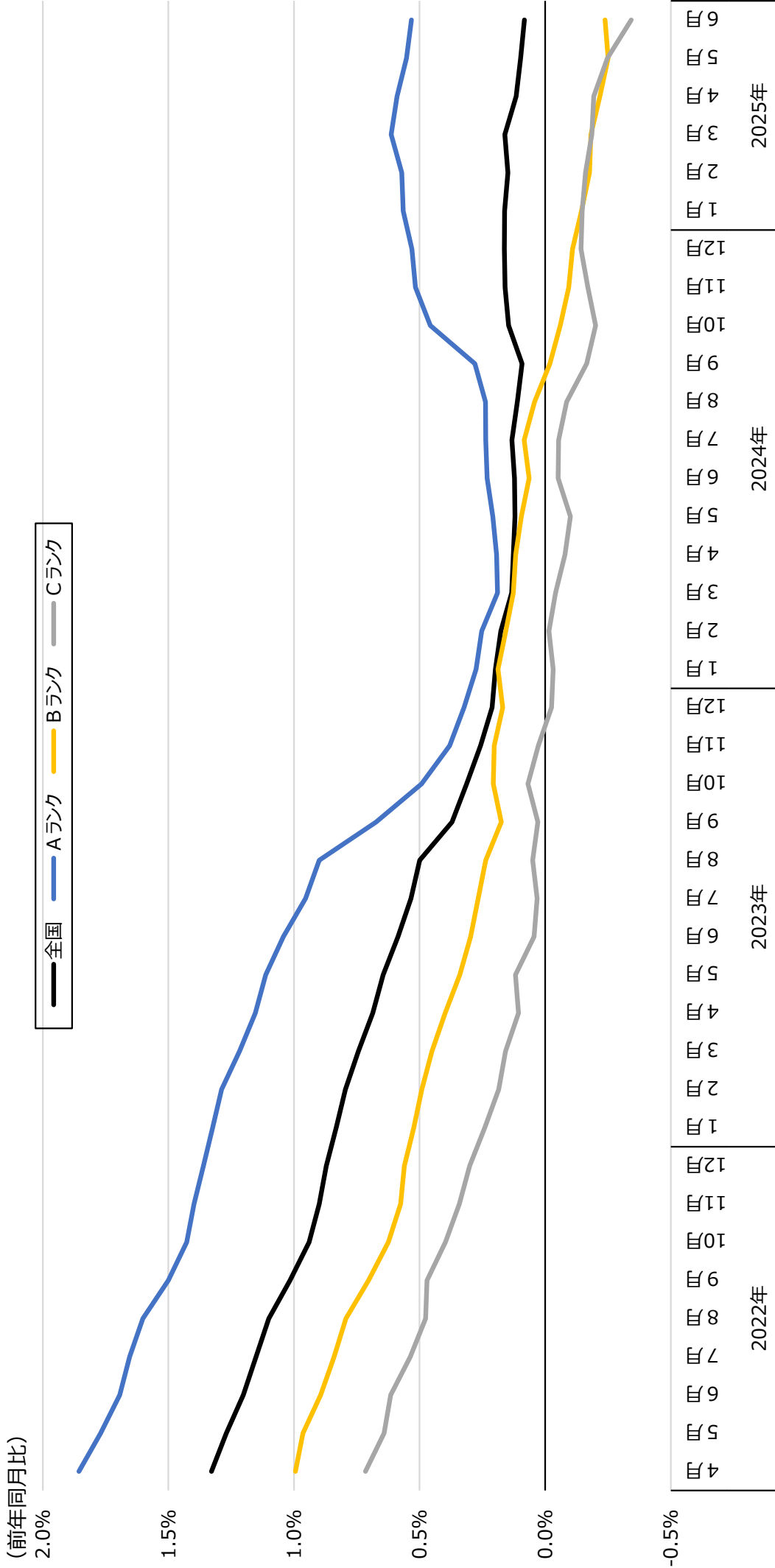
（誤りの原因）

「雇用保険事業統計」における都道府県別の適用事業所数を最低賃金における目安のランク別に集計する際、誤りがあったため、Aランク、Bランク、Cランク別の前年同月比に誤りが生じたものです。

（再発防止策）

令和8年度以降、都道府県別のデータをランク別に集計する際は、各ランクの合計が全国計と一致していることや、各都道府県のランク別の振り分けが正しく行われていることの確認を徹底するよう、作業手順を見直します。

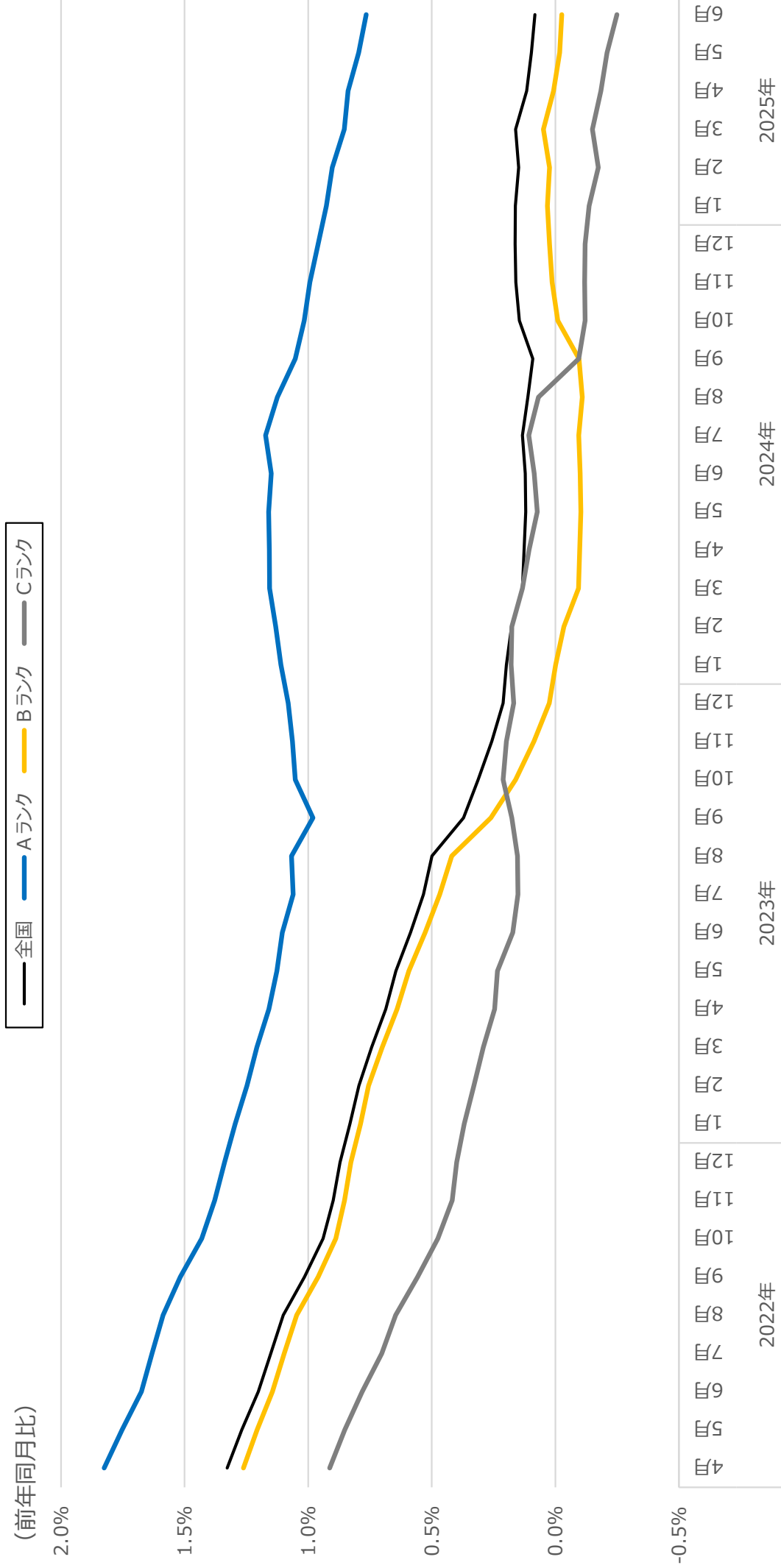
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

令和7年8月4日第7回目安に関する小委員会
「参考資料No.1 足下の経済状況等に関する補足資料（更
新部分のみ抜粋）」
及び 「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告
（令和7年8月4日）」参考資料

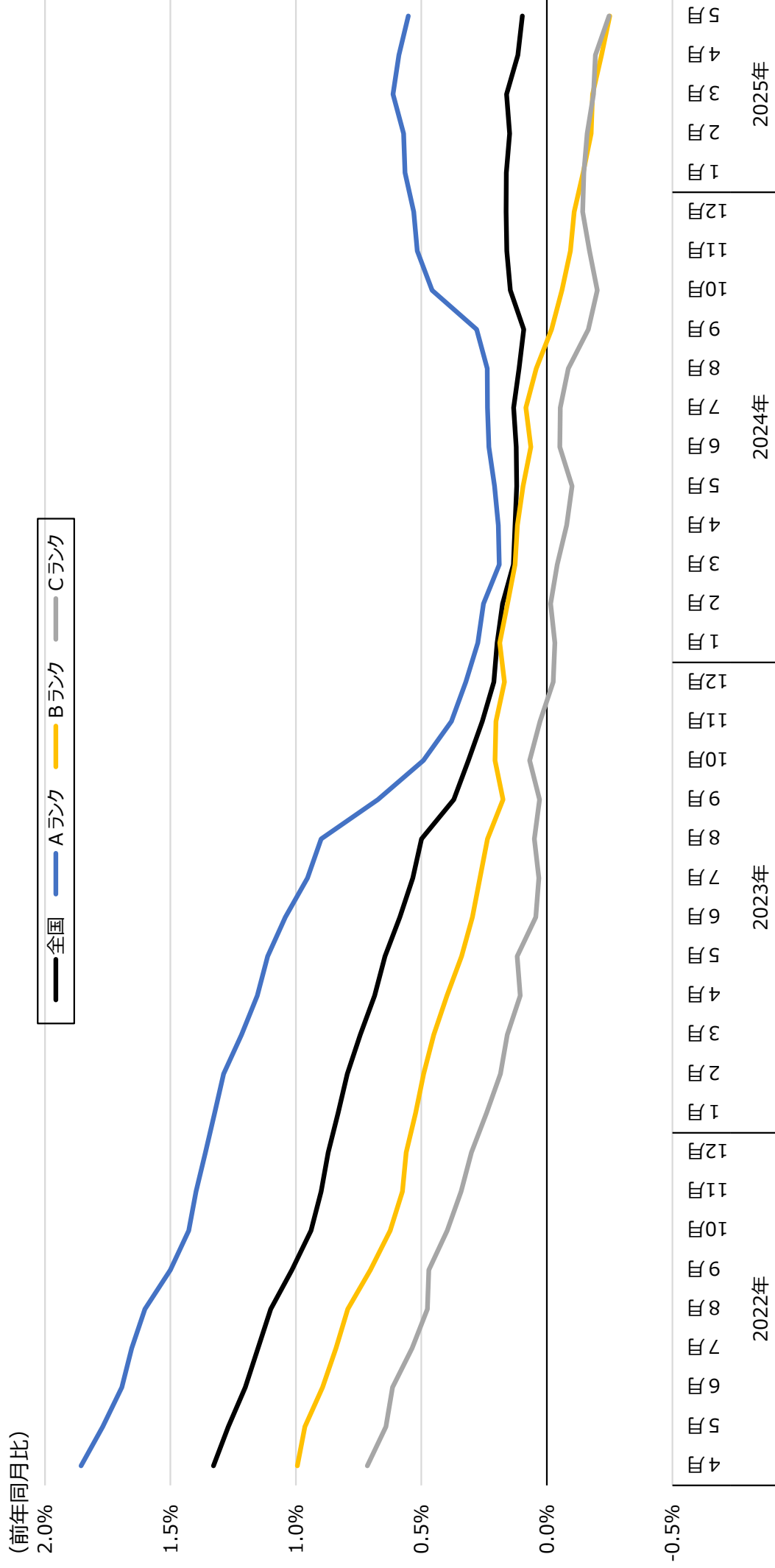
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

令和7年7月11日第1回目安に関する小委員会
「資料No.4足下の経済状況等に関する補足資料」

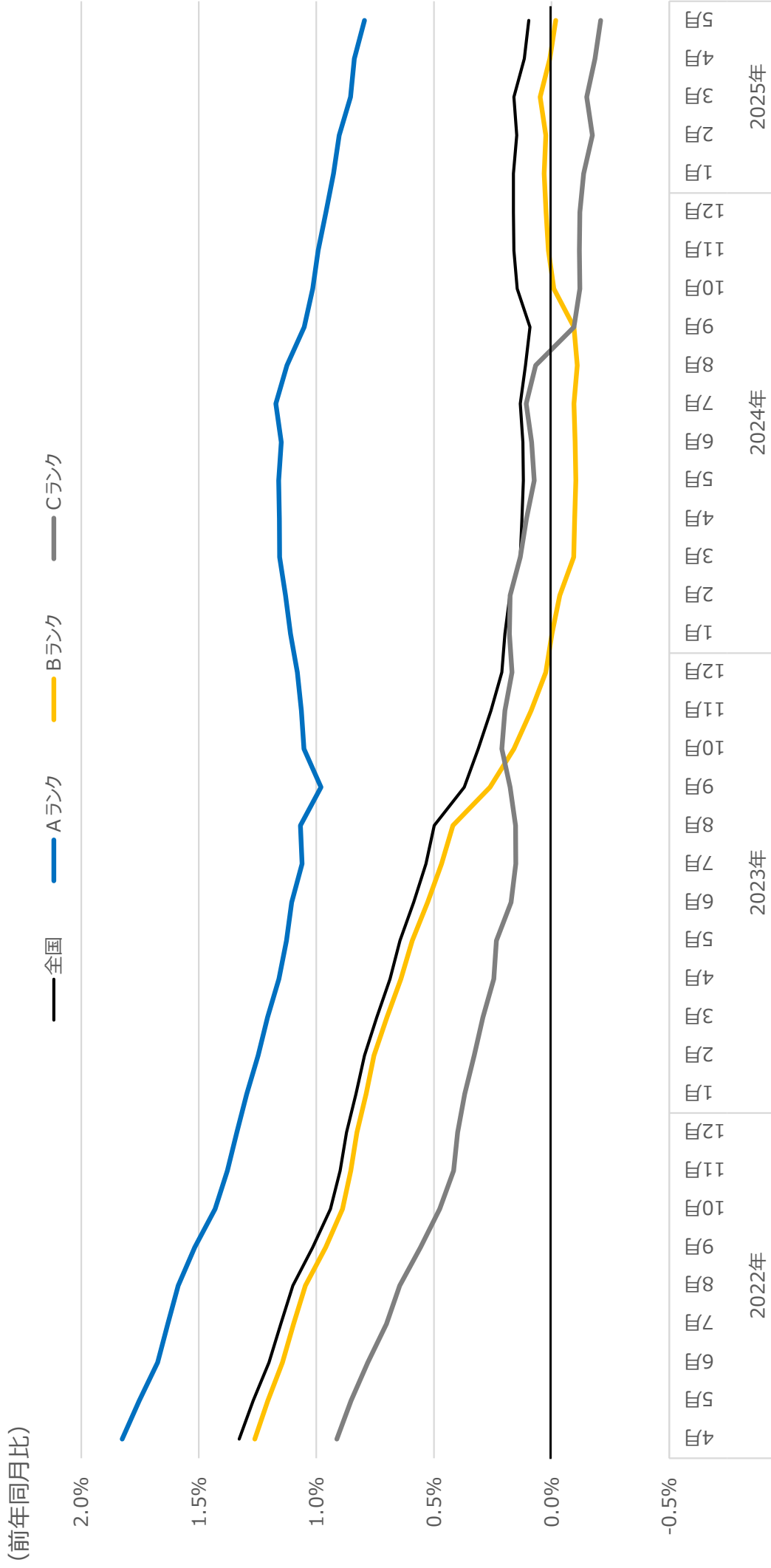
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

令和7年7月11日第1回目安に関する小委員会
「資料No.4足下の経済状況等に関する補足資料」

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。





厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率・・・1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数・・・2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月)・・・3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移 (全国、暦年・月)・・・4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5～29人)、暦年・月)・・・5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5～29人)、暦年・月)・・・6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移 (年度、学歴別)・・・7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)・・・8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)・・・9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別 (10人以上・10～99人・5～9人)・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)・・・10
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5～29人)))・・・11
- 4 春季賃上げ妥結状況等
 - (1) 春季賃上げ妥結状況 (2026年) 等 (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別)、日商)・・・12
 - (2) 賃上げ額・率の推移
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率)
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (2025年)
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況 (連合、経団連)・・・14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移 (全国・ランク別、暦年・月)・・・15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移 (暦年)・・・16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	（1）一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	（2）短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	（3）毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	（1）日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	（2）法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	（3）中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	（1）法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	（2）就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32
Ⅱ 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	（1）賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・38
(2)	労働時間	
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕 (ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))	・・・39
5	消費者物価指数等の推移	
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・40
(2)	消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年) 消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・41 ・・・42
6	消費支出額の推移	
(1)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・43
(2)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・44
7	労働者数等の推移	
(1)	常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・45
(2)	雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・46
(3)	就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・47

Ⅲ 業務統計資料編

1	地域別最低賃金改定状況	
(1)	2025年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・48
(2)	目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・49
(3)	効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・50
(4)	加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・51
(5)	最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・52
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・53
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1)	監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・54
(2)	業種別法違反の状況(2026年1月～3月、全国計)	・・・55

I 全国統計資料編



1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全 失業率		
	名目	前期比	年率換算		実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数		前年差	
			(%)	(%)												(%)
2016 年	5,559,706	1.3	-	-	5,668,728	0.7	110.5	0.0	114.7	△ 1.6	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1	
2017 年	5,651,190	1.6	-	-	5,760,757	1.6	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8	
2018 年	5,691,535	0.7	-	-	5,808,810	0.8	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4	
2019 年	5,718,380	0.5	-	-	5,790,890	△ 0.3	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4	
2020 年	5,540,744	△ 3.1	-	-	5,542,850	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8	
2021 年	5,735,688	3.5	-	-	5,740,408	3.6	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8	
2022 年	5,849,006	2.0	-	-	5,816,850	1.3	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6	
2023 年	6,160,330	5.3	-	-	5,858,777	0.7	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6	
2024 年	6,347,513	3.0	-	-	5,848,908	△ 0.2	101.2	△ 2.6	101.4	△ 5.2	10,006	15.1	176	△ 2	2.5	
2025 年	6,634,656	4.5	-	-	5,910,815	1.1	100.9	△ 0.3	102.5	1.1	10,300	2.9	176	0	2.5	
2025 年 1～3月	6,523,168	0.9	3.5	-	5,913,440	0.5	101.8	0.0	102.3	0.9	2,457	6.0	169	△ 6	2.4	
4～6月	6,645,612	1.9	7.7	-	5,929,433	0.3	101.3	△ 0.5	102.7	0.4	2,533	△ 3.0	182	△ 7	2.6	
7～9月	6,655,837	0.2	0.6	-	5,894,598	△ 0.6	100.2	△ 1.1	102.2	△ 0.5	2,639	6.3	178	△ 1	2.5	
10～12月	6,714,693	0.9	3.6	-	5,905,458	0.2	100.5	0.3	103.1	0.9	2,671	3.0	173	10	2.5	
2026 年 1～3月	6,756,105	0.6	2.5	-	5,932,188	0.5	103.0	2.5	104.6	1.5	2,662	8.3	185	16	2.7	
2026 年 1月	-	-	-	-	-	-	104.5	4.3	105.1	2.9	887	5.6	191	6	2.7	
2月	-	-	-	-	-	-	102.4	△ 2.0	105.0	△ 0.1	851	11.4	185	△ 6	2.6	
3月	-	-	-	-	-	-	102.0	△ 0.4	103.7	△ 1.2	924	8.3	186	1	2.7	
4月	-	-	-	-	-	-	102.5	0.5	102.9	△ 0.8	883	6.6	179	△ 7	2.5	
5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	780	△ 9.0	-	-	-	
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」					東京商工リサーチ調べ					総務省「労働力調査」

- (注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。
- 2 GDPの四半期の額は年率である。実質の金額は2020暦年連鎖価格である。
- 3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。
- また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率					
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	調査産業計					
							名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率	パート 比率
2016 年	(倍) 2.04	(倍) 1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	(%) 14.15
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	13.32
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.86	12.95
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	2.3	98.0	△ 1.3	31.31	13.00
2025 年 1～3月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	0.0	94.8	△ 1.3	31.53	13.19
4～6月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	1.4	95.6	0.8	31.11	12.99
7～9月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	0.4	95.5	△ 0.1	31.20	12.86
10～12月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	0.4	95.2	△ 0.3	31.40	12.96
2026 年 1～3月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	0.8	96.1	0.9	31.84	12.75
2026 年 1月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	△ 0.7	95.1	△ 0.6	31.83	12.68
2月	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	1.7	97.0	2.0	31.86	12.84
3月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.7	0.9	110.7	△ 0.4	96.2	△ 0.8	31.82	12.73
4月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.3	2.8	111.4	0.6	96.7	0.5	31.16	12.59
5月			115.9	0.5	134.5	0.9						
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」					

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
- 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。
- 2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。
- 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 国内企業物価指数の2026年5月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年			
											1月	2月	3月	4月
全国	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.22	1.18	1.19	1.18	1.18
Aランク	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.12	1.09	1.09	1.08	1.08
Bランク	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.29	1.25	1.25	1.25	1.25
Cランク	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.27	1.23	1.23	1.22	1.23

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：％)

	男女計								男性								女性							
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上			
2016年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3			
2017年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2			
2018年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8			
2019年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8			
2020年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1			
2021年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1			
2022年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1			
2023年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0			
2024年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.6	2.2	2.4	3.7	3.5	2.2	2.0	2.2	1.0			
2025年	2.5	3.8	3.3	2.3	2.0	2.6	1.9	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.7	2.3	2.3	3.7	3.1	2.2	1.9	2.3	1.2			
2026年1月	2.7	4.3	3.3	2.5	2.2	2.9	1.9	2.9	5.2	3.4	2.5	2.5	3.1	...	2.5	3.5	3.5	2.4	1.8	2.9	...			
2月	2.6	3.8	3.3	2.5	2.3	2.6	1.9	2.8	4.2	3.2	2.9	2.4	2.8	...	2.4	3.4	3.5	2.1	2.1	2.4	...			
3月	2.7	3.8	3.7	2.5	2.2	2.5	1.8	2.9	3.8	4.2	2.8	2.5	2.7	...	2.4	3.9	3.2	2.1	1.8	2.3	...			
4月	2.5	3.6	3.2	2.5	2.0	2.7	1.8	2.7	4.1	3.0	2.6	2.2	3.0	...	2.3	3.2	3.4	2.3	1.9	2.4	...			

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	2.6	2.8	4.2	3.6	4.1
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	2.8	3.6	4.6	4.9	3.1
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	1.2	2.1	3.9	1.2	4.1
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	2.9	2.4	3.5	4.4	4.5
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.1	2.0	2.2	2.2	2.8
定期給与額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.2 (2.3)	3.3 (3.2)	3.8 (3.8)	4.1 (3.9)	4.0 (3.7)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	2.4 (2.5)	3.7 (3.7)	4.5 (4.7)	4.6 (4.6)	4.0 (3.9)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	1.4 (1.6)	2.1 (2.0)	2.6 (2.4)	2.6 (2.4)	3.2 (3.1)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	2.1 (2.1)	3.5 (3.4)	4.1 (4.0)	4.4 (4.3)	4.0 (3.7)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.6 (1.7)	2.6 (2.7)	2.3 (2.5)	2.4 (2.8)	2.4 (2.5)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年			
											1月	2月	3月	4月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.82	25.25	25.60	25.57	25.53	24.91
500人以上	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.73	15.64	15.64	15.66	15.15	14.89
100～499人	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.79	24.80	26.04	25.95	26.10	25.20
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.51	31.01	30.86	30.84	30.86	30.40
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.31	40.67	41.36	41.49	41.42	40.82

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

	高校卒						短大卒 (事務) (2026年度は 2年制・事務)	大学卒 (事務・技術)			大学院 (修士) 卒	
	(事務・技術)			(現業)				一律	基幹職	差あり		
	一律	差あり		一律	差あり							
		基幹職	補助職		基幹職	補助職				基幹職		補助職
2017 年度	165, 977 1, 093 (0. 7)	167, 090 565 (0. 3)	159, 497 532 (0. 3)	167, 568 834 (0. 5)	186, 402 966 (0. 5)	177, 546 851 (0. 5)	208, 235 1, 109 (0. 5)	211, 051 1, 132 (0. 5)	186, 004 745 (0. 4)	224, 212 930 (0. 4)		
2018 年度	168, 286 1, 361 (0. 8)	170, 104 2, 618 (1. 6)	161, 889 2, 385 (1. 5)	168, 085 1, 386 (0. 8)	187, 652 1, 660 (0. 9)	179, 334 1, 493 (0. 8)	208, 929 1, 637 (0. 8)	213, 500 2, 171 (1. 0)	188, 362 1, 511 (0. 8)	225, 362 1, 707 (0. 8)		
2019 年度	168, 696 1, 670 (1. 0)	170, 298 1, 737 (1. 0)	161, 058 1, 641 (1. 0)	170, 066 1, 613 (1. 0)	187, 941 1, 490 (0. 8)	180, 431 1, 642 (0. 9)	209, 173 1, 544 (0. 7)	214, 378 1, 251 (0. 6)	188, 111 1, 041 (0. 6)	225, 732 1, 569 (0. 7)		
2020 年度	170, 663 1, 681 (1. 0)	174, 719 1, 098 (0. 8)	163, 383 1, 160 (0. 7)	171, 892 1, 443 (0. 8)	190, 068 1, 597 (0. 8)	182, 648 1, 202 (0. 7)	209, 561 1, 408 (0. 7)	214, 974 1, 608 (0. 8)	189, 037 1, 231 (0. 7)	225, 729 1, 498 (0. 7)		
2021 年度	171, 550 634 (0. 4)	173, 527 781 (0. 5)	162, 731 603 (0. 4)	171, 894 505 (0. 3)	190, 262 867 (0. 5)	183, 068 797 (0. 4)	210, 092 727 (0. 3)	215, 665 904 (0. 4)	189, 113 544 (0. 3)	226, 262 778 (0. 3)		
2022 年度	174, 214 1, 967 (1. 1)	177, 922 2, 050 (1. 2)	167, 016 2, 109 (1. 3)	172, 803 1, 871 (1. 1)	192, 547 1, 883 (1. 0)	185, 158 1, 669 (0. 9)	212, 129 1, 789 (0. 9)	216, 397 1, 375 (0. 6)	190, 808 1, 275 (0. 7)	228, 266 1, 817 (0. 8)		
2023 年度	180, 494 5, 988 (3. 4)	185, 320 6, 238 (3. 5)	174, 104 6, 139 (3. 7)	178, 920 6, 084 (3. 5)	200, 791 6, 673 (3. 4)	193, 240 6, 361 (3. 4)	219, 946 6, 161 (2. 9)	225, 971 7, 567 (3. 5)	198, 124 6, 007 (3. 1)	237, 300 7, 158 (3. 1)		
2024 年度	191, 455 10, 490 (5. 8)	197, 345 8, 807 (4. 7)	184, 337 7, 884 (4. 5)	190, 625 10, 946 (6. 1)	214, 621 11, 111 (5. 5)	203, 873 10, 072 (5. 2)	231, 127 10, 544 (4. 8)	241, 085 13, 644 (6. 0)	211, 616 10, 757 (5. 4)	250, 449 12, 287 (5. 2)		
2025 年度	204, 870 12, 047 (6. 2)	208, 833 13, 977 (7. 2)	193, 494 10, 606 (5. 8)	202, 197 11, 506 (6. 0)	227, 779 14, 110 (6. 6)	216, 190 12, 639 (6. 2)	244, 602 13, 115 (5. 7)	251, 438 14, 067 (5. 9)	221, 805 11, 311 (5. 4)	263, 740 14, 357 (5. 8)		
2026 年度	217, 981 12, 868 (6. 3)	232, 940 14, 277 (6. 5)	214, 190 12, 754 (6. 3)	219, 485 13, 536 (6. 6)	245, 627 12, 835 (5. 5)	231, 975 11, 336 (5. 1)	266, 708 13, 283 (5. 3)	269, 707 9, 919 (3. 8)	237, 875 10, 233 (4. 5)	282, 645 12, 614 (4. 7)		

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計（回答）企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。
このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4 2026年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

5 2026年度は、高専卒、短大卒について、集計対象は2025年度以前と同じだが、集計対象を明確化するため、高専卒（本科・技術）、短大卒（2年制・事務）に表記を変更している。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

	指数 (2020年＝100)				実数 (参考)		
	所定内給与 ①	所定内労働時間 ②		時間当たり 所定内給与 ①／②	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③／④
		前年比	前年比				
2016 年	98.6	(%) 0.6	104.8	(%) 0.0	94.1	(円) 267,210	(円) 1,968
2017 年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	268,736	1,980
2018 年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	270,694	2,007
2019 年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	270,847	2,052
2020 年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	271,025	2,091
2021 年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	273,186	2,089
2022 年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	278,687	2,127
2023 年	104.7	1.8	101.6	0.5	103.1	283,594	2,153
2024 年	107.2	2.7	101.2	△ 0.6	105.9	290,654	2,217
2025 年	109.7	2.3	100.0	△ 1.2	109.7	297,225	2,293
2024 年 1～3月	105.1	2.0	98.1	△ 1.1	107.1	284,691	2,240
4～6月	107.6	2.8	103.2	△ 0.6	104.3	291,658	2,180
7～9月	107.8	3.1	100.8	△ 0.7	106.9	292,274	2,238
10～12月	108.4	3.0	102.7	△ 0.2	105.6	293,922	2,208
2025 年 1～3月	107.1	1.9	96.3	△ 1.8	111.2	290,283	2,326
4～6月	110.1	2.3	102.0	△ 1.2	107.9	298,363	2,257
7～9月	110.3	2.3	100.4	△ 0.4	109.9	298,969	2,298
10～12月	111.1	2.5	101.2	△ 1.5	109.8	301,208	2,298
2026 年 1～3月	111.0	3.6	96.6	0.3	114.9	300,848	2,403

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

		指数 (2020年=100)				実数 (参考)		
		所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与 ①／②	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④
		①	前年比	②	前年比			
		(%)	(%)	(%)	(%)	(円)	(円)	(時間)
2016 年		99.1	0.2	106.6	△ 1.0	93.0	207,447	128.9
2017 年		99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	208,956	128.2
2018 年		99.3	△ 0.5	104.6	△ 1.3	94.9	207,902	126.4
2019 年		99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	207,780	123.5
2020 年		100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	209,379	120.9
2021 年		100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	209,351	120.6
2022 年		99.5	△ 0.5	98.7	△ 1.1	100.8	208,367	119.4
2023 年		99.9	0.4	98.6	△ 0.1	101.3	209,202	119.3
2024 年		104.0	1.3	99.4	△ 1.2	104.6	217,877	120.2
2025 年		105.8	1.7	98.1	△ 1.3	107.8	221,582	118.6
2024 年	1～3月	102.5	1.2	96.6	△ 1.3	106.1	214,593	116.8
	4～6月	104.5	1.0	101.2	△ 1.5	103.3	218,802	122.4
	7～9月	104.4	1.5	99.1	△ 1.3	105.3	218,563	119.8
	10～12月	104.8	1.6	100.7	△ 0.7	104.1	219,489	121.7
2025 年	1～3月	103.9	1.4	94.9	△ 1.8	109.5	217,582	114.7
	4～6月	106.5	1.9	100.4	△ 0.8	106.1	223,059	121.4
	7～9月	106.1	1.6	98.2	△ 0.9	108.0	222,236	118.7
	10～12月	106.7	1.8	98.8	△ 1.9	108.0	223,400	119.4
2026 年	1～3月	106.7	2.7	93.9	△ 1.1	113.6	223,350	113.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模 5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

口 一般労働者の賃金・労働時間の推移

	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与 ①	所定内 実労働時間 ②	時間当たり 所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内 実労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③／④	前年比	所定内給与 ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑤／⑥	前年比
	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
2016年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	0.0
2017年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
2018年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
2019年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2020年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
2021年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
2022年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
2023年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1
2024年	330.4	160	2,065	7.7	299.3	166	1,803	3.6	296.8	165	1,799	4.7
2025年	340.6	162	2,102	1.8	305.6	166	1,841	2.1	298.9	166	1,801	0.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より集計方法の見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間			
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人	
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		調査産業計	
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2016 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5
2025 年	129.6	△ 1.2	118.6	△ 1.3	11.5	△ 1.8	14.8	1.6
2026 年 1 月	124.0	0.1	110.8	△ 0.5	11.3	1.8	14.3	2.9
2 月	123.5	△ 0.5	113.9	△ 2.0	11.4	0.0	15.3	2.1
3 月	128.1	1.3	115.9	△ 0.6	12.0	1.6	15.7	4.0
4 月	134.6	1.0	121.7	△ 0.9	12.2	1.7	15.6	3.3
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」							

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数(又は上表の実数)から算出した場合と一致しない。

4 春季賃上げ妥結状況等

(1) 春季賃上げ妥結状況（2026年）等

連合 第6回回答集計結果（2026年6月4日）

	平均賃金方式 (加重平均)		個別賃金方式（組合数による単純平均） 35歳	
	455組合 17,715円（17,613円） 5.14%（5.42%）	17組合 57,706人 13,805円（12,938円） 4.08%（3.92%）	25組合 88,526人 13,621円（12,689円） 4.35%（4.01%）	30歳
1,000人以上				
300～999人	844組合 454,300人 15,716円（15,475円） 5.15%（5.26%）	50組合 26,811人 12,637円（14,025円） 4.00%（4.64%）	48組合 25,880人 12,604円（13,441円） 4.57%（4.96%）	
100～299人	1,060組合 192,090人 14,353円（13,943円） 5.04%（5.07%）	77組合 13,545人 11,007円（10,203円） 3.84%（3.71%）	76組合 13,041人 10,119円（9,713円） 3.88%（3.84%）	
～99人	1,082組合 52,963人 12,608円（12,364円） 4.66%（4.73%）	86組合 4,319人 7,700円（10,001円） 2.92%（3.88%）	91組合 4,703人 7,860円（9,831円） 3.22%（4.07%）	
規模計	3,441組合 2,513,240人 17,012円（16,893円） 5.12%（5.35%）	230組合 102,381人 10,332円（11,179円） 3.58%（4.01%）	240組合 132,150人 10,124円（10,705円） 3.85%（4.16%）	

(注) 1 ()内の数値は、2025年6月5日付 第6回回答集計結果。
2 平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
3 個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

時給	378組合 900,351人	単純平均		加重平均
		賃上げ額	66.85円（59.67円）	
		引上げ率	5.44%（5.17%）	
月給	141組合 26,688人	平均時給	1,295.30円（1,214.87円）	1,290.28円（1,219.88円）
		賃上げ額	10,389円（9,925円）	10,755円（10,144円）
		賃上げ率	4.38%（4.30%）	4.50%（4.38%）

(注) ()内の数値は、2025年5月8日付 第5回回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計（2026年5月27日）

	平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要23業種 大手248社	103社 19,964円（19,342円） 5.46%（5.38%）	

(注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
2 調査対象248社のうち153社（61.7%）の回答を把握したが、うち50社は平均金額不明などのため、集計より除外。
3 ()内の数値は、2025年5月22日付第1回集計結果（97社）。

経団連(中小企業)最終集計（2025年8月28日）

	平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 754社	366社 11,999円（10,712円） 4.35%（4.01%）	

(注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
2 381社（50.5%）から回答を把握したが、このうち15社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査（2026年6月8日）

	(加重平均)	
正社員	全体 1,604社 20人以下 752社	12,036円（11,074円） 4.29%（4.03%） 9,573円（9,568円） 3.52%（3.54%）

(注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3 ()の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（％）	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
2016 年	5,176	4,559	1.9	1.8
2017 年	5,627	4,920	2.0	1.9
2018 年	5,675	4,952	2.0	1.9
2019 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2020 年	4,940	4,250	1.7	1.6
2021 年	4,694	4,087	1.6	1.5
2022 年	5,534	4,818	1.9	1.9
2023 年	9,437	7,755	3.2	3.0
2024 年	11,961	10,078	4.1	3.7
2025 年	13,601	10,818	4.4	3.7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人

平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（2025年）

（単位：％）

	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	1人平均賃金は変わらなかった・変わらない企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(95.3) 100.0	(1.2) 100.0	(1.0) 100.0	(2.5) 100.0
企業の業績	41.0	58.1	45.4	66.2
世間相場	8.0	-	-	-
雇用の維持	11.9	-	-	2.8
労働力の確保・定着	16.4	2.4	23.7	0.2
消費者物価の動向	3.1	-	-	-
労使関係の安定	0.6	-	-	-
親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	5.6	-	-	-
前年度の改定の実績	1.1	-	-	-
最低賃金	5.3	-	23.7	2.9
行政からの支援（減税・補助・助成）	0.1	-	-	2.5
専門家からの助言	0.1	-	-	-
その他の要素	0.4	-	-	-
重視した要素はない	4.7	35.0	-	24.5
不詳	1.7	4.5	7.2	0.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める

賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

2 表中の - は当該集計値がないものを示す。

3 計には「不詳」を含む。「不詳」の数値は、100から各項目の合計を差し引いて賃金課で独自に試算。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6 回答集計結果 (2026年 6 月 4 日)

一時金		2026年回答		(参考) 昨年対比	2025年回答	
		集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数		2.53ヶ月	0.01ヶ月		2.52ヶ月
		1,910組合	1,486,283人		1,908組合	1,546,035人
	回答額		824,717円	49,232円		775,485円
		1,070組合	664,923人		1,102組合	693,618人
年 間	回答月数		5.06ヶ月	△0.08ヶ月		5.14ヶ月
		2,014組合	1,732,061人		2,027組合	1,891,142人
	回答額		1,774,200円	104,195円		1,670,005円
		985組合	849,100人		865組合	762,019人

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均。
2 2025年回答の数値は2025年 6 月 5 日付 第6 回答集計結果

経団連最終集計 (2025年 8 月 8 日)

	2025年夏季				2024年夏季			
	社 数	妥 結 額	増 減 率		社 数	妥 結 額	増 減 率	
総 平 均	154社	974,000円	3.44%		156社	941,595円	4.23%	
製造業平均	119社	1,029,479円	4.37%		120社	986,369円	3.55%	
非製造業平均	35社	863,726円	3.30%		36社	836,150円	7.57%	

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均 (一部従業員平均含む)。
2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要23業種大手247社。
3 23業種157社 (63.6%) の妥結を把握しているが、うち3社は平均額不明等のため集計より除外。
4 増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの (同対象比較)。
5 2024年夏季の数値は2024年 8 月 7 日付最終集計。
- (最終集計における「増減率 (%)」は、前年公表値(最終集計) との比較により算定)

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全 国	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	3.7	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7
Aランク	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	3.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7
Bランク	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	3.6	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6
Cランク	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	3.8	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯			
	勤労者世帯		勤労者世帯			
	消費支出額	消費支出額	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	等価消費支出額
2016年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289
2017年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136
2018年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706
2019年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531
2020年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359
2021年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907
2022年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417
2023年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285
2024年	169,547	183,950	250,929	2.17	170,342	275,568
2025年	173,042	191,523	259,880	2.15	177,237	291,397

前年比

2016年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
2017年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	▲ 0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
2018年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	0.0%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
2019年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2020年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
2021年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	▲ 0.9%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
2022年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
2023年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	▲ 0.9%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%
2024年	1.1%	1.0%	1.5%	▲ 1.4%	▲ 1.4%	1.2%	▲ 0.8%	1.6%
2025年	2.1%	4.1%	3.6%	▲ 0.9%	▲ 0.9%	5.7%	▲ 1.2%	6.4%

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

2 「家計調査」は2018年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
地 域 別 最低賃金 (円)	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055	1,121
未 満 率 (%)	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0
影 響 率 (%)	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2	27.7

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
- 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
- 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

2020年に変更された集計方法に基づく特別集計値

(単位：％)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
未満率	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3	2.4	2.2	2.2
影響率	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9	8.1	8.8	10.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模 1 ～ 4 人は含まれていない。
- 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 5 2015年～2019年の値は、時系列比較を行うため、2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

従来の特別集計値

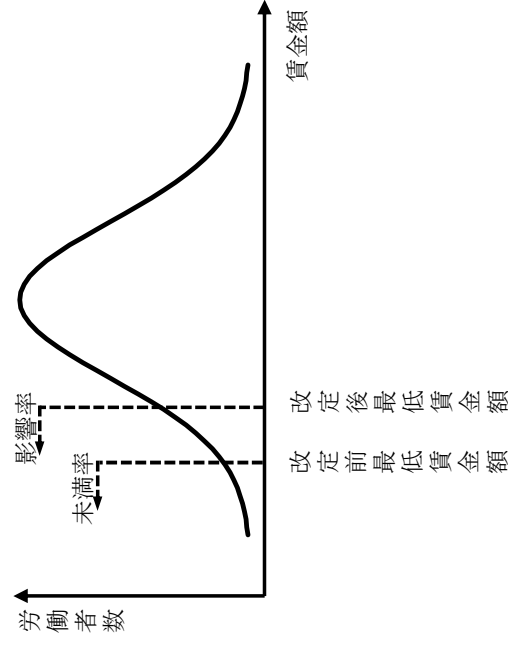
(単位：％)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
未満率	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—	—	—	—
影響率	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模 1 ～ 4 人は含まれていない。
- 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 5 賃金構造基本統計調査では、2020年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

(1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）								
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人				
		時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④＝②／③	時間額比 ①／④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦＝⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
見直し 集計方法 の 前	2016年	823	(円) 304.0	(時間) 164	(円) 1,854	(%) 44.4	(千円) 266.4	(時間) 171	(円) 1,558	(%) 52.8
	2017年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	2018年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	2019年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
	2016年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
見直し 後の 集計方法	2017年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	2018年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	2019年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	2020年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
	2021年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2
	2022年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1
	2023年	1,004	318.3	166	1,917	52.4	294.0	169	1,740	57.7
	2024年	1,055	330.4	160	2,065	51.1	299.3	166	1,803	58.5
	2025年	1,121	340.6	162	2,102	53.3	305.6	166	1,841	60.9
	資料出所		厚生労働省「賃金構造基本統計調査」							

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2016年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

		地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①／②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①／③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①／④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①／⑤
見直し 計方法 の集	2016年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	2017年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	2018年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	2019年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
	2016年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
見直し 後の集 計方法	2017年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	2018年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	2019年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	2020年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1
	2021年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0
	2022年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9
	2023年	1,004	1,412	71.1	1,312	76.5	1,396	71.9	1,291	77.8
	2024年	1,055	1,476	71.5	1,387	76.1	1,424	74.1	1,358	77.7
	2025年	1,121	1,518	73.8	1,418	79.1	1,491	75.2	1,388	80.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。
2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2016年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年・全国・産業計、事業所規模５人以上）

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・事業所規模５人以上					
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②／③	時間当たり 所定内給与 ⑤＝②／④	時間額比 ①／⑤
2016 年	(円) 823	(円) 241,519	(日) 18.6	(時間) 132.9	(円) 12,985	(円) 1,817	(%) 45.3
2017 年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
2018 年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
2019 年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
2020 年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
2021 年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
2022 年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7
2023 年	1,004	251,257	17.6	126.3	14,276	1,989	50.5
2024 年	1,055	262,325	17.7	126.9	14,821	2,067	51.0
2025 年	1,121	267,532	17.4	125.3	15,375	2,135	52.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	2023年				2024年				2025年				2026年3月	
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き
規模計	製造業	-4	-1	0	5	4	5	5	8	7	7	11	12	7
	非製造業	12	14	16	18	18	19	20	20	21	21	21	21	13
大企業	製造業	1	5	9	12	11	13	13	14	12	13	14	17	14
	非製造業	20	23	27	30	34	33	34	33	35	34	34	36	29
中堅企業	製造業	-5	0	0	5	6	8	8	11	11	10	12	16	9
	非製造業	14	17	19	20	20	22	23	22	25	25	24	27	18
中小企業	製造業	-6	-5	-5	1	-1	-1	0	1	2	1	1	7	4
	非製造業	8	11	12	14	13	12	14	16	16	15	14	16	8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、2026年3月調査の時点で、9,209社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

DI= (第1選択肢の回答者数構成百分比)－(第3選択肢の回答者数構成百分比)

口 経常利益増減

(前年度比・%)

	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.6	5.8	-0.2
	非製造業	14.6	5.5	3.4
大企業	製造業	9.1	6.0	-1.6
	非製造業	15.5	2.4	3.1
中堅企業	製造業	10.5	4.2	9.4
	非製造業	13.3	9.0	10.5
中小企業	製造業	12.7	6.3	1.0
	非製造業	13.2	11.1	-1.9

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.10	9.32	8.77
	非製造業	6.14	6.23	6.14
大企業	製造業	11.50	11.82	11.23
	非製造業	8.71	8.59	8.58
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.36
	非製造業	4.46	4.66	4.83
中小企業	製造業	4.71	4.82	4.77
	非製造業	4.10	4.38	4.11

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

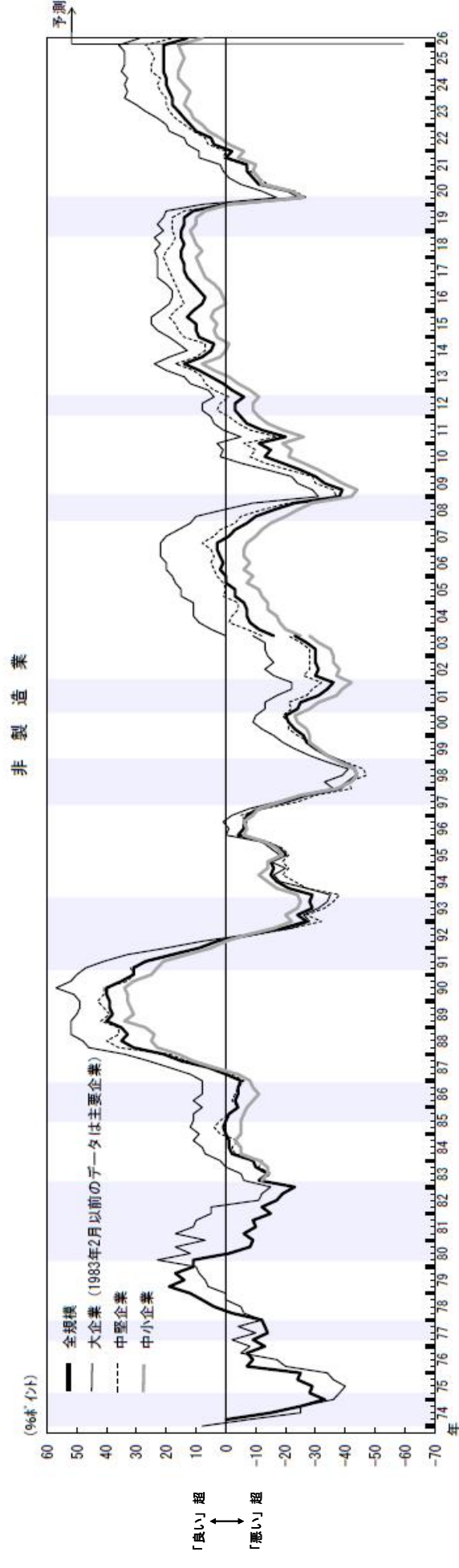
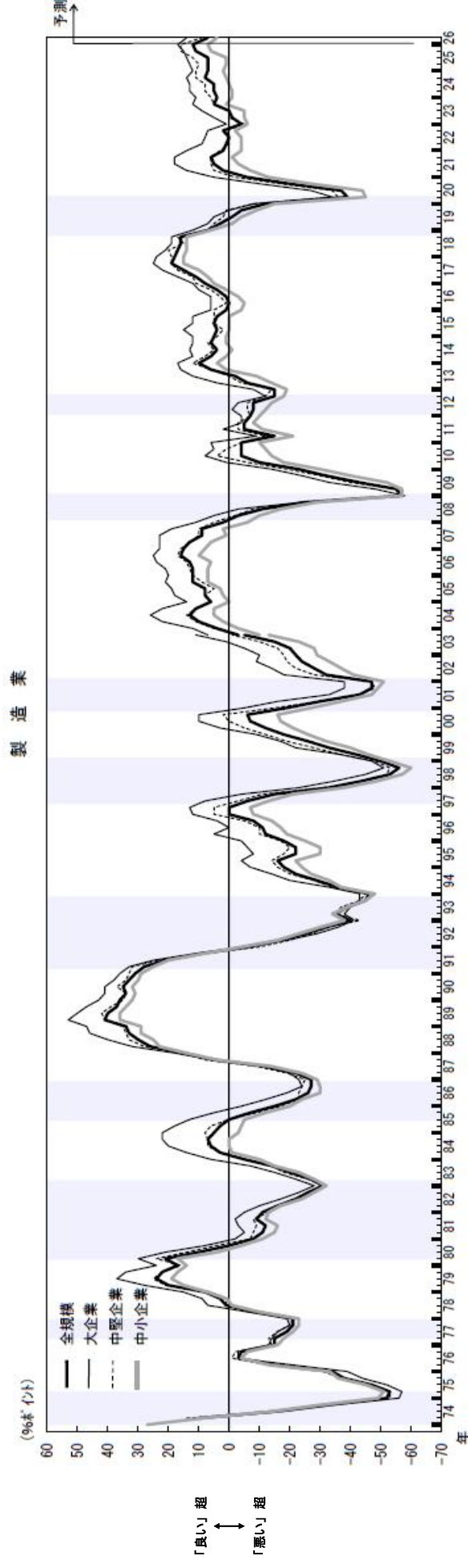
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

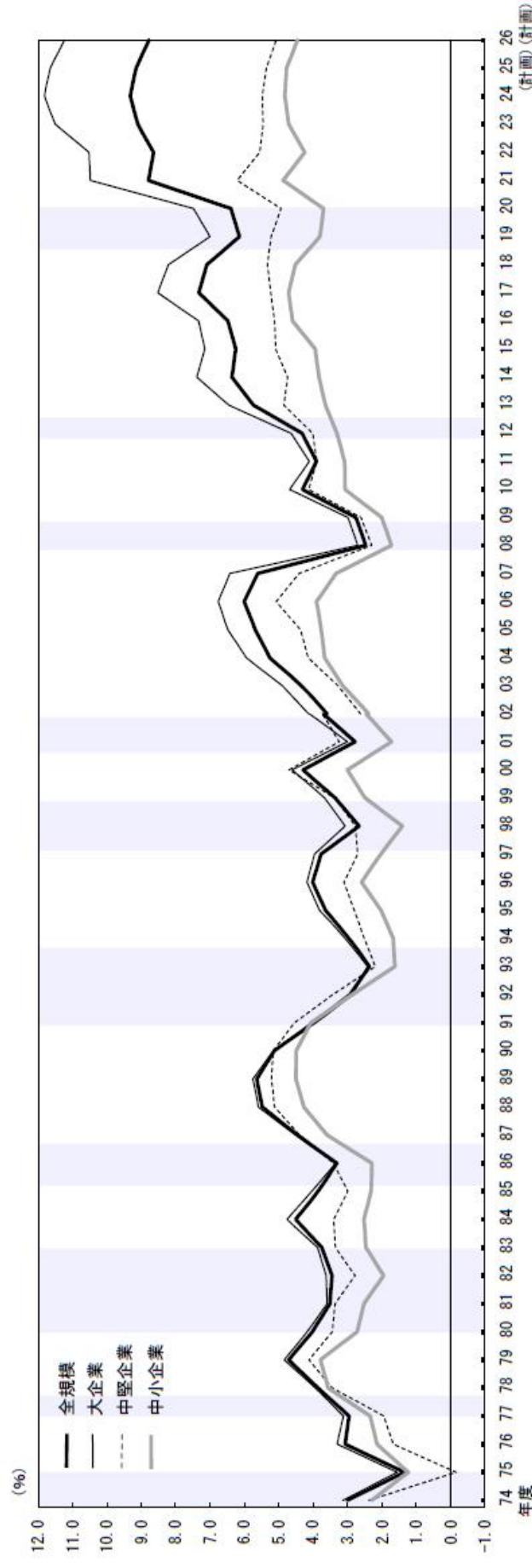
▽業況判断の推移

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以降の計数は連続しない（2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。

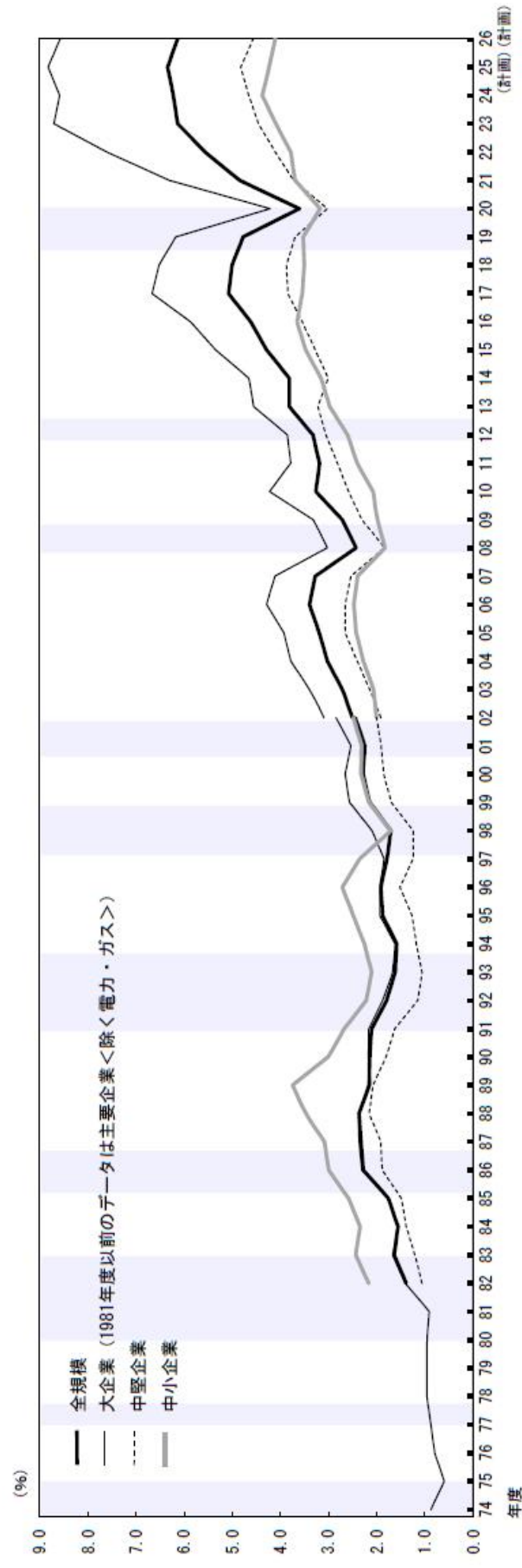


▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2026年3月調査）

(2) 法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
規模計	682, 201	749, 872	835, 543	839, 177	714, 385	628, 538	839, 247	952, 800	1, 067, 694	1, 147, 288
前年度比	5. 6	9. 9	11. 4	0. 4	▲ 14. 9	▲ 12. 0	33. 5	13. 5	12. 1	7. 5
資本金規模1, 000万円以上	657, 908	718, 663	799, 926	802, 784	686, 739	600, 970	814, 644	910, 804	1, 013, 605	1, 100, 066
前年度比	6. 1	9. 2	11. 3	0. 4	▲ 14. 5	▲ 12. 5	35. 6	11. 8	11. 3	8. 5
〃 10億円以上	402, 359	424, 325	462, 998	482, 378	416, 995	370, 705	495, 341	573, 614	639, 560	687, 032
前年度比	7. 5	5. 5	9. 1	4. 2	▲ 13. 6	▲ 11. 1	33. 6	15. 8	11. 5	7. 4
〃 1億円～10億円	99, 865	111, 773	130, 045	136, 617	115, 306	104, 222	140, 200	150, 904	174, 204	184, 190
前年度比	4. 0	11. 9	16. 3	5. 1	▲ 15. 6	▲ 9. 6	34. 5	7. 6	15. 4	5. 7
〃 1, 000万円～1億円	155, 684	182, 566	206, 883	183, 789	154, 438	126, 043	179, 103	186, 286	199, 840	228, 845
前年度比	3. 7	17. 3	13. 3	▲ 11. 2	▲ 16. 0	▲ 18. 4	42. 1	4. 0	7. 3	14. 5
〃 1, 000万円未満	24, 293	31, 209	35, 617	36, 392	27, 646	27, 568	24, 603	41, 996	54, 090	47, 222
前年度比	▲ 4. 8	28. 5	14. 1	2. 2	▲ 24. 0	▲ 0. 3	▲ 10. 8	70. 7	28. 8	▲ 12. 7
売上高	4. 8	5. 2	5. 4	5. 5	4. 8	4. 6	5. 8	6. 0	6. 5	6. 8
前年度比	5. 0	5. 4	5. 7	5. 7	5. 1	4. 8	6. 2	6. 4	6. 9	7. 2
〃 10億円以上	7. 4	7. 9	8. 1	8. 2	7. 4	7. 2	9. 1	9. 6	10. 7	11. 1
〃 1億円～10億円	3. 9	4. 2	4. 5	4. 6	4. 0	3. 9	5. 0	5. 0	5. 3	5. 3
〃 1, 000万円～1億円	3. 1	3. 5	3. 8	3. 6	3. 1	2. 7	3. 6	3. 5	3. 7	4. 1
〃 1, 000万円未満	2. 0	2. 6	2. 6	2. 7	2. 2	2. 3	2. 0	2. 9	3. 3	2. 8
資料出所	財務省「法人企業統計」									

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1, 000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		2024年					2025年					2026年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	274,279	357,680	230,124	286,919		284,694	358,338	275,385	300,270		326,271
	前年同期比	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5		3.8	0.2	19.7	4.7		14.6
	〃 10億円以上	136,516	254,157	146,106	162,227		138,830	249,814	175,535	177,112		173,061
	前年同期比	10.2	15.3	4.1	6.5		1.7	▲ 1.7	20.1	9.2		24.7
	〃 1億円～10億円	49,086	44,612	42,556	53,125		53,105	46,099	50,428	52,087		59,048
	前年同期比	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7		8.2	3.3	18.5	▲ 2.0		11.2
	〃 1,000万円～1億円	88,677	58,911	41,461	71,567		92,759	62,425	49,422	71,071		94,162
売上高経常利益率	前年同期比	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3		4.6	6.0	19.2	▲ 0.7		1.5
	資本金規模1,000万円以上	7.1	9.7	6.1	7.2		7.0	9.6	7.3	7.5		8.0
	〃 10億円以上	8.8	16.6	9.4	10.2		8.4	16.3	11.2	11.0		10.3
	〃 1億円～10億円	5.5	5.2	4.7	5.6		5.6	5.4	5.7	5.7		6.3
	〃 1,000万円～1億円	6.2	4.5	3.1	4.9		6.4	4.7	3.7	4.8		6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

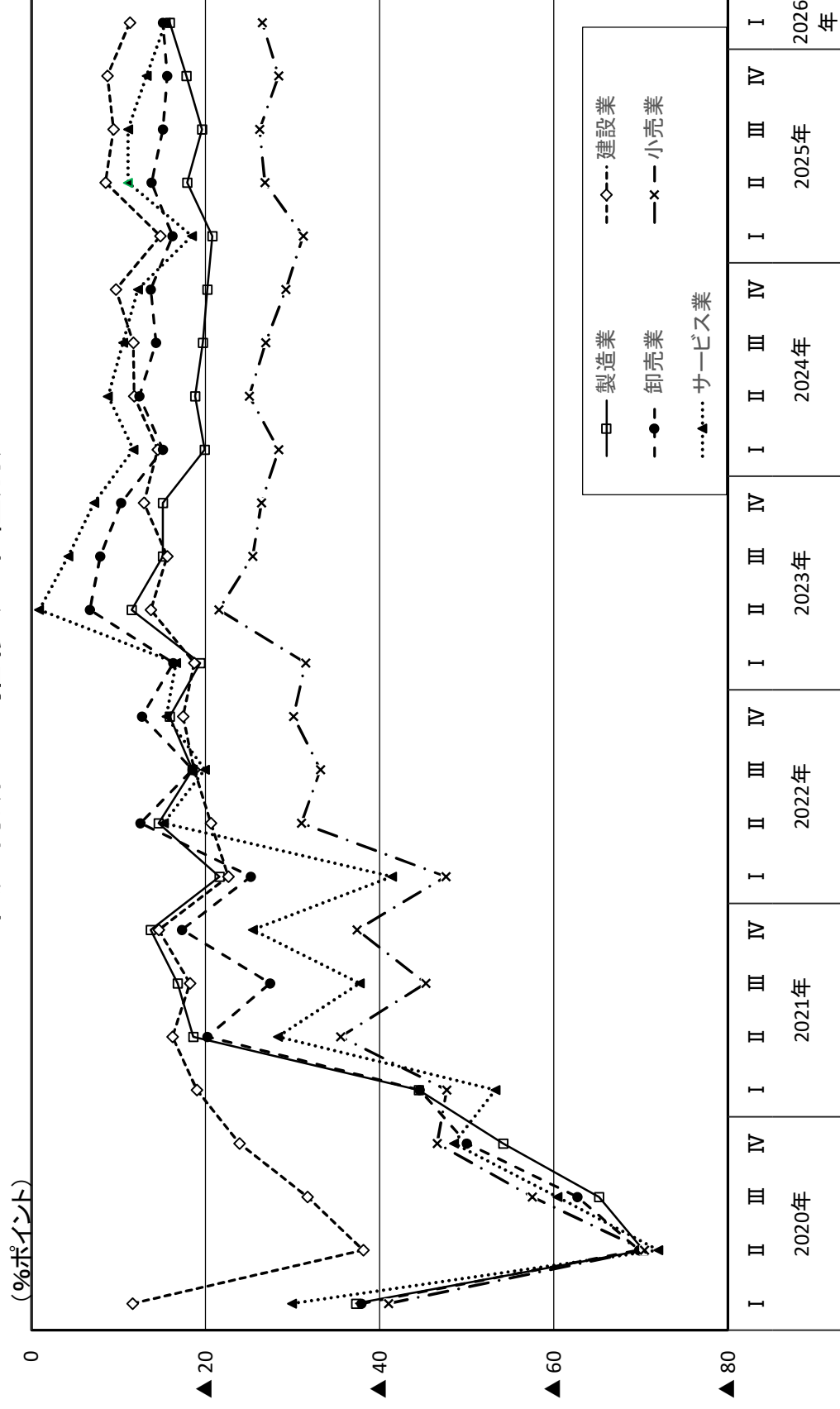
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」 - 「悪化」

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

	産業・資本金規模計	製造業				非製造業				(単位:万円、%)				
		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満						
		前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比					
2015年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024年度	817	5.7	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

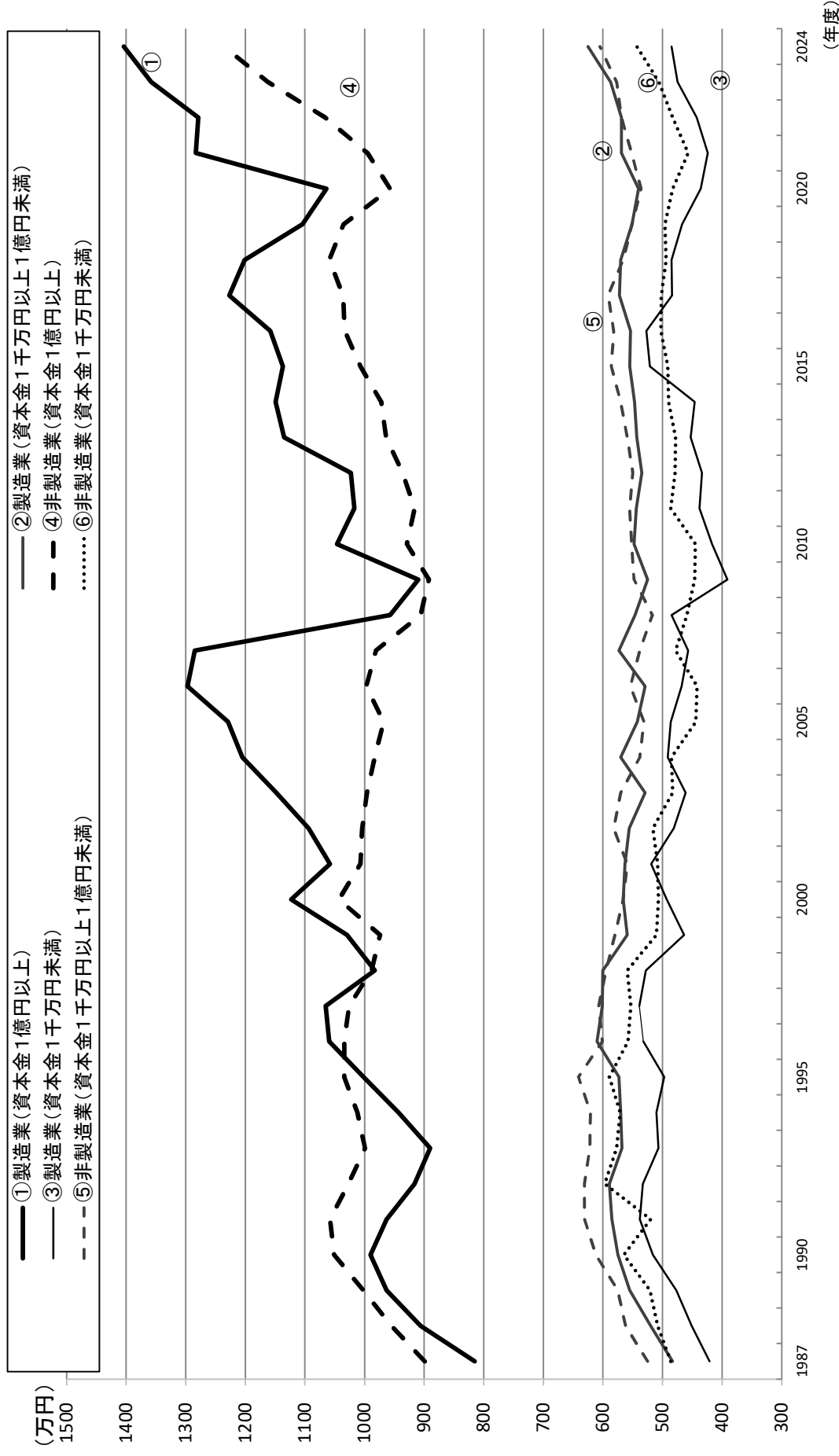
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与

＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用人の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用人の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[2006年度調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したものの)との合計である。

[2007年度調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 従業員賞与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

(2) 就業１時間当たり名目労働生産性の推移

		(暦年)										
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
就業 １時間 当たり 労働 生産 性 (円)	全産業	4,758	4,810	4,839	4,831	4,903	4,889	4,975	5,039	5,282	5,451	
	農林水産業	1,703	1,884	1,912	1,708	1,768	1,816	1,791	1,676	1,774	2,215	
	鉱業	3,978	3,606	3,694	3,946	4,132	3,845	3,972	5,053	5,187	5,230	
	製造業	5,388	5,511	5,581	5,663	5,743	5,827	5,958	5,817	6,267	6,297	
	電気・ガス・水道	13,601	13,825	14,210	14,574	15,276	15,153	14,376	12,788	12,983	14,467	
	建設業	3,563	3,624	3,618	3,529	3,504	3,483	3,542	3,569	3,692	3,654	
	卸売・小売業	3,845	3,852	3,855	3,832	3,879	4,049	4,303	4,373	4,417	4,812	
	運輸・郵便業	3,736	3,754	3,810	3,796	3,872	3,295	3,182	3,519	3,941	4,278	
	宿泊・飲食サービス業	2,385	2,652	2,868	2,806	2,722	1,862	1,769	1,996	2,249	2,486	
	情報通信業	7,465	7,980	7,940	7,998	8,062	8,157	7,560	7,539	7,856	7,546	
	金融・保険業	8,184	7,561	7,618	8,162	8,290	8,499	8,598	9,839	10,932	11,422	
	不動産業	38,504	37,741	38,031	36,527	38,444	35,381	35,845	38,085	39,046	40,141	
	専門・業務支援サービス業	3,421	3,462	3,407	3,399	3,497	3,613	3,875	4,054	4,120	4,174	
	公務	7,609	7,852	7,803	7,942	8,255	8,217	8,281	8,398	8,370	8,934	
	教育	4,863	4,836	4,756	4,798	4,917	4,747	4,734	4,880	5,016	5,172	
保健衛生・社会事業	2,916	2,935	2,878	2,896	2,904	2,818	2,755	2,709	2,805	2,851		
その他のサービス	3,073	3,069	3,202	3,197	3,184	2,997	3,129	3,239	3,476	3,470		
前 年 比	全産業	4.5%	1.1%	0.6%	▲ 0.2%	1.5%	▲ 0.3%	1.8%	1.3%	4.8%	3.2%	
	農林水産業	9.3%	10.6%	1.4%	▲ 10.6%	3.5%	2.7%	▲ 1.4%	▲ 6.4%	5.9%	24.8%	
	鉱業	▲ 1.3%	▲ 9.4%	2.4%	6.8%	4.7%	▲ 6.9%	3.3%	27.2%	2.7%	0.8%	
	製造業	7.0%	2.3%	1.3%	1.5%	1.4%	1.5%	2.3%	▲ 2.4%	7.7%	0.5%	
	電気・ガス・水道	17.0%	1.6%	2.8%	2.6%	4.8%	▲ 0.8%	▲ 5.1%	▲ 11.0%	1.5%	11.4%	
	建設業	10.0%	1.7%	▲ 0.2%	▲ 2.5%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	1.7%	0.8%	3.4%	▲ 1.0%	
	卸売・小売業	4.0%	0.2%	0.1%	▲ 0.6%	1.2%	4.4%	6.3%	1.6%	1.0%	9.0%	
	運輸・郵便業	3.5%	0.5%	1.5%	▲ 0.4%	2.0%	▲ 14.9%	▲ 3.4%	10.6%	12.0%	8.6%	
	宿泊・飲食サービス業	1.0%	11.2%	8.2%	▲ 2.2%	▲ 3.0%	▲ 31.6%	▲ 5.0%	12.8%	12.7%	10.5%	
	情報通信業	2.0%	6.9%	▲ 0.5%	0.7%	0.8%	1.2%	▲ 7.3%	▲ 0.3%	4.2%	▲ 3.9%	
	金融・保険業	2.9%	▲ 7.6%	0.8%	7.1%	1.6%	2.5%	1.2%	14.4%	11.1%	4.5%	
	不動産業	▲ 5.0%	▲ 2.0%	0.8%	▲ 4.0%	5.2%	▲ 8.0%	1.3%	6.2%	2.5%	2.8%	
	専門・業務支援サービス業	4.8%	1.2%	▲ 1.6%	▲ 0.2%	2.9%	3.3%	7.3%	4.6%	1.6%	1.3%	
	公務	1.1%	3.2%	▲ 0.6%	1.8%	3.9%	▲ 0.5%	0.8%	1.4%	▲ 0.3%	6.7%	
	教育	▲ 0.9%	▲ 0.6%	▲ 1.6%	0.9%	2.5%	▲ 3.5%	▲ 0.3%	3.1%	2.8%	3.1%	
保健衛生・社会事業	1.5%	0.6%	▲ 1.9%	0.6%	0.3%	▲ 2.9%	▲ 2.2%	▲ 1.7%	3.5%	1.7%		
その他のサービス	5.7%	▲ 0.1%	4.3%	▲ 0.2%	▲ 0.4%	▲ 5.9%	4.4%	3.5%	7.3%	▲ 0.2%		

資料出所 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2024年度国民経済計算(2020年基準・08SNA)」の経済活動別名目GDP、就業者数及び内閣府「就業者の労働時間数に

係る参考系列」(2020年基準)の労働時間数から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ⅱ 都道府県統計資料編



1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（2022年度）			標準生計費（月額、2025年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、2025年）		
		指数	順位	(位)	指数	順位	(位)	男性	女性	指数
A ランク	東京都	(千円)	(東京=100)	(位)	(円)	(東京=100)	(位)	(千円)	(東京=100)	(千円)
	東京都	6,037	100.0	1	240,580	100.0	7	225.2	100.0	221.9
	神奈川県	3,180	52.7	15	246,290	102.4	5	217.0	96.4	222.8
	大阪府	3,257	54.0	12	219,890	91.4	19	217.9	96.8	208.7
	愛知県	3,819	63.3	2	254,660	105.9	3	210.6	93.5	205.8
	埼玉県	3,138	52.0	19	259,790	108.0	1	210.4	93.4	208.3
	千葉県	3,163	52.4	17	251,010	104.3	4	219.6	97.5	214.9
	兵庫県	3,150	52.2	18	200,500	83.3	38	219.0	97.2	210.0
	京都府	3,129	51.8	20	195,930	81.4	40	216.0	95.9	212.6
	茨城県	3,481	57.7	3	204,005	84.8	33	207.9	92.3	200.6
B ランク	静岡県	3,478	57.6	4	238,574	99.2	9	210.2	93.3	211.5
	富山県	3,347	55.4	9	235,286	97.8	12	210.9	93.7	200.6
	広島県	3,275	54.2	11	224,176	93.2	16	209.5	93.0	212.0
	滋賀県	3,292	54.5	10	226,160	94.0	15	215.0	95.5	207.0
	栃木県	3,435	56.9	6	205,691	85.5	28	211.9	94.1	203.6
	群馬県	3,467	57.4	5	219,660	91.3	20	212.1	94.2	201.2
	宮城県	2,871	47.6	32	180,958	75.2	41	208.6	92.6	196.5
	山梨県	3,362	55.7	8	173,780	72.2	45	208.2	92.5	199.2
	三重県	3,227	53.5	13	204,730	85.1	30	200.6	89.1	206.0
	石川県	2,977	49.3	27	172,270	71.6	46	213.8	94.9	199.6
C ランク	福岡県	2,813	46.6	35	204,100	84.8	32	219.8	97.6	206.3
	香川県	3,005	49.8	25	201,063	83.6	37	209.4	93.0	196.5
	岡山県	2,553	42.3	44	217,550	90.4	23	211.6	94.0	193.5
	福岡県	3,095	51.3	22	203,910	84.8	34	228.0	101.2	192.9
	奈良県	2,757	45.7	38	256,660	106.7	2	217.9	96.8	216.0
	山口県	3,068	50.8	23	238,269	99.0	10	211.4	93.9	198.1
	長野県	3,108	51.5	21	218,860	91.0	22	204.0	90.6	205.5
	北海道	2,891	47.9	31	206,990	86.0	26	198.5	88.1	201.4
	岐阜県	3,192	52.9	14	216,760	90.1	24	212.6	94.4	203.1
	徳島県	3,170	52.5	16	202,580	84.2	35	203.8	90.5	189.4
資料出所	福岡県	2,899	48.0	29	228,180	94.8	14	203.3	90.3	190.3
	新潟県	2,934	48.6	28	201,530	83.8	36	206.7	91.8	187.8
	和歌山県	3,375	55.9	7	178,896	74.4	43	190.4	84.5	190.1
	愛媛県	2,764	45.8	37	237,400	98.7	11	207.6	92.2	191.5
	島根県	3,031	50.2	24	204,130	84.8	31	199.8	88.7	194.7
	大分県	2,871	47.6	32	166,720	69.3	47	207.0	91.9	198.2
	熊本県	2,857	47.3	34	239,245	99.4	8	196.8	87.4	204.0
	山形県	2,994	49.6	26	230,980	96.0	13	195.8	86.9	180.8
	佐賀県	2,892	47.9	30	222,860	92.6	18	209.0	92.8	189.4
	長崎県	2,570	42.6	43	219,200	91.1	21	204.1	90.6	194.8
資料出所	岩手県	2,709	44.9	40	206,920	86.0	27	196.6	87.3	191.4
	高知県	2,703	44.8	42	204,850	85.1	29	197.5	87.7	192.5
	鳥取県	2,491	41.3	45	208,920	86.8	25	180.4	80.1	177.8
	秋田県	2,769	45.9	36	223,533	92.9	17	186.9	83.0	189.9
	鹿児島県	2,722	45.1	39	245,720	102.1	6	193.2	85.8	190.4
	宮崎県	2,453	40.6	46	180,840	75.2	42	190.9	84.8	183.3
	青森県	2,704	44.8	41	175,280	72.9	44	188.0	83.5	181.6
	沖縄県	2,249	37.3	47	196,710	81.8	39	191.7	85.1	178.3
	資料出所	内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」		

(注) 1 各ランクは、2023年度からの適用区分である（以下同じ）。
2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
3 1人あたり県民所得は、2015年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東 京	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18	1.13	1.10
	神奈川	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11	1.11	1.06
	大 阪	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10	1.05	1.03
	愛 知	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33	1.26	1.26
	埼 玉	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18	1.17	1.17
	千 葉	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23	1.22	1.24
	兵 庫	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16	1.14	1.12
	京 都	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23	1.23	1.27
	茨 城	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60	1.53	1.40
	静 岡	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34	1.27	1.21
	富 山	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73	1.66	1.57	1.65
	広 島	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43	1.33	1.33
	滋 賀	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35	1.25	1.32
B ラ ン ク	栃 木	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29	1.26	1.30
	群 馬	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52	1.44	1.38
	宮 城	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37	1.25	1.20
	山 梨	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50	1.49	1.52
	三 重	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53	1.38	1.36
	石 川	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52	1.43	1.52
	福 岡	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16	1.09	1.04
	香 川	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60	1.60	1.62
	岡 山	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54	1.45	1.40
	福 井	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94	1.90	1.84
	奈 良	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33	1.32	1.32
	山 口	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	1.70	1.60
	長 野	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59	1.45	1.40
C ラ ン ク	北海道	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	1.07	1.04
	岐 阜	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	1.58	1.49
	徳 島	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	1.27	1.29
	福 島	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53	1.51	1.41	1.38
	新 潟	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	1.57	1.49	1.44
	和歌山	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	1.23	1.17
	愛 媛	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	1.46	1.50
	島 根	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	1.59	1.53
	大 分	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57	1.53	1.42
	熊 本	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49	1.39	1.32
	山 形	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58	1.47	1.42
	佐 賀	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56	1.48	1.39
	長 崎	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38	1.36	1.27
	岩 手	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36	1.28	1.24
資料出所 (注) 1 厚生労働省「職業安定業務統計」 2 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。	高 知	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20	1.15	1.17
	鳥 取	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59	1.45	1.45
	秋 田	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51	1.42	1.35
	鹿児島	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32	1.25	1.16
	宮 崎	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48	1.41	1.34
	青 森	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31	1.25	1.21
	沖 縄	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16	1.13	1.09
	厚生労働省「職業安定業務統計」										
	(注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。										
	2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。										

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年1～3月
		(単位：％)	(単位：％)	(単位：％)	(単位：％)	(単位：％)	(単位：％)	(単位：％)	(単位：％)	(単位：％)	(単位：％)	(単位：％)
A ラ ン ク	東京都	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.6	2.4	2.5
	神奈川県	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.5	2.5	2.7
	大阪府	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.1	3.0	2.7
	愛知県	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0	2.3	2.3
	埼玉県	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.6	2.7	2.6	2.8
	千葉県	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.4	2.3	2.3
	兵庫県	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5
	京都府	3.1	2.6	2.4	2.3	2.6	2.7	2.5	2.5	2.3	2.4	2.8
	茨城県	2.8	2.5	2.2	2.4	2.4	2.6	2.4	2.5	2.4	2.4	2.5
	静岡県	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.2	2.5
B ラ ン ク	富山県	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	2.2
	広島県	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3	2.6
	滋賀県	2.5	2.0	2.0	1.8	2.3	2.5	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3
	栃木県	2.7	2.3	2.1	2.2	2.3	2.6	2.4	2.3	2.2	2.2	2.4
	群馬県	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	1.9	2.0	1.9	1.9	2.3
	宮城県	3.3	2.9	2.6	2.6	3.1	3.0	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3
	山梨県	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	2.0	1.8	1.8	1.8
	三重県	2.1	2.0	1.4	1.4	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	2.2	2.5
	石川県	2.1	1.8	1.3	1.6	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	2.5
	福岡県	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.9	2.7	2.8
	香川県	2.6	2.4	2.0	2.0	2.2	2.4	2.2	2.0	1.8	1.8	2.0
	岡山県	2.8	2.4	2.3	2.4	2.5	2.5	2.3	2.2	2.3	2.7	3.0
	福井県	1.9	1.6	1.4	1.4	1.6	1.4	1.4	1.4	1.2	1.4	2.0
	奈良県	2.9	2.4	2.2	1.9	2.5	2.5	2.2	2.4	2.2	2.2	2.3
	山口県	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.8
	長野県	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	1.9	1.9	2.4
	北海道	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.8	2.6	2.8	2.7
	岐阜県	2.3	2.1	1.6	1.5	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	1.9	2.1
	徳島県	2.7	2.4	1.9	1.9	2.2	2.7	2.2	1.7	1.4	1.4	1.4
	福島県	2.8	2.4	2.2	2.2	2.5	2.4	2.3	2.5	2.5	2.6	2.8
C ラ ン ク	新潟県	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	2.2	2.7
	和歌山県	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.3	2.3	2.1	1.9	2.2	2.6
	愛媛県	2.6	2.5	1.9	1.7	2.1	2.2	2.0	2.2	2.2	2.1	2.2
	島根県	1.4	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.3	1.4	1.8	1.7	2.3
	大分県	2.9	2.8	2.5	2.1	2.1	2.2	1.8	2.2	2.2	1.7	1.5
	熊本県	3.1	2.8	2.5	2.5	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5	2.3	2.4
	山形県	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	1.9	2.1	2.2
	佐賀県	2.1	2.0	1.6	1.9	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.8	1.2
	長崎県	2.8	2.5	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.1	2.1	2.2
	岩手県	2.5	2.2	1.9	1.9	2.2	2.1	2.2	2.2	2.4	2.4	2.6
	高知県	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.7	1.4	1.7
	鳥取県	2.4	2.0	2.0	2.4	2.3	2.0	2.0	2.1	1.7	2.4	2.1
	秋田県	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	2.7	2.7	3.1
	鹿児島県	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.7	2.3	2.2	2.5	2.2	2.0
	宮崎県	2.5	2.3	1.9	1.9	2.1	2.5	2.4	2.4	2.2	2.0	2.0
	青森県	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	3.2
	沖縄県	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.3	3.2	3.2	3.1
資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」												
(注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）												
2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。												
3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。												

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

ランク		都道府県										
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
A ラ ン ク	東京	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	354,305	
	神奈川	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323	284,673	
	大阪	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	290,531	
	愛知	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	287,947	
	埼玉	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	260,304	
	千葉	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	260,907	
	兵庫	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	258,373	
	京都	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	254,069	
	茨城	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	271,385	
	静岡	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385	268,988	
	富山	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	264,461	
	広島	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	267,912	
	滋賀	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	257,855	
	栃木	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	269,835	
	群馬	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787	270,707	
	宮城	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838	267,392	
	山梨	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496	253,262	
	三重	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	267,600	
	B ラ ン ク	石川	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036	254,110
福岡		246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	259,377	
香川		244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	259,654	
岡山		253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	263,083	
福井		254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	251,415	
奈良		224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	237,668	
山口		249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	252,321	
長野		249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	259,359	
北海道		232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	253,921	
岐阜		240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	250,838	
徳島		245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	259,990	
福島		251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,413	246,752	254,428	
新潟		240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	251,496	
和歌山		241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	246,367	
愛媛		238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	253,104	
島根		232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	242,479	
大分		224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	242,890	
熊本		233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996	245,403	
C ラ ン ク		山形	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304	252,749
	佐賀	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	237,434	
	長崎	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	233,943	
	岩手	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	248,799	
	高知	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	243,357	
	鳥取	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	233,088	
	秋田	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	240,344	
	鹿児島	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	241,970	
	宮崎	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	232,960	
青森	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	234,642		
沖縄	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	216,907		

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月
A ラ ン ク	東京都	1,277	1,292	1,325	1,365	1,409	1,437	1,448
	神奈川県	1,247	1,261	1,300	1,341	1,391	1,431	1,426
	大阪府	1,198	1,213	1,244	1,288	1,339	1,377	1,369
	愛知県	1,160	1,176	1,207	1,253	1,296	1,336	1,336
	埼玉県	1,153	1,166	1,201	1,249	1,292	1,333	1,335
	千葉県	1,175	1,187	1,214	1,259	1,304	1,337	1,339
	兵庫県	1,138	1,150	1,182	1,228	1,273	1,316	1,307
	京都府	1,137	1,149	1,178	1,234	1,280	1,320	1,322
	茨城県	1,076	1,090	1,126	1,179	1,230	1,274	1,258
	静岡県	1,108	1,123	1,156	1,202	1,252	1,295	1,281
B ラ ン ク	富山県	1,053	1,066	1,098	1,142	1,190	1,224	1,241
	広島県	1,068	1,087	1,122	1,172	1,220	1,278	1,263
	滋賀県	1,084	1,102	1,129	1,177	1,240	1,293	1,291
	栃木県	1,071	1,079	1,112	1,162	1,210	1,243	1,257
	群馬県	1,054	1,067	1,093	1,132	1,180	1,231	1,234
	宮城県	1,041	1,054	1,085	1,132	1,193	1,226	1,238
	山梨県	1,051	1,076	1,107	1,156	1,207	1,234	1,231
	三重県	1,075	1,097	1,130	1,179	1,229	1,273	1,259
	石川県	1,024	1,041	1,075	1,126	1,186	1,226	1,240
	福岡県	1,063	1,082	1,118	1,163	1,214	1,269	1,256
C ラ ン ク	香川県	1,044	1,052	1,083	1,130	1,183	1,216	1,224
	岡山県	1,038	1,053	1,086	1,132	1,176	1,219	1,230
	福井県	1,024	1,042	1,081	1,123	1,177	1,214	1,236
	奈良県	1,089	1,097	1,133	1,173	1,228	1,298	1,266
	山口県	1,009	1,030	1,064	1,114	1,166	1,238	1,216
	長野県	1,035	1,054	1,086	1,134	1,192	1,226	1,247
	北海道	1,025	1,049	1,085	1,141	1,191	1,245	1,232
	岐阜県	1,066	1,085	1,110	1,162	1,217	1,249	1,262
	徳島県	1,050	1,055	1,083	1,125	1,189	1,250	1,229
	福島県	993	1,011	1,043	1,094	1,142	1,214	1,194
C ラ ン ク	新潟県	1,008	1,023	1,059	1,103	1,160	1,207	1,204
	和歌山県	1,032	1,061	1,089	1,138	1,188	1,262	1,239
	愛媛県	998	1,019	1,052	1,098	1,153	1,206	1,208
	島根県	998	1,011	1,042	1,096	1,145	1,195	1,198
	大分県	991	1,010	1,050	1,096	1,149	1,208	1,190
	熊本県	1,017	1,042	1,080	1,133	1,186	1,236	1,219
	山形県	977	1,001	1,027	1,078	1,135	1,204	1,191
	佐賀県	993	1,015	1,048	1,099	1,152	1,208	1,173
	長崎県	985	997	1,033	1,086	1,145	1,204	1,190
	岩手県	956	977	1,015	1,064	1,118	1,178	1,172
C ラ ン ク	高知県	1,004	1,014	1,046	1,099	1,159	1,231	1,182
	鳥取県	994	1,006	1,036	1,092	1,143	1,199	1,184
	秋田県	958	978	1,012	1,063	1,113	1,177	1,171
	鹿児島県	979	996	1,034	1,089	1,147	1,203	1,198
	宮崎県	968	996	1,032	1,078	1,132	1,184	1,180
	青森県	940	959	990	1,046	1,103	1,160	1,178
	沖縄県	1,029	1,046	1,087	1,147	1,226	1,401	1,265
	全国	1,096	1,113	1,148	1,198	1,249	1,296	1,292
資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」								
(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。								
なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。								
2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。								
3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その平均額を1募集賃金として算出している。								
4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。								

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月
A ラ ン ク	東京都	1,209	1,227	1,258	1,301	1,344	1,376	1,381
	神奈川県	1,183	1,198	1,235	1,279	1,329	1,367	1,358
	大阪府	1,132	1,150	1,184	1,229	1,282	1,320	1,315
	愛知県	1,087	1,105	1,136	1,183	1,230	1,272	1,271
	埼玉県	1,091	1,108	1,142	1,189	1,234	1,275	1,276
	千葉県	1,112	1,127	1,153	1,198	1,245	1,276	1,278
	兵庫県	1,075	1,091	1,123	1,170	1,219	1,261	1,256
	京都府	1,072	1,086	1,117	1,169	1,218	1,263	1,260
	茨城県	1,013	1,031	1,065	1,117	1,169	1,214	1,202
	静岡県	1,044	1,062	1,095	1,140	1,191	1,237	1,225
	富山県	996	1,013	1,044	1,087	1,134	1,178	1,181
	広島県	1,010	1,030	1,065	1,114	1,163	1,217	1,207
	滋賀県	1,028	1,047	1,075	1,122	1,184	1,241	1,240
	栃木県	1,010	1,023	1,056	1,107	1,154	1,194	1,201
	群馬県	993	1,008	1,034	1,075	1,119	1,179	1,185
	宮城県	987	1,001	1,033	1,079	1,136	1,172	1,176
	山梨県	986	1,012	1,042	1,091	1,142	1,180	1,175
B ラ ン ク	三重県	1,017	1,041	1,071	1,118	1,170	1,211	1,205
	石川県	969	990	1,022	1,071	1,130	1,173	1,182
	福岡県	1,001	1,021	1,056	1,101	1,150	1,204	1,197
	香川県	977	990	1,021	1,069	1,122	1,211	1,166
	岡山県	978	996	1,028	1,076	1,120	1,160	1,171
	福井県	968	986	1,024	1,068	1,119	1,160	1,172
	奈良県	1,028	1,038	1,073	1,113	1,165	1,228	1,209
	山口県	960	982	1,017	1,066	1,115	1,186	1,167
	長野県	981	1,001	1,033	1,081	1,138	1,178	1,190
	北海道	983	1,007	1,043	1,097	1,146	1,191	1,186
	岐阜県	1,003	1,023	1,048	1,096	1,152	1,187	1,199
	徳島県	977	988	1,019	1,060	1,123	1,181	1,170
	福島県	943	963	996	1,043	1,090	1,142	1,143
	新潟県	959	976	1,010	1,055	1,108	1,159	1,155
	和歌山県	978	1,004	1,033	1,080	1,128	1,188	1,179
	愛媛県	946	968	1,001	1,047	1,101	1,154	1,157
	島根県	947	961	993	1,046	1,098	1,146	1,152
C ラ ン ク	大分県	938	961	1,000	1,045	1,096	1,160	1,140
	熊本県	954	981	1,017	1,066	1,120	1,172	1,162
	山形県	930	950	977	1,029	1,085	1,150	1,139
	佐賀県	940	963	995	1,044	1,098	1,152	1,131
	長崎県	937	953	986	1,037	1,095	1,154	1,145
	岩手県	912	934	969	1,019	1,073	1,133	1,130
	高知県	947	959	992	1,044	1,101	1,170	1,137
	高知県	942	960	990	1,042	1,097	1,152	1,139
	秋田県	917	939	971	1,021	1,073	1,140	1,129
	鹿児島県	927	948	984	1,035	1,093	1,147	1,143
	宮崎県	920	950	984	1,029	1,082	1,134	1,131
	青森県	904	924	955	1,006	1,065	1,125	1,137
	沖縄県	972	992	1,029	1,087	1,162	1,336	1,201
	全国	1,036	1,056	1,091	1,140	1,191	1,238	1,235

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働者を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1 求人票当たり1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1 募集賃金として算出している。
- 4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。

(2) 労働時間

常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模 5 人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間										
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
A ラ ン ク	東京都	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	139.6	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	11.6	11.6
	神奈川県	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	129.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	10.5	10.5
	大阪府	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	135.2	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	9.3	9.3
	愛知県	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	135.4	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	11.0	11.0
	埼玉県	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	131.1	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	9.1	9.1
	千葉県	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	130.5	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	9.5	9.5
	兵庫県	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	129.8	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	9.2	9.2
	京都府	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	128.4	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	9.6	9.6
	茨城県	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	139.9	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	11.0	11.0
	静岡県	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	141.6	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	11.4	11.4
	富山県	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	142.9	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	9.3	9.3
	広島県	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	138.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	10.2	10.2
	滋賀県	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	131.0	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	9.5	9.5
	栃木県	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	139.4	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	10.3	10.3
	群馬県	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	141.4	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	10.3	10.3
	宮城県	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	141.2	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	10.0	10.0
	山梨県	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	134.8	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	9.8	9.8
	B ラ ン ク	三重県	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	136.8	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	10.2
石川県		151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	137.3	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6	9.1	9.1
福井県		147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	136.3	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	9.3	9.3
香川県		147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	141.4	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	10.6	10.6
岡山県		150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	142.6	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	10.5	10.5
福岡県		153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	138.7	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	9.1	9.1
奈良県		134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	125.3	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	6.6	6.6
山口県		146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	136.5	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	8.7	8.7
長野県		149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	139.4	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	8.9	8.9
北海道		147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	138.3	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
岐阜県		147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	136.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	9.5	9.5
徳島県		151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	141.5	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	8.9	8.9
福岡県		157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	142.8	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	9.0	9.0
新潟県		151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	141.4	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7	8.6	8.6
和歌山県		148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	137.9	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5	9.1	9.1
愛媛県		150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	142.2	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6	10.3	10.3
島根県		149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	138.6	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8	8.2	8.2
C ラ ン ク		大分県	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	138.7	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6	8.7
	熊本県	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	141.7	141.0	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6	9.2	9.2
	山形県	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	146.7	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1	10.1	10.1
	佐賀県	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	142.8	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	8.6	8.6
	長崎県	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	139.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	8.7	8.7
	岩手県	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	144.1	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	8.8	8.8
	高知県	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	136.6	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	7.7	7.7
	鳥取県	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	139.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	7.6	7.6
	秋田県	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	143.2	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	8.3	8.3
	鹿児島県	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	141.9	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	9.2	9.3	9.3
	宮崎県	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	139.0	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	8.5	8.5
	青森県	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	146.1	147.1	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	7.9	8.6	8.6
沖縄県	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	136.7	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	8.1	8.1	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）事業所規模 5 人以上の数値である。

5 消費者物価指数等の推移
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

ラング	都道府県	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026年				
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1月	2月	3月	4月	5月
		△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.7	3.3	1.6	1.6	1.4	1.6	1.5
A ラ	東京都	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	3.5	3.6	1.8	1.5	1.5	1.6	1.7
	大阪府	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	3.2	3.7	2.0	1.6	1.8	1.7	2.0
	愛知県	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	3.2	3.8	2.0	1.8	1.9	1.5	1.6
	埼玉	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	3.0	3.4	1.8	1.6	1.2	1.8	1.6
	千葉	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	2.7	3.5	1.8	1.8	1.8	1.5	1.6
B ラ ン ク	兵庫	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	3.3	3.6	1.7	1.6	1.8	2.0	1.6
	京都	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	3.3	4.0	1.9	1.5	2.0	1.8	2.1
	茨城	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	2.7	3.9	2.2	1.4	2.3	2.2	1.8
	静岡	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	3.2	3.8	2.1	1.9	2.6	2.3	2.2
	富山	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.2	3.5	1.7	0.9	1.6	1.8	2.2
	広島	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	3.1	3.8	1.9	1.6	1.7	1.6	1.8
	滋賀	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	3.1	3.1	1.7	0.8	1.1	1.3	1.4
	栃木	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.2	3.4	1.4	1.1	1.3	1.4	1.7
	群馬	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.9	3.3	0.6	0.5	0.8	1.0	1.0
	宮城	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.6	3.9	1.6	1.7	1.5	1.8	2.0
	山梨	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	3.1	3.6	1.1	1.1	0.8	0.9	1.5
	三重	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	3.0	3.5	1.6	1.2	1.4	1.1	1.7
	石川	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.6	3.6	1.5	0.6	0.8	1.0	1.6
	福岡	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	3.4	3.8	1.0	0.7	0.6	0.4	1.4
	香川	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	3.4	3.3	1.5	1.1	1.8	0.9	1.5
	岡山	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	2.6	3.6	1.2	1.3	2.2	1.6	1.5
	福井	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	3.0	3.7	1.1	0.9	1.1	1.2	1.8
	奈良	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	4.0	3.5	1.7	1.7	2.0	1.9	1.9
	山口	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	3.1	3.5	0.9	0.9	1.4	1.0	1.1
	長野	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	3.4	3.4	1.0	1.2	1.7	1.2	1.6
	北海道	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.3	3.5	2.3	2.4	2.4	1.8	1.9
	岐阜	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	3.6	4.0	1.4	1.3	1.3	1.5	1.2
	徳島	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.4	3.2	1.2	0.8	1.5	1.3	1.6
	福島	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	3.0	3.5	2.1	1.5	1.3	1.2	1.5
	新潟	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	3.1	3.8	1.0	0.5	0.9	0.5	1.1
	和歌山	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	2.8	3.9	2.5	1.8	1.6	1.2	1.5
	愛媛	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.5	3.3	2.0	1.2	1.4	1.3	1.4
	島根	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	3.0	3.1	1.3	1.0	1.7	1.0	1.4
C ラ ン ク	大分	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	3.2	3.6	1.5	1.2	1.3	1.7	1.7
	熊本	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	3.3	3.7	1.3	1.2	1.1	1.4	1.6
	山形	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.9	3.5	0.2	0.6	1.1	1.0	1.3
	佐賀	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.5	4.2	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0
	長崎	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	3.5	4.1	1.8	1.2	1.4	1.0	1.3
	岩手	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.4	3.8	2.6	2.6	3.2	2.9	2.9
	高知	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	3.5	3.9	1.3	1.0	1.3	1.1	1.4
	鳥取	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	3.0	3.3	1.6	0.6	1.1	1.1	1.2
	秋田	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.3	3.2	1.1	0.9	1.4	2.2	2.3
	鹿児島	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	3.5	4.1	1.6	1.1	2.0	1.3	1.6
	宮崎	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.6	4.1	1.7	1.7	2.0	1.1	1.5
	青森	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.8	1.5	1.4	2.1	2.9	3.3
	沖縄	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	3.9	1.1	0.4	0.8	1.0	1.4
資料出所		総務省「消費者物価指数」														
(注) 1		数値は、都道府県庁所在都市のものである。														
2		指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。														

単位：％

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	東 京	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.5	105.4	104.9	—
	神 奈 川	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.7	103.7	104.0	—
	大 阪	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.3	100.0	99.4	—
	愛 知	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	99.2	99.2	99.1	—
	埼 玉	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.4	101.3	101.3	—
	千 葉	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.7	101.1	100.9	—
	兵 庫	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.4	99.0	99.1	—
	京 都	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	100.8	100.7	101.2	—
	茨 城	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.9	99.0	98.4	—
B ラ ン ク	静 岡	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	100.0	100.1	99.9	—
	富 山	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	98.6	98.8	98.9	—
	広 島	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	99.0	99.0	—
	滋 賀	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	100.0	99.5	99.0	—
	栃 木	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	99.4	98.5	98.5	—
	群 馬	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	96.1	96.5	96.7	—
	宮 城	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.7	100.1	100.8	—
	山 梨	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	98.6	98.9	—
	三 重	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.5	98.2	98.2	—
	石 川	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	99.8	100.3	—
C ラ ン ク	福 岡	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	97.8	97.7	98.5	—
	香 川	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	98.6	99.1	—
	岡 山	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	97.9	98.0	97.7	—
	福 井	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	98.8	98.7	98.9	—
	奈 良	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.7	96.6	98.3	—
	山 口	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.5	100.3	100.5	—
	長 野	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.2	98.4	98.5	—
	北 海 道	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.9	101.6	101.7	—
	岐 阜	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	97.9	97.8	97.8	—
	徳 島	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	99.3	98.7	99.2	—
D ラ ン ク	福 島	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.7	100.6	100.6	—
	新 潟	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	99.0	98.7	98.2	—
	和 歌 山	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	98.9	98.1	97.9	—
	愛 媛	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.7	98.8	99.0	—
	島 根	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	99.8	100.2	100.2	—
	大 分	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	97.7	97.3	97.6	—
	熊 本	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	98.9	99.8	—
	山 形	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.3	100.9	101.3	—
	佐 賀	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	97.9	97.8	97.8	—
	長 崎	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	99.7	100.0	—
E ラ ン ク	岩 手	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	99.7	99.8	—
	高 知	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	99.5	100.0	99.9	—
	鳥 取	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.9	98.3	98.2	—
	秋 田	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	99.1	99.2	—
	鹿 児 島	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	96.8	96.1	96.5	—
	宮 崎	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	97.0	98.2	—
	青 森	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	98.1	98.3	98.5	—
	沖 縄	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	100.0	100.5	100.7	—
資料出所		総務省「小売物価統計調査（構造編）」									
(注)		1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。									
		2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。									
		3 2025年結果は、2026年9月公表予定。									

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）											
		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	東 京	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5	104.5	104.0	104.0	—
	神奈川	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1	103.1	103.1	103.3	—	
	大 阪	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.4	99.3	99.3	99.3	—	
	愛 知	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	98.5	98.1	98.1	—	
	埼 玉	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.5	100.4	100.3	100.3	—	
	千 葉	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0	101.5	101.2	101.2	—	
	兵 庫	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	99.1	99.2	99.2	—	
	京 都	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	100.8	101.1	101.1	—	
	茨 城	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2	98.0	97.5	97.5	—	
B ラ ン ク	静 岡	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	98.5	98.3	98.3	—	
	富 山	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6	98.8	98.6	98.6	—	
	広 島	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.8	98.7	98.7	—	
	滋 賀	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	99.3	98.6	98.6	—	
	栃 木	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	97.6	97.6	97.6	—	
	群 馬	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.2	96.4	96.2	96.2	—	
	宮 城	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.5	99.9	100.6	99.9	—	
	山 梨	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	97.8	97.7	97.7	—	
	三 重	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	99.1	98.7	98.7	—	
	石 川	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	99.4	99.4	99.5	99.5	—	
C ラ ン ク	福 岡	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.3	97.1	98.0	97.1	—	
	香 川	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2	97.8	98.6	97.8	—	
	岡 山	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	98.1	97.7	97.7	—	
	福 井	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4	99.1	99.3	99.1	—	
	奈 良	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.0	97.1	98.1	97.1	—	
	山 口	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9	99.7	99.9	99.9	—	
	長 野	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.5	97.9	97.9	97.9	—	
	北 海 道	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	101.7	101.9	101.9	—	
	岐 阜	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2	97.2	97.1	97.1	—	
	徳 島	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	98.8	99.3	98.8	—	
C ラ ン ク	福 島	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3	99.3	98.8	99.3	—	
	新 潟	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	98.2	98.0	98.0	—	
	和 歌 山	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.2	98.6	98.2	98.2	—	
	愛 媛	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1	98.4	98.6	98.6	—	
	島 根	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.6	100.1	100.0	100.0	—	
	大 分	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4	97.0	97.4	97.4	—	
	熊 本	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	—	
	山 形	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	101.2	101.4	101.4	—	
	佐 賀	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9	97.5	97.7	97.7	—	
	長 崎	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.1	98.8	99.3	99.3	—	
C ラ ン ク	岩 手	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	99.7	100.0	100.0	—	
	高 知	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.4	100.0	100.0	100.0	—	
	鳥 取	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.2	98.8	98.9	98.9	—	
	秋 田	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.7	98.9	99.2	99.2	—	
	鹿 児 島	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.6	95.9	96.4	96.4	—	
	宮 崎	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	96.1	97.0	97.0	—	
	青 森	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3	98.6	98.5	98.5	—	
	沖 縄	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0	99.6	100.2	100.2	—	
資料出所		総務省「小売物価統計調査（構造編）」											
(注)		1 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。											
		2 2025年結果は、2026年9月公表予定。											

6 消費支出額の推移

(1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

		消費支出額					等価消費支出額				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京都	277,592	277,332	279,319	280,260	297,608	188,009	192,295	189,614	195,742	203,918
	神奈川県	232,059	246,388	263,825	272,943	277,728	161,292	170,839	181,625	186,580	192,108
	大阪府	196,663	211,308	222,395	232,032	233,835	137,692	151,321	154,950	157,152	162,921
	愛知県	221,606	249,640	254,012	252,735	287,991	151,487	169,859	172,435	167,746	198,733
	埼玉県	238,081	249,555	255,697	273,497	261,711	167,929	182,007	186,486	196,867	189,367
	千葉県	216,715	225,587	208,876	229,018	226,464	164,765	176,693	165,131	173,618	172,177
	兵庫県	241,334	244,944	221,983	218,241	246,456	171,077	169,431	161,898	159,594	177,403
	京都府	229,655	244,352	247,571	250,958	243,169	151,760	168,619	177,289	183,519	171,946
	茨城県	252,168	240,726	261,988	270,029	284,325	171,579	167,316	178,260	184,588	189,973
	静岡県	221,676	217,550	232,366	243,591	252,827	152,248	155,791	169,470	172,245	184,393
B ラ ン ク	富山県	265,734	264,279	264,541	286,405	298,506	171,174	170,948	177,150	183,352	195,139
	広島県	221,238	228,948	240,977	235,142	253,456	149,841	155,063	170,396	164,230	181,504
	滋賀県	262,346	277,837	250,989	261,720	266,195	180,180	188,608	174,030	183,241	192,612
	栃木県	258,105	260,323	280,396	284,819	270,260	168,729	168,038	180,995	188,626	178,984
	群馬県	246,285	257,081	252,685	258,233	269,617	162,396	172,931	169,210	170,645	169,843
	宮城県	204,233	202,684	223,996	234,560	224,609	147,778	149,421	163,366	176,806	165,584
	山梨県	192,344	236,719	223,439	242,950	230,852	142,575	168,655	157,211	172,657	164,475
	三重県	244,592	232,109	281,715	243,206	247,857	161,985	153,048	182,609	162,499	167,486
	石川県	257,606	265,122	265,079	262,394	248,658	161,319	165,379	165,352	169,023	159,187
	福岡県	230,718	231,705	245,679	233,333	233,692	155,550	157,292	172,859	161,787	163,617
C ラ ン ク	香川県	226,112	239,155	232,989	248,910	282,900	150,076	162,349	163,125	168,198	181,855
	岡山県	206,621	237,183	249,763	264,115	238,589	143,266	166,061	173,179	184,917	165,831
	福井県	222,110	219,015	234,708	245,958	239,742	149,070	147,325	157,882	167,742	163,884
	奈良県	264,018	253,130	262,528	271,052	276,775	176,404	171,049	176,197	179,509	189,643
	山口県	214,792	252,464	215,452	229,133	213,953	151,881	184,128	155,489	169,380	161,733
	長野県	251,065	235,092	262,284	268,343	293,861	168,126	158,140	178,876	178,499	197,227
	北海道	218,534	217,347	244,480	234,854	249,935	153,004	155,645	169,110	166,067	178,525
	岐阜県	256,353	261,480	269,015	245,523	246,516	163,445	169,492	179,343	159,149	165,079
	徳島県	227,113	234,076	253,435	234,728	233,909	159,011	161,145	180,108	160,083	163,769
	福島県	266,672	248,991	261,274	248,721	280,340	173,958	161,397	185,212	170,421	190,747
	新潟県	224,096	237,714	241,794	218,285	216,744	157,285	161,000	166,065	154,738	146,798
	和歌山県	187,273	225,787	225,446	231,942	232,867	124,572	149,860	150,970	159,675	167,189
	愛媛県	222,616	220,403	200,072	231,961	245,566	141,077	143,167	130,236	149,730	158,512
	島根県	207,750	218,660	225,273	247,231	247,269	151,922	156,186	161,321	180,793	181,306
	大分県	233,686	227,246	252,847	240,292	237,072	159,003	159,890	180,146	163,121	159,834
	熊本県	213,032	205,418	215,310	229,100	240,467	154,958	151,436	153,793	170,761	174,914
	山形県	254,178	218,569	235,685	254,785	256,442	168,704	148,374	161,489	173,762	182,707
	佐賀県	214,267	187,405	208,851	210,801	216,117	156,688	144,158	154,387	153,742	163,369
	長崎県	209,987	216,962	225,799	235,153	212,028	143,881	151,904	150,533	161,124	148,449
	岩手県	247,962	230,202	245,926	268,175	252,107	161,069	154,155	165,803	182,470	177,382
	高知県	238,316	230,233	232,139	240,214	240,125	161,779	159,255	161,348	163,445	163,007
	鳥取県	206,360	208,806	206,405	235,310	237,732	145,194	151,087	148,574	170,712	172,469
	秋田県	221,509	241,404	228,649	237,634	246,552	149,003	159,874	158,922	165,971	169,333
	鹿児島県	256,502	243,020	238,439	256,513	257,879	168,402	160,944	162,237	172,160	170,411
	宮崎県	199,923	228,582	229,687	215,172	224,852	146,591	154,110	158,499	147,433	155,907
	青森県	211,193	207,625	212,623	226,112	221,266	145,048	144,659	145,687	157,540	154,163
	沖縄県	195,871	202,555	207,763	199,249	199,880	132,966	140,785	146,182	139,845	142,409
	全国計	235,120	244,231	247,322	250,929	259,880	156,747	163,917	166,744	170,342	177,237

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

		消費支出額					等価消費支出額				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A	東京都	319,634	299,562	302,955	295,158	316,724	200,556	202,889	195,557	200,830	213,052
	神奈川県	248,706	259,721	287,940	273,383	300,316	166,921	172,383	190,276	173,598	195,076
ラン	大阪府	224,200	225,259	247,376	254,603	267,137	147,513	154,345	163,829	162,993	177,305
	愛知県	227,628	251,860	262,325	255,346	297,753	153,119	170,581	176,459	165,170	204,982
ク	埼玉県	269,050	284,894	275,676	337,033	328,265	179,767	200,451	190,235	218,926	208,870
	千葉県	237,123	253,996	241,371	291,846	264,183	166,839	186,742	178,427	197,211	188,702
	兵庫県	270,524	249,137	233,980	234,079	266,315	180,349	155,711	165,864	165,519	181,204
	京都府	296,999	259,533	341,844	263,534	271,092	171,472	161,892	210,390	185,883	171,798
	茨城県	283,178	280,446	295,271	303,931	322,288	182,411	183,726	183,119	195,374	194,347
	静岡県	262,488	272,026	250,593	265,288	289,997	166,345	173,791	175,450	176,467	197,318
	富山県	295,152	295,180	286,790	325,963	355,860	178,308	175,777	182,851	192,746	212,667
	広島県	219,205	239,638	246,310	242,778	258,813	142,690	159,759	167,593	161,852	180,763
	滋賀県	273,492	302,772	265,738	268,342	284,932	182,328	191,490	176,377	180,506	206,170
	栃木県	288,273	301,179	324,973	292,499	287,852	181,956	180,311	194,906	186,113	185,808
	群馬県	268,818	316,056	297,513	321,244	309,884	167,684	192,703	182,761	191,298	173,774
	宮城県	236,531	205,171	258,889	269,494	263,615	157,338	146,551	180,377	195,511	184,117
	山梨県	206,804	272,458	265,863	314,447	260,972	152,045	184,957	174,925	196,914	174,369
	三重県	285,063	268,983	330,179	276,591	287,227	173,163	163,095	196,968	166,187	178,131
B	石川県	270,008	297,533	307,423	277,579	270,653	162,232	164,788	177,491	168,929	159,761
	福井県	250,987	243,864	261,880	242,776	252,881	159,057	157,414	179,017	157,700	170,106
ラン	香川県	265,346	265,497	260,254	274,960	315,945	163,931	172,096	176,672	178,606	191,219
	岡山県	239,485	253,776	277,839	282,301	307,021	152,073	168,809	172,975	187,370	183,809
	福岡県	272,934	275,708	269,852	273,982	282,908	158,372	161,346	163,622	176,122	175,790
	奈良県	310,093	271,321	303,167	317,075	320,654	186,317	171,256	185,884	192,966	208,287
	山口県	252,234	273,786	251,284	262,012	242,154	168,531	185,431	159,565	176,248	176,141
	長野県	283,252	252,615	287,871	288,705	305,830	182,081	167,666	182,066	180,441	194,595
	北海道	230,308	241,186	294,841	254,429	280,849	149,287	163,352	187,224	170,378	191,984
	岐阜県	329,679	325,145	302,080	266,531	273,978	186,049	190,932	189,542	163,729	173,976
	徳島県	266,998	286,492	283,974	283,556	268,606	173,801	171,518	186,038	173,533	169,206
	福島県	309,297	284,519	277,321	267,668	334,350	186,175	171,260	189,131	172,420	206,957
	新潟県	258,446	272,085	277,479	247,389	281,153	173,458	174,185	171,755	167,553	162,595
	和歌山県	229,816	278,480	272,151	248,882	220,643	136,853	169,165	165,626	162,353	151,182
	愛媛県	247,895	259,441	229,230	245,527	292,337	146,328	150,039	134,841	144,930	169,917
	島根県	230,561	254,736	250,556	248,525	278,067	166,393	163,751	170,088	174,430	189,201
	大分県	258,477	254,823	282,243	266,753	273,700	167,546	167,661	196,172	172,188	166,261
	熊本県	247,624	235,625	255,933	286,323	303,188	161,532	155,367	161,543	189,622	195,707
	山形県	281,545	250,202	257,493	273,263	266,119	179,507	158,242	171,662	177,503	184,965
	佐賀県	238,649	213,578	233,008	269,177	275,590	167,499	152,556	161,175	171,273	189,276
	長崎県	251,078	246,557	279,109	289,014	268,552	155,117	159,484	165,621	183,895	168,174
	岩手県	286,825	274,348	290,513	306,546	273,027	179,970	167,585	176,801	193,490	180,817
	高知県	263,497	258,493	249,942	270,462	270,416	170,800	174,276	165,166	174,582	170,346
	鳥取県	225,412	248,863	250,393	249,722	240,281	148,310	171,324	166,559	177,920	170,331
	秋田県	255,676	293,133	272,867	271,886	302,990	157,358	177,088	171,212	174,415	179,791
	鹿児島県	289,971	269,254	258,121	285,837	298,391	176,798	163,560	161,326	177,610	175,524
	宮崎県	207,153	263,996	279,399	248,438	259,218	148,727	162,478	177,062	157,126	169,456
	沖縄県	237,527	233,006	248,362	249,710	269,800	156,621	151,354	161,670	160,852	170,979
	全国計	249,796	250,691	228,194	234,420	227,000	149,549	160,488	155,990	150,691	152,352
		263,907	273,417	272,285	275,568	291,397	166,246	172,924	173,251	176,054	187,317

資料出所 「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在地の都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数 (万人)			前年比増減 (%)				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ランク	東京都	800	797	810	861	0.0	0.7	1.7	2.0
	神奈川県	299	306	309	310	△ 1.0	1.1	0.8	1.2
	大阪府	394	379	382	389	0.2	0.3	0.6	1.2
	愛知県	318	318	316	327	△ 0.1	△ 1.2	△ 0.4	1.0
	埼玉県	214	222	224	225	△ 0.5	0.8	1.1	1.0
	千葉県	172	177	179	187	0.6	△ 0.7	1.2	0.9
	兵庫県	178	182	183	189	△ 0.6	0.7	0.4	0.7
	京都府	96	95	95	96	1.0	0.6	0.3	1.5
	茨城県	98	102	102	104	0.2	0.7	△ 0.1	1.4
	静岡県	141	142	144	144	0.4	0.8	0.9	△ 0.2
B ランク	富山県	42	43	44	44	0.0	△ 0.6	2.1	1.6
	広島県	107	112	115	111	△ 0.4	1.3	2.6	△ 0.4
	滋賀県	50	50	52	53	△ 0.5	0.7	2.6	1.6
	栃木県	71	74	74	72	0.5	1.2	0.7	0.2
	群馬県	72	73	75	76	0.3	0.3	2.9	1.1
	宮城県	80	77	79	84	△ 0.1	△ 3.6	2.2	0.6
	山梨県	29	29	28	28	△ 1.8	△ 0.4	△ 3.6	2.2
	三重県	66	67	69	69	0.5	△ 0.1	2.6	1.7
	石川県	42	43	43	44	△ 2.0	2.3	△ 1.4	0.5
	福岡県	182	187	190	196	0.5	0.1	1.5	1.0
C ランク	香川県	34	35	36	35	△ 1.2	1.3	2.2	△ 0.8
	岡山県	67	68	70	72	△ 0.5	0.4	2.8	1.0
	兵庫県	30	30	31	30	0.4	△ 0.1	1.7	0.3
	奈良県	39	39	39	36	△ 0.6	△ 2.5	△ 0.1	0.6
	山口県	48	47	47	49	△ 0.9	0.2	1.0	2.0
	長野県	76	76	77	78	0.1	0.4	2.2	2.0
	北海道	179	181	182	180	△ 0.6	1.0	0.4	0.9
	岐阜県	67	68	68	72	△ 0.2	1.5	△ 0.3	1.9
	徳島県	25	24	24	24	2.7	△ 0.8	2.2	0.8
	福岡県	65	67	67	67	△ 1.8	0.4	1.4	0.4
C ランク	新潟県	81	83	83	82	△ 1.5	0.7	0.4	△ 0.3
	和歌山県	29	29	28	29	△ 1.5	2.5	△ 1.4	△ 1.3
	愛媛県	45	46	46	46	△ 2.3	1.4	0.7	3.6
	島根県	23	24	24	25	1.1	1.0	0.9	0.9
	大分県	38	37	38	38	△ 0.7	△ 0.7	2.2	△ 0.1
	熊本県	56	56	56	59	△ 0.2	△ 0.4	0.8	1.2
	山形県	38	39	39	38	△ 1.4	1.6	0.9	0.3
	佐賀県	28	29	29	30	△ 0.7	0.9	1.9	2.9
	長崎県	42	41	40	41	0.0	△ 0.6	△ 1.5	1.6
	岩手県	42	41	42	42	△ 0.5	1.4	2.2	1.4
C ランク	高知県	23	23	23	22	△ 1.1	2.3	0.7	0.2
	鳥取県	18	19	19	19	1.2	1.6	1.0	0.4
	秋田県	32	32	32	31	△ 1.4	0.6	△ 0.6	0.0
	鹿児島県	53	57	58	55	0.0	3.7	1.6	1.3
	宮崎県	34	35	36	37	△ 2.6	2.2	1.9	1.7
	青森県	42	40	41	40	0.8	△ 0.4	0.5	△ 0.3
	沖縄県	48	49	49	50	0.8	△ 0.1	0.7	2.1
	全国計	5,189	5,134	5,228	5,081	0.5	0.8	1.9	1.2

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模 5 人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。また、前年比の数値は、指数の前年比で

あり、人数の前年比と一致しない。

3 各都道府県の増減率は指数による。秋田県の2021年、2022年、栃木県の2021年、2022年、高知県の2021年は、労働基準局賃金課にて年平均指数から増減率を計算。

4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）				前年比増減（％）					
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京都	1,056	1,065	1,081	1,099	1,117	1.6	0.9	1.5	1.6	1.7
	神奈川県	228	229	232	235	238	1.0	0.8	0.9	1.6	1.2
	大阪府	373	375	377	379	383	0.9	0.4	0.5	0.6	1.0
	愛知県	294	294	295	297	299	0.4	0.1	0.1	0.7	0.8
	埼玉県	159	159	159	161	162	1.7	0.2	0.3	0.8	1.0
	千葉県	128	128	129	130	132	1.3	0.2	0.4	1.0	1.3
	兵庫県	144	143	143	143	143	0.3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.2
	京都府	77	77	77	77	77	0.1	△ 0.0	△ 0.1	0.1	0.2
	茨城県	82	82	82	82	82	1.0	0.6	0.3	△ 0.2	△ 0.8
	静岡県	119	119	119	119	119	0.5	0.1	0.1	△ 0.2	△ 0.1
B ラ ン ク	富山県	37	37	37	36	36	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3
	広島県	103	102	102	102	101	0.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.5
	滋賀県	40	40	40	40	40	△ 0.0	0.3	△ 0.0	△ 0.5	0.1
	栃木県	59	59	59	59	59	1.0	0.3	0.6	△ 0.1	△ 0.1
	群馬県	63	64	64	64	64	0.2	1.1	0.7	0.4	△ 0.1
	宮城県	74	73	73	73	72	0.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.5
	山梨県	23	23	23	23	23	0.6	0.6	0.0	0.3	0.3
	三重県	51	51	51	51	51	0.4	0.6	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3
	石川県	39	38	38	38	39	△ 0.3	△ 0.7	0.1	0.3	0.6
	福岡県	178	177	177	178	178	0.6	△ 0.1	△ 0.1	0.3	0.3
C ラ ン ク	香川県	32	32	32	32	32	△ 2.8	△ 1.0	0.1	0.2	0.1
	岡山県	60	60	60	60	60	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.1	△ 0.3
	福岡県	26	26	26	26	26	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	0.0	△ 0.6
	奈良県	25	25	25	25	25	0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.4	0.1
	山口県	41	40	40	40	40	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.5	△ 1.1
	長野県	64	64	64	64	64	0.3	0.1	0.2	△ 0.0	△ 0.3
	北海道	157	156	155	155	155	0.1	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.1
	岐阜県	61	61	61	60	60	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.6
	徳島県	20	20	20	20	20	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7
	福島県	58	58	57	56	56	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0	△ 1.3	△ 1.2
新 和 歌 山 愛 媛 島 大 分 熊 本 山 形 佐 賀 長 崎 岩 手 高 知 鳥 取 秋 田 鹿 児 島 宮 崎 青 森 沖 縄	新潟県	73	72	72	71	70	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.7	
	和歌山県	25	24	24	24	24	0.3	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6	△ 1.0
	愛媛県	41	40	40	39	39	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4	△ 1.5	△ 1.1
	鳥取県	20	20	20	20	20	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.7	△ 1.1
	大分県	33	33	33	33	33	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.7
	熊本県	50	50	50	50	50	0.7	0.1	0.4	0.2	0.2
	山形県	32	32	32	32	31	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.2	△ 1.5
	佐賀県	24	24	24	24	24	0.2	△ 0.4	0.2	0.1	△ 0.1
	長崎県	37	36	36	36	35	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.9
	岩手県	37	36	36	36	35	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.4	△ 1.8
全 国 計	高知県	20	19	19	19	19	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.2
	鳥取県	16	16	16	16	16	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7	△ 0.9	△ 1.1
	秋田県	29	29	28	28	28	0.0	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.4	△ 0.9
	鹿児島県	46	46	46	46	46	0.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.8
	宮崎県	30	30	30	30	30	0.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.9
	青森県	35	35	35	34	34	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.5	△ 1.4
	沖縄県	45	45	45	45	45	1.2	0.2	0.0	0.7	0.5
	全国計	4,461	4,469	4,484	4,506	4,528	0.7	0.2	0.4	0.5	0.5
	資料出所										
	(注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。（＝雇用保険における一括適用）										
2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。											
3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者数の都道府県計は全国計に必ずしも一致しない。											
4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。											
5 ランク区分は2023年の見直し後のもの。											

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数 (万人)					前年比 (%)				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京都	823	833	838	845	862			1.2	0.6	0.8
	神奈川県	500	503	508	518	528	△ 1.0	0.6	1.0	2.1	1.9
	大阪府	463	465	467	474	482	0.0	0.6	0.4	1.5	1.6
	愛知県	417	418	422	422	425	0.6	0.4	0.8	0.1	0.6
	埼玉県	399	403	405	408	413	0.7	1.0	0.4	0.8	1.1
	千葉県	338	339	342	345	348	0.2	0.4	0.9	0.9	0.9
	兵庫県	276	277	278	280	281	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4
	京都府	135	134	135	136	136	△ 0.7	△ 0.7	0.5	0.4	0.5
	茨城県	152	152	152	153	153	△ 0.1	△ 0.4	0.1	0.6	0.3
	静岡県	198	197	197	197	197	△ 0.3	△ 0.3	0.2	△ 0.2	0.1
	富山県	56	55	55	55	55	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.4
	広島県	145	145	145	145	146	△ 0.2	△ 0.2	0.2	0.3	0.3
	滋賀県	75	76	78	78	77	△ 1.6	1.5	2.1	△ 0.4	△ 0.4
	栃木県	102	103	104	105	105	△ 0.7	0.8	1.0	0.6	0.0
	群馬県	103	103	103	104	103	△ 0.1	0.0	0.4	0.3	△ 0.2
	宮城県	122	121	122	122	122	△ 0.7	△ 0.8	0.9	0.5	△ 0.1
	山梨県	44	44	44	45	45	0.7	△ 0.9	1.4	0.2	0.7
B ラ ン ク	三重県	95	94	93	92	92	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.5	△ 0.3	△ 0.2
	石川県	61	60	60	60	60	△ 0.3	△ 0.3	0.2	△ 0.2	△ 0.3
	福岡県	262	262	263	266	270	0.1	0.2	0.2	1.0	1.6
	香川県	49	48	48	48	48	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.4	0.0	△ 0.2
	岡山県	97	97	98	98	99	0.0	0.3	0.5	0.7	0.1
	山形県	42	41	41	41	41	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7	△ 1.0	1.5
	福島県	66	66	66	67	66	0.0	△ 0.2	△ 0.6	1.5	△ 0.8
	奈良県	69	67	67	67	67	△ 0.4	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.3	0.8
	山口県	112	111	111	111	111	△ 1.2	△ 1.2	0.1	0.4	0.0
	長野県	261	260	264	265	264	△ 0.8	△ 0.4	1.4	0.3	△ 0.2
	北海道	109	108	107	107	108	0.1	△ 0.9	△ 0.5	0.1	0.2
	徳島県	36	36	35	35	35	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	福岡県	97	96	95	94	94	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.7
	新潟県	116	115	115	114	114	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.5
	和歌山県	46	46	46	46	46	△ 2.7	△ 0.6	0.4	△ 1.1	△ 0.4
	愛媛県	68	68	67	67	66	△ 1.3	0.0	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.2
	島根県	35	37	35	33	34	1.4	5.1	△ 4.6	△ 5.1	2.1
C ラ ン ク	大分県	59	59	58	57	57	△ 1.2	△ 0.2	△ 1.2	△ 1.0	△ 0.3
	熊本県	91	91	91	91	91	0.0	△ 0.1	0.1	0.1	△ 0.3
	山形県	58	58	57	57	55	△ 0.2	0.7	△ 1.0	△ 1.4	△ 2.3
	佐賀県	44	44	44	43	43	0.9	0.0	△ 0.5	△ 1.8	△ 1.2
	長崎県	66	66	65	65	64	△ 1.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 1.2
	岩手県	64	63	63	62	60	△ 2.0	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.1	△ 3.1
	高知県	35	35	34	34	34	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.2	△ 0.3	0.9
	鳥取県	30	30	28	28	29	0.7	△ 0.7	△ 4.4	0.4	1.4
	秋田県	49	47	47	47	46	△ 0.4	△ 2.5	△ 1.5	0.4	△ 0.9
	鹿児島県	80	80	79	79	79	0.3	△ 0.3	△ 1.1	△ 0.1	0.8
	宮崎県	55	54	54	54	54	△ 1.8	△ 1.8	0.0	0.2	△ 0.9
	青森県	64	63	63	62	62	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.6	△ 1.0
	沖縄県	74	75	76	77	77	0.5	0.8	1.7	1.2	0.1
	全国計	6,713	6,723	6,747	6,781	6,828	0.0	0.1	0.4	0.5	0.7

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」
（注）1 都道府県別に表章するように標本設計を行っており（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。
3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。
5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

Ⅲ 業務統計資料編



1 地域別最低賃金改定状況

(1) 2025年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ラン ク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東 京	1,163	1,226	105	63	5.42%	8月7日	● 使側5名反対	10月3日
A	神奈川	1,162	1,225	105	63	5.42%	8月8日	○ 全会一致	10月4日
A	大 阪	1,114	1,177	106	63	5.66%	8月19日	○ 全会一致	10月16日
A	愛 知	1,077	1,140	106	63	5.85%	8月21日	▲ 労側5名反対	10月18日
A	埼 玉	1,078	1,141	106	63	5.84%	8月8日	▲ 労側5名反対	11月1日
A	千 葉	1,076	1,140	106	64	5.95%	8月7日	● 使側5名反対	10月3日
B	京 都	1,058	1,122	106	64	6.05%	8月27日	● 使側3名反対、 労側1名棄権	11月21日
B	兵 庫	1,052	1,116	106	64	6.08%	8月8日	● 使側5名反対	10月4日
B	静 岡	1,034	1,097	106	63	6.09%	8月26日	金 額：労側5 名反対 ▲○ 発効日：使側3 名反対	11月1日
B	三 重	1,023	1,087	106	64	6.26%	8月15日	▲ 労側5名退席	11月21日
B	広 島	1,020	1,085	106	65	6.37%	8月18日	● 使側5名反対	11月1日
B	滋 賀	1,017	1,080	106	63	6.19%	8月8日	▲○ 労側5名反対、 使側1名反対	10月5日
B	北海道	1,010	1,075	106	65	6.44%	8月8日	● 使側5名反対	10月4日
B	茨 城	1,005	1,074	107	69	6.87%	8月18日	● 使側5名反対	10月12日
B	栃 木	1,004	1,068	106	64	6.37%	8月5日	○ 全会一致	10月1日
B	岐 阜	1,001	1,065	106	64	6.39%	8月21日	○ 全会一致	10月18日
B	長 野	998	1,061	106	63	6.31%	8月7日	▲ 労側5名反対	10月3日
B	富 山	998	1,062	106	64	6.41%	8月18日	● 使側5名反対	10月12日
B	福 岡	992	1,057	107	65	6.55%	8月20日	● 使側5名反対	11月16日
B	山 梨	988	1,052	106	64	6.48%	8月27日	▲ 労側2名反対	12月1日
B	奈 良	986	1,051	107	65	6.59%	8月8日	○ 全会一致	11月16日
B	群 馬	985	1,063	108	78	7.92%	8月26日	● 使側5名反対	3月1日
B	新 潟	985	1,050	107	65	6.60%	8月6日	● 使側5名反対	10月2日
B	石 川	984	1,054	107	70	7.11%	8月12日	● 使側2名反対	10月8日
B	福 井	984	1,053	107	69	7.01%	8月8日	● 使側3名反対	10月8日
B	岡 山	982	1,047	107	65	6.62%	8月20日	▲ 労側4名反対	12月1日
B	和歌山	980	1,045	107	65	6.63%	8月21日	○ 全会一致	11月1日
B	徳 島	980	1,046	107	66	6.73%	9月1日	○ 全会一致	1月1日
B	山 口	979	1,043	107	64	6.54%	8月19日	● 使側3名反対	10月16日
B	宮 城	973	1,038	107	65	6.68%	8月8日	▲○ 労側1名反対、 使側3名反対	10月4日
B	香 川	970	1,036	107	66	6.80%	8月20日	▲ 労側3名反対	10月18日
B	島 根	962	1,033	107	71	7.38%	8月18日	● 使側4名反対	11月17日
B	愛 媛	956	1,033	108	77	8.05%	9月1日	○ 全会一致	12月1日
B	福 島	955	1,033	108	78	8.17%	9月5日	● 使側4名反対	1月1日
C	鳥 取	957	1,030	108	73	7.63%	8月8日	○ 全会一致	10月4日
C	佐 賀	956	1,030	108	74	7.74%	8月26日	■ 使側5名退席	11月21日
C	山 形	955	1,032	108	77	8.06%	9月3日	● 使側3名反対	12月23日
C	大 分	954	1,035	108	81	8.49%	9月4日	● 使側4名反対	1月1日
C	青 森	953	1,029	108	76	7.97%	8月28日	● 使側5名反対	11月21日
C	長 崎	953	1,031	108	78	8.18%	9月2日	■ 使側4名退席	12月1日
C	鹿児島	953	1,026	108	73	7.66%	8月29日	● 使側5名反対	11月1日
C	岩 手	952	1,031	108	79	8.30%	8月28日	● 使側5名反対	12月1日
C	高 知	952	1,023	107	71	7.46%	8月29日	○ 全会一致	12月1日
C	熊 本	952	1,034	109	82	8.61%	9月4日	●■ 使側2名反対、 使側3名退席	1月1日
C	宮 崎	952	1,023	107	71	7.46%	8月25日	● 使側4名反対	11月16日
C	沖 縄	952	1,023	107	71	7.46%	8月26日	● 使側4名反対	12月1日
C	秋 田	951	1,031	108	80	8.41%	8月25日	● 使側5名反対	3月31日
全国加重平均額		1,055	1,121	106	66	6.26%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 1,121円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致10件 ●使用者側反対21件 ▲労働者側反対6件 ■使用者側退席等3件
●○使用者側一部反対5件 ▲労働者側一部反対2件 ▲●使用者側・労働者側双方一部反対2件
- 3 答申時期 前年より早い2件 前年より遅い43件 前年と同じ2件
- 4 発効日 前年より早い1件 前年より遅い45件 前年と同じ1件
- 5 目安との比較 目安を上回る39件
- 6 異議申出状況 47局（前年度47局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

ランク	都道府県	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
A ランク	東京都					+1					
	神奈川県					+1					
	大阪府	+1				+2			+1		+1
B ランク	愛知県					+2					
	埼玉県					+2					
	千葉県	+1			+1	+1		+1	+1	+1	+1
	東京都			+1		+2					
	茨城県					+2					
	静岡県					+1					
	富山県					+1					
	岐阜県			+1		+1					
	長野県			+1		+1					
	山梨県			+1		+1					
	石川県					+1					
	福井県					+1					
	香川県	+1			+1	+2			+2	+1	+1
	岡山県					+1			+1	+2	+2
	広島県					+1					
	山口県					+1					
	徳島県					+1					
	高知県					+1					
	愛媛県					+1					
	福岡県					+1					
	佐賀県					+1					
	熊本県					+1					
	大分県					+1					
	宮崎県					+1					
	鹿児島県					+1					
	沖縄県					+1					
C ランク	東京都					+2					
	神奈川県					+3					
	大阪府					+3					
	兵庫県					+2					
	奈良県					+3					
	和歌山県					+3					
	鳥取県					+2					
	島根県					+2					
	岡山県					+2					
	広島県					+2					
	山口県					+2					
	徳島県					+2					
	高知県					+2					
	愛媛県					+2					
	福岡県					+2					

(注) 2020年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

ランク	都道府県	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
A ランク	東京都	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1	10.3
	神奈川県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4
	大阪府	10.1	9.30	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1	10.16
	愛知県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.18
	埼玉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.1
B ランク	千葉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3
	兵庫県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4
	京都府	10.2	10.1	10.1	10.1		10.1	10.9	10.1	10.1	11.21
	茨城県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.12
	静岡県	10.5	10.4	10.3	10.4		10.2	10.5	10.1	10.1	11.1
	富山県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.12
	広島県	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1	11.1
	滋賀県	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.5
	栃木県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	群馬県	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	10.8	10.5	10.4	3.1
	宮城県	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4
	山梨県	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	10.1	10.20	10.1	10.1	12.1
	三重県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.21
	石川県	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	10.8	10.8	10.5	10.8
	福井県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	10.6	10.5	11.16
	香川県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.18
	岡山県	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	10.1	10.1	10.2	12.1
	福岡県	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	10.2	10.1	10.5	10.8
	奈良県	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.16
	山形県	10.1	10.1	10.1	10.4		10.1	10.13	10.1	10.1	10.16
	長門県	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3
	北陸県	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.2	10.1	10.1	10.4
	岐阜県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.18
	徳島県	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	10.1	10.6	10.1	11.1	1.1
	福岡県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	10.6	10.1	10.5	1.1
	新潟県	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2
	和歌山県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.1
	愛媛県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.5	10.6	10.13	12.1
	島根県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.5	10.6	10.12	11.17
C ランク	大分県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.5	10.6	10.5	1.1
	熊本県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	10.5	1.1
	山形県	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.2	10.6	10.14	10.19	12.23
	佐賀県	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	10.2	10.14	10.17	11.21
	長崎県	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	10.8	10.13	10.12	12.1
	手取県	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	10.20	10.4	10.27	12.1
	高知県	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	10.2	10.9	10.8	10.9	12.1
	鳥取県	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	10.6	10.6	10.5	10.5	10.4
	秋田県	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	3.31
	鹿児島県	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.2	10.6	10.6	10.5	11.1
	宮崎県	10.1	10.6	10.5	10.4	10.3	10.6	10.6	10.6	10.5	11.16
	青森県	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	10.5	10.7	10.5	11.21
	沖縄県	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	10.6	10.8	10.9	12.1

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位：円)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
全 国	823 (3.1)	848 (3.0)	874 (3.1)	901 (3.1)	902 (0.1)	930 (3.1)	961 (3.3)	1,004 (4.5)	1,055 (5.1)	1,121 (6.3)
Aランク	900 (2.9)	920 (2.2)	947 (2.9)	975 (3.0)	976 (0.1)	1,004 (2.9)	1,035 (3.1)	1,077 (4.1)	1,127 (4.6)	1,190 (5.6)
Bランク	806 (3.2)	821 (1.9)	847 (3.2)	874 (3.2)	875 (0.1)	903 (3.2)	935 (3.5)	953 (4.5)	1,004 (5.4)	1,070 (6.6)
Cランク	764 (3.0)	787 (3.0)	812 (3.2)	838 (3.2)	839 (0.1)	867 (3.3)	897 (3.5)	898 (5.3)	953 (6.1)	1,029 (8.0)
Dランク	717 (3.2)	739 (3.1)	763 (3.2)	791 (3.7)	793 (0.3)	822 (3.7)	854 (3.9)	—	—	—

(注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率 (%)を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 2017年度はランク区分の入替え（埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

5 2023年度より3ランクとなっている。2023年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
① 最高額 (円)	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京	1,041 東京	1,072 東京	1,113 東京	1,163 東京	1,226 東京
② 最低額 (円)	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	893 岩手	951 秋田	1,023 高知 宮崎 沖縄
格差 ②／①×100	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	80.2	81.8	83.4

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：％)

2024年度 ランク	都道府県	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
A ランク	東京	2.8	2.8	2.8	2.8	0.0	2.8	3.0	3.8	4.5	5.4
	神奈川	2.8	2.8	2.8	2.8	0.1	2.8	3.0	3.8	4.5	5.4
	大阪	2.9	2.9	3.0	3.0	0.0	2.9	3.1	4.0	4.7	5.7
	愛知	3.0	3.1	3.1	3.1	0.1	3.0	3.2	4.2	4.9	5.8
	埼玉	3.0	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.2	4.2	4.9	5.8
B ランク	千葉	3.1	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.3	4.3	4.9	5.9
	兵庫	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.1	3.4	4.3	5.1	6.1
	京都	3.0	3.0	3.0	3.1	0.0	3.1	3.3	4.1	5.0	6.0
	茨城	3.2	3.2	3.3	3.3	0.2	3.3	3.6	4.6	5.5	6.9
	静岡	3.1	3.1	3.1	3.1	0.0	3.2	3.4	4.2	5.1	6.1
	富山	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3	6.4
	広島	3.1	3.2	3.2	3.2	0.0	3.2	3.4	4.3	5.2	6.4
	滋賀	3.1	3.2	3.2	3.2	0.2	3.2	3.5	4.3	5.2	6.2
	栃木	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.5	5.2	6.4
	群馬	3.0	3.2	3.3	3.2	0.2	3.3	3.5	4.5	5.3	7.9
	宮城	3.0	3.2	3.4	3.3	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4	6.7
	山梨	3.1	3.3	3.3	3.3	0.1	3.3	3.7	4.5	5.3	6.5
	三重	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.2	3.4	4.3	5.1	6.3
	石川	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.7	5.5	7.1
	福井	3.0	3.1	3.2	3.3	0.1	3.3	3.4	4.6	5.4	6.6
	香川	3.2	3.2	3.4	3.3	0.2	3.4	3.5	4.6	5.7	6.8
	岡山	3.0	3.2	3.3	3.2	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4	6.6
	山梨	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.8	5.7	7.0
	長野	3.0	3.1	3.2	3.2	0.1	3.3	3.5	4.5	5.3	6.6
	北海道	3.2	3.2	3.2	3.4	0.0	3.4	3.6	4.5	5.5	6.5
	新潟	2.9	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3	6.3
	岐阜	2.9	3.1	3.1	3.1	0.0	3.3	3.5	4.3	5.2	6.4
	徳島	3.0	3.4	3.5	3.5	0.4	3.5	3.8	4.4	5.4	6.7
	福岡	3.0	3.0	3.2	3.4	0.3	3.5	3.6	4.8	9.4	6.7
C ランク	新潟	3.0	3.3	3.2	3.4	0.1	3.4	3.6	4.9	6.1	8.2
	和歌山	3.0	3.2	3.2	3.4	0.1	3.4	3.6	4.6	5.8	6.6
	愛媛	3.0	3.2	3.3	3.4	0.1	3.4	3.5	4.5	5.5	6.6
	島根	3.2	3.1	3.4	3.4	0.4	3.5	3.9	5.2	6.6	8.1
	大分	3.0	3.1	3.2	3.4	0.3	4.0	4.0	5.5	6.4	7.4
	熊本	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.8	3.9	5.3	6.1	8.5
	山形	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.0	8.6
	佐賀	3.0	3.1	3.2	3.5	0.4	3.7	3.9	5.4	6.1	8.1
	長崎	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.7	3.9	5.5	6.2	7.7
	福岡	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.1	8.2
	岩手	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.5	4.0	4.6	6.6	8.3
	高知	3.2	3.1	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.2	6.1	7.5
	鳥取	3.2	3.1	3.4	3.7	0.3	3.7	4.0	5.4	6.3	7.6
	秋田	3.0	3.2	3.3	3.7	0.3	3.8	3.9	5.2	6.0	8.4
	鹿児島	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.5	3.9	5.2	6.2	7.7

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
2016 年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
2017 年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
2018 年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
2019 年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
2020 年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
2021 年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
2022 年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
2023 年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
2024 年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3
2025 年	20,281	2,034	10.0	64.7	30.0	5.4	220,060	4,756	2.2
2026 年	20,685	2,063	10.0	69.8	25.4	4.8	223,187	5,021	2.2

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 2021年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（2026年1月～3月、全国計）

業 種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,607	484	10.5%	4,309	436	10.1%	298	48	16.1%
01 食料品製造業	1,351	138	10.2%	1,349	138	10.2%	2	0	0.0%
02 繊維工業	257	26	10.1%	257	26	10.1%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	217	18	8.3%	217	18	8.3%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	87	7	8.0%	87	7	8.0%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	72	4	5.6%	72	4	5.6%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	122	17	13.9%	122	17	13.9%	0	0	-
07 印刷・製本業	249	25	10.0%	249	25	10.0%	0	0	-
08 化学工業	305	43	14.1%	304	43	14.1%	1	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	84	12	14.3%	83	11	13.3%	1	1	100.0%
10 鉄鋼業	30	3	10.0%	13	0	0.0%	17	3	17.6%
11 非鉄金属製造業	27	3	11.1%	7	1	14.3%	20	2	10.0%
12 金属製品製造業	382	36	9.4%	367	34	9.3%	15	2	13.3%
13 一般機械器具製造業	242	23	9.5%	160	12	7.5%	82	11	13.4%
14 電気機械器具製造業	303	39	12.9%	212	20	9.4%	91	19	20.9%
15 輸送用機械等製造業	110	14	12.7%	50	5	10.0%	60	9	15.0%
16 電気・ガス・水道業	13	0	0.0%	13	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	756	76	10.1%	747	75	10.0%	9	1	11.1%
02 鉱業	9	1	11.1%	9	1	11.1%	0	0	-
03 建設業	377	37	9.8%	377	37	9.8%	0	0	-
01 土木工事業	72	8	11.1%	72	8	11.1%	0	0	-
02 建築工事業	172	18	10.5%	172	18	10.5%	0	0	-
03 その他の建設業	133	11	8.3%	133	11	8.3%	0	0	-
04 運輸交通業	69	10	14.5%	69	10	14.5%	0	0	-
02 道路旅客運送業	17	2	11.8%	17	2	11.8%	0	0	-
03 道路貨物運送業	50	8	16.0%	50	8	16.0%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
05 貨物取扱業	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	-
1号～5号 計	5,073	532	10.5%	4,775	484	10.1%	298	48	16.1%
06 農林業	187	22	11.8%	187	22	11.8%	0	0	-
01 農業	183	22	12.0%	183	22	12.0%	0	0	-
02 林業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	44	8	18.2%	44	8	18.2%	0	0	-
01 畜産業	31	6	19.4%	31	6	19.4%	0	0	-
02 水産業	13	2	15.4%	13	2	15.4%	0	0	-
08 商業	8,459	812	9.6%	8,393	802	9.6%	66	10	15.2%
01 卸売業	2,005	167	8.3%	2,004	167	8.3%	1	0	0.0%
02 小売業	5,169	533	10.3%	5,105	524	10.3%	64	9	14.1%
03 理美容業	1,070	96	9.0%	1,070	96	9.0%	0	0	-
04 その他の商業	215	16	7.4%	214	15	7.0%	1	1	100.0%
09 金融・広告業	83	8	9.6%	83	8	9.6%	0	0	-
01 金融業	10	1	10.0%	10	1	10.0%	0	0	-
02 広告・あつせん業	73	7	9.6%	73	7	9.6%	0	0	-
10 映画・演劇業	11	2	18.2%	11	2	18.2%	0	0	-
11 通信業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
12 教育・研究業	185	17	9.2%	185	17	9.2%	0	0	-
13 保健衛生業	1,791	174	9.7%	1,791	174	9.7%	0	0	-
01 医療保健業	423	42	9.9%	423	42	9.9%	0	0	-
02 社会福祉施設	1,303	123	9.4%	1,303	123	9.4%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	65	9	13.8%	65	9	13.8%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,850	402	10.4%	3,850	402	10.4%	0	0	-
01 旅館業	536	51	9.5%	536	51	9.5%	0	0	-
02 飲食店	3,148	335	10.6%	3,148	335	10.6%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	166	16	9.6%	166	16	9.6%	0	0	-
15 清掃・と畜業	383	30	7.8%	383	30	7.8%	0	0	-
16 官公署	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
17 その他の事業	608	54	8.9%	607	53	8.7%	1	1	100.0%
01 派遣業	30	4	13.3%	29	3	10.3%	1	1	100.0%
02 その他の事業	578	50	8.7%	578	50	8.7%	0	0	0.0%
6号～17号 計	15,612	1,531	9.8%	15,545	1,520	9.8%	67	11	16.4%
合計	20,685	2,063	10.0%	20,320	2,004	9.9%	365	59	16.2%



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2026年1月～5月）

○ 2026年5月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるもの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	<u>このところ上昇テンポが緩やかに</u> なっている
3 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。</u>	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	<u>このところ緩やかに</u> 上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	<u>緩やかに</u> 上昇している

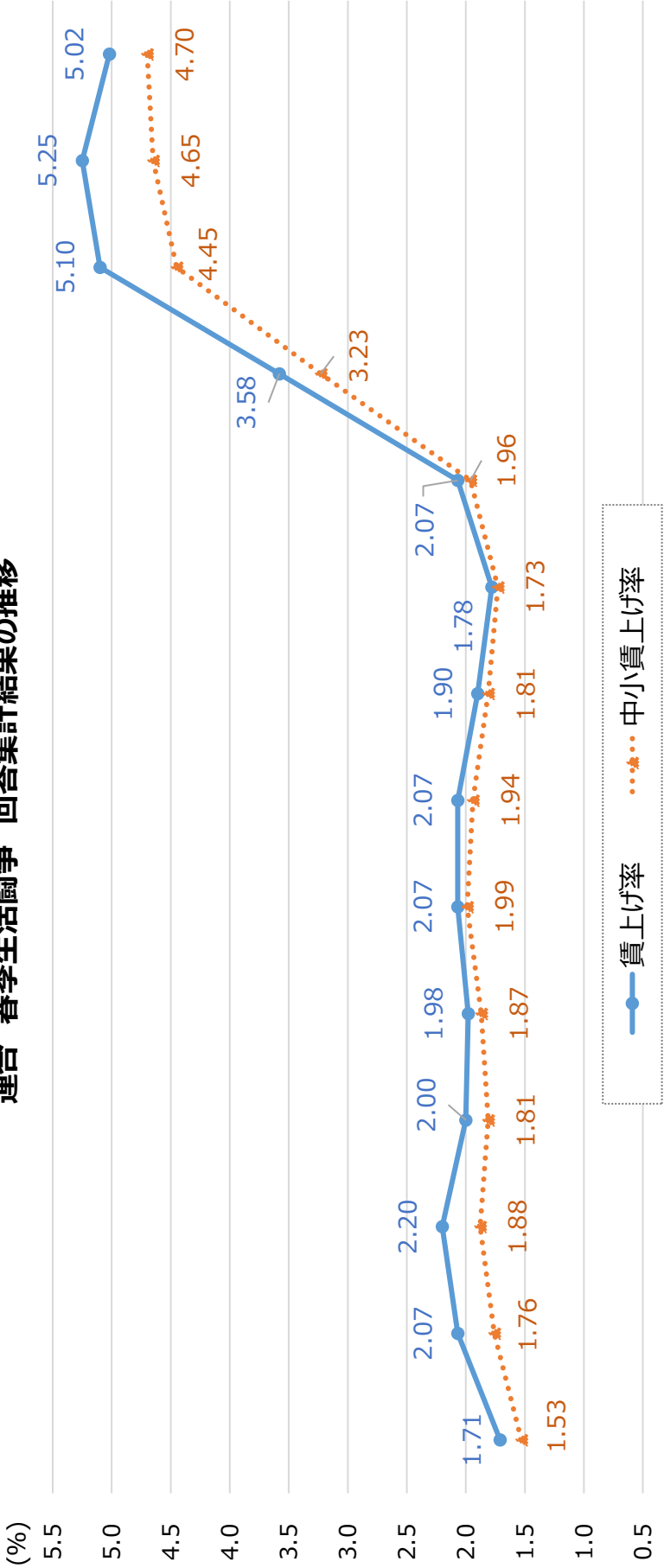
（資料出所）内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

（注）下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果（6月4日公表）では、全体の賃上げ率は5.02%（中小4.70%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 回答集計結果の推移



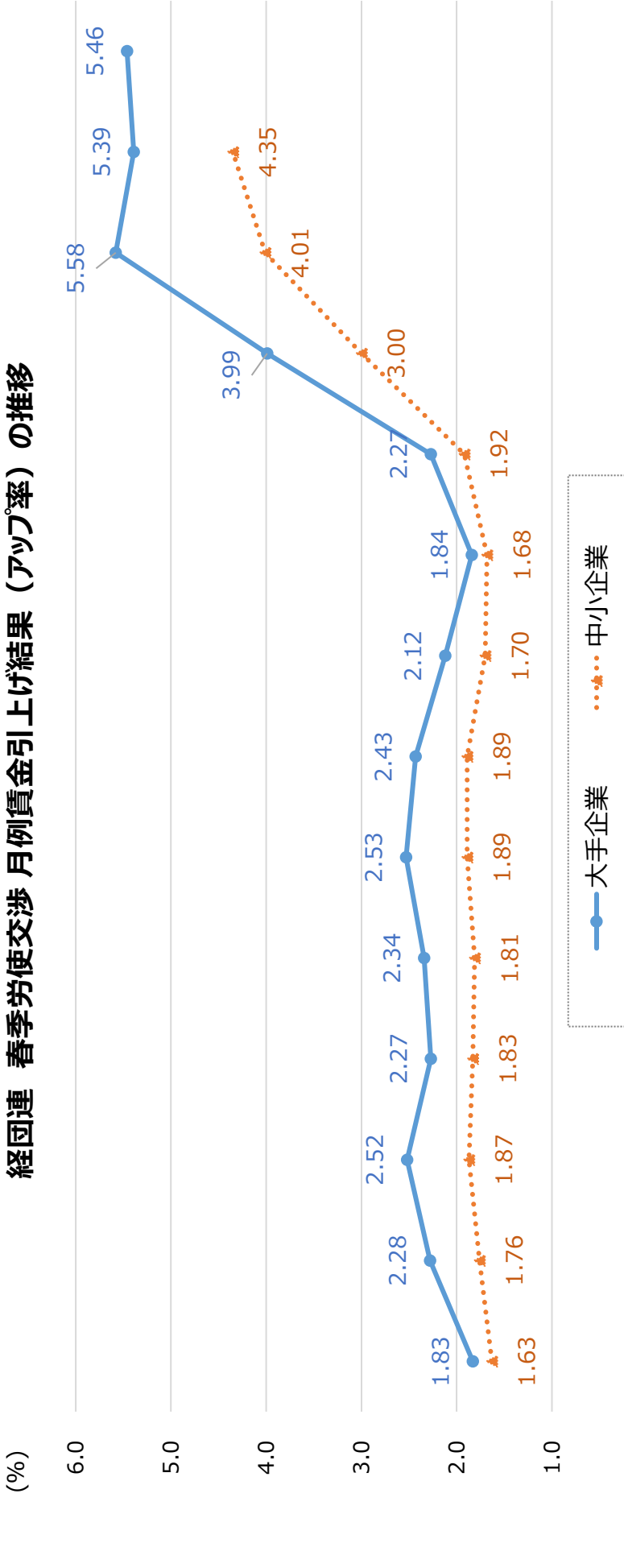
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3	2026.6.4
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25	5.02
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65	4.70

(資料出所) 連合「2026春季生活闘争第6回回答集計結果」(2026年6月4日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。2025年までは最終集計結果、2026年は第6回集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.39	5.46
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35	

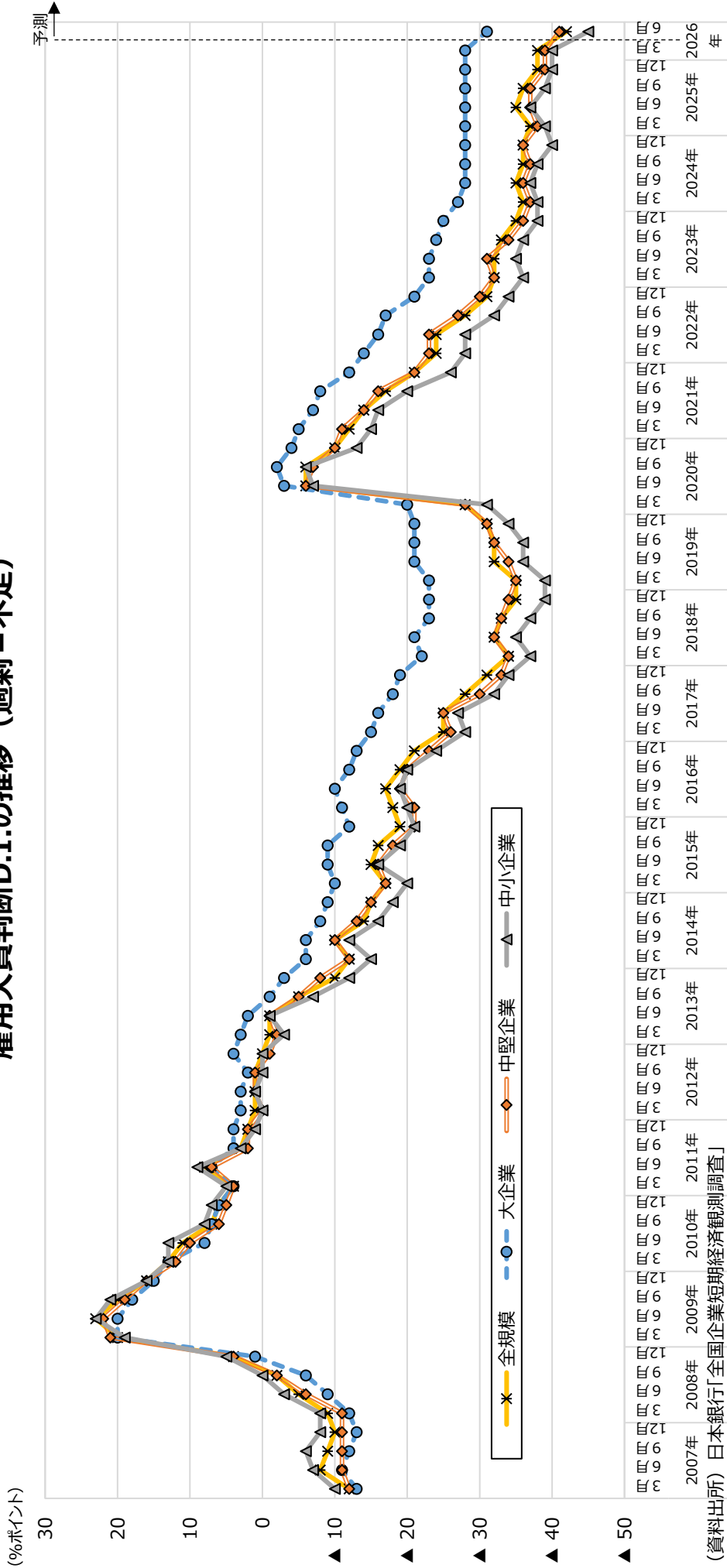
(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）

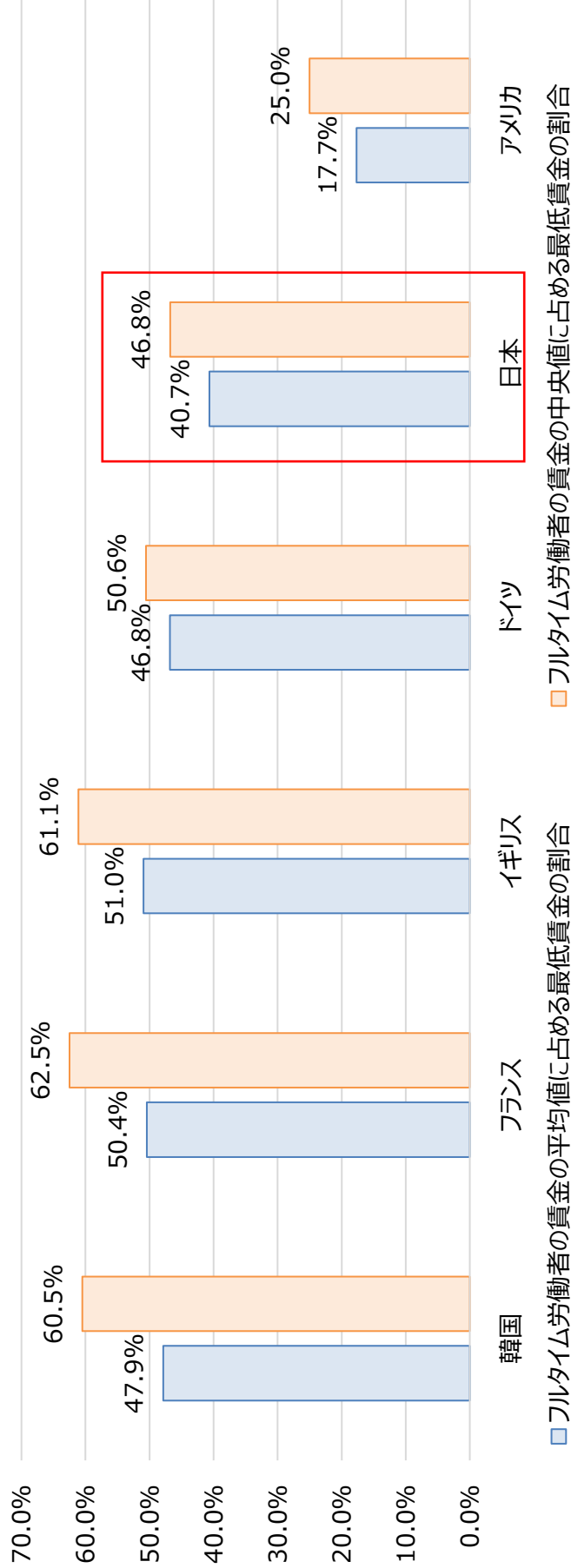


(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 1. 全産業の数値。
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

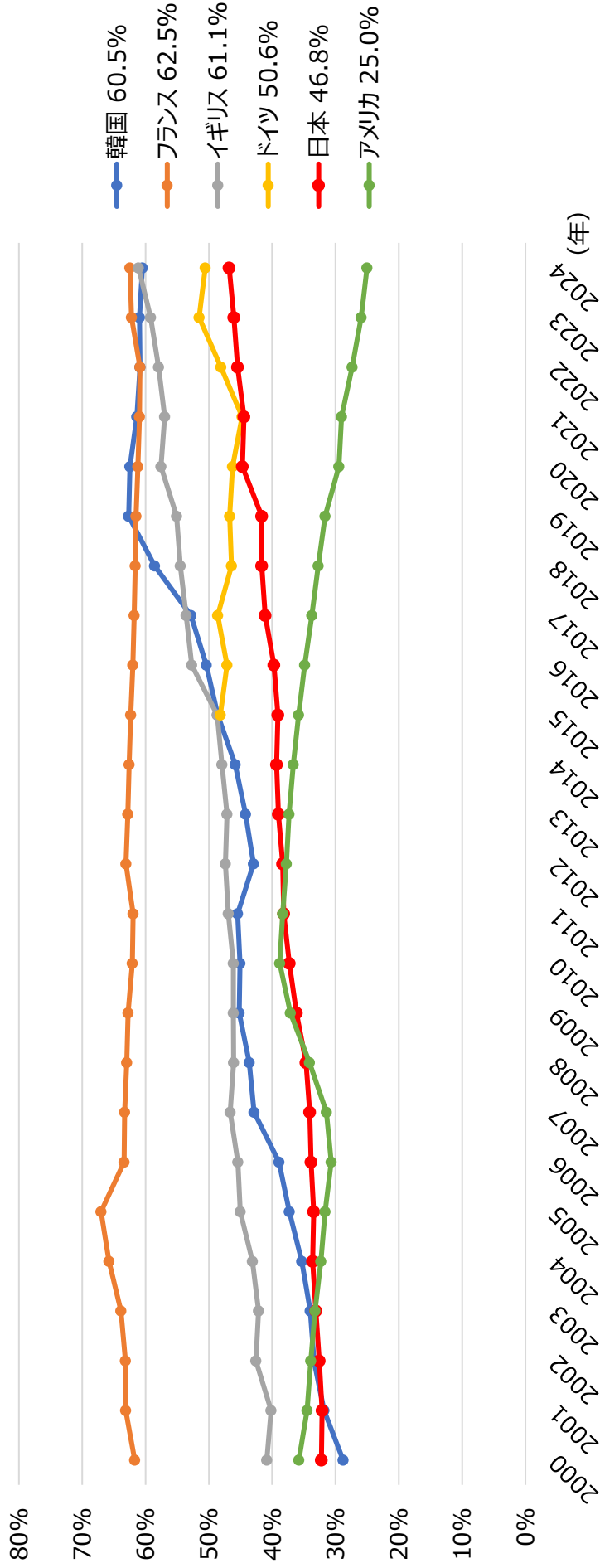
（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



（資料出所）O E C D Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- （注１） 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- （注２） アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。
- （注３） ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

諸外国の最低賃金制度（適用除外、減額措置）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	(参考) 日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 (1998年)	労働法典 (L3231-1以下) (1950年)	最低賃金法 (MiLoG) (2015年)	公正労働基準法 (FLSA) (1938年) ※州別最賃は各州法	最低賃金法 (1988年)	最低賃金法 (1959年)
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律 (連邦最低賃金) 地域別 (州・市・郡最低賃金) ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○ 高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢 (通常16歳) に満たない労働者 等	○ 労働時間を把握することができない労働者 (訪問販売員などの一部)	○ 職業訓練を修了していない未成年者 (18歳未満) ○ 職業訓練実習生の一部 ○ 長期失業者の就職時 (開始から56か月) 等	【連邦最低賃金】 ○ 管理職、専門職等 ○ 小規模企業従業員等 【州別等最低賃金】 ○ 州により異なる	○ 精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○ 18～20歳：10.85ポンド ○ 16～17歳：8ポンド ○ 見習訓練生：8ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け (18歳以上) の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	(未成年) ○ 17歳：10%減 ○ 16歳以下：20%減 (熟練化契約) ○ 年齢により30～45%減 (見習訓練契約) ○ 年齢と契約経過年数により22～73%減	-	【連邦最低賃金】 ○ 20歳未満の労働者 (雇い始めから90日間は4.25ドル) ○ 障害者 (連邦労働省賃金・労働時間の承認が必要) ○ 学生の一部 ○ 習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○ 州等により異なる	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○ 精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○ 試の使用期間中の者 ○ 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○ 軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者	
(参考) 最低賃金額	【全国生活賃金】 12.71ポンド ※ 2026年4月1日発効 ※ 成人向け「全国生活賃金」の額	12.31ユーロ ※ 2026年6月1日発効	13.90ユーロ ※ 2026年1月1日発効	【連邦最低賃金】 7.25ドル ※ 2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※ 2026年1月1日発効	1,121円 ※ 全国加重平均 ※ 2025年10月～2026年3月発効

欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組みむことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

- (注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。
- (注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。
- (注3) 時給換算に当たっては、
「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、
「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、
「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

地域別の状況

ひと、くらし、みらいのために

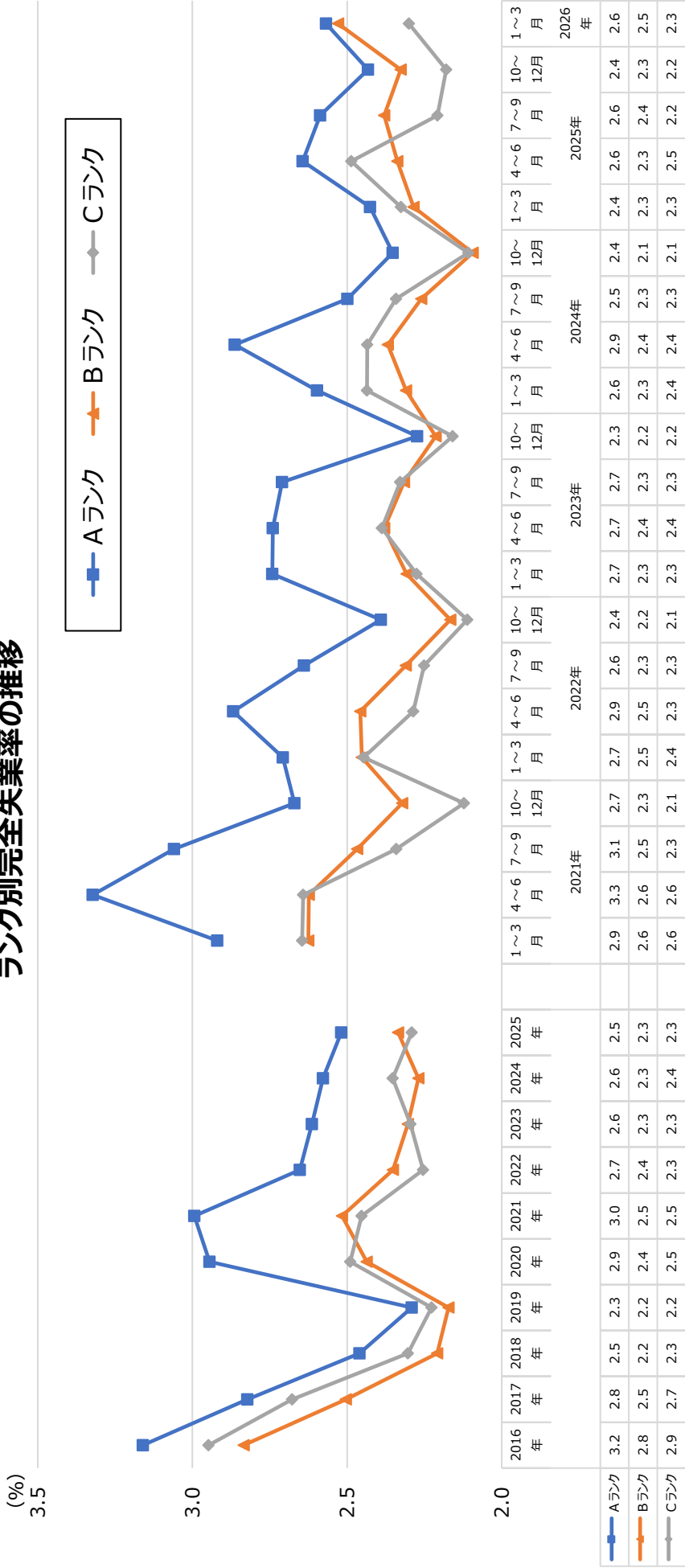


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

ランク別完全失業率の推移

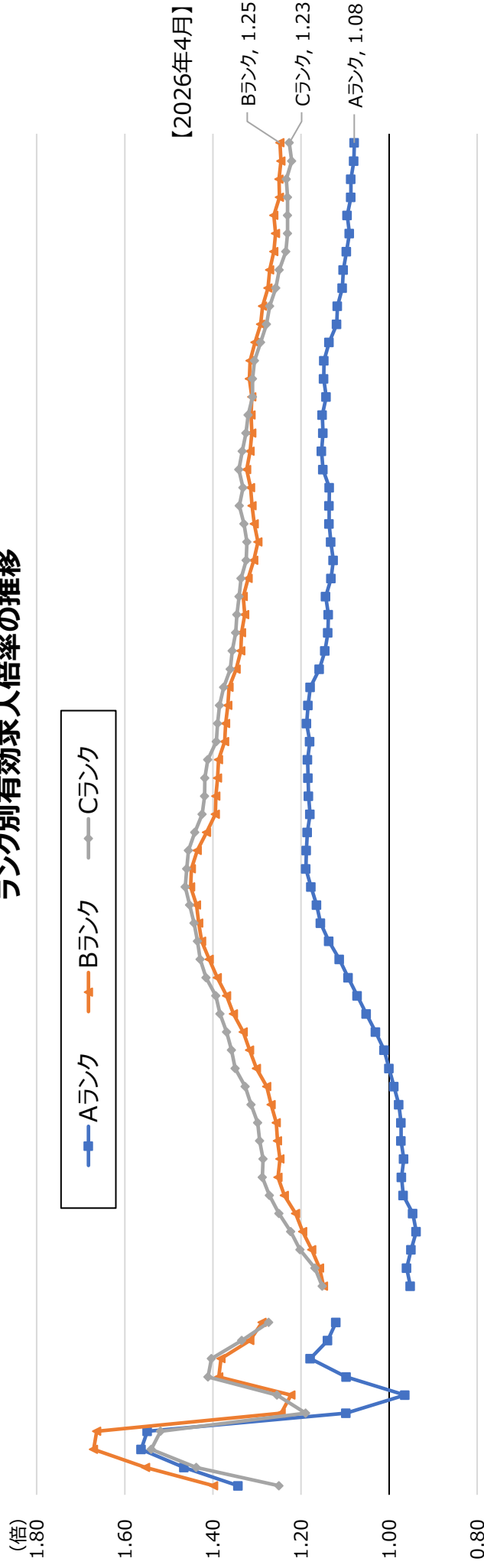


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

リンク別有効求人倍率の推移

○ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

ランク別有効求人倍率の推移

[illegible]

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

(参考) 売上高経常利益率の推移 (詳細)

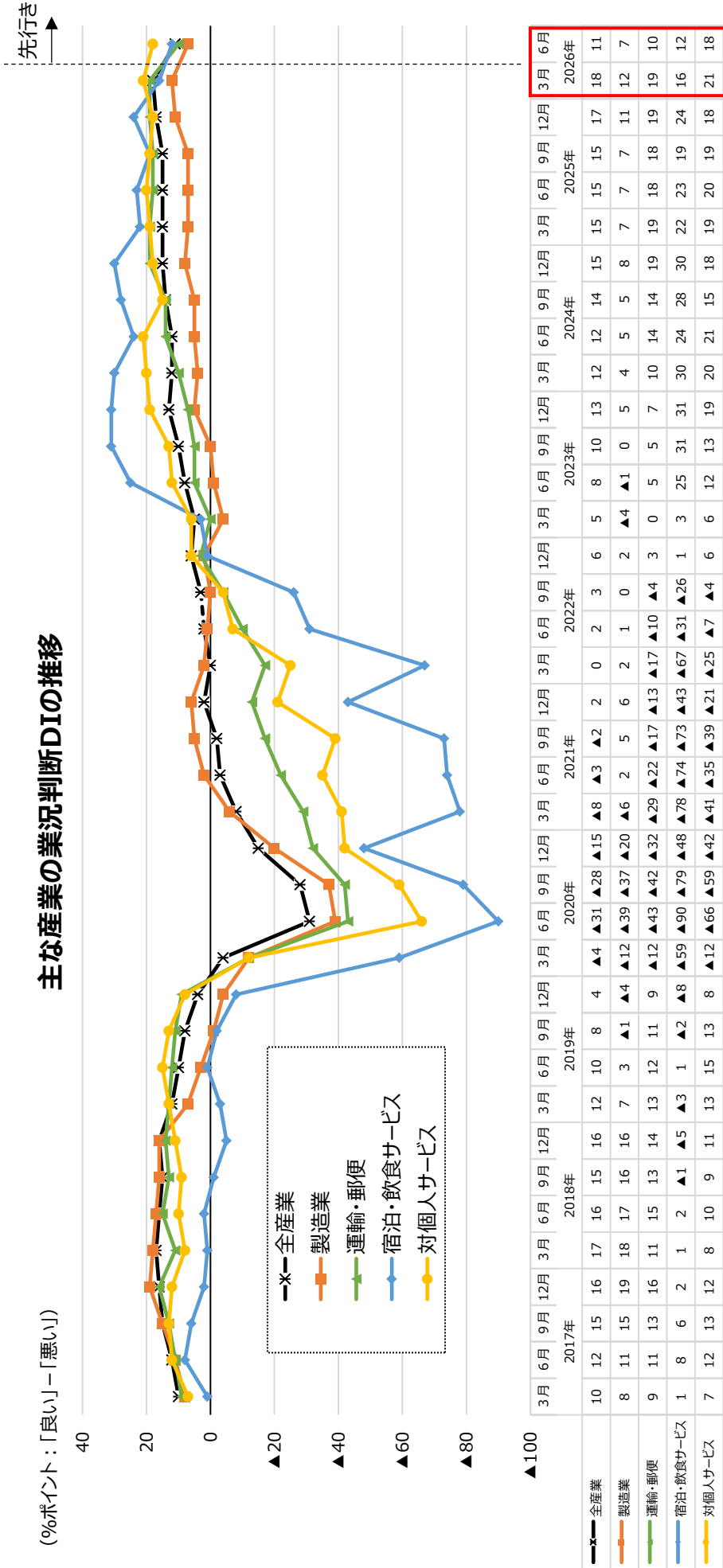
(単位：%)	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年				2022年				2023年				2024年				2025年				2026年										
						1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月											
全産業（除金融保険業）	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.8	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	9.0	7.7	10.1	8.7	9.3	10.5					
製造業	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	7.4	6.8	9.4	6.6	6.7	6.9					
	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	4.9	1.6	6.4	4.1	7.8	7.7					
非製造業	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	20.8	24.7	17.7	25.9	15.8	18.3					
	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	7.6	11.6	6.0	5.3	6.7	11.0					
電気業	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲5.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	6.0	1.7	12.1	7.2	4.1	▲0.2					
	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	4.3	5.6	8.0	2.0	1.2	4.5					
ガス・熱供給・水道業	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	10.5	9.0	13.7	9.7	9.8	8.8					
	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	7.7	3.3	11.3	8.5	7.9	4.7					
運輸業・郵便業	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.9	3.7	4.9	3.5	3.7	4.0					
	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9	13.9	15.3	13.1	13.6	14.9					
不動産業・物品賃貸業	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	12.5	9.7	18.3	11.2	10.9	9.8					
	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	5.5	3.3	5.5	4.9	8.1	7.1					
宿泊業・飲食サービス業	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	6.2	5.0	10.3	2.9	7.3	5.9					
	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	26.9	20.9	38.1	26.5	20.7	17.7					
学術研究・専門・技術サービス業	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	10.7	11.4	5.9	9.8	15.3	11.8					
	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	3.3	4.4	3.4	3.0	2.6	3.2					
医療・福祉業	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	5.6	3.6	7.9	5.4	5.5	3.4					
	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.3	6.1	8.2	5.0	6.2	7.3					
その他のサービス業																																				

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。

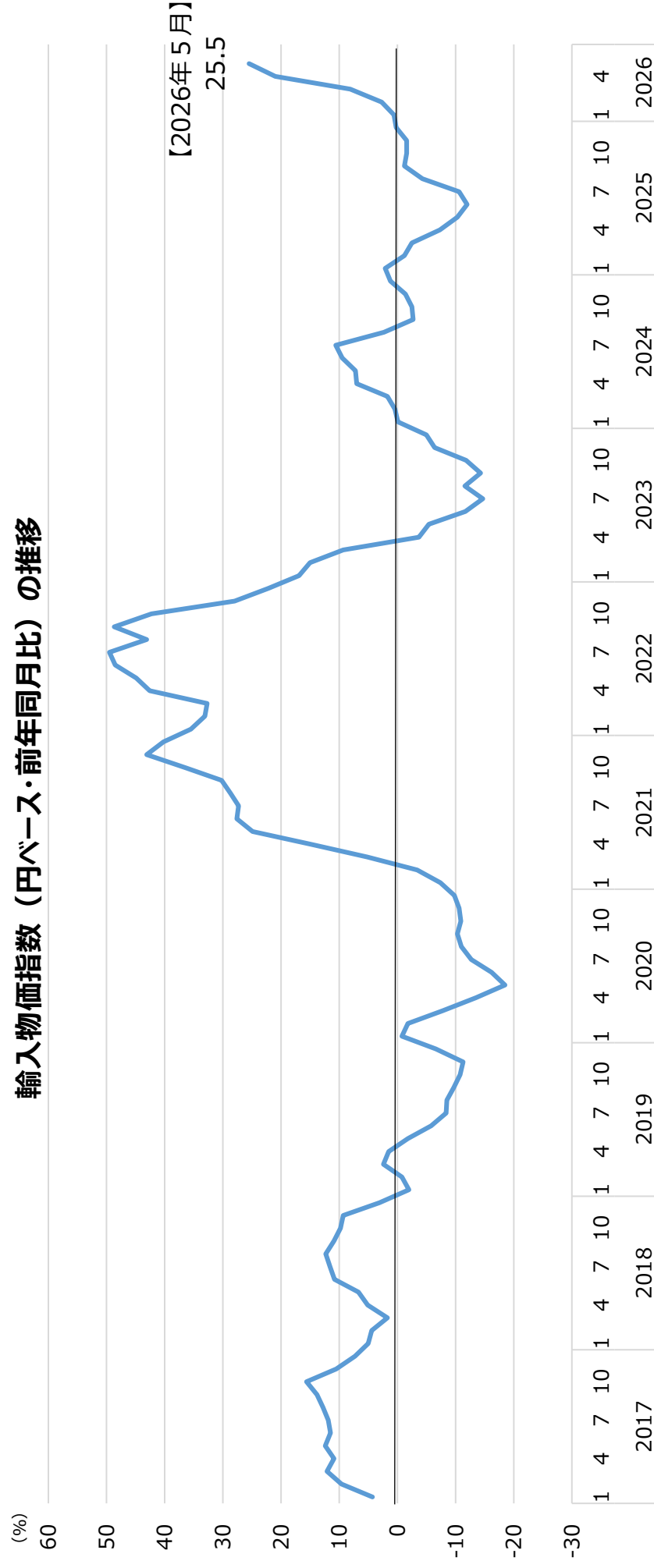
2. 2026年6月の数値は、2026年3月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2026年5月は+25.5%であり、足下では上昇傾向である。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2026年5月速報値。

消費者物価の動向

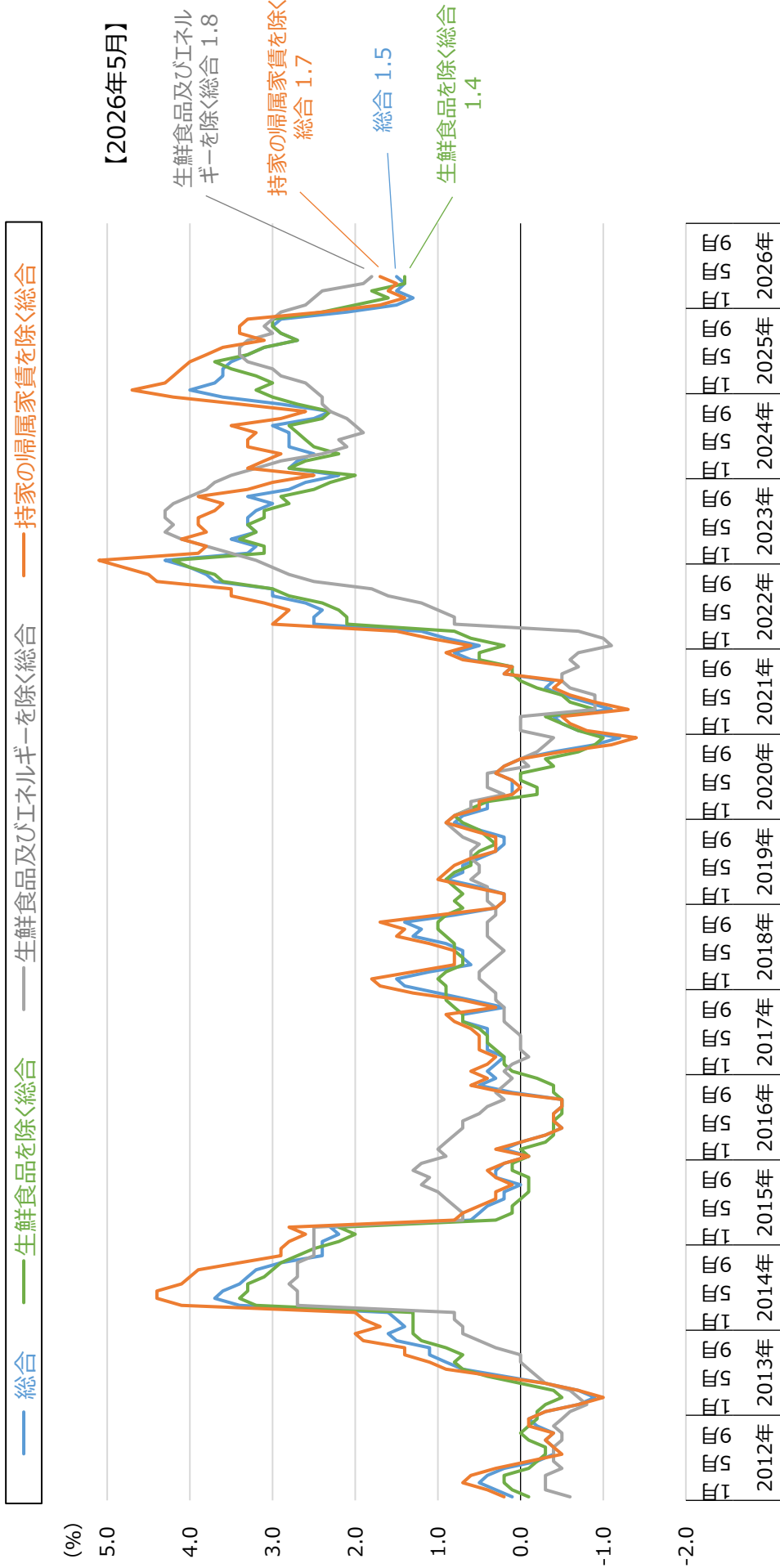
消費者物価指数の指標

○ 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

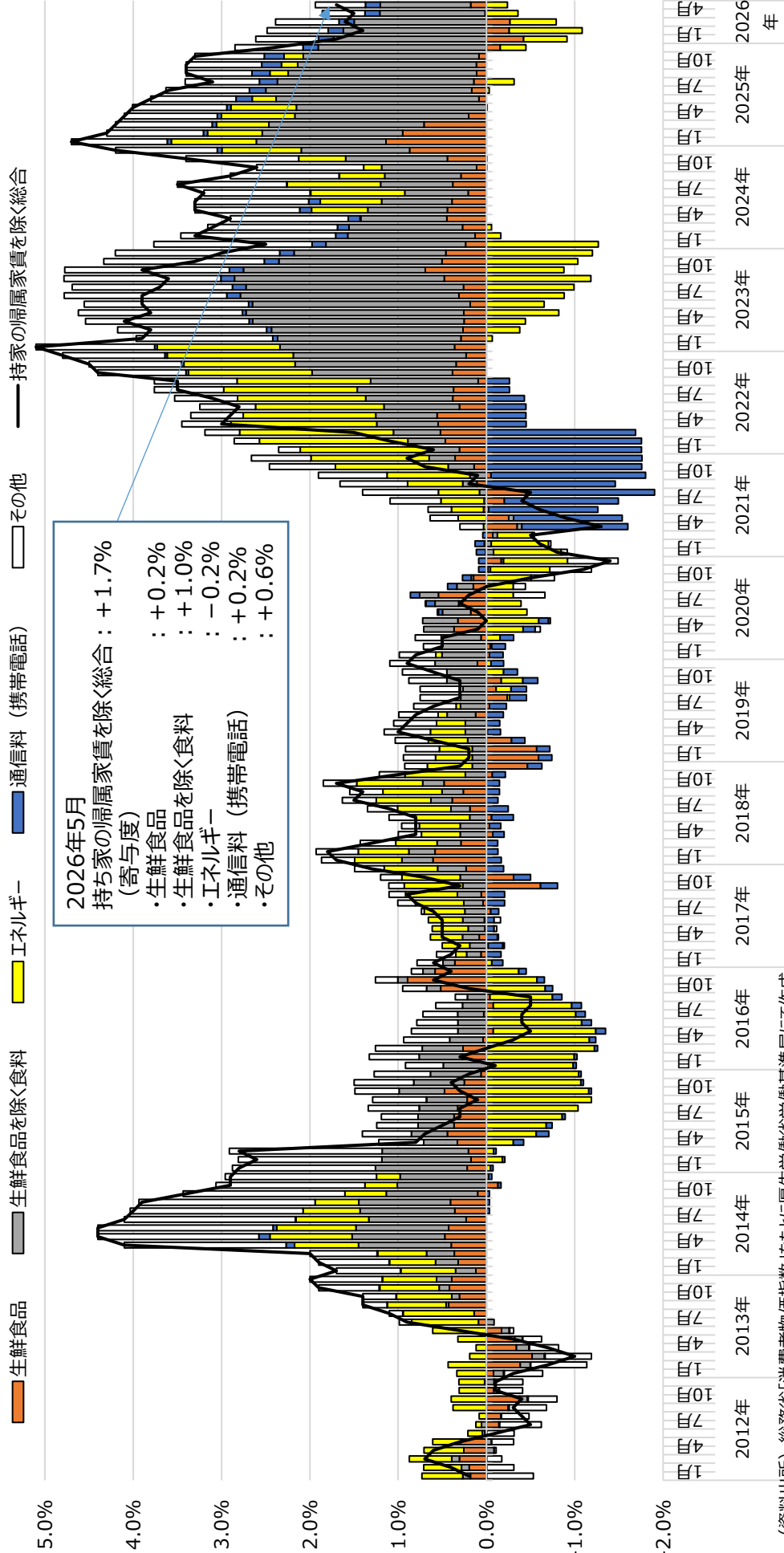
○ 2026年5月の消費者物価指数の「総合」は+1.5%、「生鮮食品を除く総合」は+1.4%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.8%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.7%となっている（いずれも対前年同月比）。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年5月に+1.7%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

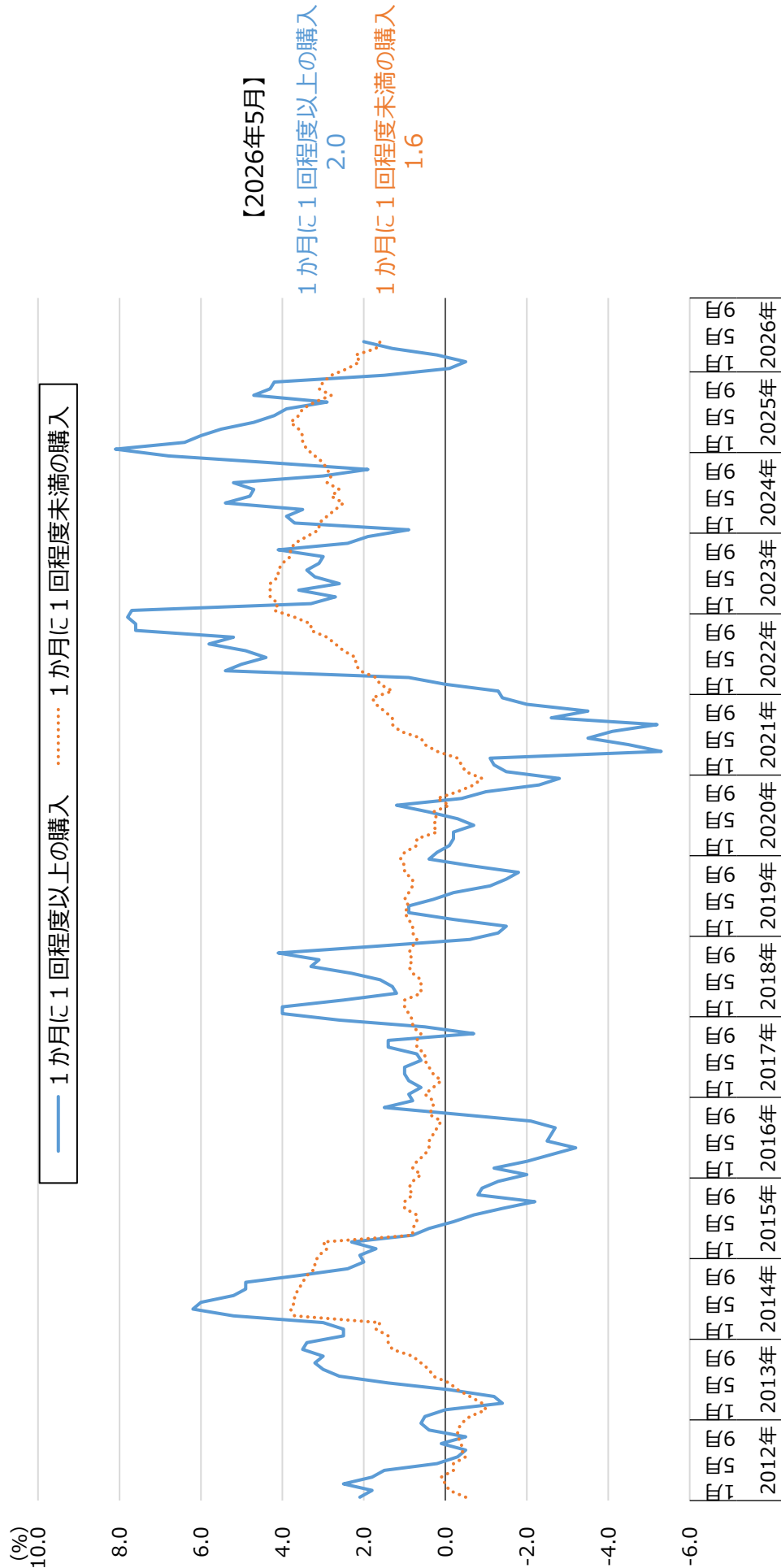
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.0%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。

「1か月に1回程度以上の購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%~3.4%で推移し、2025年10月~2026年5月平均の対前年同期の上昇率は2.2%となっている。

	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	2.1

資料出所

総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2025年				2026年				2025年10月～ 2026年5月 平均	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	2024年10月～ 2025年6月 平均	3.9
		3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420									2.2	

	ウェイト (1万分比)	2025年				2026年				2025年10月～ 2026年5月 平均	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	2024年10月～ 2025年6月 平均	4.2
		1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	0.5	0.5	1.5		
頻繁に購入										1.0	
1 か月に1 回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	4.5	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注 1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注 2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注 3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注 4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1 か月に1 回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1 世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1 か月に1 回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料 A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1 か月に1 回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信用料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当） A	
だいこん	すし（弁当） B	
かぼちゃ	弁当 A	
なす	弁当 B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年				
		1月	2月	3月	4月	5月
エネルギー (当月分) (前年剥落分)		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93
		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)
		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)
	電気代	-	-0.22	-0.22	-0.02	-
	(当月分)	-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-
	(前年剥落分)	-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-
	都市ガス代	-	-0.04	-0.04	0.00	-
	(当月分)	-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-
	(前年剥落分)	-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-
	灯油	+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16
	(当月分)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)
	(前年剥落分)	(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)
	ガソリン	-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77
	(当月分)	(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)
	(前年剥落分)	(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)

資料出所 総務省「消費者物価指数」

######

倒産の動向

ひと、くらし、みらいのために

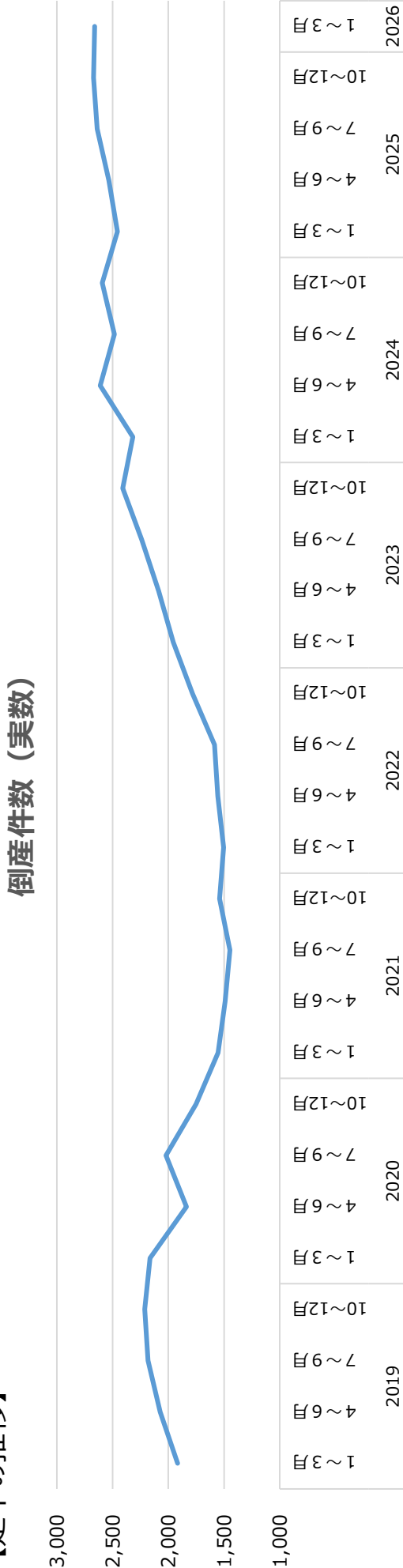


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

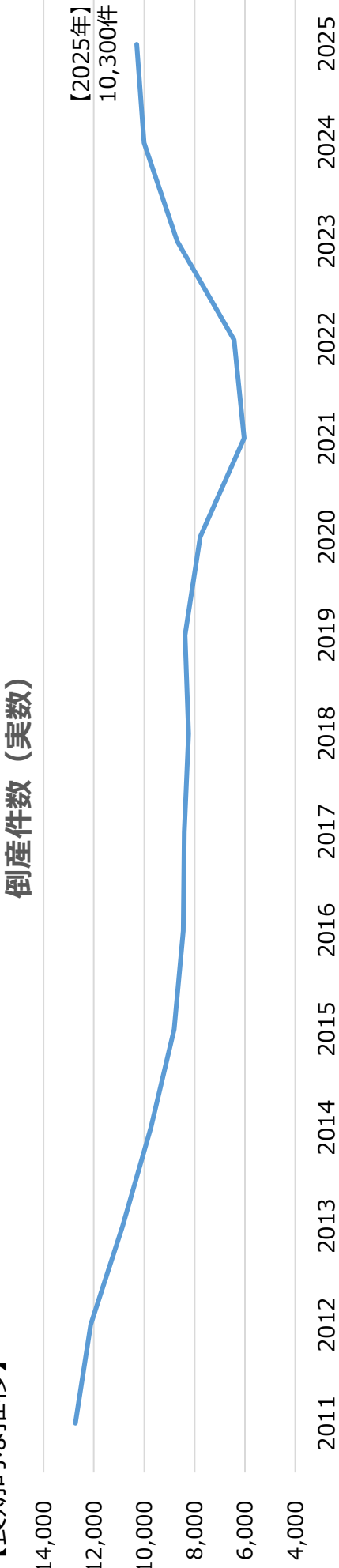
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわ寄せ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237
2025年	468	162	513	1,165	43	7,615	47	7	37	243

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」 (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

(注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。

2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

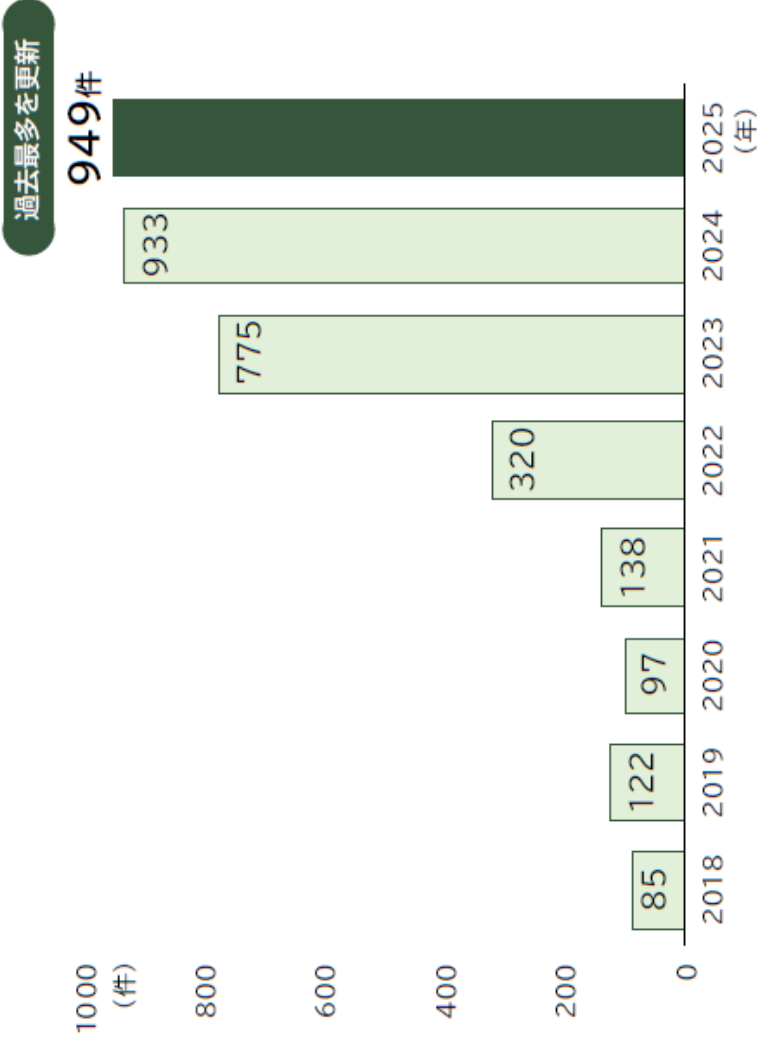
物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

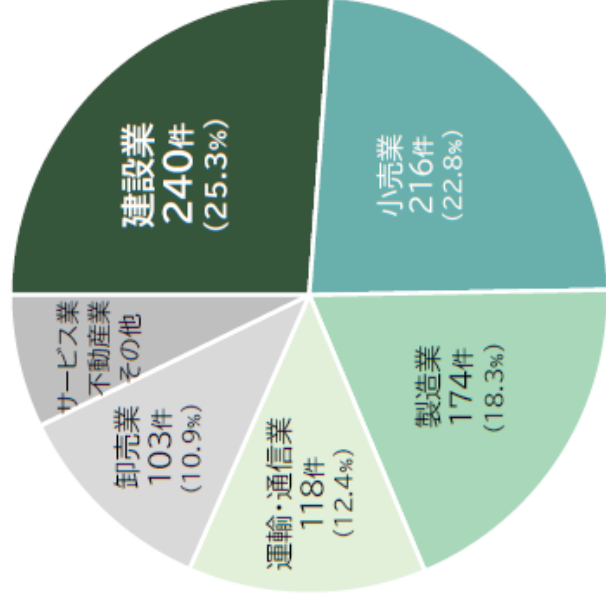
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

「物価高倒産」 件数推移



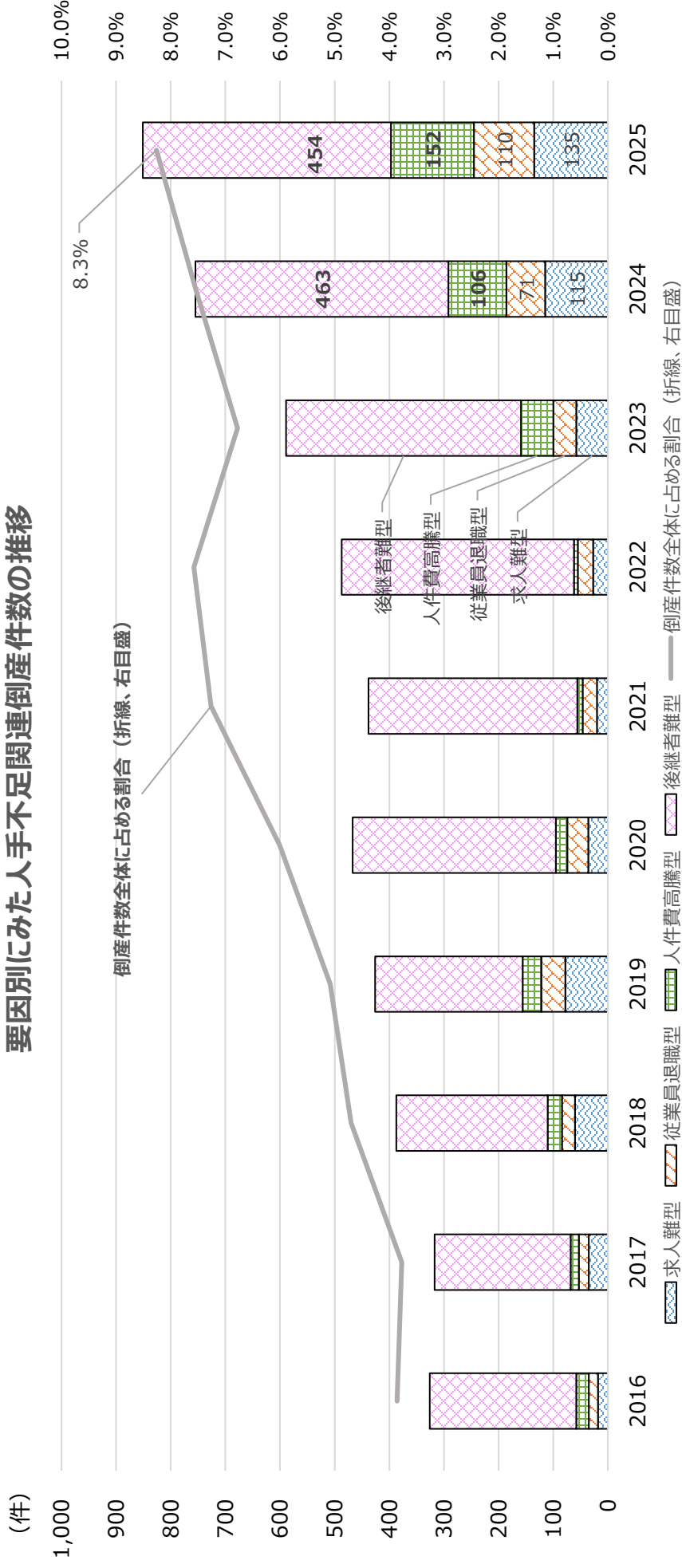
業種別 内訳(2025年)



要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。

要因別にみた人手不足関連倒産件数の推移



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
 (注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2025年度全国加重平均66円引上げ後の状況

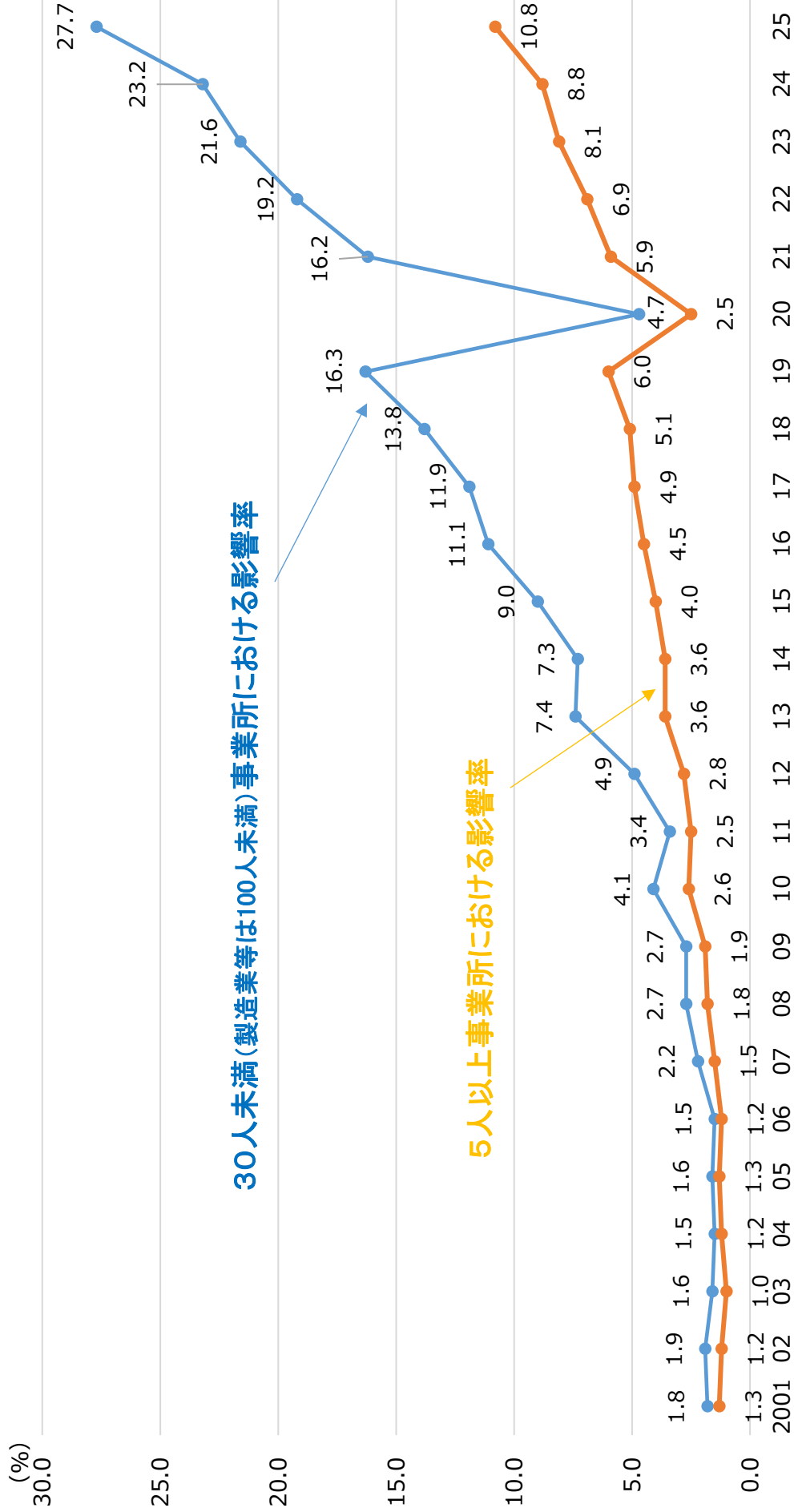
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金の影響率の推移

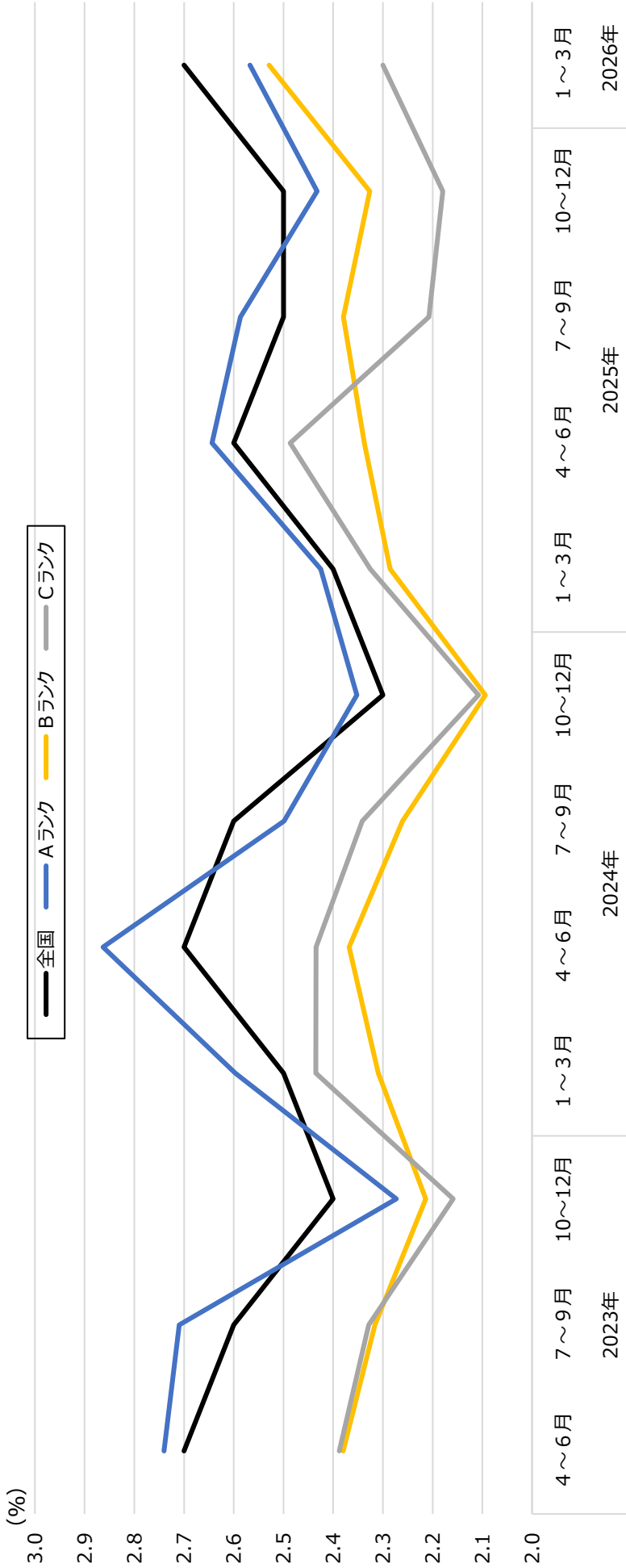
○ 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」(注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

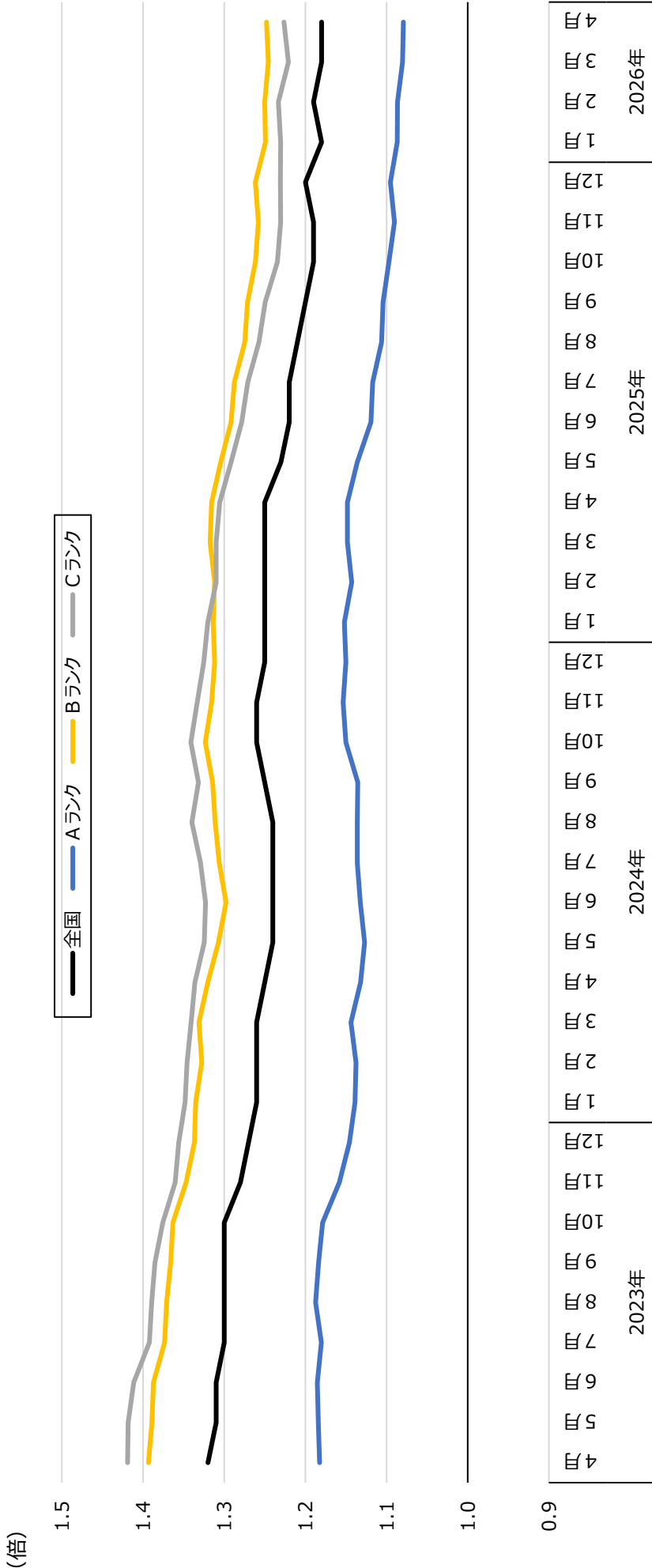
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

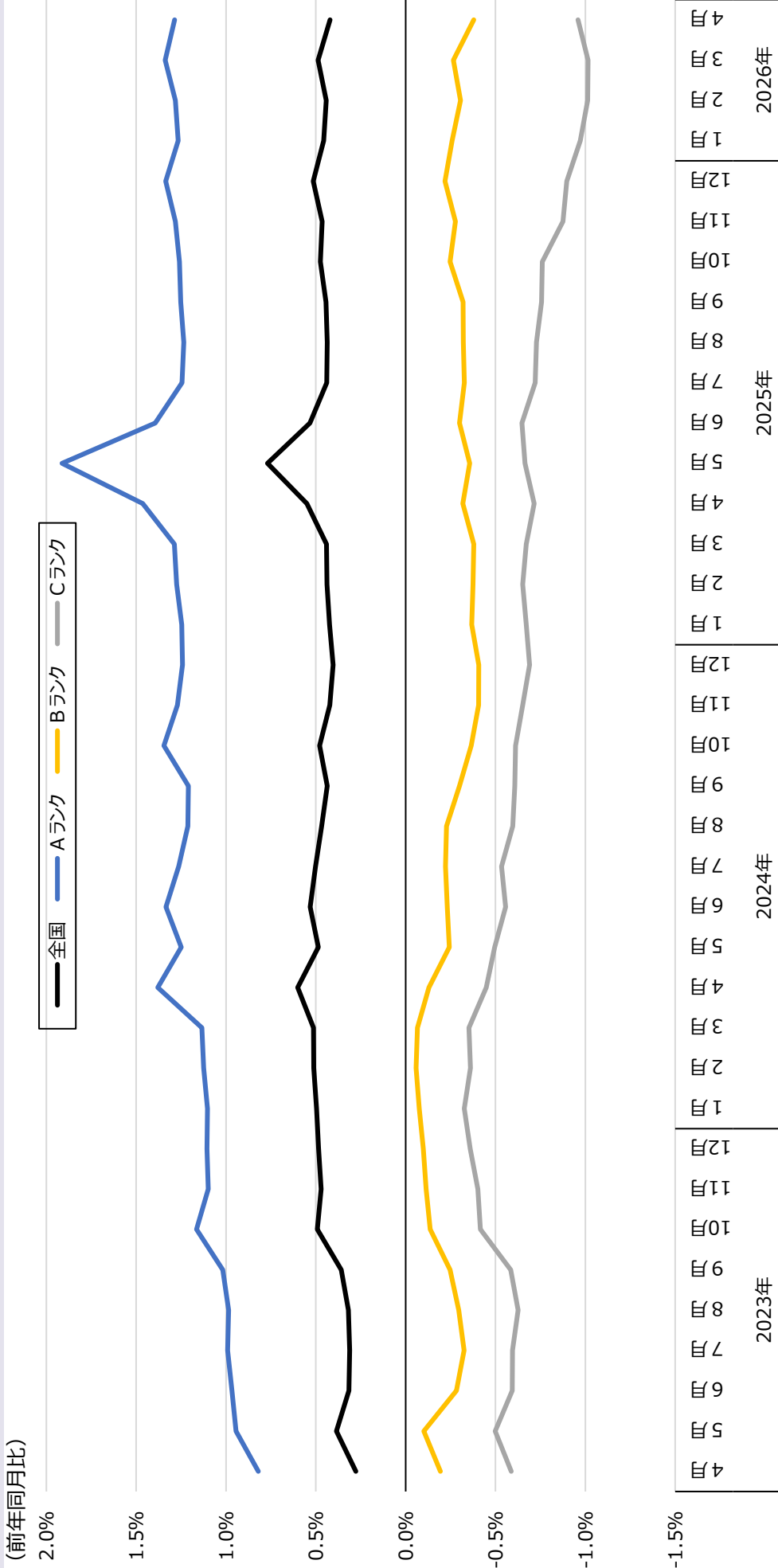
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

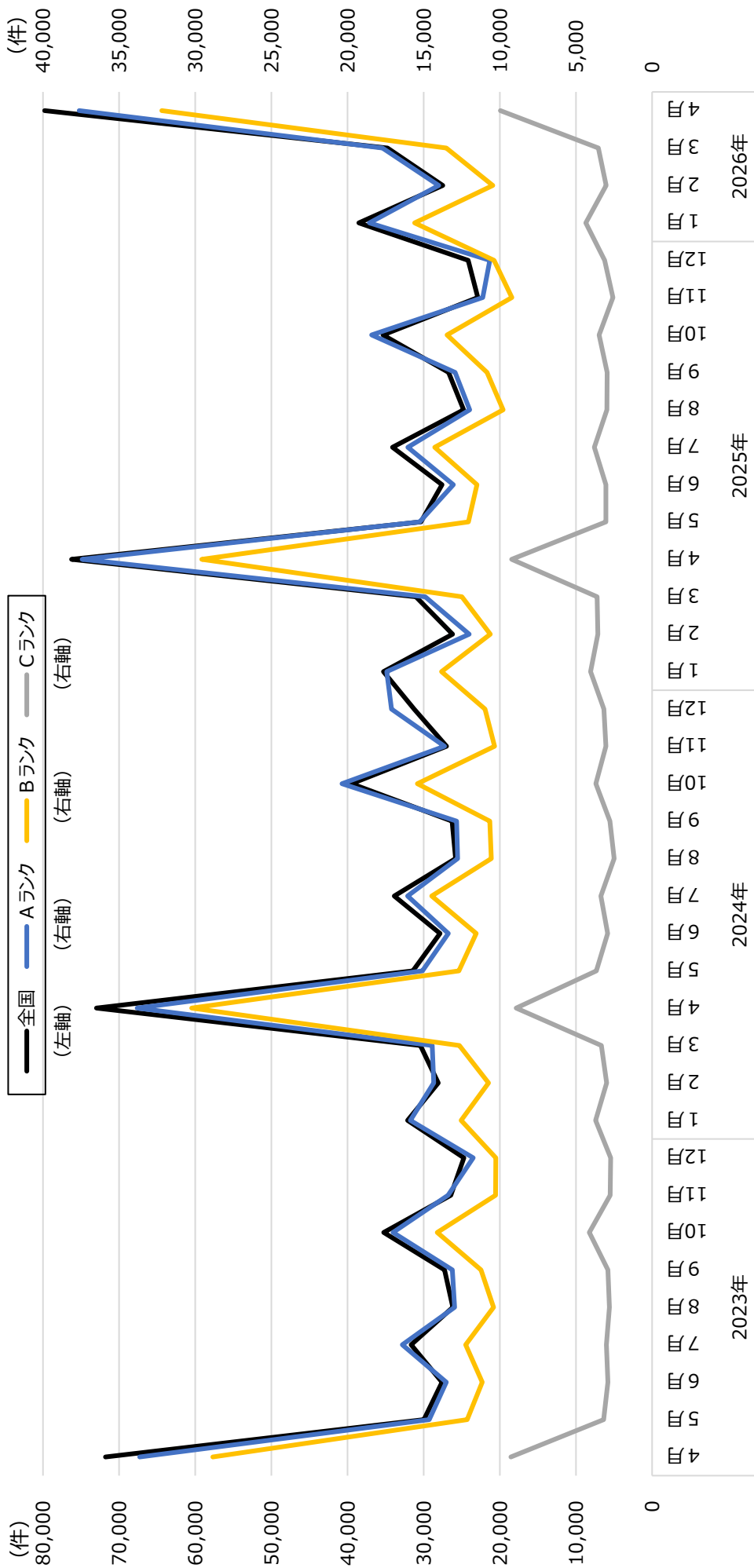
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



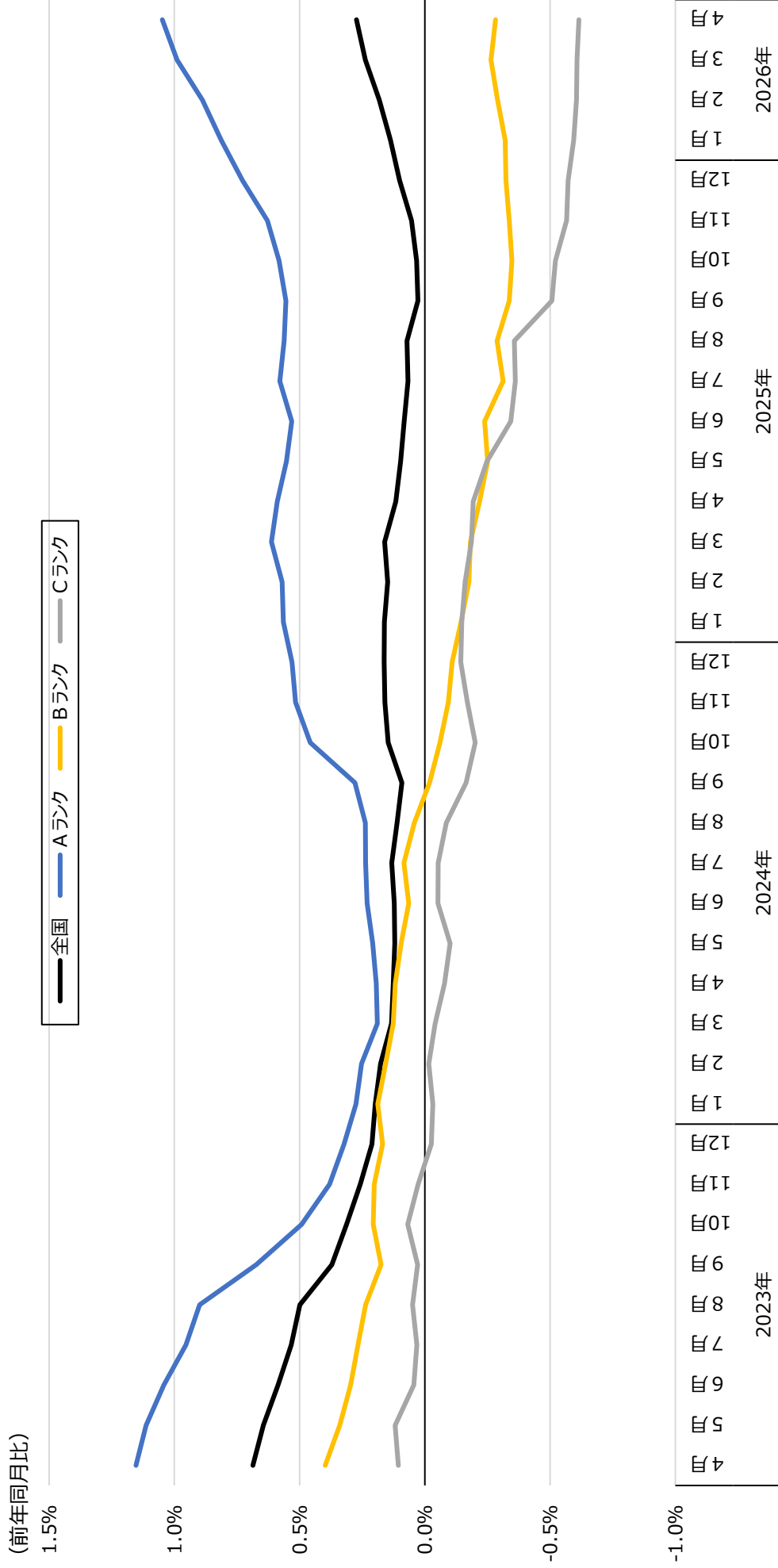
雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



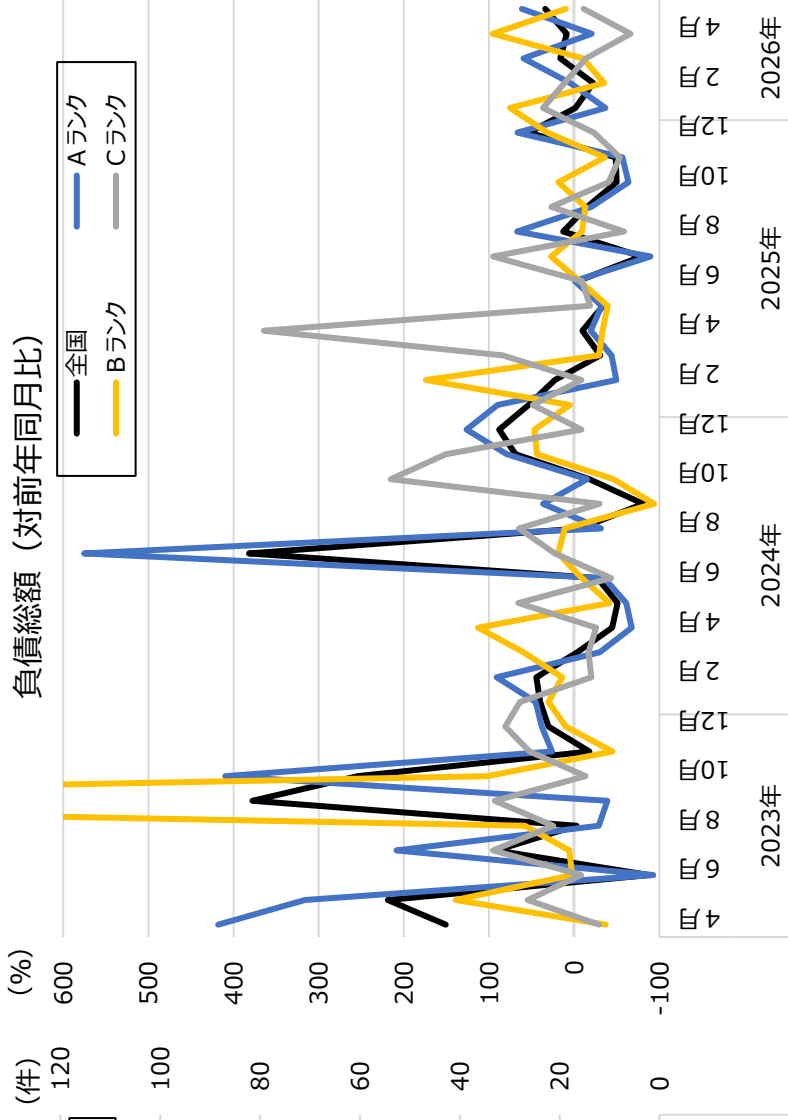
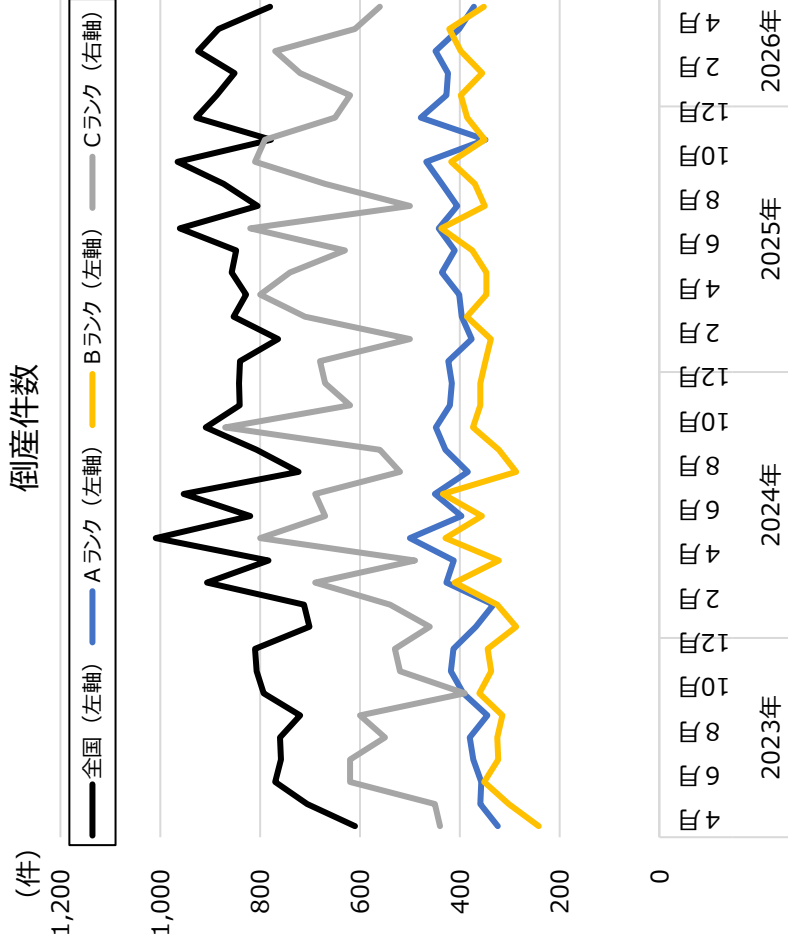
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

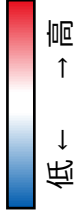
出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：％)

	2023年				2024年				2025年				2026年				2025年度 最賃引上げ額	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	2.6	3.1	2.8	2.7	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.3	2.5	3.2	2.6	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	2.7	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.3	2.8	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.1	2.0	2.2	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.6	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.3	2.2	2.4	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.6	2.5	2.8	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	2.7	2.4	2.2	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	2.7	2.6	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	2.2	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	1.2	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.1	2.4	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.2	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.3	2.5	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.5	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.4	2.3	2.8	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	3.2	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	2.4	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	2.2	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	2.3	2.1	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	2.1	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.3	2.4	2.6	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	1.9	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	1.9	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	2.9	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	1.6	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	2.1	2.0	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	2.6	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	2.2	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	3.3	3.2	3.3	3.1	71



有效求人倍率(季節調整値)

(单位:倍)

2023年	2024年												2025年												2026年												2025年年初 累計同比増減
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月									
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18			
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.91				
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.08	1.08	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08			
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.22	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.18	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10			
宮城県	1.41	1.41	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11				
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17			
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.45	1.43	1.39	1.37	1.32	1.34	1.31	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.27	1.26	1.29	1.27	1.28	1.29			
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.27	1.25	1.23	1.22	1.22	1.20	1.22	1.22			
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.35	1.34	1.33	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.20	1.21	1.22	1.14			
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.14	1.13	1.14		
群馬県	1.48	1.46	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.24	1.23	1.20	1.20			
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.96		
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.00	0.99	0.97	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.97	0.98	0.98	0.98	0.99	0.99		
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.78	1.82	1.80	1.82	1.88	1.76	1.75	1.75	1.76	1.75	1.76	1.75	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.74	1.73	1.73	1.74	1.74	1.74			
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83		
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.48	1.48	1.46	1.45	1.44	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.38				
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.47	1.46	1.48	1.48			
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.46	1.48
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.77	1.76	1.77	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.70	1.70	1.70	1.66	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.34	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.32	1.34	1.38	1.37		
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.25	1.25	1.25	1.24	1.25		
静岡県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39		
愛知県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.14	1.11	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.07	1.07	1.06	1.06	1.08		
岐阜県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.35	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.22	1.20	1.21	
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.13	1.14	1.15	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.16	1.14	1.16	1.17		
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02		
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.26	1.25	1.24	1.25	1.21	1.22	1.22		
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.16	1.15	1.14	1.12	1.12		
兵庫県	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98	1.01	1.02	1.02	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.94			
奈良県	1.20	1.22	1.19	1.14	1.15	1.15	1.17	1.17	1.15	1.15	1.13	1.13	1.15	1.14	1.12	1.10	1.13	1.14	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.19	1.17	1.18	1.16	1.15	1.14	1.12	1.10	1.09	1.12	1.11	1.11		
和歌山県	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.12	1.12	1.12	1.10	1.11	1.13	1.17	1.14	1.14	1.10	1.13	1.14	1.14	1.13	1.14	1.13	1.14	1.13	1.14	1.10	1.10	1.07	1.06	1.05	1.03	1.00	1.01	1.00		
鳥取県	1.50	1.50	1.47	1.47	1.46	1.47	1.40	1.40	1.38	1.34	1.28	1.27	1.28	1.30	1.28	1.28	1.28	1.27	1.27	1.25	1.28	1.29	1.29	1.32	1.33	1.34	1.33	1.32	1.29	1.27	1.27	1.25	1.22	1.25	1.26		
島根県	1.68	1.68	1.61	1.60	1.58	1.53	1.52	1.50	1.48	1.46	1.45	1.41	1.48	1.49	1.45	1.44	1.43	1.42	1.42	1.43	1.42	1.43	1.42	1.43	1.38	1.39	1.34	1.38	1.34	1.34	1.34	1.37	1.45	1.51			
岡山県	1.58	1.57	1.55	1.52	1.54	1.58	1.55	1.54	1.56	1.56	1.54	1.51	1.50	1.47	1.46	1.44	1.43	1.39	1.42	1.43	1.46	1.45	1.43	1.45	1.45	1.46	1.45	1.44	1.40	1.37	1.36	1.34	1.30	1.27	1.29		
広島県	1.63	1.55	1.54	1.56	1.56	1.57	1.54	1.53	1.53	1.52	1.51	1.52	1.51	1.50	1.50	1.47	1.44	1.42	1.43	1.42	1.43	1.45	1.43	1.40	1.41	1.42	1.44	1.46	1.43	1.42	1.43	1.41	1.40	1.38	1.38		
山口県	1.58	1.52	1.49	1.49	1.49	1.50	1.49	1.49	1.50	1.51	1.52	1.52	1.51	1.47	1.46	1.46	1.43	1.43	1.47	1.50	1.47	1.47	1.44	1.42	1.42	1.45	1.45	1.44	1.43	1.40	1.36	1.35	1.33	1.31	1.32		
徳島県	1.23	1.22	1.21	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.18	1.18	1.18	1.21	1.21	1.19	1.17	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13	1.15	1.14	1.15	1.16	1.16	1.18	1.17	1.17	1.18	1.19	1.18	1.17	1.18	1.20	1.22	
香川県	1.54	1.51	1.48	1.44	1.43	1.44	1.44	1.43	1.41	1.40	1.39	1.39	1.40	1.41	1.42																						

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

都道府県 (受理地) 別有効求人倍率 (季節調整値) (パートタイムを含む一般)

↑
低

雇用保険被保険者数(前年同月比)

2024年			2025年								2026年								2025年年中									
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%
北京	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-1.6%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.4%
天津	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.1%
上海	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.9%
广东	-0.2%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.6%	-1.0%	-1.0%
山东	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	-2.3%
浙江	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.6%
福建	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.2%
湖南	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%
湖北	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.5%	0.3%	0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.7%
四川	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.7%	0.7%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	-0.5%
江西	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.5%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%
广东	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.9%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.1%	2.6%	2.3%	1.9%	1.9%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%
山东	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%
浙江	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	0.9%
福建	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-1.0%
湖南	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%																		

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況

月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

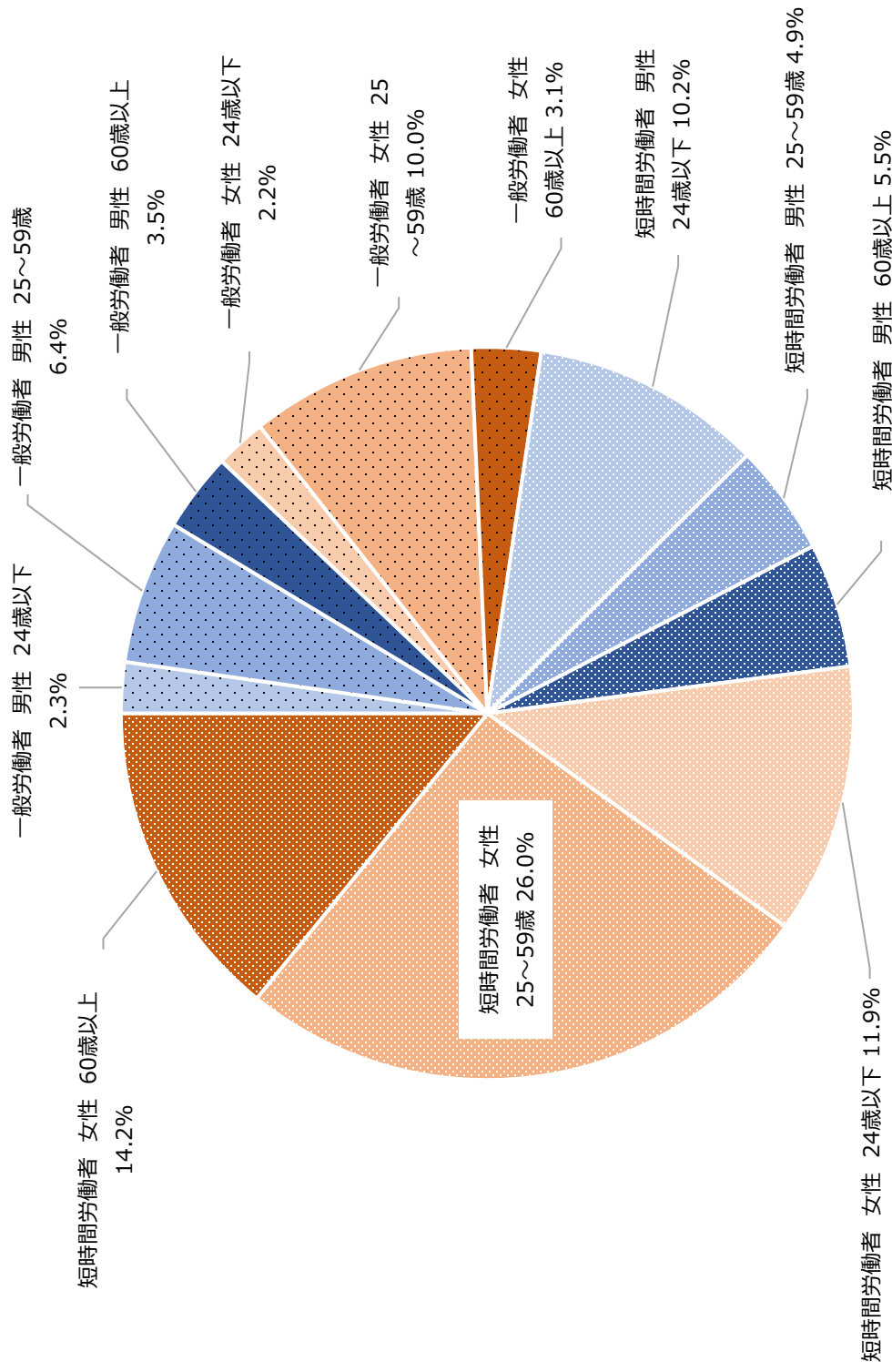
	2024年												2025年												2026年												2025年度 最終引上人数				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月	
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-0.9%	-3.4%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	66												
北海道	-5.0%	-18.9%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	2.9%	76													
青森県	6.4%	-15.3%	71.0%	-26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	-13.6%	-13.6%	-19.0%	75													
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%													
宮城県	9.7%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	94.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-17.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	80											
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	94.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-17.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%												
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	77												
福島県	-24.0%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-23.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	78												
茨城県	10.9%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	69												
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	11%	10.8%	84												
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	-0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	78												
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.3%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	63												
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	64												
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	63												
神奈川県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	63												
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	63												
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	64												
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-35.9%	23.7%	70												
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.9%	-1.5%	69												
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	64												
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	23.0%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-20.2%	27.0%	-41.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	63												
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.2%	-21.3%	9.6%	9.1%	64												
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	63												
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	23.9%	-17.7%	-16.7%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	64												
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	63													
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	-15.9%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	64												
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	64												
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	63												
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	64												
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	65												
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	65												
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-78.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	73												
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	71												
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-13.1%	-28.5%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	11.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	65													
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	66													
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.8%	-1.7%	-1.6%	23.7%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	64												
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	37.0%	66													
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-1.9%	1.6%	25.0%	28.6%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.6%	66												
愛媛県	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%</																																					

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	雇用引上げ率											
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	66											
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	65											
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	76											
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	79											
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	80											
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%	77											
山形県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	78											
福島県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	69											
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	64											
栃木県	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	78											
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	63											
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	64											
千葉県	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	63											
東京都	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	63											
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	63											
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	65											
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	64											
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	70											
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	69											
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	64											
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	63											
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	64											
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	63											
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	63											
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	64											
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	63											
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	64											
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	1.1%	0.7%	0.8%	0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	63											
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	64											
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	65											
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	73											
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	65											
岡山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	71											

「賃金構造基本統計調査」を用いた分析

最賃近傍雇用者構成比（2025年）



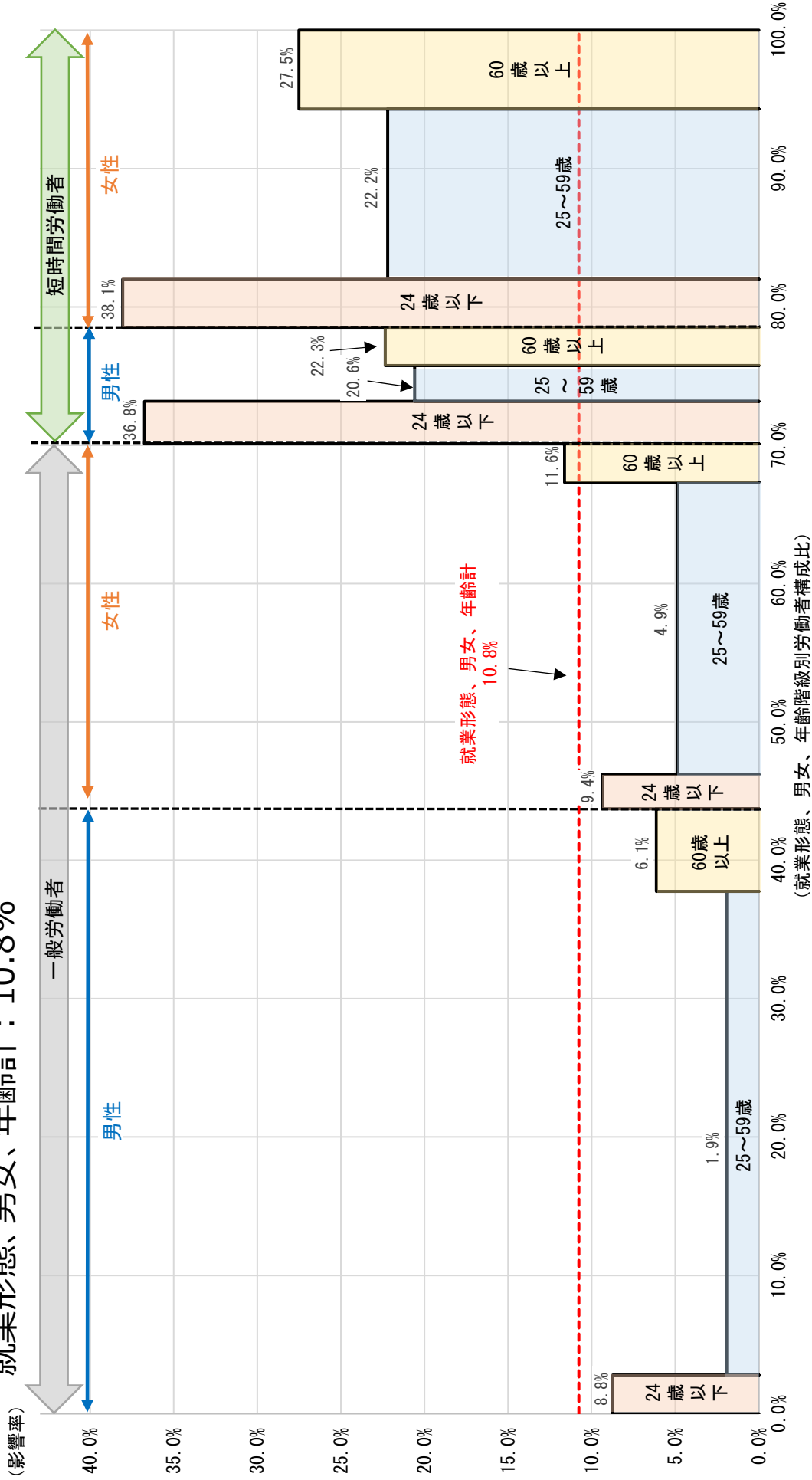
（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2．「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）

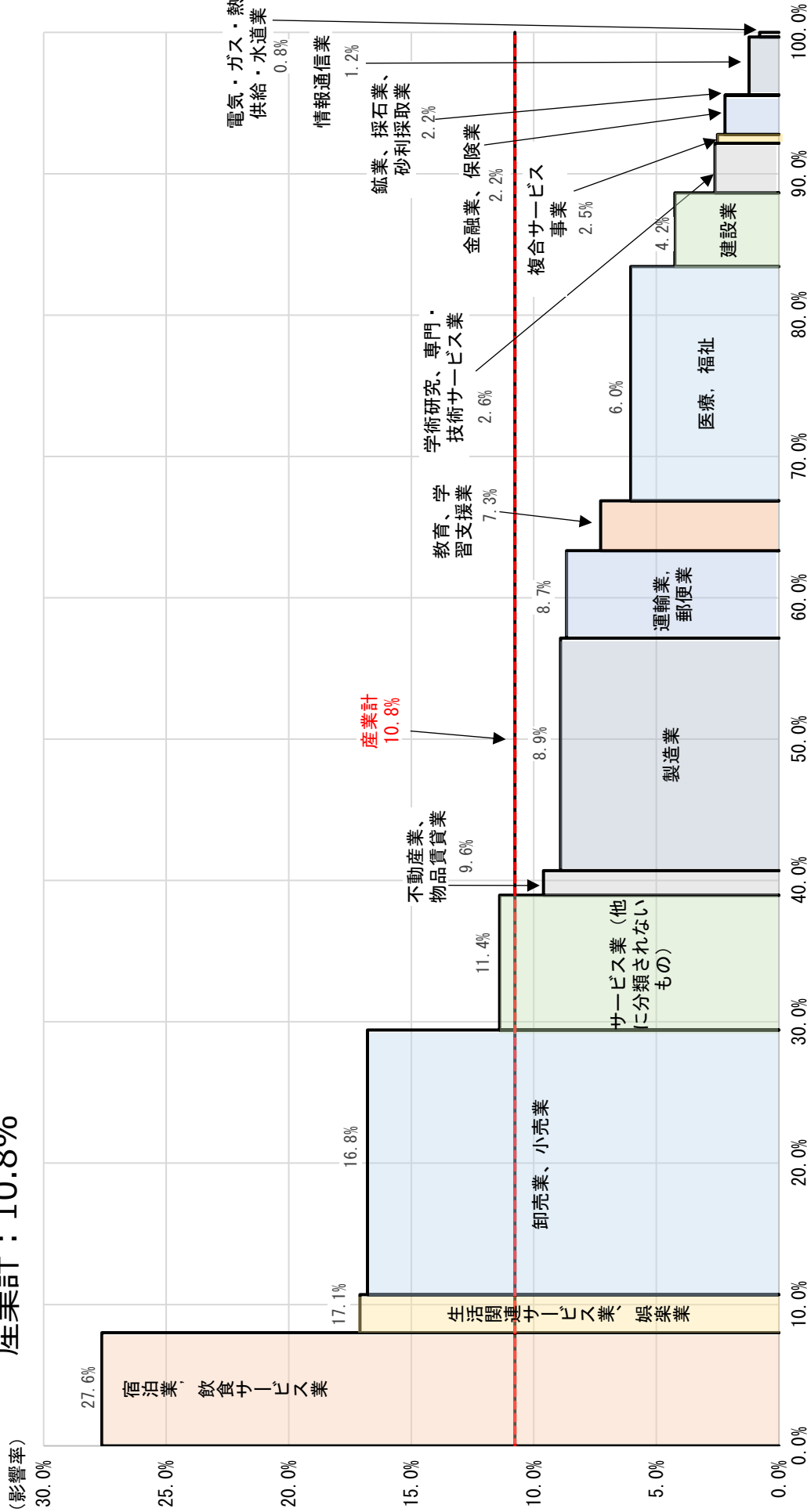
就業形態、男女、年齢計：10.8%



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精進手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

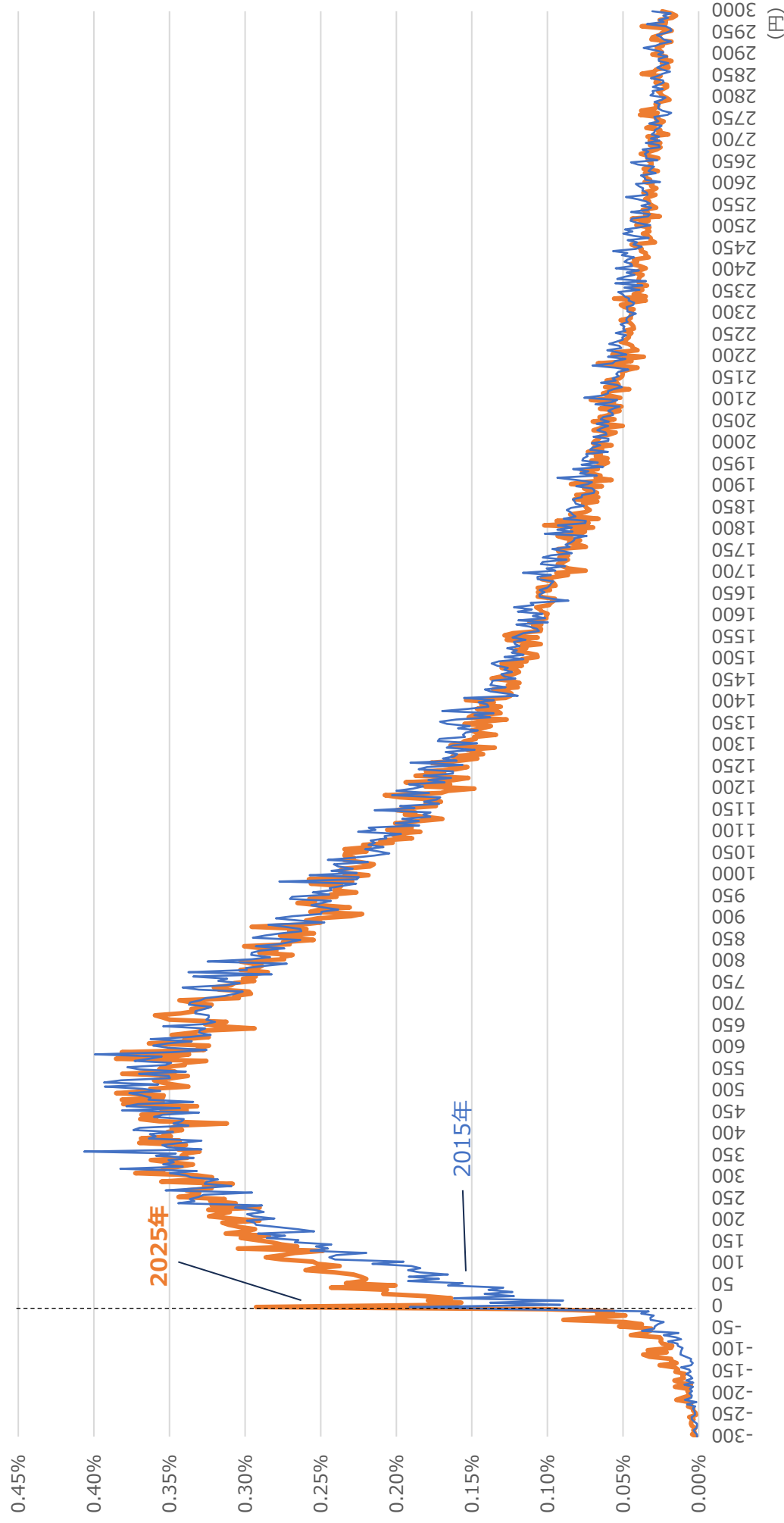
産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）

産業計：10.8%



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

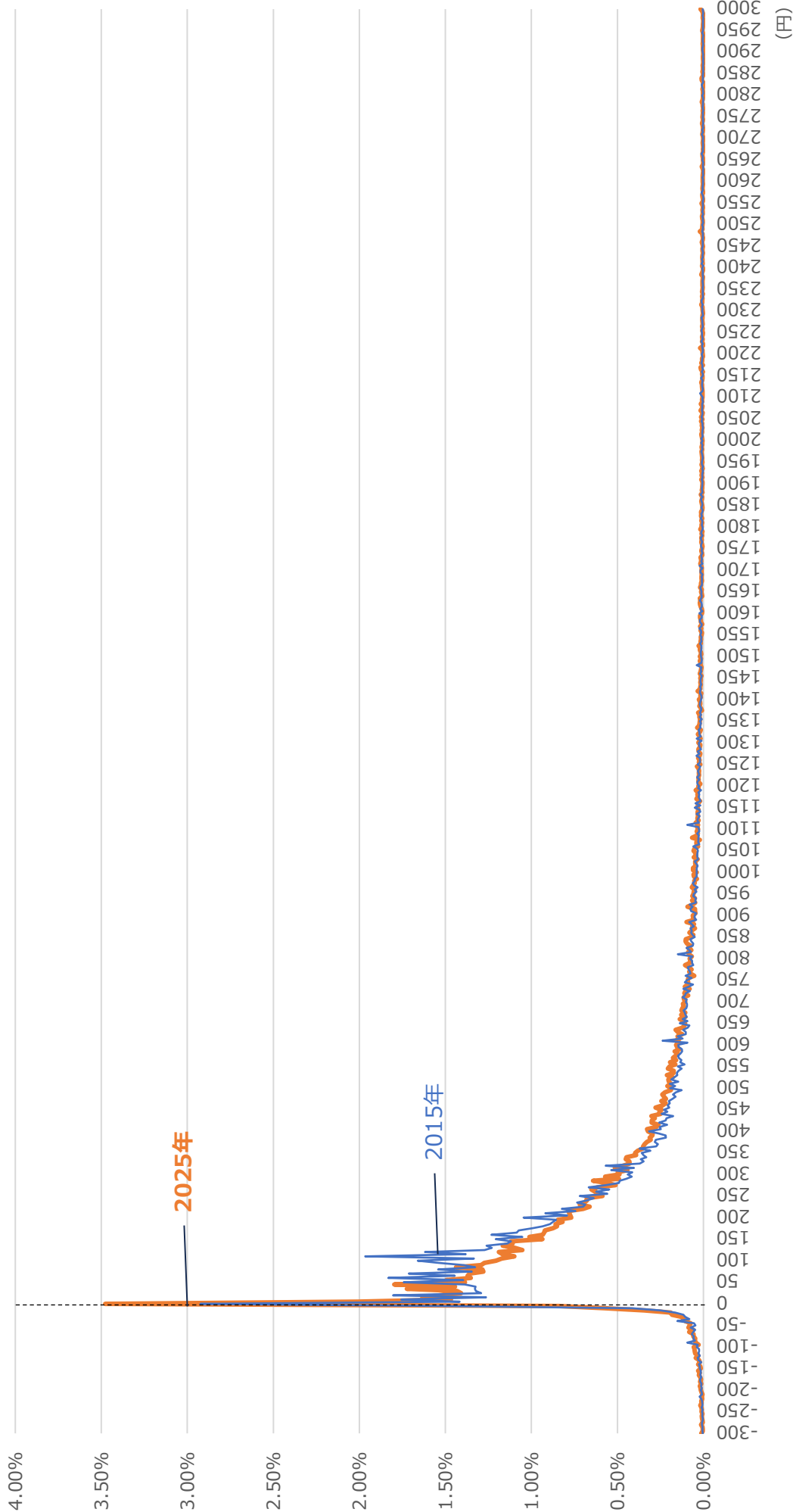
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

現状

- 春季労使交渉は、賃上げ率が**2年連続**で**5%台**で、約**30年**ぶりの高水準

主な取組

賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資** ● **事業承継・M&A**の支援強化
- **資・省力化投資等の強化**
- 「**100億企業**」の創出支援 ● **予兆管理や再生支援**の強化
- 「**省力化投資促進プラン**」の推進

価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- 「**労務費転嫁方針**」の改正
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の 伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制**の強化
- **生産性向上支援センター**設置や自治体による**支援モデル創出**

医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定**の効果を前倒し、**医療・介護・介護・障害福祉分野**の現場で働く幅広い職種の方々の**賃上げ**を支援
- ICT機器等の導入等による**生産性向上・職場環境改善**の取組を支援

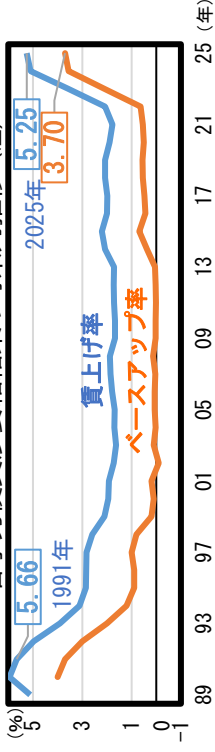
重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない**中小企業・小規模事業者**を支援
- **農林水産業等も支援**

業務改善助成金

- 最低賃金引上げに対応する中小企業等が**賃上げと設備投資**等をする場合、**最大600万円**を支援

春季労使交渉交渉結果の時系列推移（注）



賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

関連する
法令・予算

・重点支援地方交付金（予算/内閣府）、業務改善助成金（予算/厚生労働省）
・様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（予算/経済産業省）等

省力化投資促進プラン

- 昨年6月、人手不足が深刻と考えられる12業種について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「省力化投資促進プラン」を策定。
- 昨年12月には、新たに、警備業が追加された。
- プランの実行に当たっては、全国約2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国約500の地域金融機関等による省力化ナビも活用したプッシュ型支援、希望する中小企業等に対する専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」による、全国規模でのサポート体制を構築。

「省力化投資促進プラン」の対象業種

- ① **飲食業**（農林水産省・厚生労働省）
- ② **宿泊業**（観光庁・厚生労働省）
- ③ **小売業**（農林水産省・経済産業省）
- ④ **生活関連サービス業**
 - (1)理容業、美容業、クリーニング業（厚生労働省）
 - (2)冠婚葬祭業（経済産業省）
- ⑤ **その他サービス業**
 - (1)自動車整備業（国土交通省）
 - (2)ビルメンテナンス業（厚生労働省）
 - (3)警備業（警察庁）
- ⑥ **製造業**
 - (1)中小製造業（経済産業省）
 - (2)食品製造業（農林水産省）
- ⑦ **運輸業**
 - (1)鉄道（国土交通省）
 - (2)自動車（国土交通省・経済産業省・農林水産省）
 - (3)海事（国土交通省）
 - (4)航空（国土交通省）
- ⑧ **建設業**（国土交通省）
- ⑨ **医療**（厚生労働省）
- ⑩ **介護・福祉**
 - (1)介護（厚生労働省）
 - (2)障害福祉（厚生労働省）
- ⑪ **保育**（こども家庭庁）
- ⑫ **農林水産業**
 - (1)農業（農林水産省）
 - (2)林業（農林水産省）
 - (3)水産業（農林水産省）

賃金引上げに関する支援

業務改善助成金 | 21億円(15億円) | <352億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金（正社員化コース、賃金規定等改定コース）

1554億円(633億円)

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

18億円(制度要求)

人材確保のために雇用管理制度の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成。

人材開発支援助成金（人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業

展開等リスティング支援コース） | 533億円(542億円) |

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 101億円(92億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組み中小企業等について、その取組に要する費用の一部を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業 | 30億円(30億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実

133億円の内数(34億円の内数) | <148億円の内数>

各都道府県によらず支援拠点を設置するとともに、よろず支援拠点の中に、事業者の生産性向上に係る課題の解決に向けて伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

生産性向上に関する支援

中小企業生産性革命推進事業 <3,400億円>

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小・小規模事業者の生産性向上を実現するため以下の事業を実施。

① 中小企業成長加速化補助金（補助上限額：5億円、補助率：1/2）

…賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援。

② デジタル化・AI導入補助金（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～4/5）

…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援。

③ 小規模事業者持続化補助金（補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等）

…小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援。

④ 事業承継・M&A補助金（補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3～2/3）

…事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継時に伴う廃業にかかる費用を支援。

中堅等大規模成長投資補助金 <4,121億円>

中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援。

ものづくり・商業・サービス・省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

<2,960億円 ※既存基金を活用>

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

① 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金（補助上限額：9,000万円、補助率：1/2～2/3）

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場、高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援。

② 省力化投資補助金（カタログ注文型補助上限額：最大1,500万円、補助率：1/2 一般型補助上限額：最大1億円 補助率：1/2～2/3）

…人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） | 122億円（123億円） |

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等にかかる取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援。

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2025年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2025年度 実績（件） ※一部暫定値	2025年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業成長加速化補助金	1,270	211	—
IT導入補助金 / デジタル化・AI導入補助金（※１）	80,439	35,202	—
小規模事業者持続化補助金	49,735	24,503	—
事業承継・M&A補助金	1,866	1,126	—
中堅等大規模成長投資補助金	439	218	308.8
新事業進出補助金（※２）	6,568	1,950	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（※２）	9,661	3,161	—
中小企業省力化投資補助金	11,925	8,363	—
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	253	124	—
業務改善助成金	27,674	18,515	270.9
キャリアアップ助成金 ※正社員化コース、賃金規定等改定コース	148,728	76,259	718.5
人材確保等支援助成金 ※雇用管理制度・雇用環境整備助成コース	1,404	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コース	105,564	70,779	556.0
働き方改革推進支援助成金	4,040	3,228	54.5

※１「IT導入補助金」については、令和７年度補正予算から「デジタル化・AI導入補助金」に名称変更したため並記している。

※２「新事業進出補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和８年度より統合され、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」となっている。

2026年度予算における「賃上げ」支援助成金パッケージ

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。
事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し
最大100万円が助成されます。

活用例

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

適用のポイント

賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パート・タイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※) 括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器的の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

活用例

コース区分	助成上限額	
	基本部分	加算 賃上げ・設備投資等
業種別課題 対応コース(※1)	25～550万円	初期賃金率
労働時間削減・ 年次有給休暇取得コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務時間インターバル 導入コース	50～150万円	25～100万円

(※1) 建設業の場合
(※2) 2階使用とする労働者数が10人以上30人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る助成額は2倍になります。
また、2階使用とする労働者数が30人以上100人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る助成額は2.5倍になります。
(※3) 別添団体向けのご案内

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
(※2) 5%以上の賃上げ又は賃金等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に賃金等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・10000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

(※3) 訓練コース・メニューによって上区分①～③のいずれが支給されるかが異なります(①～③までが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

適用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働者への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

適用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75%(50%)

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上乗率は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上乗率は22.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較して5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり1事業主あたり1,000万円)します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku
「賃上げ支援助成金(パッケージ)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku



業務改善助成金の執行状況

(億円)

	当初予算額 ①	前年度から の繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度へ の繰越額 ④	予算現額 ⑤ = ① + ② + ③ - ④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥ / ⑤	執行件数 (件)
2025年度	11.9 (14.5)	133.5 (139.3)	345.4 (352.5)	202.1 (208.5)	288.7 (297.8)	270.9	93.8	18,515
2024年度	6.2 (8.2)	94.7 (102.6)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	258.6 (268.9)	233.6	90.3	17,616
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.7 (102.6)	177.5 (184.7)	151.6	85.4	12,977

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。() 内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2023年度	2024年度	2025年度
北海道	631	882	740
青森	166	243	128
岩手	246	234	283
宮城	187	233	371
秋田	94	135	177
山形	144	217	240
福島	248	336	503
茨城	211	296	293
栃木	198	337	279
群馬	177	224	191
埼玉	352	416	412
千葉	215	330	381
東京	646	905	740
神奈川	416	554	501
新潟	322	366	403
富山	144	198	209
石川	184	256	322
福井	237	332	419
山梨	124	105	123
長野	243	328	387
岐阜	301	419	397
静岡	276	688	602
愛知	1,021	1,232	1,433
三重	229	286	325

	2023年度	2024年度	2025年度
滋賀	223	266	263
京都	176	435	438
大阪	990	1,261	973
兵庫	550	853	968
奈良	159	242	280
和歌山	173	226	276
鳥取	171	183	150
島根	160	159	220
岡山	257	189	288
広島	385	409	522
山口	232	292	271
徳島	130	317	299
香川	236	315	406
愛媛	169	300	375
高知	191	164	163
福岡	511	811	754
佐賀	202	199	255
長崎	214	251	326
熊本	136	260	232
大分	225	290	280
宮崎	145	156	250
鹿児島	115	152	178
沖縄	215	334	489
全国計	12,977	17,616	18,515

賃上げを後押しする予算措置

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。

<中小企業省力化投資補助金>

【既存基金を活用】

- **事業概要：**人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。
- **補助率：**カタログ注文型 1/2、一般型 1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】：一般型において最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、**補助率を2/3に引上げ** ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限：**カタログ注文型 最大1000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】事業終了時に給与支給総額 + 6 %以上、かつ、事業場内最低賃金 + 3 %以上の場合 **上限額を最大1,500万円に引上げ**
- **一般型** 最大8000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率 + 6 %以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金 + 50円以上の場合 **上限額を最大1億円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

<事業承継・M&A補助金>（事業承継促進枠）

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要：**事業承継に際して行う設備投資等を支援
- **補助率：**1/2～2/3
- **補助上限：**最大800万円 ⇒ 従業員1人当たりの給与支給総額の上昇率が、前年比 + 3 %以上となる賃上げを達成する場合、**上限額を最大1,000万円に引上げ**

<新事業進出・ものづくり商業サービス補助金>

【既存基金を活用】

- **事業概要：**中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援
- **補助率：**補助率：1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】最低賃金引上げ要件を満たす事業者については、補助率を2/3に引上げ ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限：**最大7,000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率 + 6 %以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金 + 50円以上の場合 **上限額を最大9,000万円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

賃上げを後押しする予算措置

＜小規模事業者持続化補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援
- **補助率**：2/3（賃上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率3/4）
- **補助上限**：最大50万円 ⇒ 1人当たりの給与支給総額を前年と比べ、年平均3%以上の賃上げした場合上限額を最大200万円に引上げ

＜デジタル化・AI導入補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援
- **補助率**：1/2～4/5 ⇒ 【最低賃金引上げ特例】通常枠において、最低賃金引上げに係る補助率引き上げ要件を満たす事業者については、補助率を1/2から2/3に引上げ
- **補助上限**：最大450万円 ⇒ 通常枠において、1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋3%以上増加、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金＋30円以上の場合上限額を最大150万円から最大450万円に引上げ

＜中小企業成長加速化補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援
- **補助率**：1/2
- **補助上限**：最大5億円
※対象者の要件
 - (1) 「100億宣言」を行っていること。
 - (2) 補助対象経費のうち投資額が1億円以上（税抜き）であること。
 - (3) 一定の賃上げ要件（従業員1人当たり給与支給総額4.5%以上）を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	総額2,000億円
2 補助上限額	50億円（補助率1/3以下）
3 補助事業期間	原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで
4 補助対象者	中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等） ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*
5 補助事業の要件	① 投資額20億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ※100億宣言企業は投資額15億円以上 ② 賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6 補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等※）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※本社機能の一部移転・新設を含む

中小企業成長加速化補助金の概要（2次公募）

- 令和7年度補正予算では昨年の約3倍となる「総額3,000億円規模の100億企業支援」を措置。

- ①成長加速化補助金を倍増（2,000億円程度）
- ②中堅等大規模成長投資補助金のうち1,000億円程度を100億宣言企業向けに措置

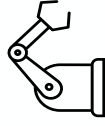
【概略】		
※1次公募 採択倍率：約6.0倍		
項目	内容	
1 上限額	5 億円（補助率1/2）	
2 事業期間	交付決定日から24か月以内	
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満）	
4 要件	・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上	
5 対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費 等	



【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



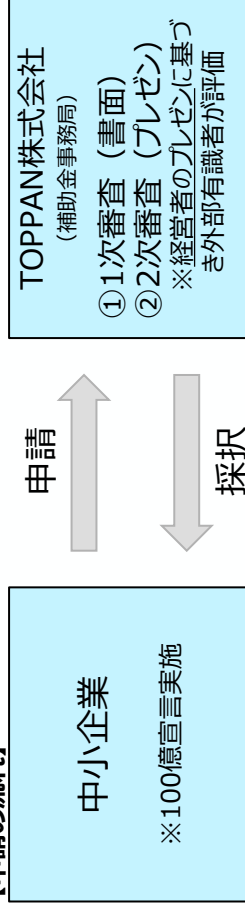
イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上



【申請の流れ】



【審査基準（ポイント）】

①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、
その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略

（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））

②賃上げ・投資の持続可能性

③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）

④適切な成果目標・管理体制

⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造

（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）

⑦地域のモデル企業としての取組

（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）

※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

⑧早期に実施可能な経営体制

⑨財務状況（ローカルベンチマーク）

⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

デジタル化・AI導入補助金

- ・ 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。
- ・ 令和7年度補正予算事業から、「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」と名称を変更。

通常枠		複数社連携 デジタル化・AI導入枠		インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツール を受注者に共有し、取 引先のインボイス対応 を促す		サイバーセキュリティ対 策を進める
	対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象		クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティお 助け隊サービス利用 料 （最大2年分）	
		単独申請可能なツールの拡大	ハードウェア購入費			
		補助上限	ITツールのプロセス数が 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円 5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 （令和6年10月から令和7年9月の間で、 「当該期間における地域別最低賃金以 上～令和7年度改定の地域別最低賃 金未満」で雇用している従業員が全従 業員30%以上である月が3か月以上で あることを示した事業者。）	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 （小規模事業者：4/5） 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3	

小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

【概要】

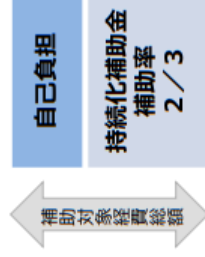
項目	内容
1 補助上限	50万円（補助率2/3） ※特例を活用した場合は最大で250万円。 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率が上がります。
2 事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）
4 要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。
5 対象経費	機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

※内容は変更となる可能性がございます

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。
- ✓ 醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、**新商品を開発**。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

【関連融資制度】



補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度
「**小規模事業者経営改善資金（マル経融資）**」
◎限度額：2,000万円
※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。
例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等
詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事業承継・M & A 補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

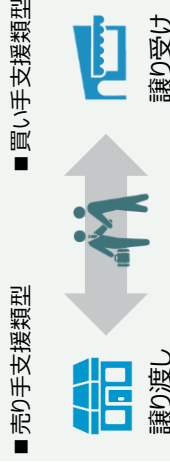
補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助



■ 買い手支援類型

補助率 : 1/3・1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円、
2,000万円※

※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円

■ 小規模売り手支援類型

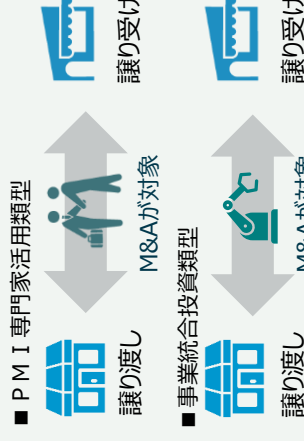
補助率 : 2/3
補助上限 : 450万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料等
- デューデリジェンスに係る専門家費用

③PMI推進枠

M & A 後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助



■ PMI専門家活用類型

補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型

補助率 : 1/2、2/3※
補助上限 : 800-1,000万円

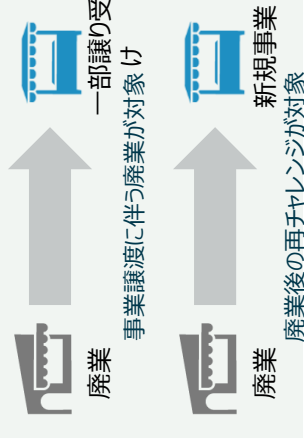
※ : 中小企業者等のうち、小規模事業
者に該当する場合

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 300万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、
現状回復費、土壌汚染調査費

※赤字は令和7年度補正予算にて拡充。

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)



事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

①カタログ注文型

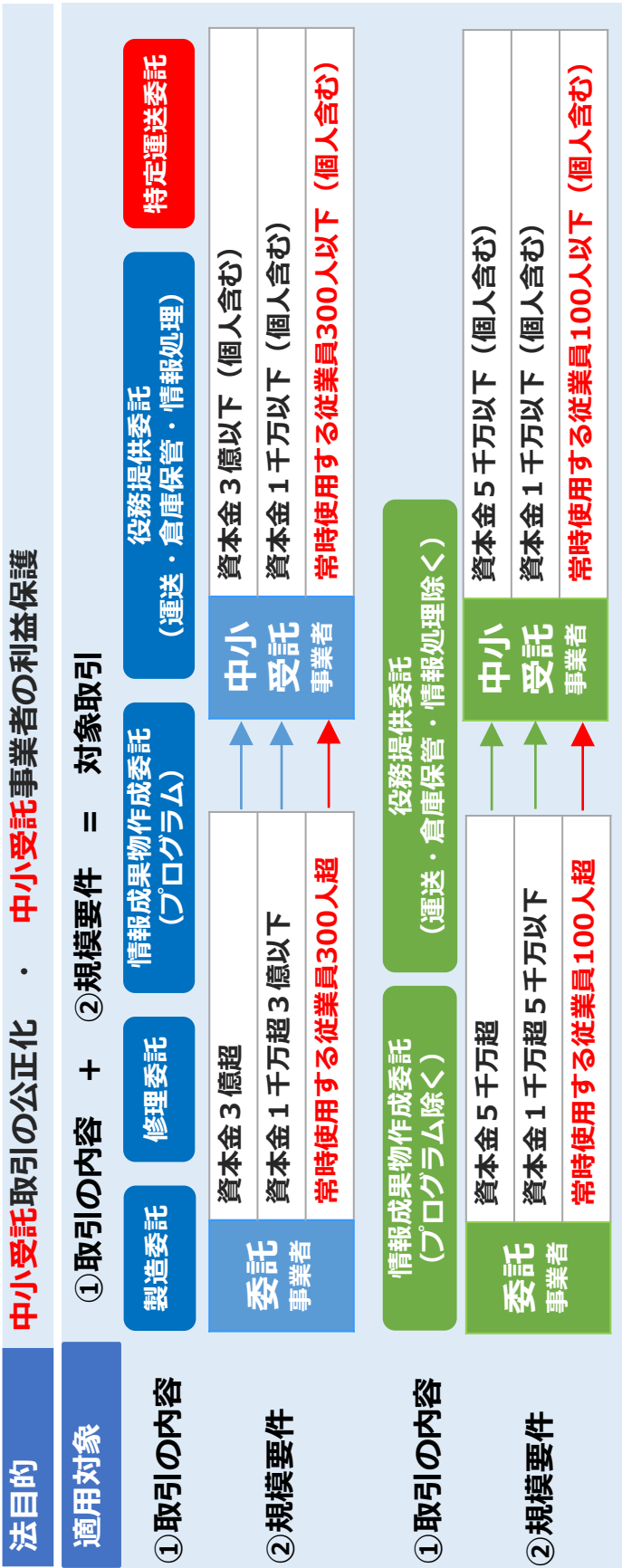
清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

枠・類型、補助上限額、補助率			
	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅質上げを行う場合	補助率
新事業 進出・ものづくり 商業 サービス 補助金	革新的新 製品・サー ビス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小 規模・再生事業者は除 く。）
	新事業進 出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ
	グローバル 枠		2/3
中小企 業省力 化投資 補助金	カタログ 注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6～20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小 規模・再生事業者は除 く。）

取適法（改正下請法）の概要



義務	禁止行為
発注内容を明示する義務（発注書の交付）	受領拒否
取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）	支払遅延（手形払等の禁止）
支払期日（受領後60日以内）を定める義務	減額
遅延利息（14.6％）の支払義務	返品
	買いたたき
	購入・利用強制
	報復措置
	有償支給原材料等の対価の早期決済
	割引困難な手形の交付
	不当な経済上の利益提供要請
	不当な給付内容の変更・やり直し
	協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

※ 赤色は改正内容

振興法（受託中小企業振興法）の概要

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

②規模要件

（製造業、建設業、
運輸業その他）

委託 事業者	資本金が中小受託事業者より1 円でも大きい 常時使用する従業員数が、中小 受託事業者より1人でも多い
-----------	---

中小 受託 事業者	資本金3億以下（個人含む） 常時使用する従業員300人以下
-----------------	----------------------------------

②規模要件 （サービス業）

委託 事業者	資本金が中小受託事業者より1 円でも大きい 常時使用する従業員数が、中小 受託事業者より1人でも多い
-----------	---

中小 受託 事業者	資本金5千万以下（個人含む） 常時使用する従業員100人以下 （個人含む）
-----------------	---

具体的な措置

① 経済産業大臣が中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「振興基準」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須。業界団体の自主行動計画（34業種・95団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言又は勸奨。

③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁等の状況の「発注者リスト」（発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの多段階にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

⑤ 国及び地方公共団体の責務、連携強化。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1 2 の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、記載された**発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。
- ✓ 令和8年1月1日の取適法の施行等を踏まえ改正した内容等を、全国47都道府県で開催された「地方版政労使会議」を通じて周知した。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。**

★行動④：サブライチエーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サブライチエーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。**

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。**

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。**

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をするにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処**していく。

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表する取組。
- 一定の補助金の加点措置、賃上げ促進税制の要件として活用されている。
- 2026/6/5時点で95,002社が宣言。



宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（脱炭素化・情報化等）
- (2) 委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（※）（振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正

※発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護 等

（参考）コーポレートガバナンス・コード

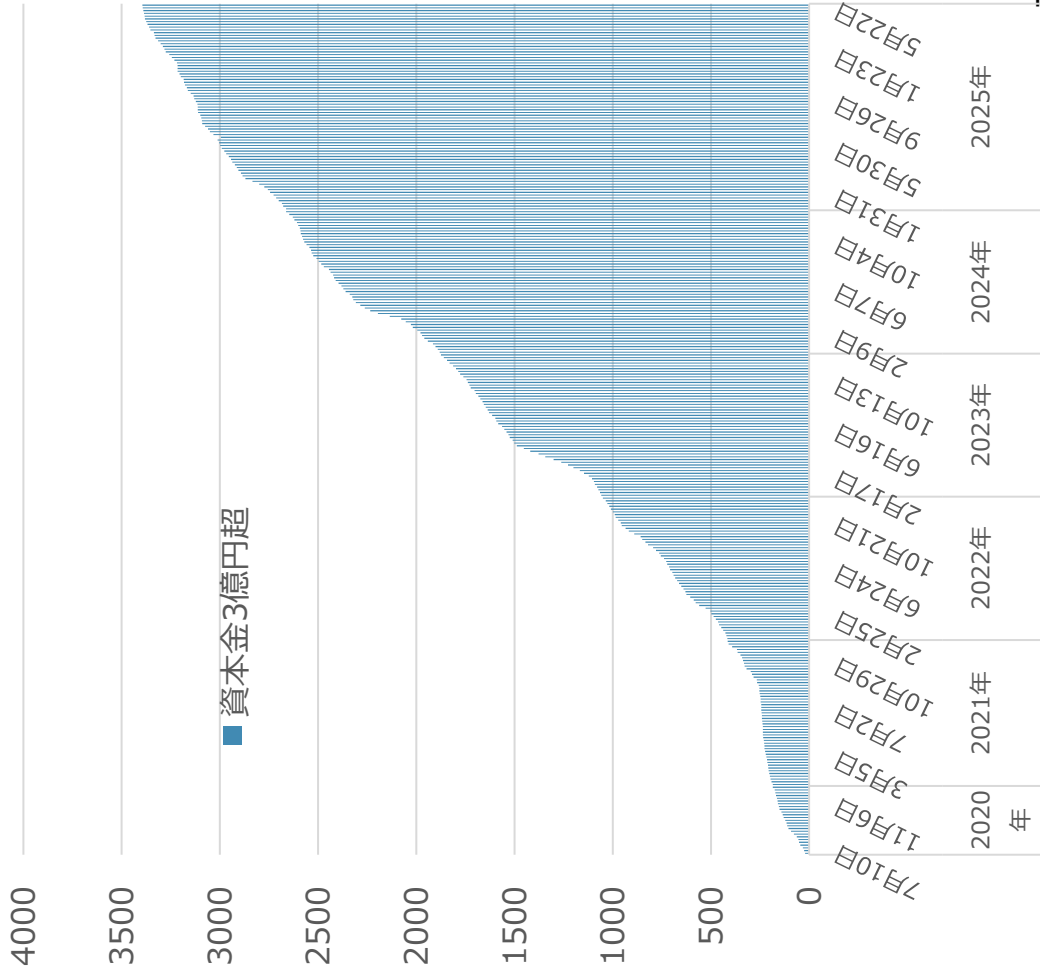
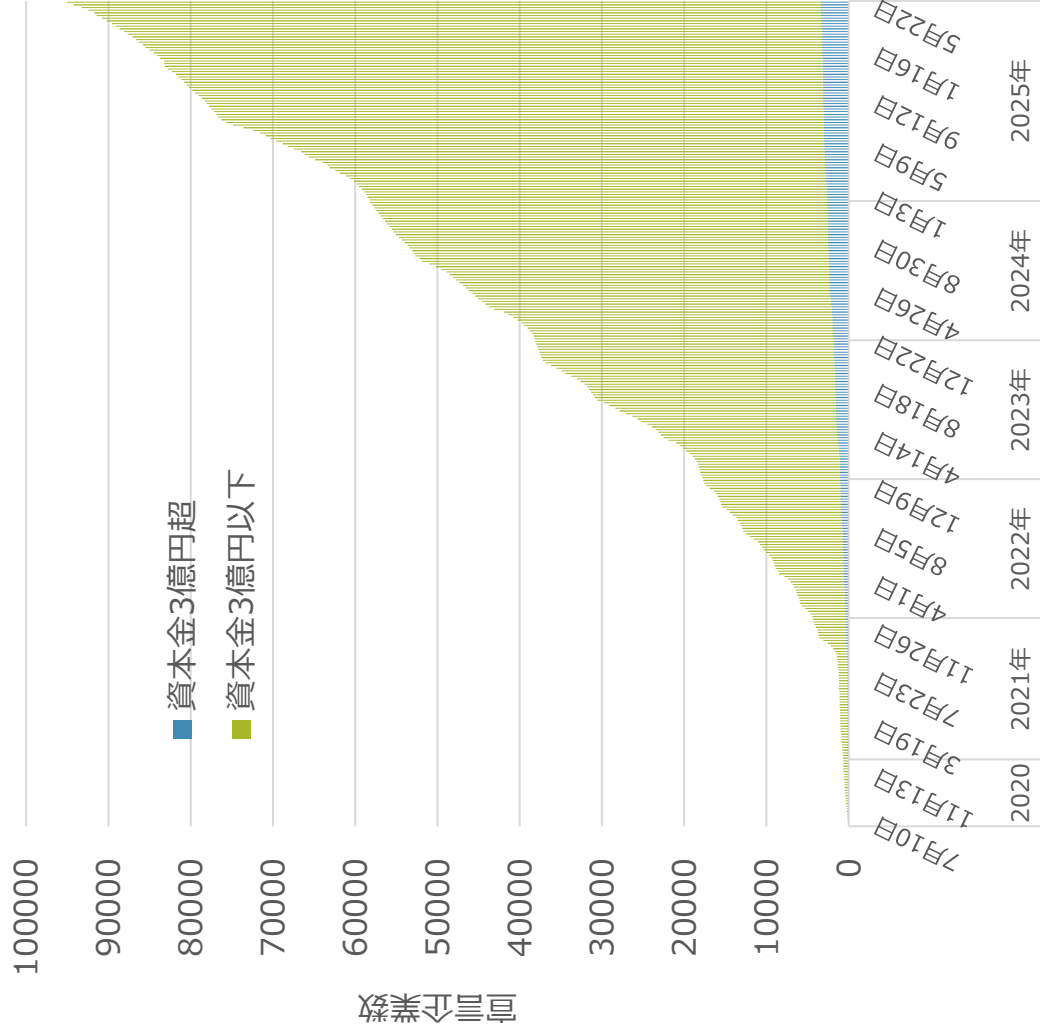
（東京証券取引所 令和3年6月改訂） 抜粋

- 【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。
- 【補充原則 2－3①】 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。
- 【コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針（2022年7月19日改訂） 抜粋】 **取引先との公正・適正な取引**については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその**実行状況について取締役会が監督することが有益**である。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2026年6月5日時点で**95,002社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**3,395社**）

■ 宣言数の推移



2025年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2025年9月24日～11月7日

○回答企業数

69,988社（回答から抽出される発注企業数は延べ86,538社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

※参考：2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

○回収率 23.3%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年3月調査：21.9%、2024年9月調査：17.1%

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

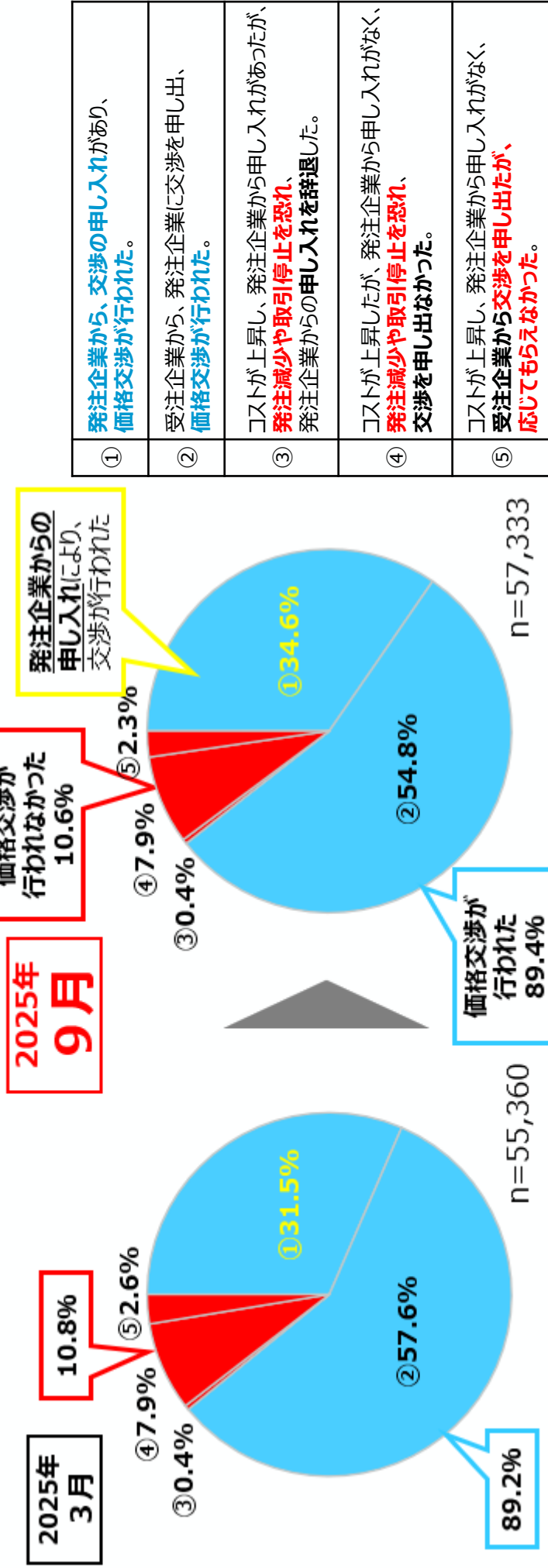
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合 (①) は、前回から約 3ポイント増の34.6%。
- 「価格交渉が行われた」割合 (①②) は全体の 89.4%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合 (③④⑤) はほぼ横ばいの状況 (前回10.8%→10.6%) 。

➤ 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるもの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約 1 割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



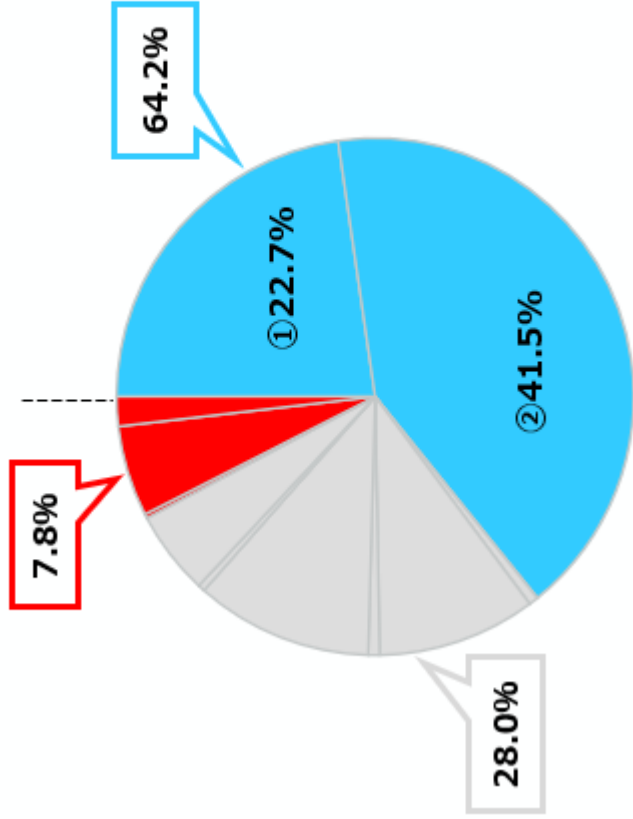
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

【参考】「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、2割超（前回22.7%→22.9%）。
- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、約6割（59.2%）。
- 「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は若干減少（前回7.8%→7.0%）。

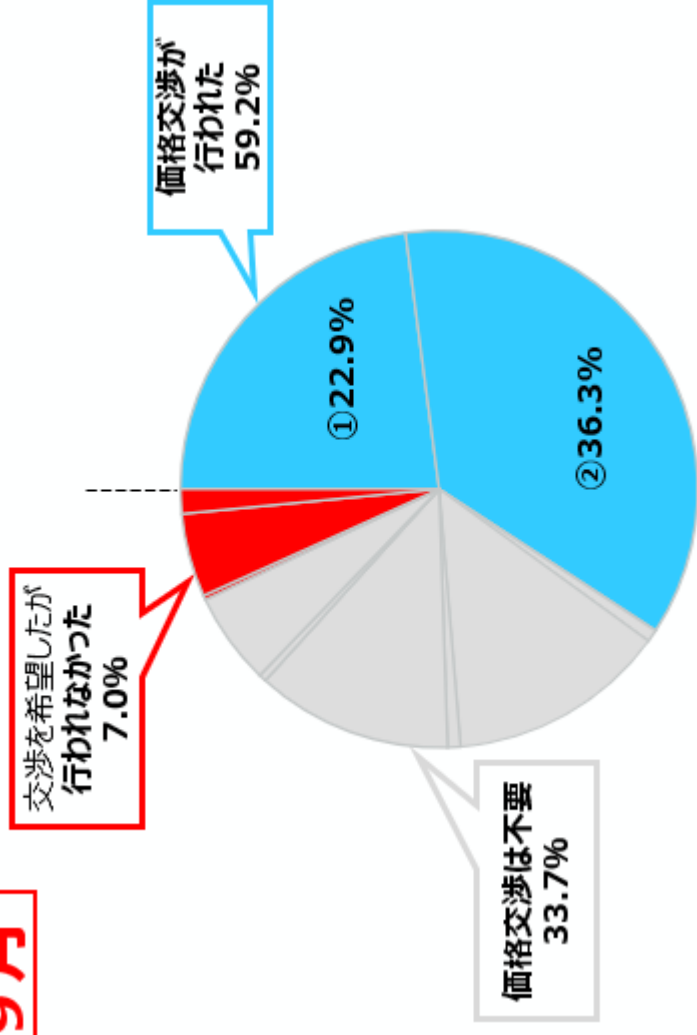
直近6か月間における価格交渉の状況

3月



n= 76,894

9月



n=86,538

【参考】価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

3月

9月

n= 76,894 n=86,538

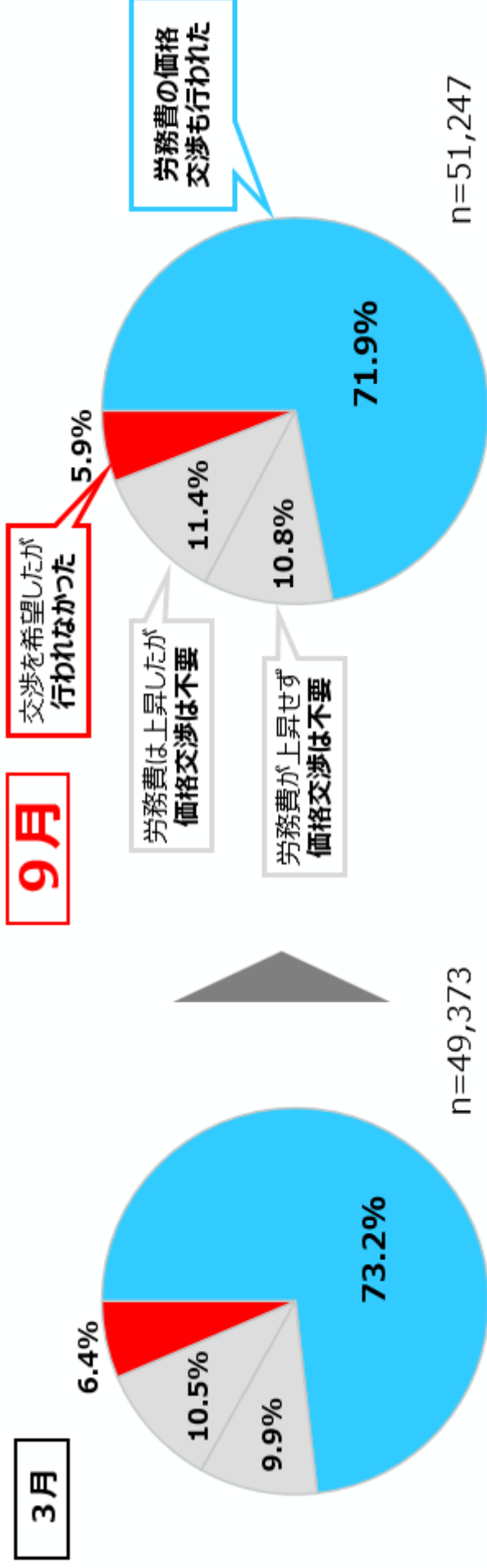
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.7%	22.9%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	41.5%	36.3%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%	0.8%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	9.9%	13.7%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.7%	0.8%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	11.1%	12.3%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4%	0.5%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.3%	5.8%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.3%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.7%	5.2%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.8%	1.5%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（59.2%）のうち **7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回6.4%→**5.9%**）。
- 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



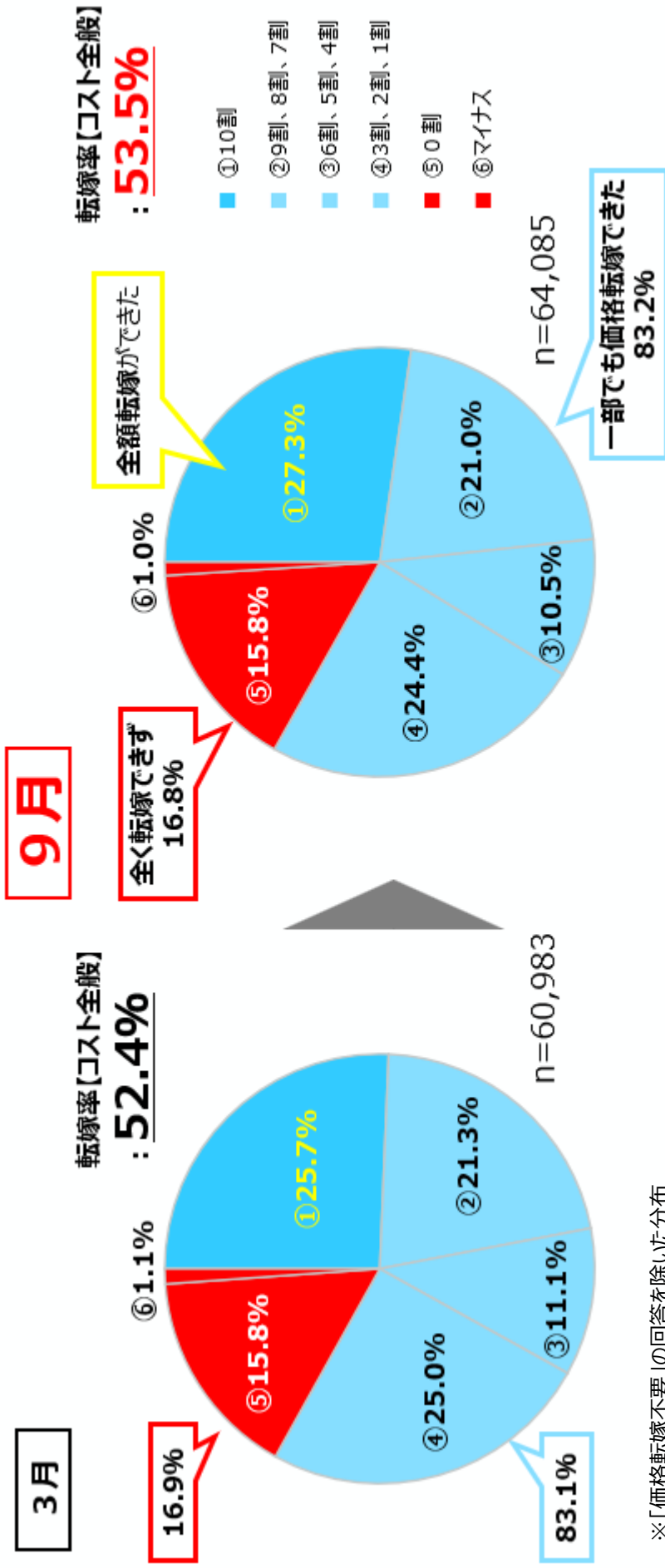
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費の交渉を申し出たものの、**自助努力で解決**すべき、他社に切り替える、などと言われ交渉が難航した。
- ▲ 労務費の価格交渉を申し出たが、根拠資料を求められ、**詳細資料を提出したが交渉に応じてもらえなかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→53.5%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→16.8%）。
- 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。
転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

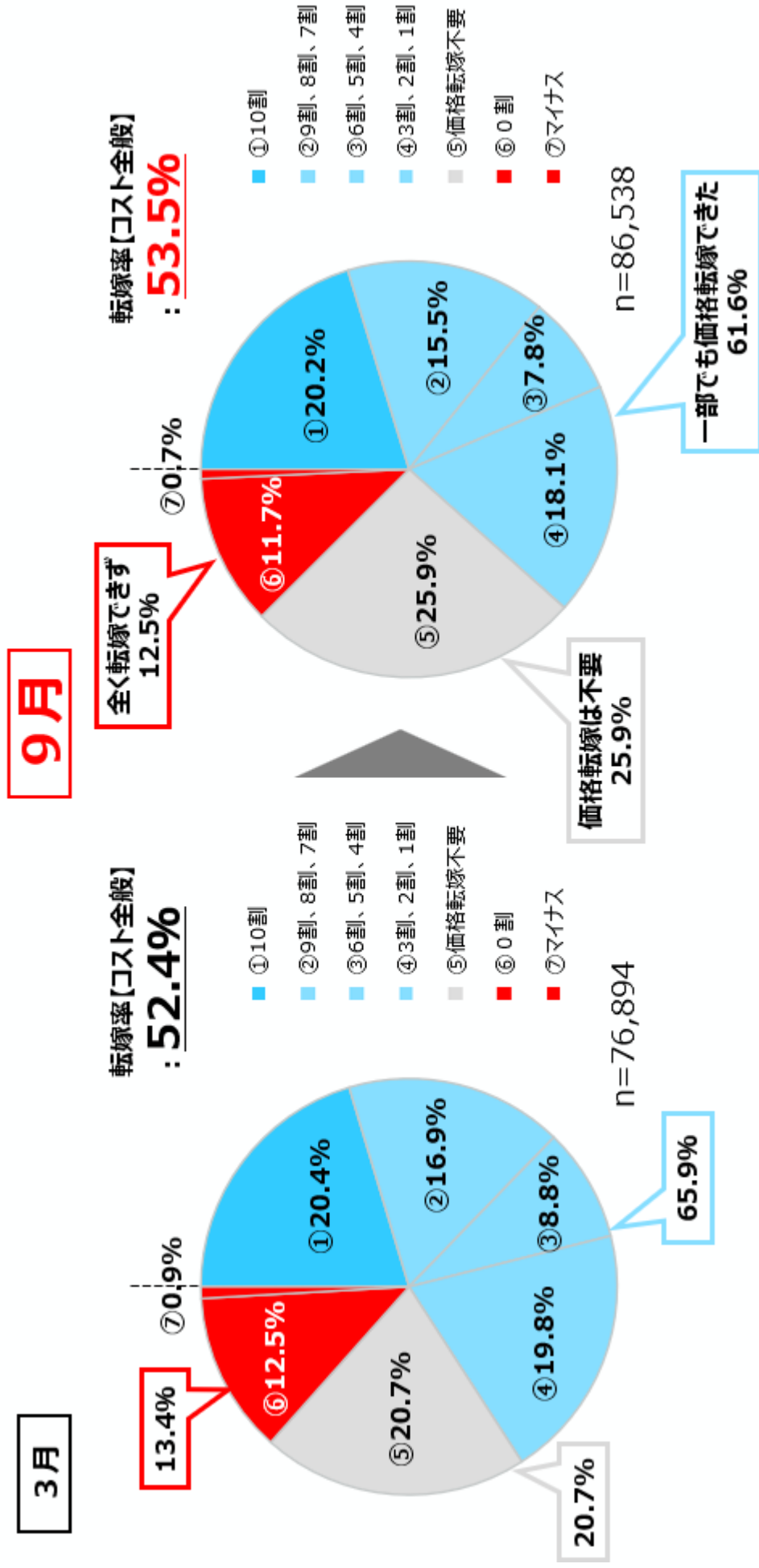


※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

【参考】「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

- 「全額転嫁できた」割合は、引き続き、約 2 割程度。「一部でも転嫁できた」割合は、6 割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は減少（前回13.4%→12.5%）。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況



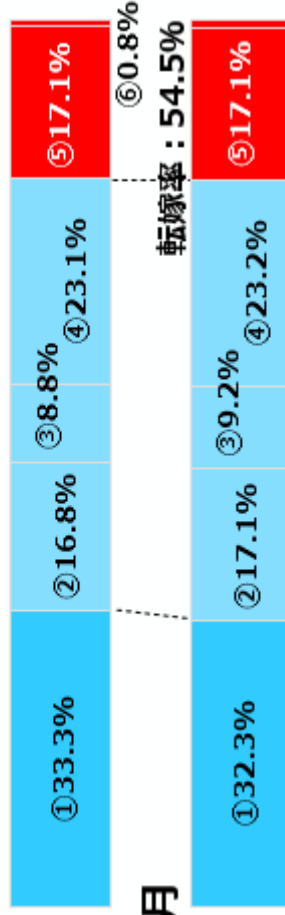
価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて 5割に到達したものの、原材料費と比較して約 5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では 最も低い水準となっている。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めた コスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

9月

転嫁率：55.0%



3月

転嫁率：54.5%



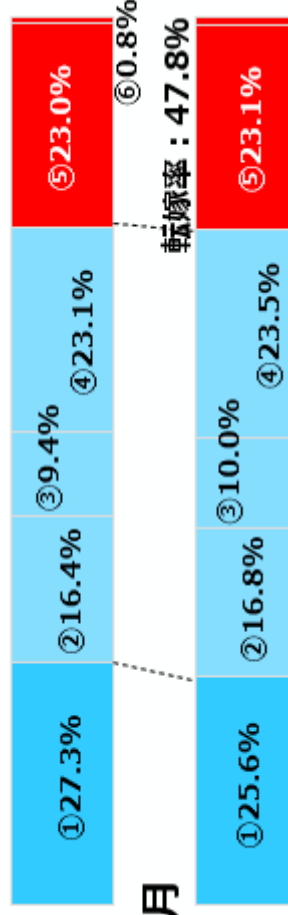
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

9月

転嫁率：48.9%



3月

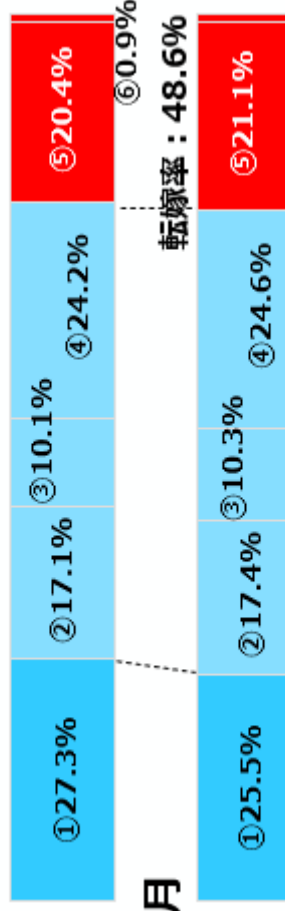
転嫁率：47.8%



労務費

9月

転嫁率：50.0%



3月

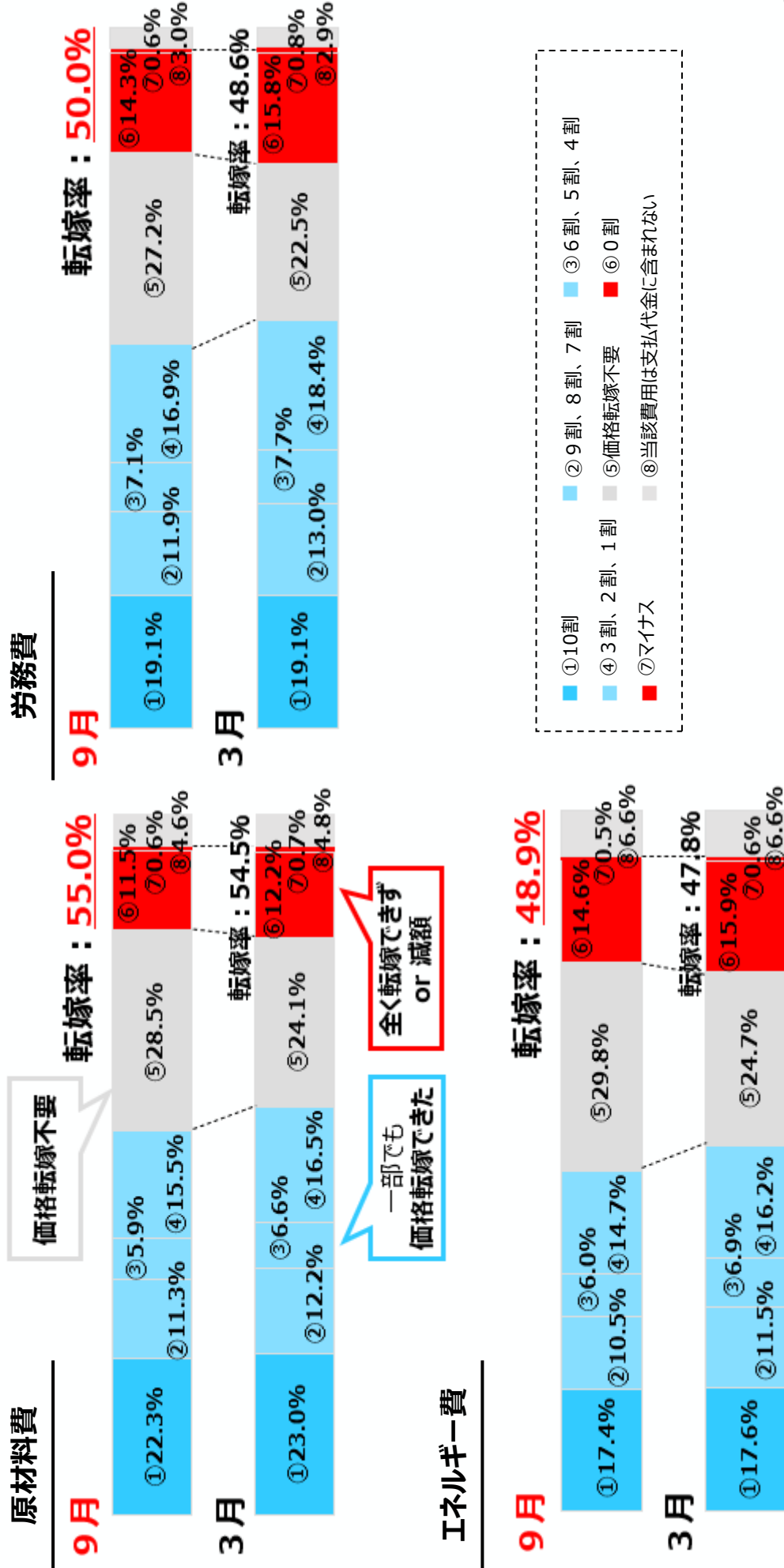
転嫁率：48.6%



① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 0割
⑥ マイナス

【参考】価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は、それぞれ約1～2ポイント減少。
- 「全額転嫁できた」割合は、いずれのコストにおいてもほぼ横ばいの状況。



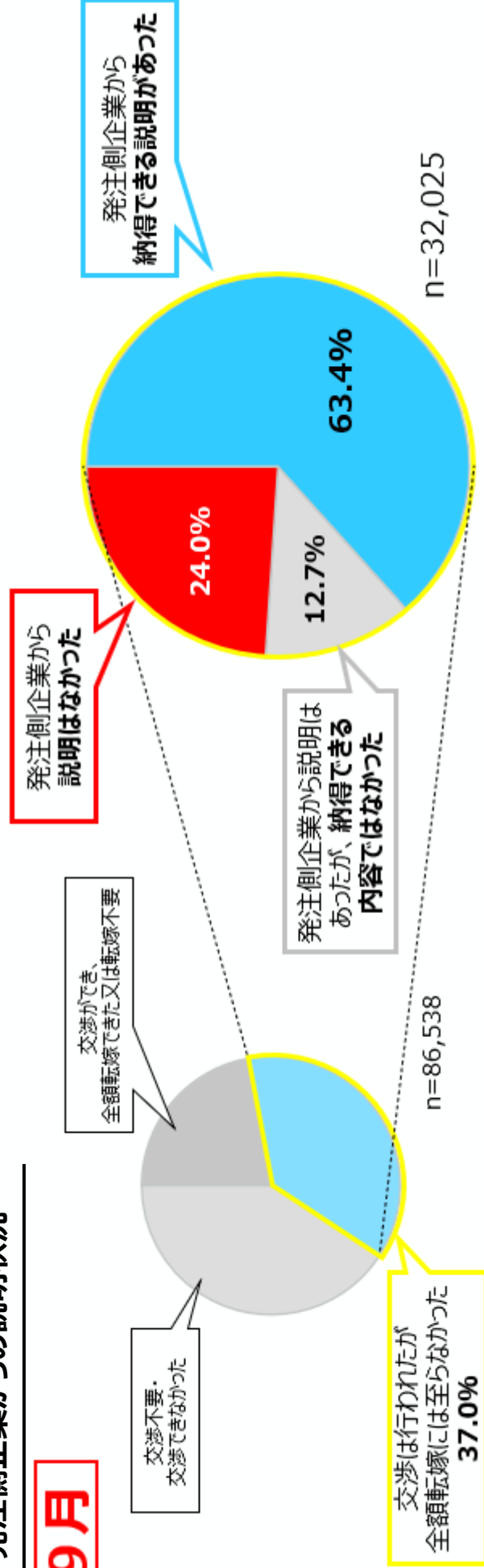
価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の37.0%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回38.2%→36.6%）。

- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、**価格に関する十分な説明**も求めていく必要。
「**中小受託取引適正化法**」の施行により、価格協議において、**必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止**されるの旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況

9月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 値上げ交渉を行ったが、申し入れた金額は受け入れられず一方的に金額を決められたうえ、転注を示唆された。
- ▲ 根拠資料を提出して交渉を申し入れたが、エビデンスが足りないと一蹴され、協議に応じてもらえなかった。複数回申し入れたが、3～4か月経っても返事がなく諦めた。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング

【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- 交渉に応じている業種と応じていない業種の差が拡大。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点
—	全体	↑ 7.30 (7.18)
1位	建設	↑ 7.96 (7.65)
2位	化学	↑ 7.94 (7.52)
3位	造船	↑ 7.58 (7.46)
4位	電気・ガス・熱供給・水道	↓ 7.55 (7.67)
5位	情報サービス・ソフトウェア	↓ 7.39 (7.40)
6位	自動車・自動車部品	↑ 7.29 (7.05)
7位	卸売	↓ 7.28 (7.36)
8位	不動産業・物品賃貸	↑ 7.26 (6.60)
8位	電機・情報通信機器	↓ 7.26 (7.38)
10位	製薬	↓ ↓ 7.22 (8.40)
11位	食品製造業	↓ 7.14 (7.19)
12位	農業・林業	↑ 7.13 (7.01)
12位	機械製造業	↑ 7.13 (6.86)
14位	通信	↑ ↑ 7.11 (6.36)
15位	飲食サービス	↓ ↓ 7.09 (7.67)
16位	広告	↓ 7.07 (7.13)
17位	金属	↑ ↑ 7.05 (6.44)
17位	小売	↓ 7.05 (7.27)
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↓ ↓ 6.98 (7.54)
20位	金融・保険	↑ 6.95 (6.86)
21位	放送コンテンツ	↓ 6.77 (6.84)
22位	鉱業・採石・砂利採取	↓ ↓ 6.67 (7.39)
23位	紙・紙加工	↓ 6.57 (6.97)
24位	印刷	↑ 6.48 (6.30)
25位	生活関連サービス	↓ 6.42 (6.54)
26位	繊維	↑ 6.38 (6.19)
27位	石油製品・石炭製品製造	↑ 6.35 (6.02)
28位	建材・住宅設備	↓ 6.27 (6.31)
29位	廃棄物処理	↓ 5.90 (6.15)
30位	トラック運送	↓ ↓ 5.60 (6.21)
—	その他	—

※ () 内は2025年3月の平均点を示す。3月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑ : 0.1～0.4ポイント上昇、↑↑ : 0.5～0.9ポイント上昇、↑↑↑ : 1.0ポイント以上上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
(例) 家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった	—	10点
	申し入れがなかった	—	8点
	申し入れがあった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
	申し入れがなかった	支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
		コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
行われなかった	申し入れがあった	コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
	申し入れがなかった	支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、転嫁率が数ポイントずつ上昇し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、放送コンテンツ業、農業・林業などは、今年3月時点から転嫁率が悪化する結果となった。

2025年9月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率										
					原材料費		エネルギー費		労務費						
業種別	全体			↑	53.5%	(52.4%)	↑	55.0%	(54.5%)	↑	48.9%	(47.8%)	↑	50.0%	(48.6%)
	1位	化学		↑	66.7%	(64.8%)	↑	69.6%	(69.3%)	↑	62.5%	(62.4%)	↓	60.6%	(61.3%)
	2位	電機・情報通信機器		↑	60.6%	(58.4%)	↑	64.5%	(62.8%)	↑	54.9%	(52.7%)	↑	56.0%	(53.3%)
	3位	機械製造業		↑	59.4%	(56.2%)	↑	64.8%	(63.3%)	↑	55.2%	(52.2%)	↑	54.5%	(50.6%)
	3位	造船		↑	59.4%	(57.6%)	↑	63.9%	(60.2%)	↓	55.1%	(57.9%)	↑	54.1%	(51.0%)
	5位	食品製造業		↓	59.3%	(60.3%)	↓	60.2%	(62.7%)	↑	53.1%	(52.2%)	↑	53.2%	(51.7%)
	6位	自動車・自動車部品		↑	58.9%	(56.6%)	↑	64.9%	(63.7%)	↑	56.0%	(55.0%)	↑	56.1%	(53.4%)
	7位	飲食サービス		↓	57.2%	(57.3%)	↑	60.7%	(58.4%)	↑	48.4%	(48.2%)	↑	48.5%	(46.1%)
	8位	金融・保険		↑↑	56.2%	(51.1%)	↑↑	58.6%	(50.5%)	↑↑	54.0%	(45.6%)	↑↑	56.0%	(47.7%)
	9位	金属		↑	54.2%	(50.9%)	↑	58.5%	(56.4%)	↑	49.4%	(47.5%)	↑	48.9%	(46.3%)
	10位	卸売		↓	54.1%	(54.4%)	↓	55.7%	(56.5%)	↑	49.4%	(48.1%)	↑	48.6%	(47.4%)
	11位	小売		↑	54.0%	(52.5%)	↑	55.7%	(53.4%)	↑	48.3%	(46.8%)	↑	48.0%	(46.3%)
	12位	建設		↑	53.2%	(52.6%)	↑	53.9%	(53.7%)	↑	49.8%	(48.2%)	↑	51.6%	(50.4%)
	13位	鉱業・採石・砂利採取		↑	52.9%	(52.2%)	↓	52.2%	(53.5%)	↓	48.6%	(51.0%)	↓	47.7%	(49.5%)
	14位	電気・ガス・熱供給・水道		↓	52.7%	(53.6%)	↓	53.2%	(55.2%)	↓	49.3%	(50.1%)	↓	50.5%	(51.8%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）		↑	52.4%	(51.5%)	↓	49.9%	(50.6%)	↓	45.8%	(48.1%)	↓	48.9%	(49.3%)
	16位	不動産業・物品賃貸		↑	51.7%	(48.5%)	↑	51.3%	(49.0%)	↑	47.2%	(46.0%)	↑	48.3%	(47.0%)
	17位	情報サービス・ソフトウェア		↓	50.9%	(54.3%)	↓	46.1%	(50.5%)	↓	43.2%	(46.0%)	↓	51.3%	(53.6%)
	18位	石油製品・石炭製品製造		↑	50.0%	(46.0%)	↓	55.6%	(55.6%)	↑	44.9%	(42.4%)	↑	44.6%	(41.2%)
	18位	紙・紙加工		↓	50.0%	(51.4%)	↑	53.2%	(52.5%)	↓	45.5%	(46.8%)	↓	44.7%	(46.7%)
	20位	印刷		↑	49.9%	(47.7%)	↑	49.8%	(48.9%)	↑	42.7%	(41.3%)	↑	44.0%	(39.6%)
	21位	生活関連サービス		↓	48.9%	(50.2%)	↑	49.8%	(48.9%)	↓	42.3%	(44.5%)	↑	44.2%	(43.4%)
	22位	繊維		↑	48.1%	(47.5%)	↑	51.6%	(49.1%)	↑	44.6%	(41.6%)	↑	44.8%	(41.7%)
	23位	建材・住宅設備		↑	47.2%	(46.6%)	↑	48.9%	(48.3%)	↓	40.9%	(41.3%)	↑	41.6%	(39.5%)
	24位	製薬		↓↓↓	46.7%	(64.1%)	↓↓↓	50.8%	(68.7%)	↓↓↓	46.0%	(56.6%)	↓↓↓	42.6%	(61.7%)
	25位	通信		↑↑	46.6%	(37.7%)	↑↑	46.6%	(37.2%)	↑↑	43.4%	(34.1%)	↑↑	45.9%	(37.3%)
	26位	広告		↑	43.4%	(38.7%)	↑	43.6%	(48.4%)	↓	33.5%	(37.8%)	↑↑	42.8%	(36.3%)
	27位	農業・林業		↓	42.3%	(45.0%)	↓	41.9%	(44.6%)	↓	38.7%	(41.3%)	↓	38.1%	(38.9%)
	28位	廃棄物処理		↑	41.1%	(39.3%)	↑	38.0%	(37.2%)	↑	36.0%	(34.4%)	↓	34.9%	(35.3%)
	29位	放送コンテンツ		↓	40.1%	(43.2%)	↓	41.6%	(44.6%)	↓	34.2%	(36.0%)	↓	37.7%	(41.7%)
	30位	トラック運送		↓	34.7%	(36.1%)	↓	31.3%	(32.1%)	↓	30.4%	(33.1%)	↓	31.0%	(32.8%)
	－	その他		－		－		－		－		－		－	

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 受注者として価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。また、今年3月と比べ、上位業種と下位業種の転嫁率の差が拡大している。

2025年9月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率											
					原材料費		エネルギー費		労務費							
業種別	全体		↑	53.5%	(52.4%)	↑	55.0%	(54.5%)	↑	48.9%	(47.8%)	↑	50.0%	(48.6%)		
	1位	化学		↑	64.5%	(64.4%)	↓	66.5%	(69.8%)		↓	58.8%	(60.9%)	↓	56.4%	(58.9%)
	2位	機械製造業		↑	63.4%	(61.0%)	↑	68.3%	(66.7%)		↑	60.4%	(56.8%)	↑	59.9%	(55.9%)
	3位	卸売		↑	61.8%	(61.3%)	↑	63.8%	(63.7%)		↑	54.7%	(52.9%)	↑	53.1%	(51.8%)
	4位	電機・情報通信機器		↑	61.1%	(57.3%)	↑	64.6%	(62.5%)		↑	55.1%	(52.8%)	↑	56.8%	(53.5%)
	5位	自動車・自動車部品		↑	58.1%	(53.4%)	↑	66.6%	(63.2%)		↑	57.4%	(53.4%)	↑	56.9%	(52.3%)
	6位	小売		↑	57.3%	(55.7%)	↑	60.0%	(56.7%)		↑	51.0%	(46.9%)	↑	51.0%	(46.1%)
	7位	食品製造業		↑	55.7%	(55.4%)	↑	57.6%	(57.4%)		↑	50.4%	(49.2%)	↑	51.0%	(49.4%)
	8位	金属		↑	54.8%	(51.9%)	↑	60.3%	(59.8%)		↑	49.7%	(48.5%)	↑	49.5%	(47.0%)
	9位	建設		↑	53.4%	(52.5%)	↑	54.4%	(53.9%)		↑	50.7%	(49.4%)	↑	52.3%	(51.5%)
	10位	紙・紙加工		↓	53.0%	(55.7%)	↓	54.9%	(58.3%)		↓	48.1%	(49.3%)	↓	48.6%	(49.6%)
	11位	情報サービス・ソフトウェア		↓	51.9%	(54.0%)	↓	47.5%	(50.1%)		↓	44.4%	(45.4%)	↓	52.5%	(53.4%)
	12位	鉱業・採石・砂利採取		↓	51.3%	(53.0%)	↓	49.7%	(50.1%)	↓	↓	44.9%	(50.3%)	↓	45.2%	(45.8%)
	13位	造船		↓	51.2%	(54.8%)	↓	51.9%	(62.0%)	↓	↓	45.9%	(61.8%)	↓	48.1%	(49.3%)
	14位	運輸・郵便（トラック運送除く）		↑	50.7%	(50.7%)	↓	48.2%	(48.7%)		↓	47.0%	(48.3%)	↑	49.0%	(48.6%)
	15位	石油製品・石炭製品製造		↑	50.3%	(46.8%)	↓	57.9%	(58.4%)		↓	46.3%	(42.4%)	↑	44.7%	(39.9%)
	16位	印刷		↓	49.1%	(51.0%)	↓	50.4%	(52.3%)		↓	42.2%	(44.7%)	↓	42.1%	(43.9%)
	17位	不動産業・物品賃貸		↑	49.0%	(47.8%)	↓	48.4%	(50.8%)		↓	50.1%	(50.6%)	↑	50.5%	(48.6%)
	18位	建材・住宅設備		↓	48.2%	(49.4%)	↓	49.6%	(51.1%)		↓	42.4%	(44.3%)	↓	42.7%	(43.1%)
	19位	広告		↓	46.8%	(48.3%)	↓	45.4%	(52.8%)	↓	↓	40.8%	(47.4%)	↑	43.8%	(43.5%)
	20位	繊維		↓	46.3%	(50.6%)	↓	48.7%	(51.6%)		↓	43.6%	(45.0%)	↓	42.3%	(45.0%)
	21位	通信		↑↑	46.1%	(35.4%)	↑↑	49.7%	(35.7%)		↑↑	44.4%	(34.5%)	↑↑	46.1%	(36.3%)
	22位	電気・ガス・熱供給・水道		↓	45.4%	(45.5%)	↑	47.8%	(47.2%)		↑	42.8%	(42.1%)	↓	43.0%	(43.7%)
	23位	金融・保険		↑↑	45.0%	(28.5%)	↑↑	36.4%	(30.6%)		↑	36.4%	(32.1%)	↑↑	50.0%	(27.5%)
	24位	農業・林業		↓	41.4%	(44.8%)	↓	41.2%	(43.4%)		↓	38.3%	(40.6%)	↓	37.0%	(39.8%)
	25位	廃棄物処理		↓	39.6%	(40.1%)	↓	36.7%	(37.6%)		↓	35.6%	(38.8%)	↓	35.7%	(37.4%)
	26位	生活関連サービス		↓	37.6%	(42.1%)	↓	35.3%	(41.8%)		↓	32.2%	(38.1%)	↓	34.6%	(39.7%)
	27位	トラック運送		↓	36.5%	(37.6%)	↓	32.5%	(33.6%)		↓	33.9%	(35.4%)	↓	33.6%	(34.1%)
	28位	放送コンテンツ		↓	34.0%	(41.0%)	↓	34.9%	(45.4%)		↓	30.3%	(38.2%)	↓	32.5%	(40.4%)
	29位	飲食サービス		↓	33.0%	(36.9%)	↓	25.7%	(42.8%)		↓	26.5%	(44.6%)	↓	31.0%	(33.9%)
	30位	製薬		↓	30.0%	(45.0%)	↓	30.0%	(66.7%)		↓	30.0%	(41.7%)	↓	16.7%	(43.3%)
	—	その他		—			—			—			—			

賃上げ促進税制の見直し

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

経済産業関係

令和8年度税制改正について

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

改正後

継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+4%	10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5%
+5%	15%		上乗せ
+6%	25%		上乗せ

中堅企業※1



改正前

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+3%	10%	+10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5%
+4%	25%	上乗せ		上乗せ

全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+1.5%	15%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5%
+2.5%	30%		上乗せ

中小企業※2



全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+1.5%	15%	+5%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5%
+2.5%	30%	上乗せ		上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

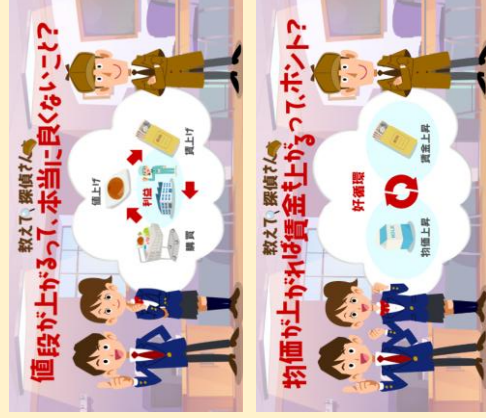
- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

賃金と物価の好循環に関する理解醸成について

- 賃金と物価の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇や更なる賃金上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「値段が上がるって、本当に良くないこと？」「物価があがれば賃金も上がるってホント？」

日本の賃金と物価を巡るこれまでの状況や、モノやサービスの値段が決まる仕組み、消費者が物価上昇にどのような向き合えば良いかについて、わかりやすく解説。



- ✓ 値上げは、必ずしも悪いことではない
- ✓ 2022年頃までの約30年間、コストが上昇しても、企業が消費者離れをおそれて値上げできない状況が続いた
- ✓ 2022年頃から、生産コストの上昇が値段に反映され、賃金も物価も上がり始めている
- ✓ 現在は、賃金上昇と物価上昇の好循環ができつつある状況
- ✓ 賃金上昇と物価上昇の良い循環につなげていくことが大切
- ✓ キーワードは「値段の背景を意識して」「買って企業を応援」

くより深く学びたい方向け>

※メイン動画をより詳細に解説した過去動画です。

- #1 物価上昇！どうする？
- #2 物の値段はどうやって決まる？
- #3 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？
- #4 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！
- #5 物価はなんで上がらないの？
- #6 物価をウォッチしよう！



3～5分で観られます！

動画は[こちら](#)、または

消費者庁 物価について考える

検索

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。

中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置（2026年3月11日 総理指示）

- 3月11日（水）の総理指示を踏まえ、緊急的に燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）に対する支援を決定。3/19（木）出荷分から支給開始。
- 現在の燃料油補助金の基金残高を活用し、ガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分について、10/10の補助を行う。
- 軽油・重油・灯油についてはガソリンと同額の補助を行う。

※ 軽油については、暫定税率が廃止される4月1日まで、暫定税率相当の17.1円の補助に加えて、追加的に支給。
※ 重油・灯油については、従前の5円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンと同額の補助を行う。
※ 航空機燃料については、従前の4円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンの補助額の4割相当の支援とする。



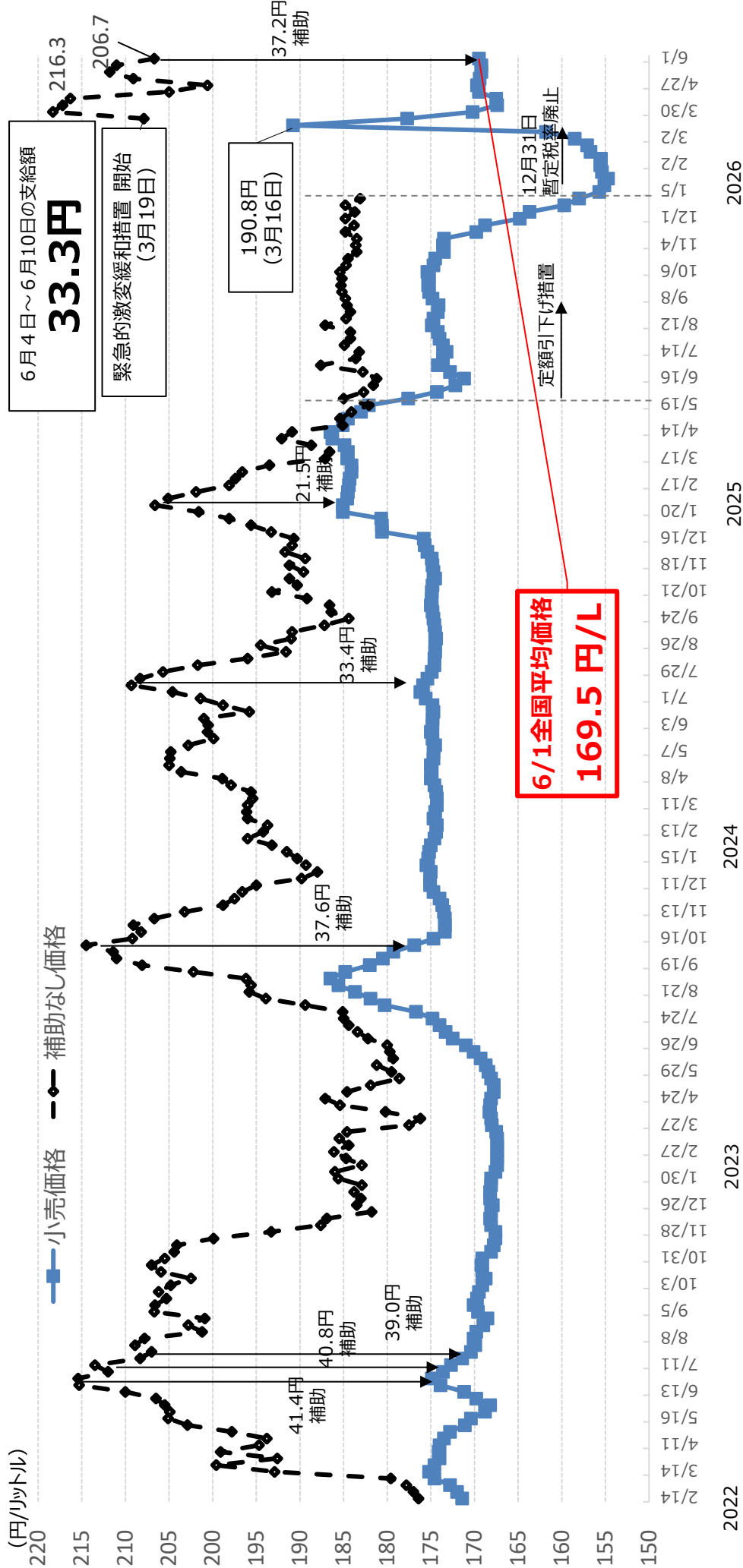
- 今般、令和7年度予備費を7,948億円措置。（3/24(火)閣議決定）
- 元々の3月末基金残高見込みと合わせて、1兆円超の基金規模を確保
⇒ 価格高騰が継続する場合にも、切れ目なく安定的な支援

ガソリン全国平均価格の推移

- 2026年6月1日（月）のガソリン全国平均価格は、169.5円（前週比+0.3円）となった。
- 6月4日（木）から適用するガソリンの補助額は33.3円。

※支給単価＝翌週の想定ガソリン小売価格 169.5円+前週の支給額37.2円+原油価格の変動分-3.4円）-基準価格170.0円

レギュラーガソリン・全国平均価格



今夏の電気・ガス料金支援（2026年7月～9月）

【令和8年度一般会計予備費5,135億円】

- 暑くなる夏への対応として、エアコンを適切に利用いただくなど、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。
- 特に、電力使用量がピークとなる8月使用分の負担軽減を重点化する。

支援の概要

	電気		都市ガス
	低圧	高圧	
7月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/㎡
8月	4.5円/kWh	2.3円/kWh	18円/㎡
9月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/㎡

支援の効果

- ☑標準的な家庭において、3ヶ月5,000円程度の負担引下げ効果を実現。
- ☑支援後の料金水準は、昨年夏の水準を下回る見込み。

概要

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者））が、以下の全ての要件を満たす場合、扶養から外れ、厚生年金・健康保険に加入し、保険料負担（労使折半）が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
 - ・ 賃金要件：雇用契約時の所定内賃金（注1）が月8.8万円（年収 約106万円）以上
 - ・ 労働時間要件：週の所定労働時間が20時間以上
 - ・ 企業規模要件：従業員50人超の企業に勤務
 - ・ 学生除外要件：学生ではない

➢ 加入すると、厚生年金や健康保険の傷病手当金等の給付が上乗せされる

106万
(社保)
↓
撤廃

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者）（注2））の年間収入見込み額（給与所得以外の収入も含む）が130万円以上となる場合、扶養から外れ、国民年金・国民健康保険に加入し、保険料負担が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
- 壁を超えても、被扶養配偶者（第3号被保険者）であったときと給付面は変わらない

130万
(社保)
↓
対応

対策（令和7年以降）

- **令和7年年金制度改正法による要件の見直し（被用者保険の適用拡大）**
- ⇒ **賃金要件を撤廃（令和8年10月予定）**
 - ※ 最低賃金が時給1,016円以上となると週20時間以上働く方の賃金が月8.8万円以上となり、賃金要件の意味が実質的になくなる（2025年度には全ての都道府県の最低賃金が時給1,016円以上となる）
- ⇒ **企業規模要件を下表のとおり段階的に撤廃**

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

- できる限り「被用者保険」への移行を促す観点から「**被用者保険の適用拡大**」を**着実に実施**。その上で、以下の取組を通じて働く方々に「壁」を意識せず働いていただける環境作りを支援。
- **キャリアアップ助成金の拡充**
 - ⇒ 「短時間労働者労働時間延長支援コース」の新設（令和7年7月）
- **被扶養者認定に係る見直し**
 - ⇒ 被扶養者認定の円滑化（注3）の恒久化（令和7年10月）
 - ⇒ 大学生年代の被扶養者の認定基準を150万円まで引上げ（令和7年10月）
 - ※ 令和7年度税制改正における特定扶養控除の所得要件引き上げの趣旨との整合性を図る観点から見直しを実施。
 - ⇒ 被扶養者認定を雇用契約の内容を基にして行う取扱いを新たに導入（令和8年4月）

（注1）毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。
（注2）健康保険の場合、扶養される側には配偶者以外に三親等以内の親族まで含まれる。その場合、年金は第1号被保険者となる。
（注3）人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が130万円を超えても、事業主の証明があれば、原則として連続2回までは引き続き扶養にとどまることが可能。

被用者保険の適用拡大（令和7年改正）

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

- 撤廃

① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）

③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くことと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃　＜公布から3年以内の政令で定める日（令和8年10月予定）から施行＞

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）		実施時期
500人超	約107万人 (実績値)	2016年10月
100人超		2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

- 常時5人以上の者を使用する事業所
- ―

法律で定める17業種　適用（現行どおり）

―

上記以外の業種（※）　非適用⇒適用

―

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

―

5人未満の事業所　非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、
〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、
社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険
の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の
定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。

（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収
入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援。（令和7年7月
開始、1人当たり最大75万円助成）

97

①

被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入（令和8年4月1日施行）

- ・ 被扶養認定基準（配偶者は年間収入見込み130万円）について、いわゆる「106万円」の取扱いと同様に、被扶養者の認定時点で労働契約の内容（基本給および諸手当等）によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う。
- ※ 併せて、当面の措置とされていた事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定を恒久化。

②

学生等を対象とした被扶養認定基準の見直し（令和7年10月1日施行）

- ・ 特定扶養控除の所得要件の引上げに併せて、19～22歳の学生等についての被扶養者認定の収入要件を年間150万円未満に引き上げる。

労働時間延長メニュー（～R8.3.31）

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。



短時間労働者労働時間延長支援コース（R7.7.1～）

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	5時間以上	—	40万円	50万円
②	4時間以上 5時間未満	5%以上		
③	3時間以上 4時間未満	10%以上		
④	2時間以上 3時間未満	15%以上		

(注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。
- ・左記メニューからの切り替え可。
- ・複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。
- ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	労働時間を更に 2時間以上延長	—	20万円	25万円
②	—	基本給を更に5% 以上増加又は昇給、 賞与若しくは退職 金制度の適用		

(注)・被用者保険への継続加入が必要。

- ・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。
- ・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
（被用者保険適用後1年目と2年目で比較）
- ・賃金は基本給。
- ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

令和8年度当初予算額 1,022億円 (1,025億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

うち雇用環境・均等局計上分 1,015億円 (1,020億円) うち職業安定局計上分 7億円 (5億円)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

コース名／コース内容

正社員化支援

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

処遇改善支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施。また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。

年収の壁
知応

支給額（1人当たり）

【重点支援対象者※】		【左記以外】
有期→正規：	80万円（60万円）	40万円（30万円）
無期→正規：	40万円（30万円）	20万円（15万円）
※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b：雇入れから3年未満で、次の①②③いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者		
➢ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外		
➢ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用		
上限人数：20人		

- ①有期→正規：90万円（67.5万円）
- ②有期→無期：45万円（33万円）
- ③無期→正規：45万円（33万円）

- ①3%以上4%未満：4万円（2.6万円）
- ②4%以上5%未満：5万円（3.3万円）
- ③5%以上6%未満：6.5万円（4.3万円）
- ④6%以上：7万円（4.6万円）

上限人数：100人

- 1事業所当たり 60万円（45万円） 1事業所当たり1回のみ

- 1事業所当たり 40万円（30万円） 1事業所当たり1回のみ

60万円（45万円）<75万円>（※）

※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

加算措置等／加算額

正社員化コース

- 通常の正社員転換制度を新たに規定し転換
1事業所当たり 20万円（15万円）
- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換
1事業所当たり 40万円（30万円）
- 非正規雇用労働者の情報公表加算【新設】
1事業所当たり 20万円（15万円）

賃金規定等改定コース

- 「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）
- 昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

- 両方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

※()は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



(参考) 「年収の壁・支援強化パッケージ」概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、

被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当

（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たった際の労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

今後の予定（案）

7月10日（金） 第2回目安に関する小委員会
於 未定

7月17日（金） 第3回目安に関する小委員会
於 未定

7月23日（木） 第4回目安に関する小委員会
於 未定

※上記の日程は調整中



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025年)の概要(速報)

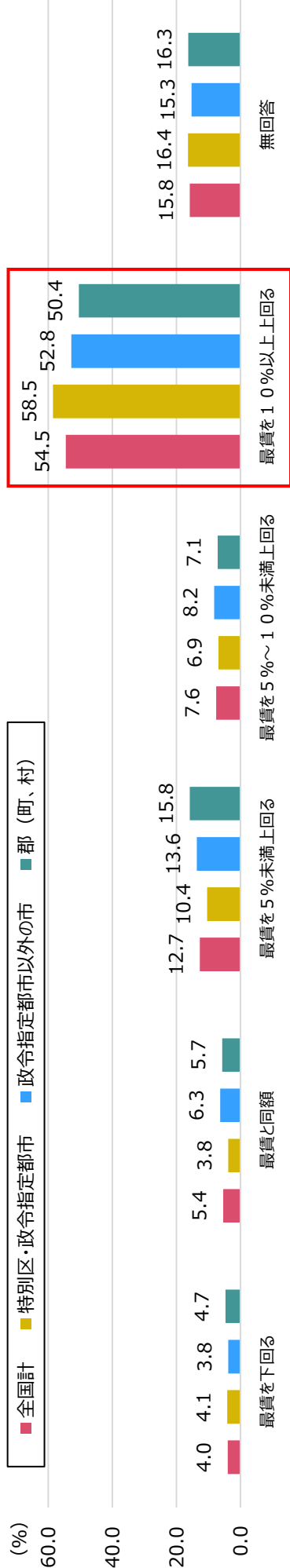
JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025)の概要(速報)

調査の概要	実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）		
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年度の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。		
	調査の対象	従業員規模 1 人以上300人未満の全国の企業20,000社。 ※2024年調査に回答があった企業(8,618社)を対象とともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、11,382社を抽出。8,618社には、2021～2024年調査とも回答があったパネル接続可能企業（1,836社）を含む。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。		
	調査方法	郵送による配布・回収（回収にはオンライン併用）		
	調査期間	2026年 1 月23日～ 2 月20日（3月末までに到着した調査票を集計）		
集計対象企業数等	集計対象企業数・割合	集計対象企業数：8,754社（43.8% / 20,000社） （うち、2021年～2024年調査も回答した企業（パネル接続可能）の集計対象企業数：1,450社（79.0% / 1,836社）		
	集計対象企業の主な属性	ランク	集計対象企業数	構成比（%）
		Aランク	1, 8 8 6	2 1. 5
		Bランク	4, 4 6 9	5 1. 1
		Cランク	2, 3 9 9	2 7. 4
従業員数	集計対象企業数	構成比（%）		
1～4人	3, 3 5 9	3 8. 4		
5～9人	1, 8 9 5	2 1. 6		
10～19人	1, 4 9 2	1 7. 0		
20～29人	6 4 7	7. 4		
30～49人	6 6 1	7. 6		
50～99人	4 5 7	5. 2		
100～299人	2 4 3	2. 8		
備考	備考	業種	集計対象企業数	構成比（%）
		建設業	1, 8 8 4	2 1. 5
製造業	1, 4 6 9	1 6. 8		
情報通信業	1 6 3	1. 9		
運輸業	3 5 7	4. 1		
卸売業	8 1 7	9. 3		
小売業	1, 1 6 1	1 3. 3		
金融業、保険業	1 0 9	1. 2		
不動産業、物品賃貸業	3 4 3	3. 9		
宿泊業	1 1 4	1. 3		
飲食サービス業	4 0 3	4. 6		
生活関連サービス業	2 6 6	3. 0		
娯楽業	6 9	0. 8		
教育、学習支援業	9 3	1. 1		
医療、福祉	4 5 0	5. 1		
上記以外のサービス業	1, 0 5 6	1 2. 1		
備考	備考	・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。		
		・集計結果は、産業、従業員規模、ランク別の集計後の企業構成比が母集団の企業構成比と同様となるように復元処理（ウェイトバック）したものである。		

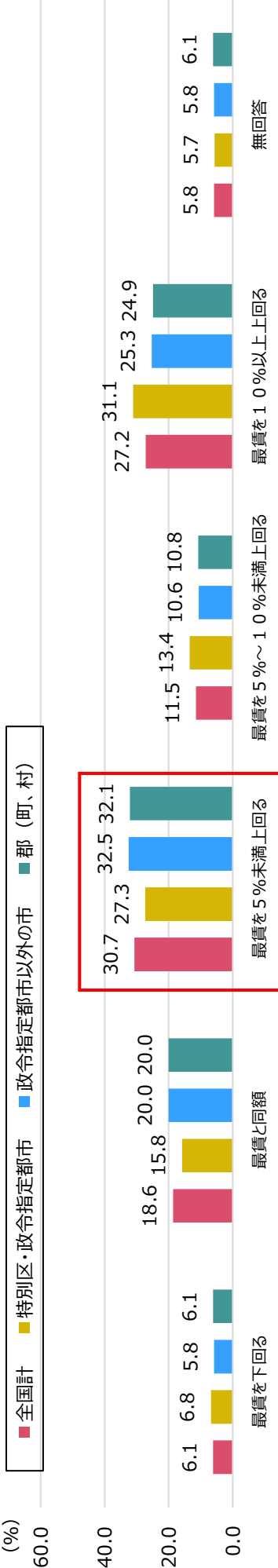
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※） 本会社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注） 集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。

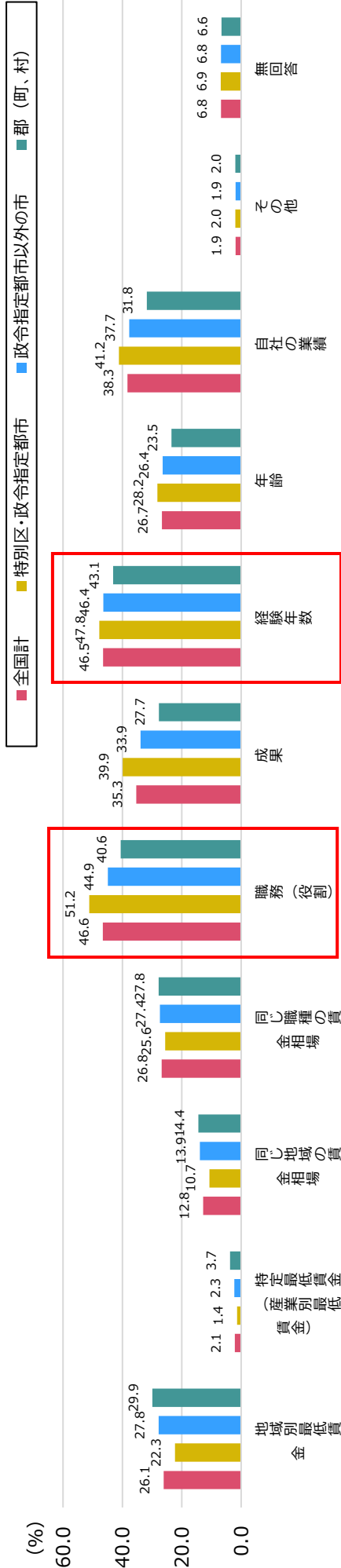
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」12,094社、「政令指定都市以外の市」15,457社、「郡（町、村）」11,195社、無回答8社である。

（注） 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したものを。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くとしている。

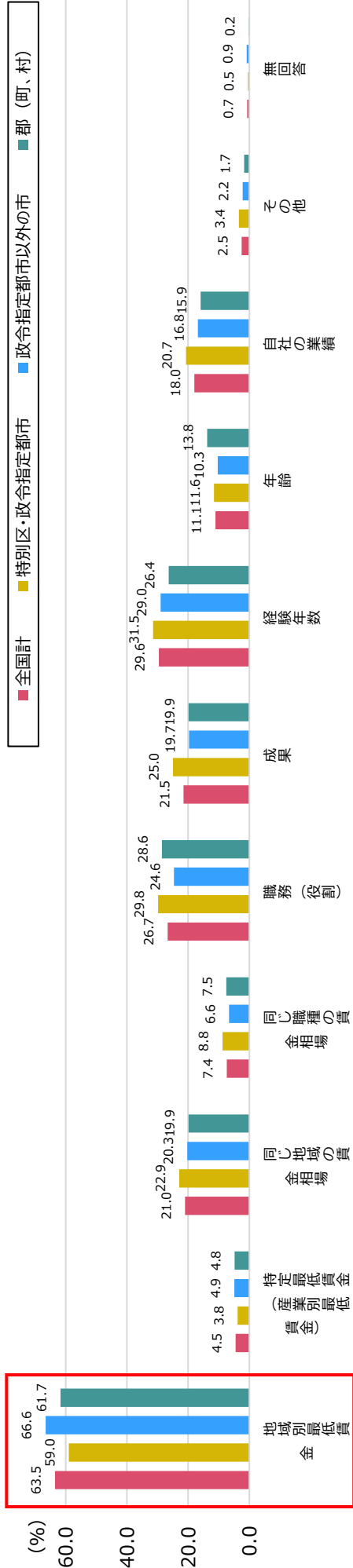
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



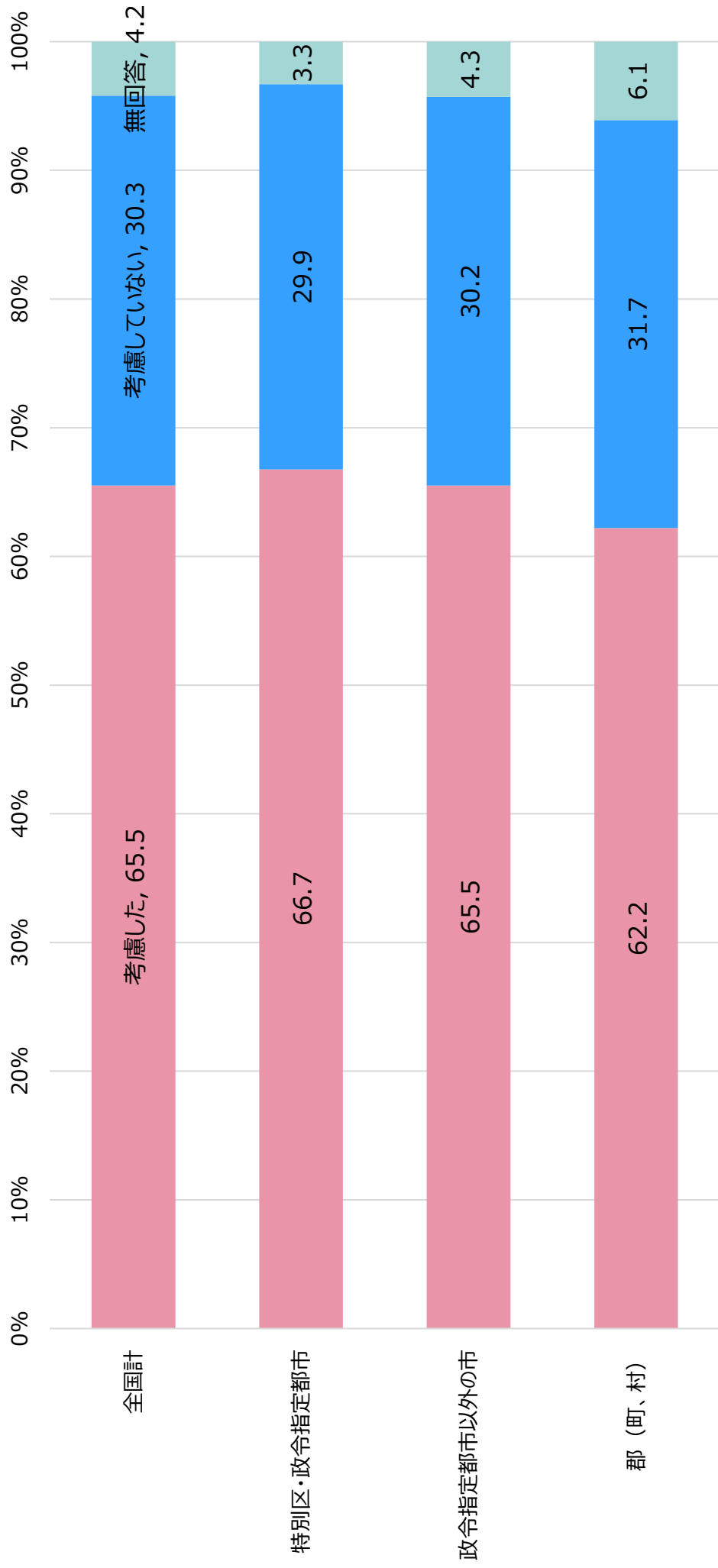
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。



(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、直近1年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

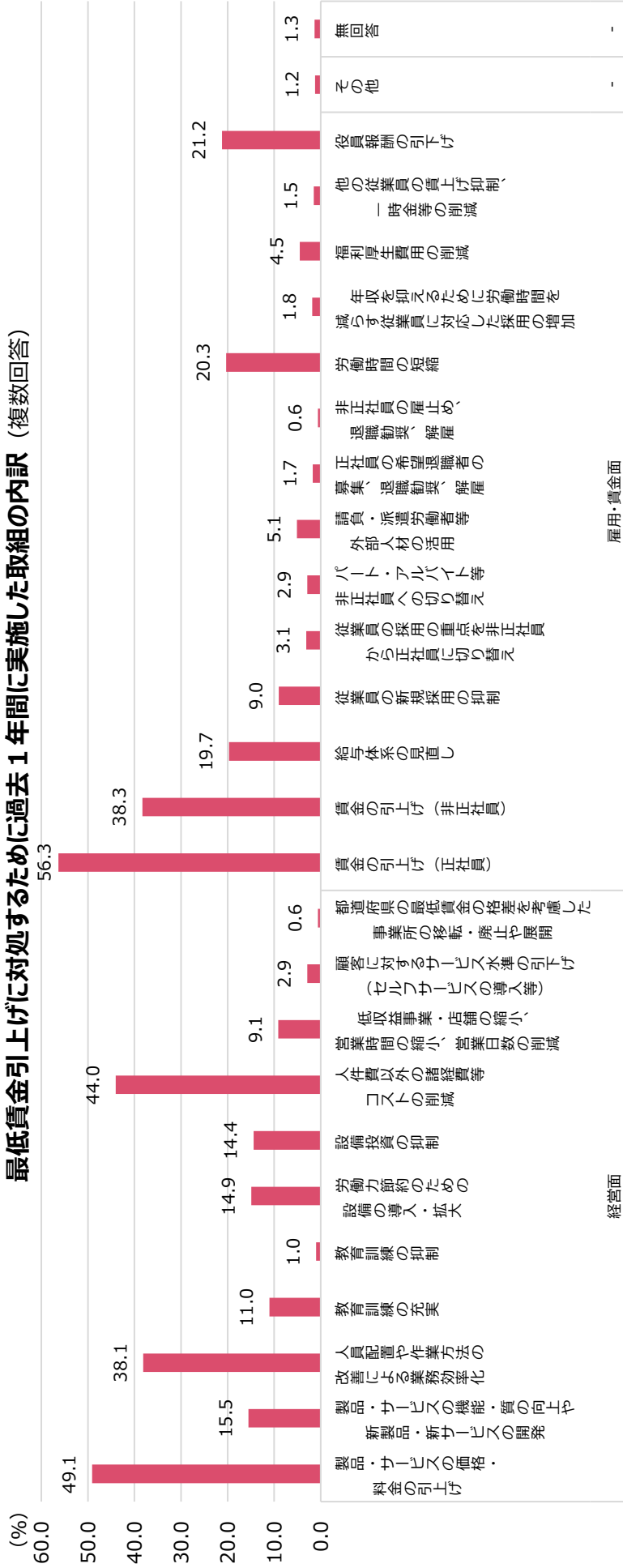
最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

過去1年間に、最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は38.1%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

過去1年間の最低賃金引上げに対する取組の有無



最低賃金引上げに対処するために過去1年間に実施した取組の内訳 (複数回答)



経営面

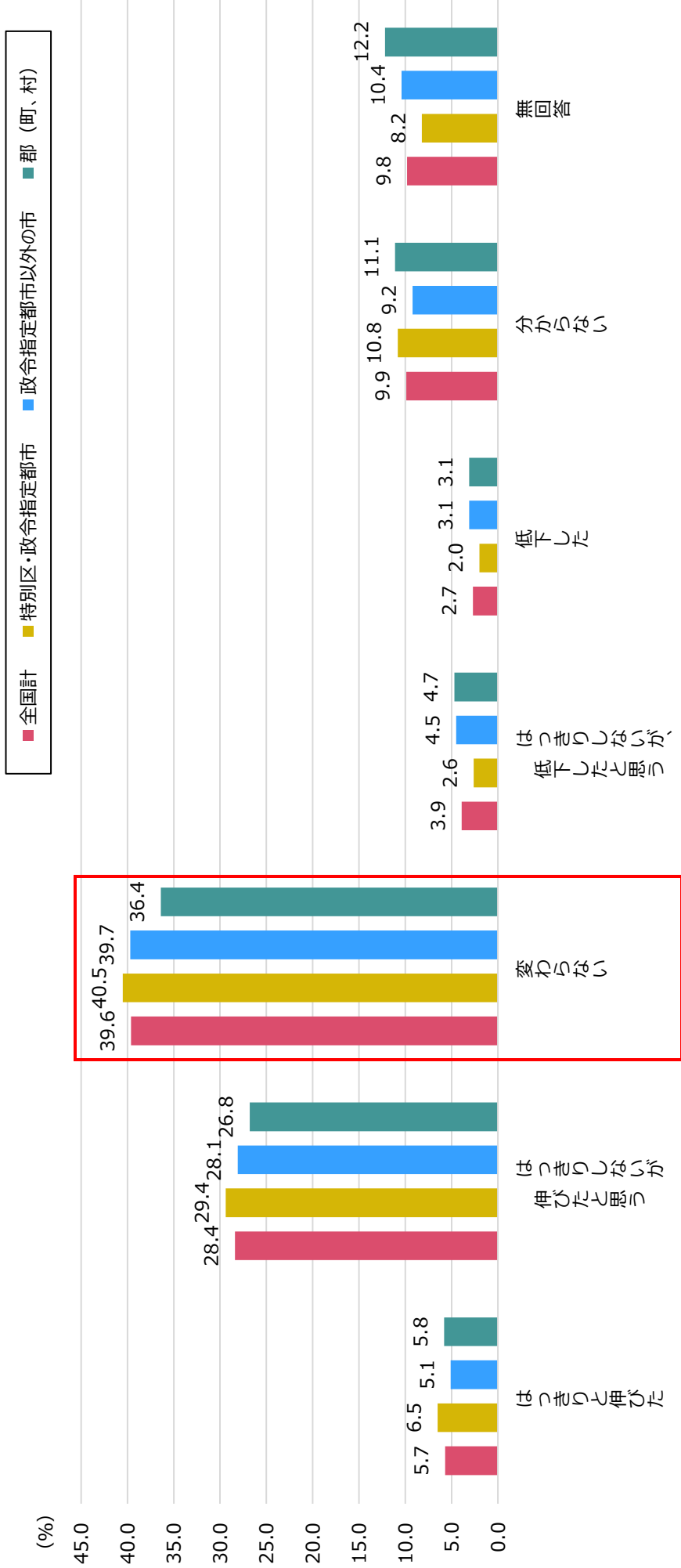
雇用・賃金面

(注) 上図は集計対象企業 (8,754社)、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (3,589社) について集計。本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2025年)

過去1年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

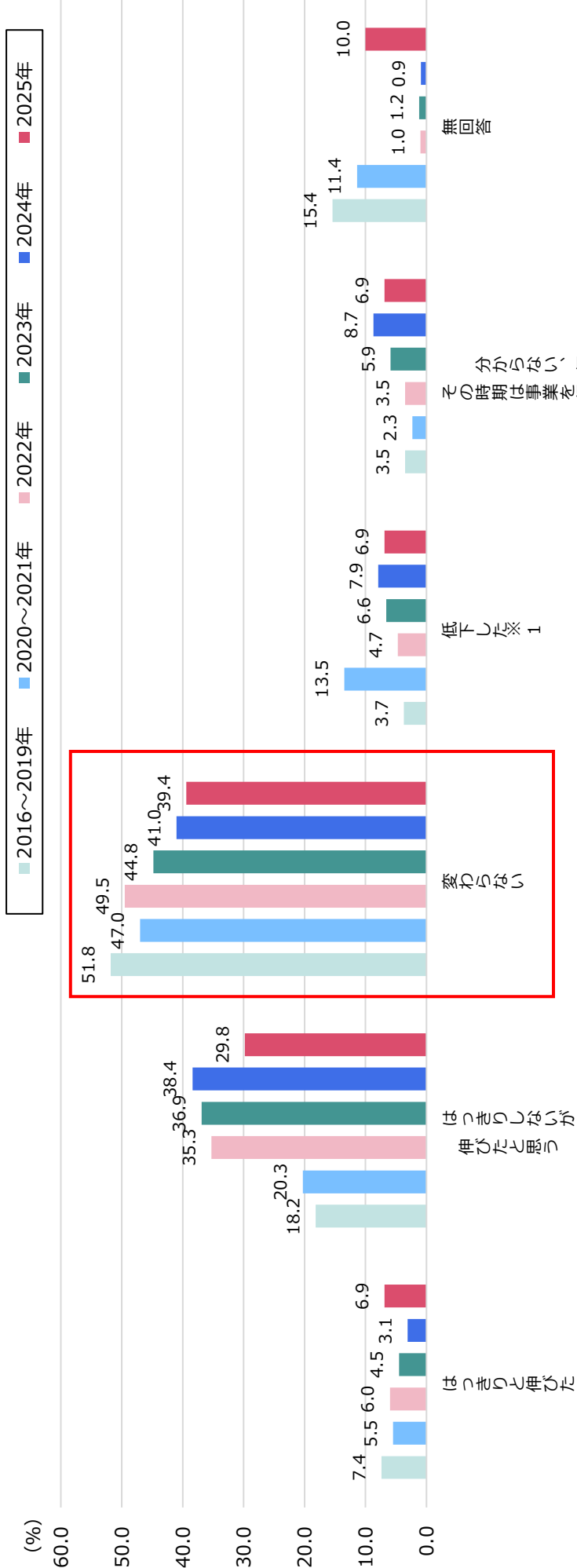


(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(2025年調査:3,589社)について集計。
本数が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (パネル集計)

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたところ、いずれの年も「変わらない」が最も多いが、2023年以降、その割合は低下している。2025年は「はっきりしないが伸びたと思う」の割合も低下している。一方、「はっきりと伸びた」の割合が上昇しており、2016～2019年に次ぐ水準となっている。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※ 1 2022年～2025年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※ 2 2022年～2025年調査における選択肢は、「分からない」

(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業（1,450社）のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取組んだことがあった」を回答した企業

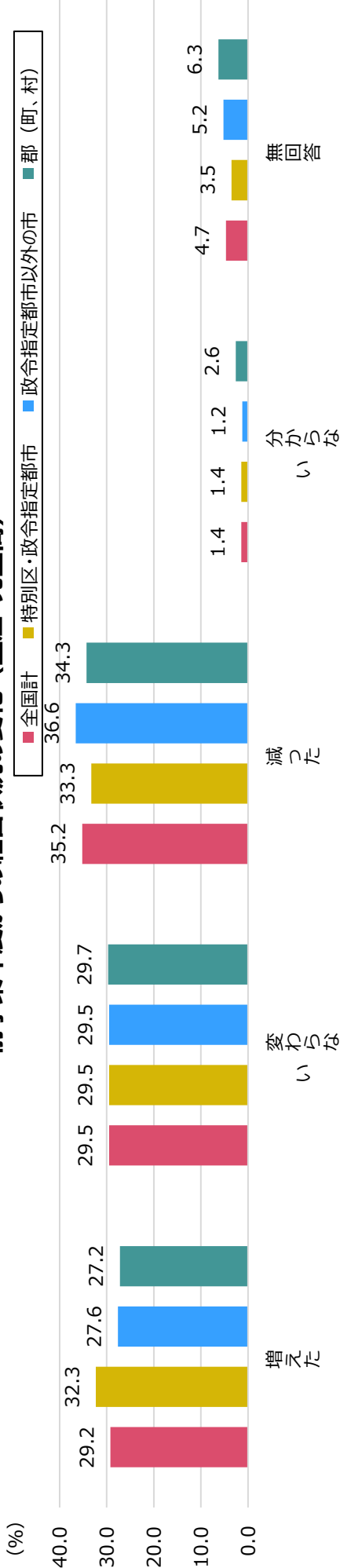
（2025年調査：601社、2024年調査：708社、2023年調査：735社、2022年調査：523社、2021年調査：819社）について集計。

本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

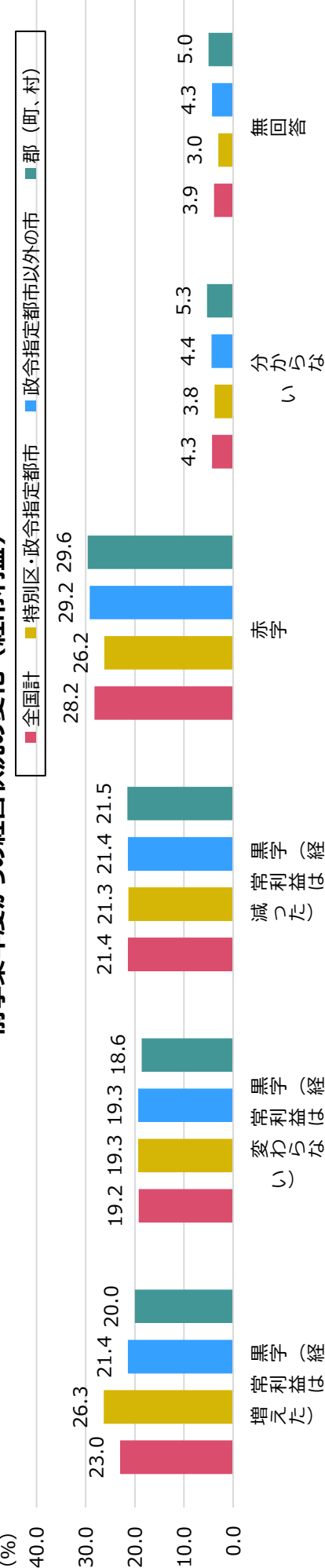
前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」「減った」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっており、同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は増えた）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

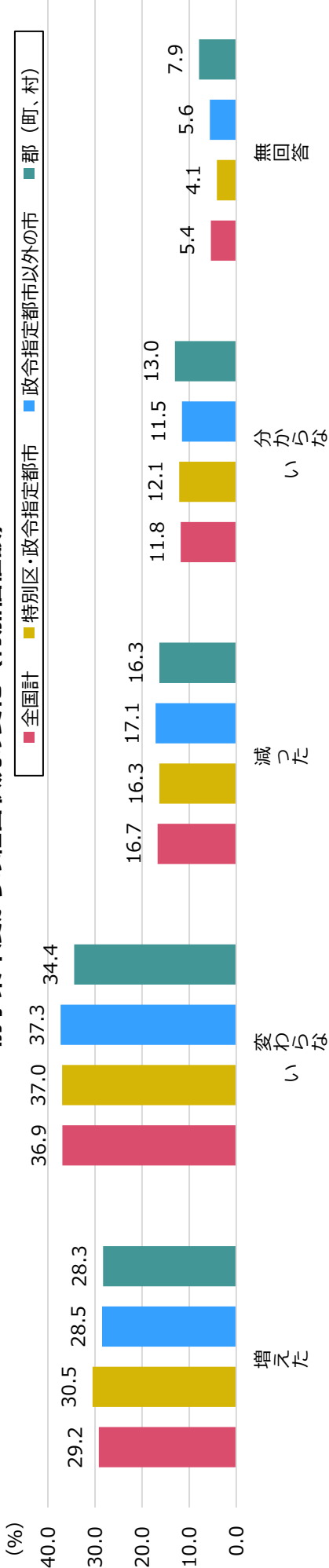


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

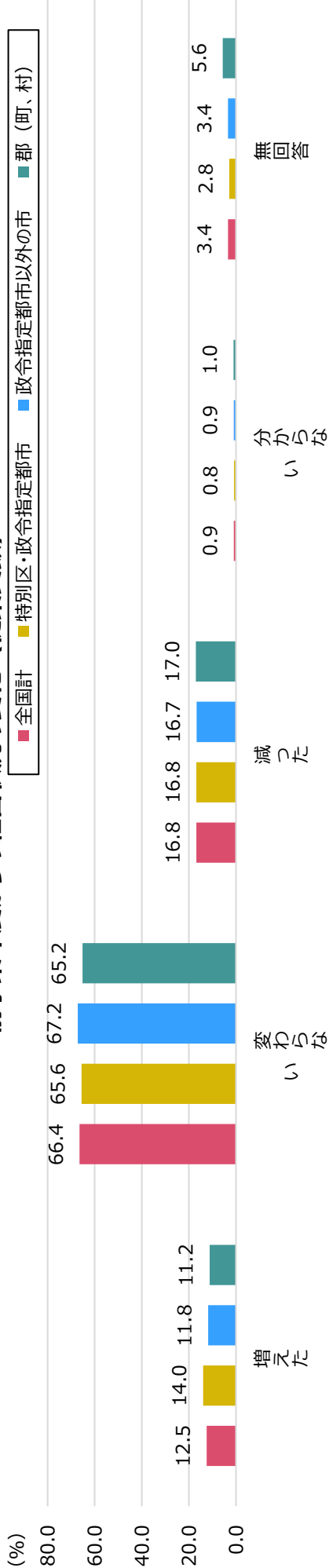
前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（付加価値額）



前事業年度からの経営状況の変化（従業員数）

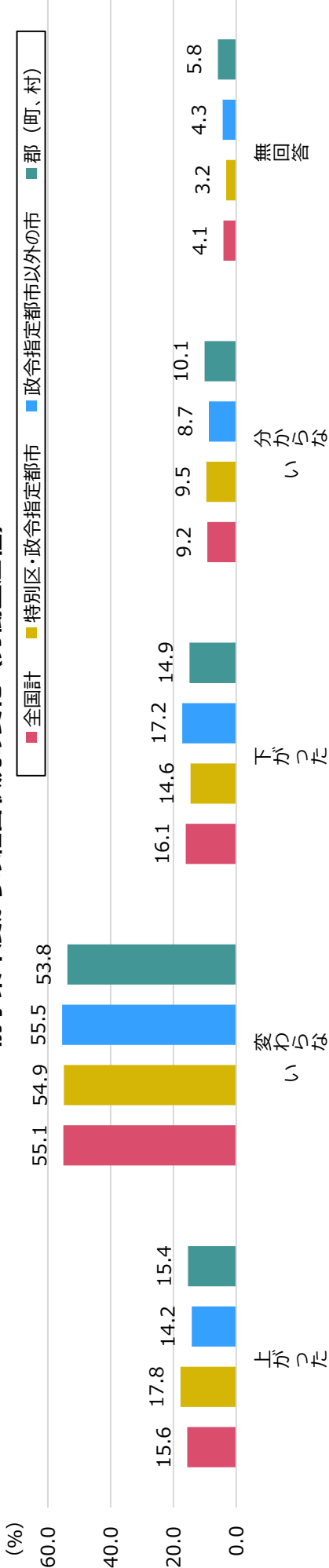


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

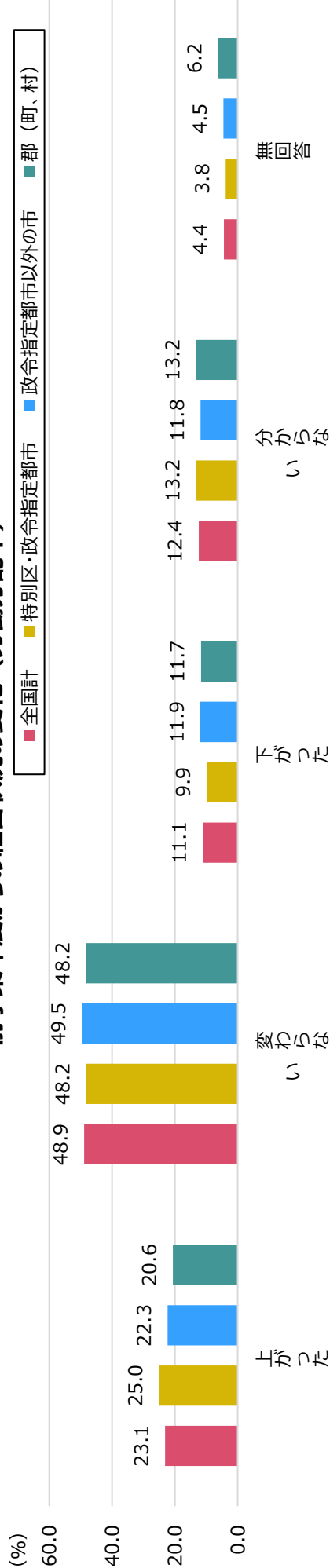
前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

前事業年度からの経営状況の変化（労働生産性）



前事業年度からの経営状況の変化（労働分配率）

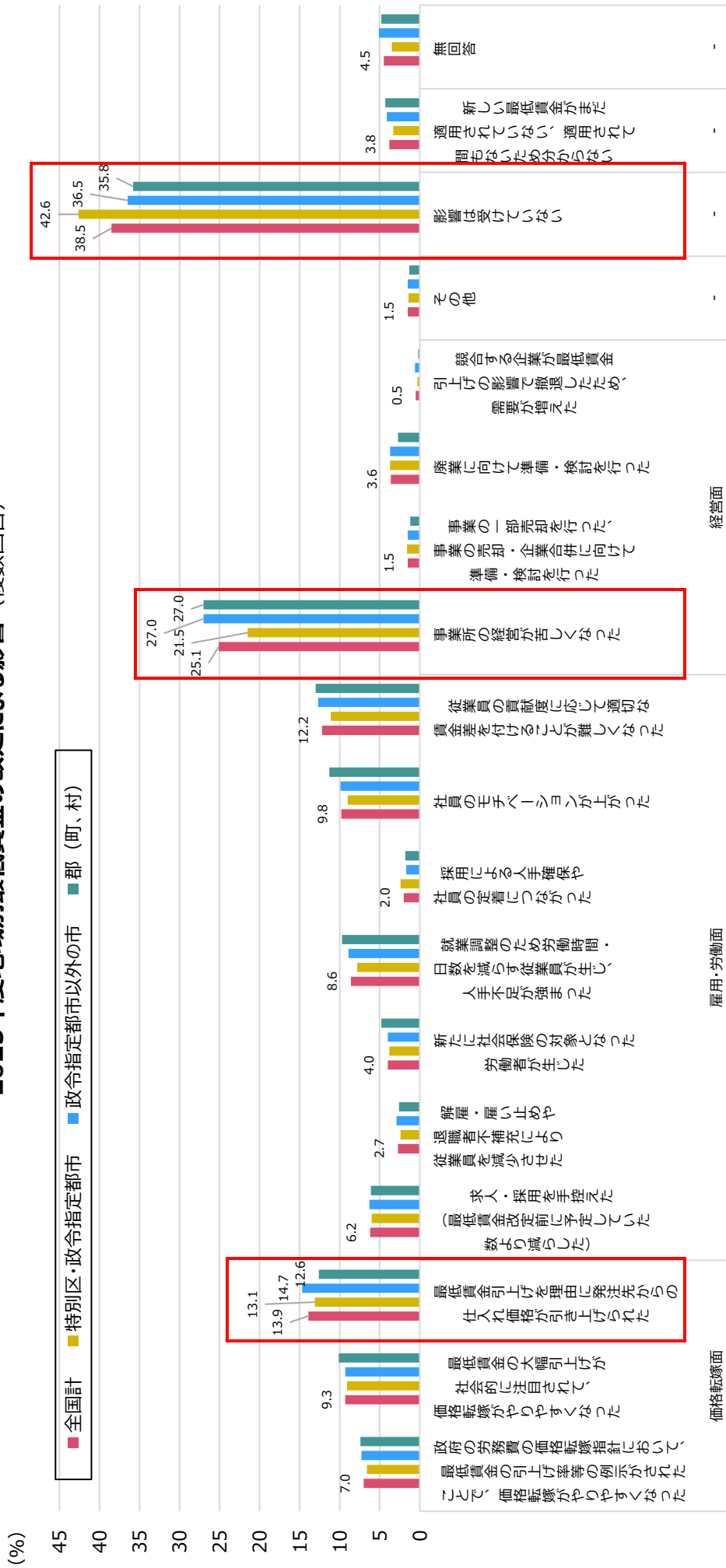


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員 1 人 1 時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。12

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響（複数回答）

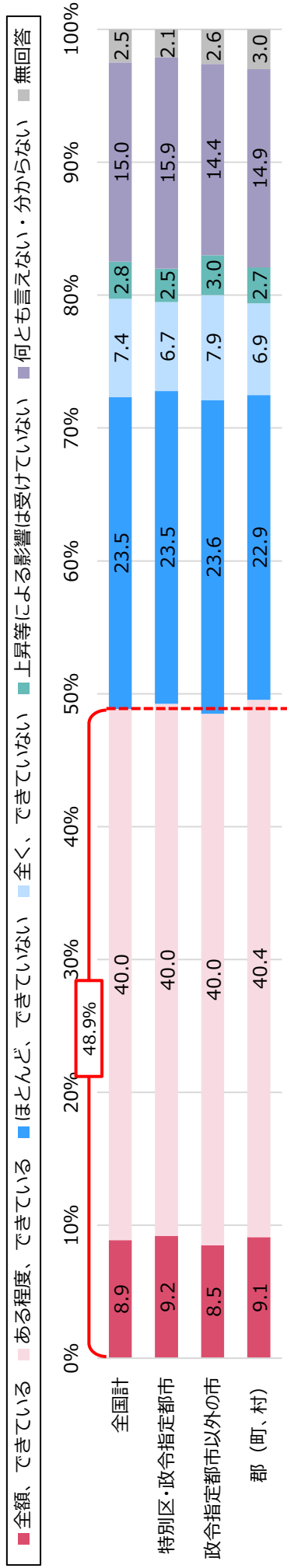


(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

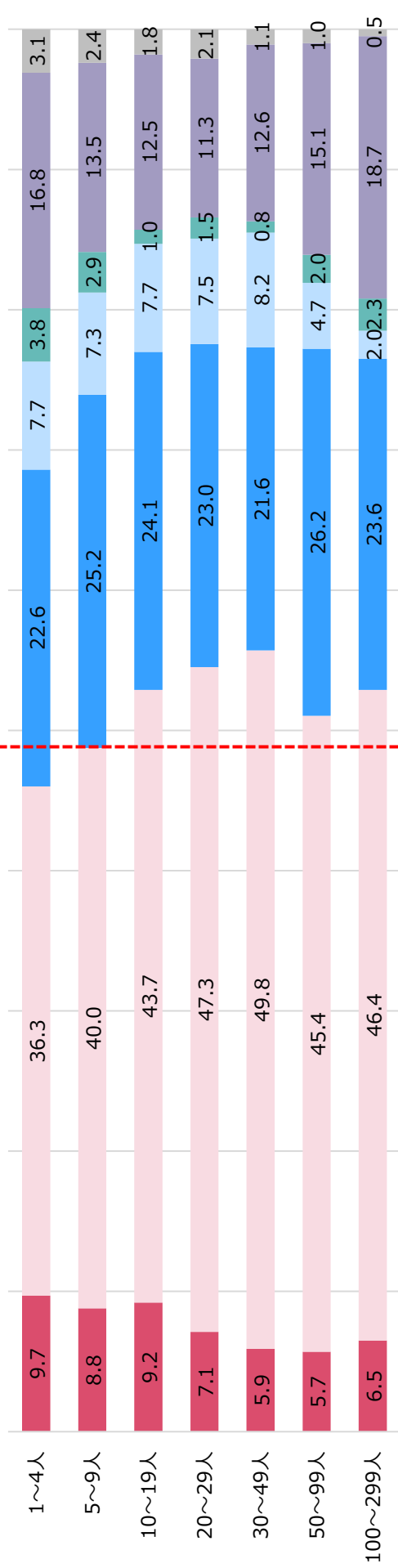
原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計48.9%。この割合は、「特別区・政令指定都市」、「政令指定都市以外の市」、「郡（町、村）」でほぼ同じであり、また、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか



(参考) 従業員規模別

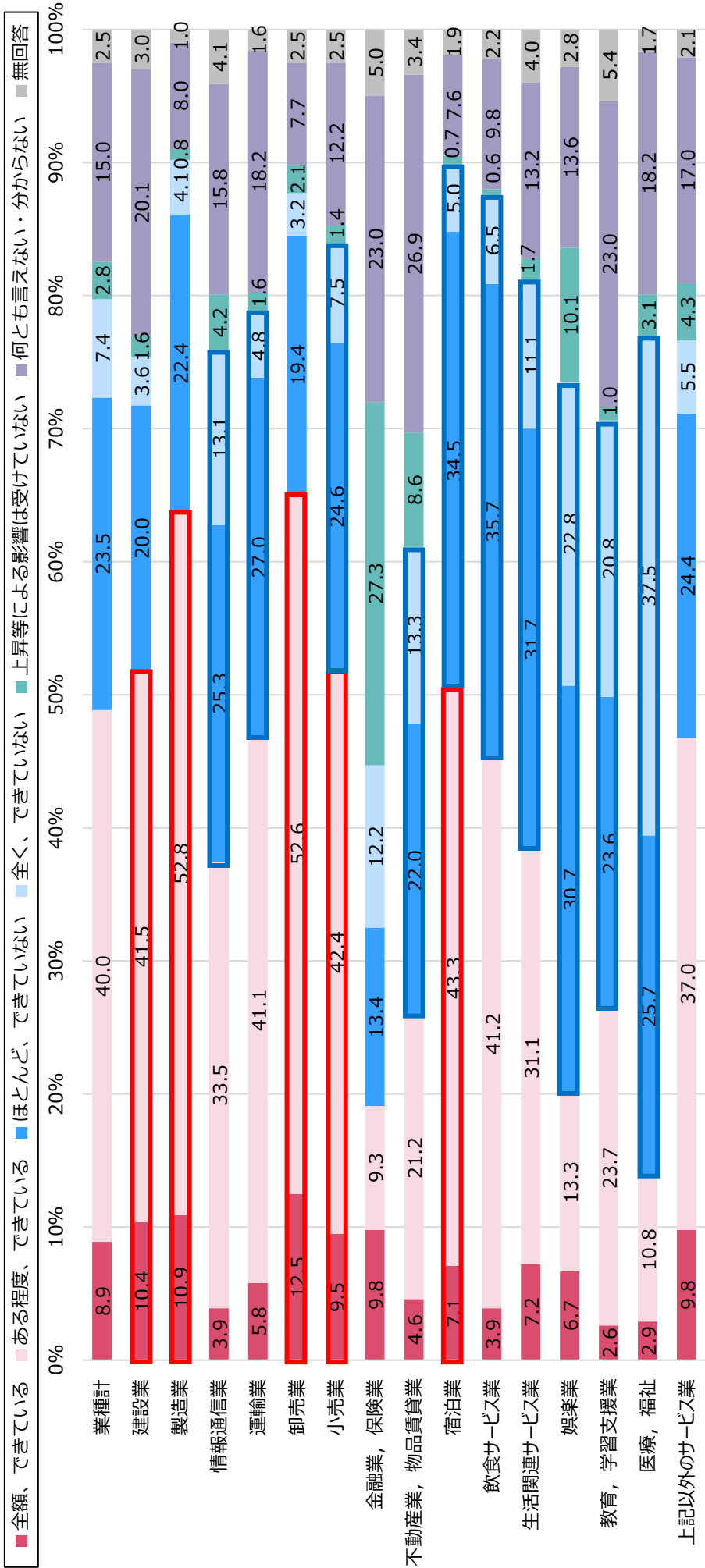


(注) 集計対象企業 (8,754社) について集計。

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁②

価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できている」「全額、できていない」又は「ある程度、できていない」中小企業の割合が5割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（情報通信業、運輸業、小売業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉）もある。

(参考)業種別

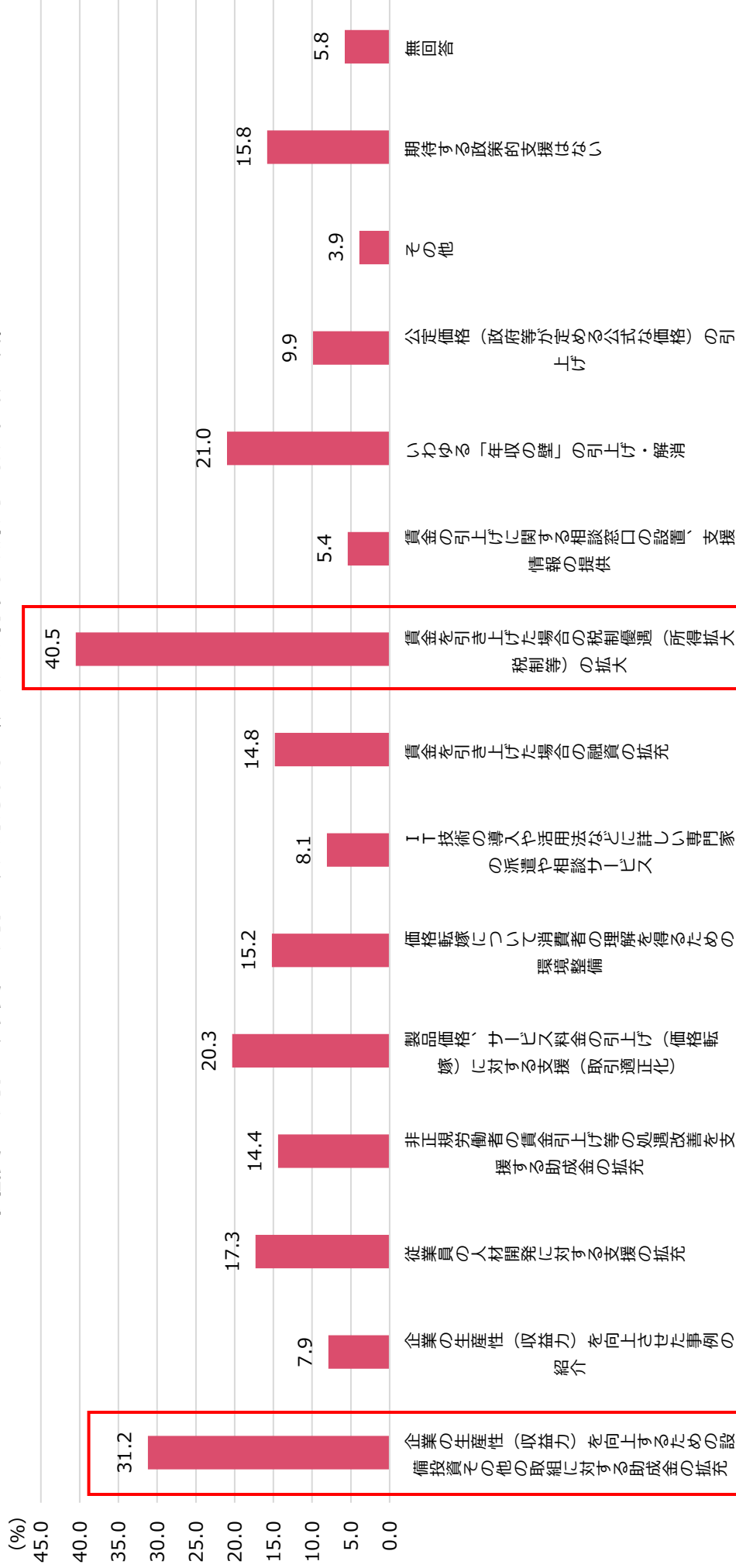


(注) 集計対象企業 (8,754社) について集計。

最低賃金引上げや賃金の引上げに対応するために期待する政策的支援

中小企業が地域別最低賃金の改定や賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引き上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げや賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援（複数回答）

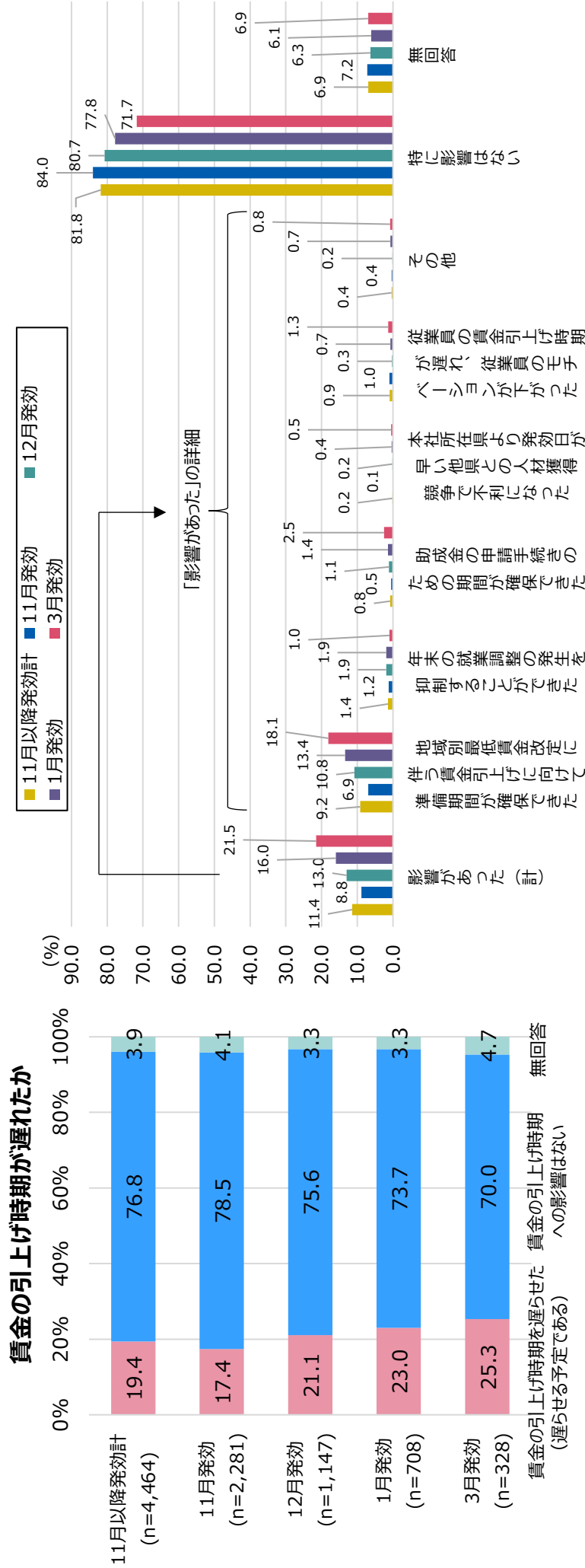


(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

2025年度の地域別最低賃金の効力が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。何らかの影響があったと回答した中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことによる影響 (複数回答)



(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島(以上、11月発効)、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄(以上、12月発効)、福島、徳島、熊本、大分(以上、1月発効)、秋田、群馬(以上、3月発効)のいずれかである企業(4,464社)について集計。「発効日が遅くなったことによる影響(複数回答)」(右図)の「影響があった(計)」は、合計から「特に影響はない」「無回答」を控除したもの。なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたこと」「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

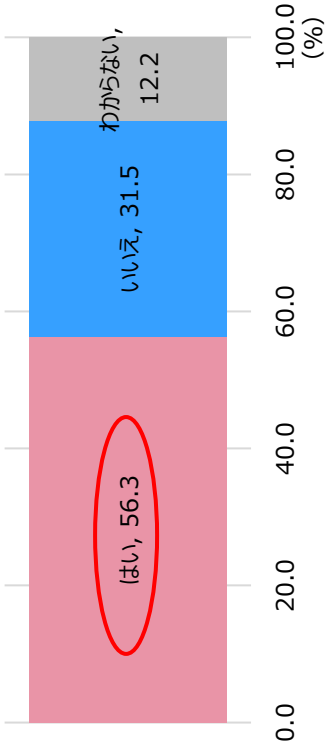
株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年)の概要（速報）

調査の概要	実施機関	株式会社クロスマーケティング（厚生労働省委託事業）																																																
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2026年調査」と表記） なお、株式会社ナビット（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2025年）は、2024年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2025年調査」と表記）																																																
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。																																																
	調査方法	WEB上でのモニター調査																																																
	調査期間	2026年5月1日～15日																																																
	集計対象者数	集計対象者数：4,033人																																																
集計対象者数等	集計対象者の主な属性	【性別】 <table><tr><th></th><th>復元前</th><th>復元後</th></tr><tr><td>男性</td><td>1,194人</td><td>824人</td></tr><tr><td>女性</td><td>2,839人</td><td>2,176人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table> 【年齢階級】 <table><tr><th></th><th>復元前</th><th>復元後</th></tr><tr><td>29歳以下</td><td>207人</td><td>671人</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td>875人</td><td>298人</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>706人</td><td>441人</td></tr><tr><td>50～59歳</td><td>985人</td><td>611人</td></tr><tr><td>60歳以上</td><td>1,260人</td><td>979人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table> 【勤務地の地域区分】 <table><tr><th></th><th>復元前</th><th>復元後</th></tr><tr><td>Aランク</td><td>1,318人</td><td>1,437人</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>1,871人</td><td>1,266人</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>844人</td><td>297人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table> ※ 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとにつつ、Bランクのうち福島県・群馬県・徳島県、Cランクのうち秋田県・熊本県・大分県の各県が勤務地である者についてはサンプル数が多くなるよう、各属性毎の目標回答数を設定。集計に際しては、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性別の構成比と同様となるよう、復元処理（ウエイトバック、復元後の全体回答数は3,000人）を行った。		復元前	復元後	男性	1,194人	824人	女性	2,839人	2,176人	合計	4,033人	3,000人		復元前	復元後	29歳以下	207人	671人	30～39歳	875人	298人	40～49歳	706人	441人	50～59歳	985人	611人	60歳以上	1,260人	979人	合計	4,033人	3,000人		復元前	復元後	Aランク	1,318人	1,437人	Bランク	1,871人	1,266人	Cランク	844人	297人	合計	4,033人	3,000人
		復元前	復元後																																															
男性	1,194人	824人																																																
女性	2,839人	2,176人																																																
合計	4,033人	3,000人																																																
	復元前	復元後																																																
29歳以下	207人	671人																																																
30～39歳	875人	298人																																																
40～49歳	706人	441人																																																
50～59歳	985人	611人																																																
60歳以上	1,260人	979人																																																
合計	4,033人	3,000人																																																
	復元前	復元後																																																
Aランク	1,318人	1,437人																																																
Bランク	1,871人	1,266人																																																
Cランク	844人	297人																																																
合計	4,033人	3,000人																																																
	備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業（令和8年度）」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																																																

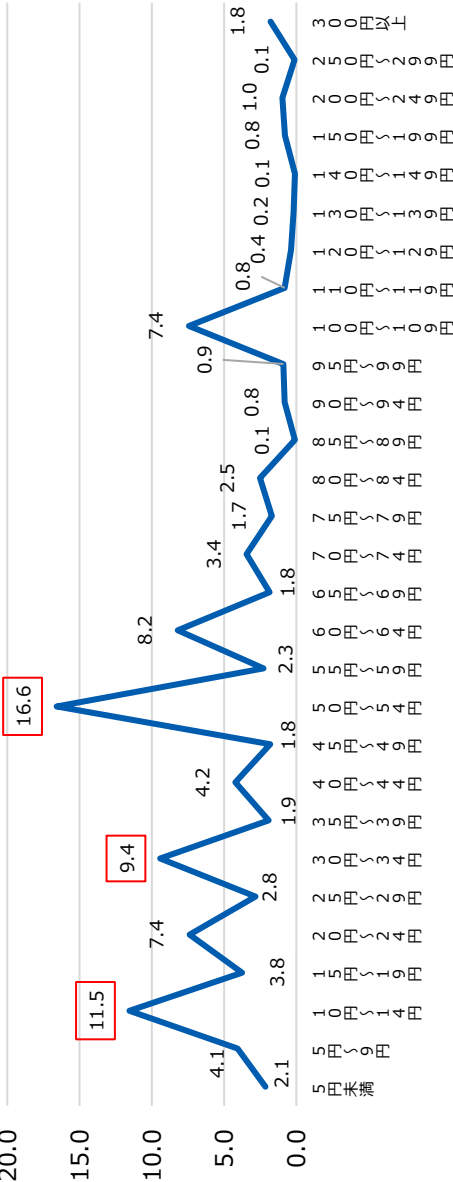
過去1年以内の時間当たり賃金の有無と上昇額、上昇した理由

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が上昇したのは56.3%であり、賃金上昇額は「50～54円」（16.6%）、「10～14円」（11.5%）、「30～34円」（9.4%）の順に多くなっている。また、時間当たり賃金が増えた理由は、「最低賃金が増えたから」（80.3%）が最も多くなっている。

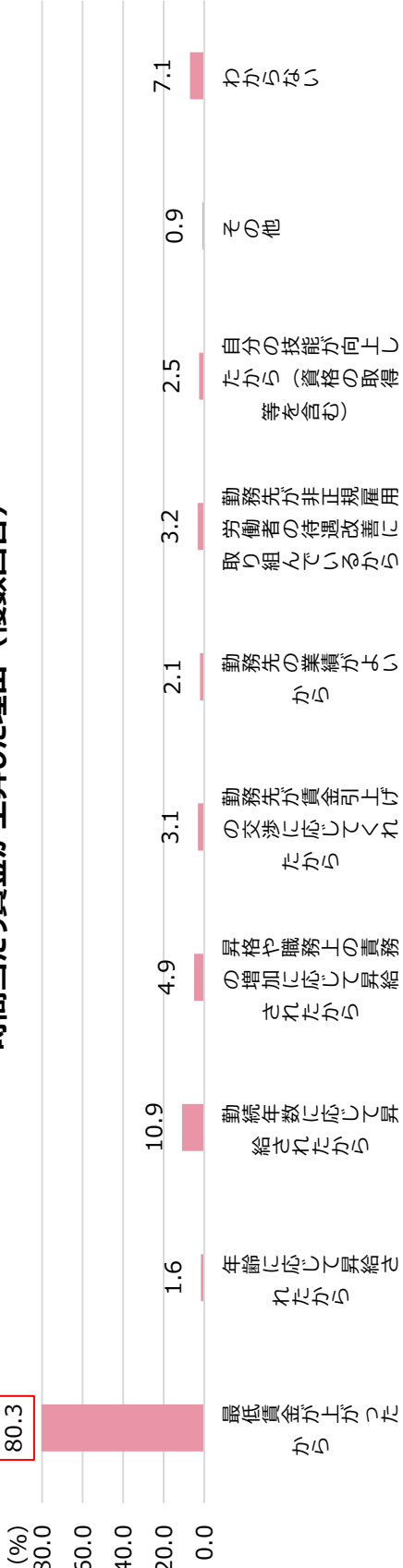
過去1年以内の時間当たり賃金の有無



1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



時間当たり賃金が増えた理由（複数回答）

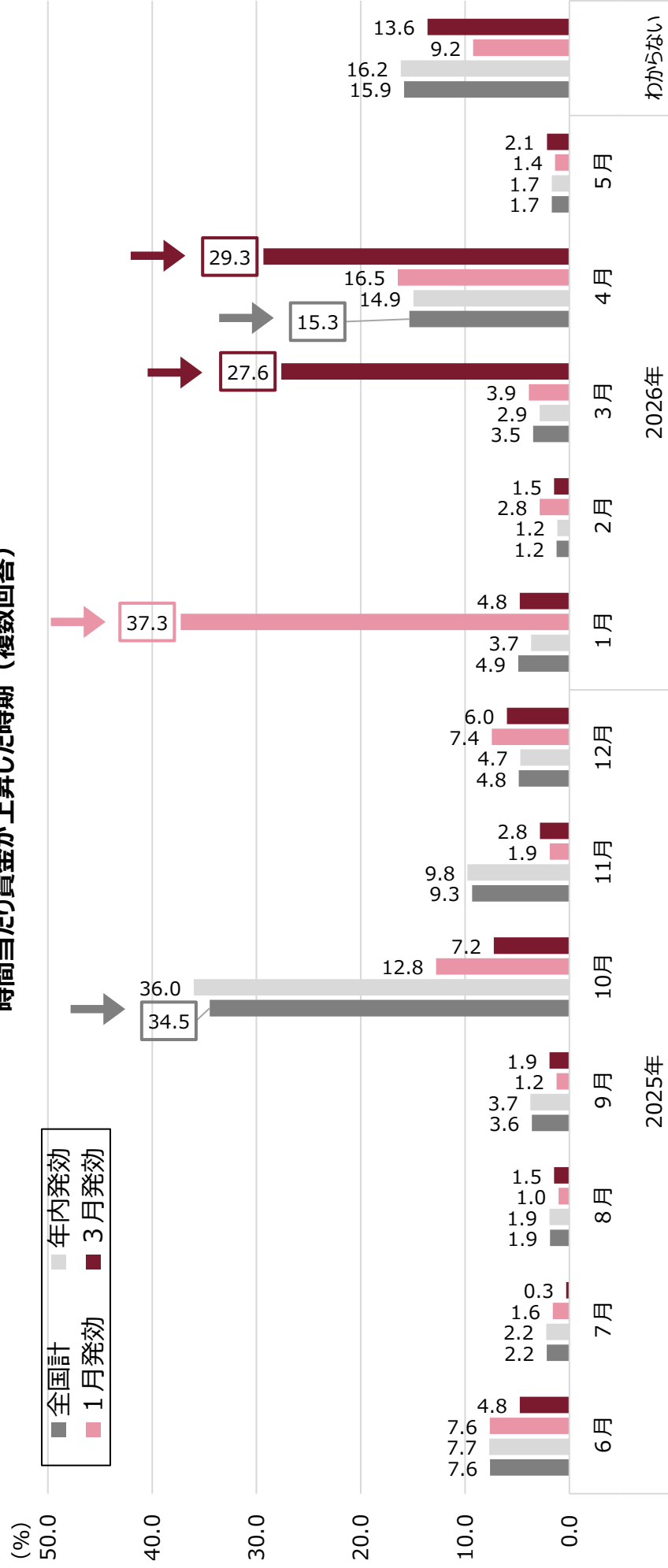


（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
賃金上昇額及び賃金が増えた理由は、有効回答者（復元後2,990人）のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）について集計。

過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が増加した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」(34.5%)が最も多く、「2026年4月」(15.3%)が多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」(37.3%)が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」(29.3%)が最も多く、「2026年3月」(27.6%)が続いている。

時間当たり賃金が増加した時期（複数回答）



(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。

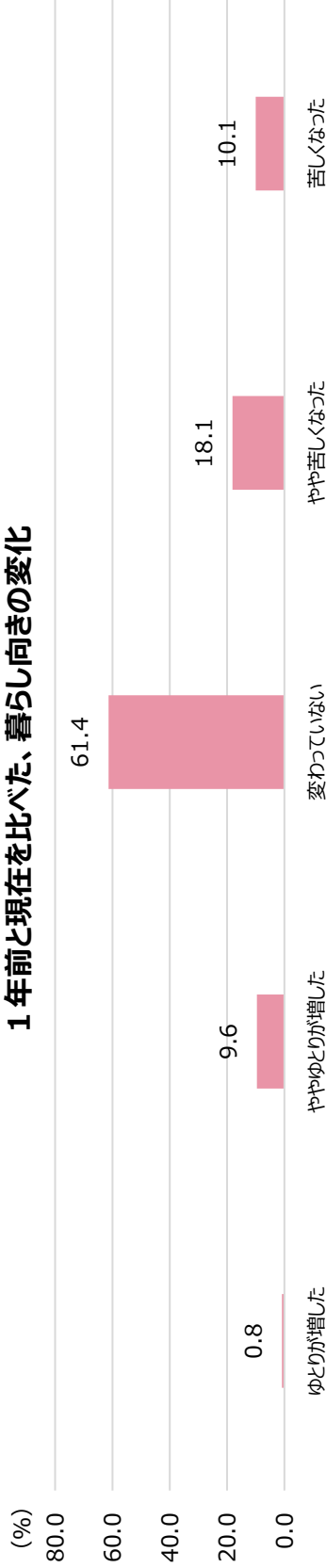
有効回答者（復元後2,990人）のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）について集計。

「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれ以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

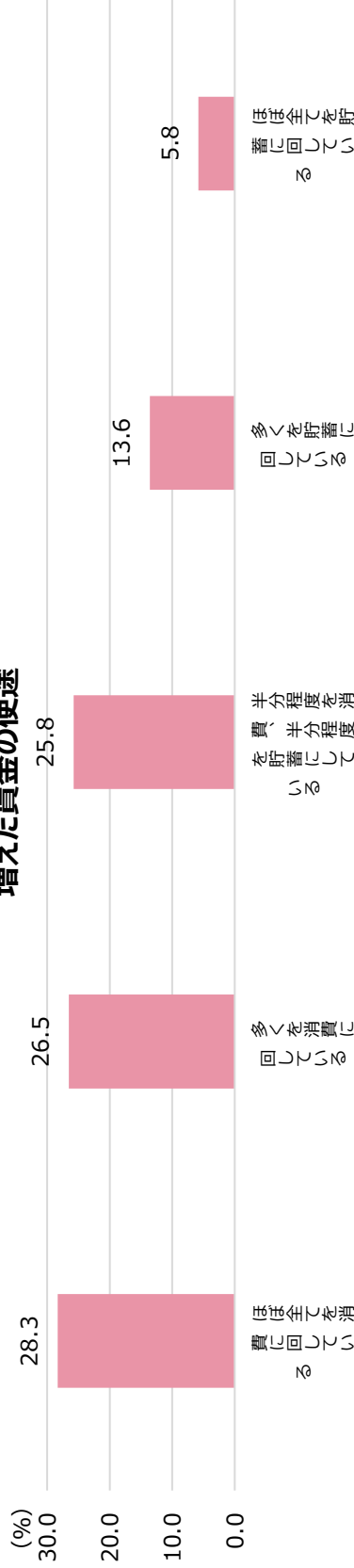
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計10.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計28.2%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途

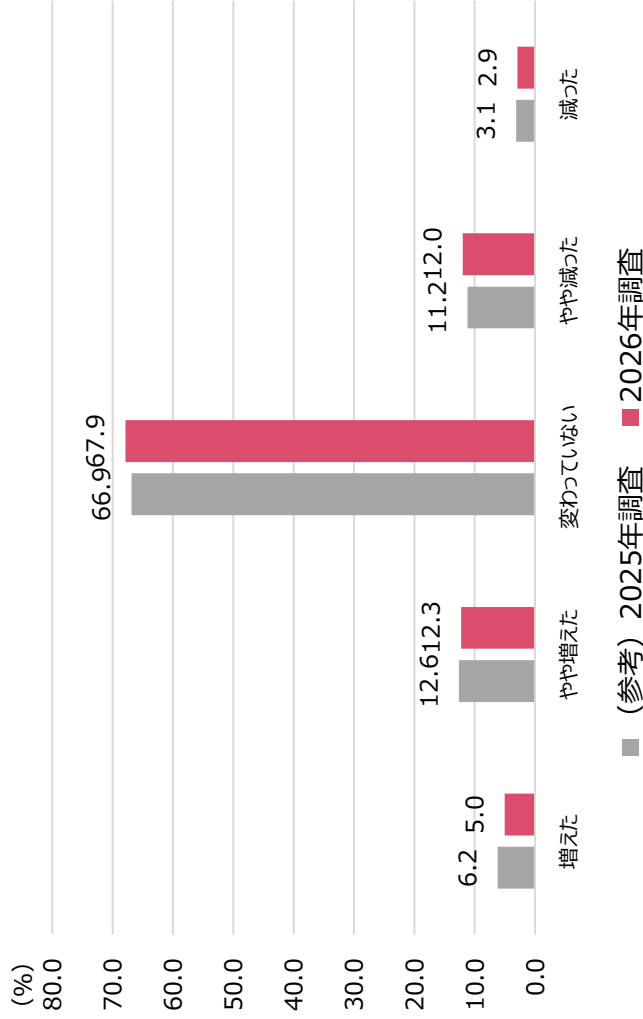


(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

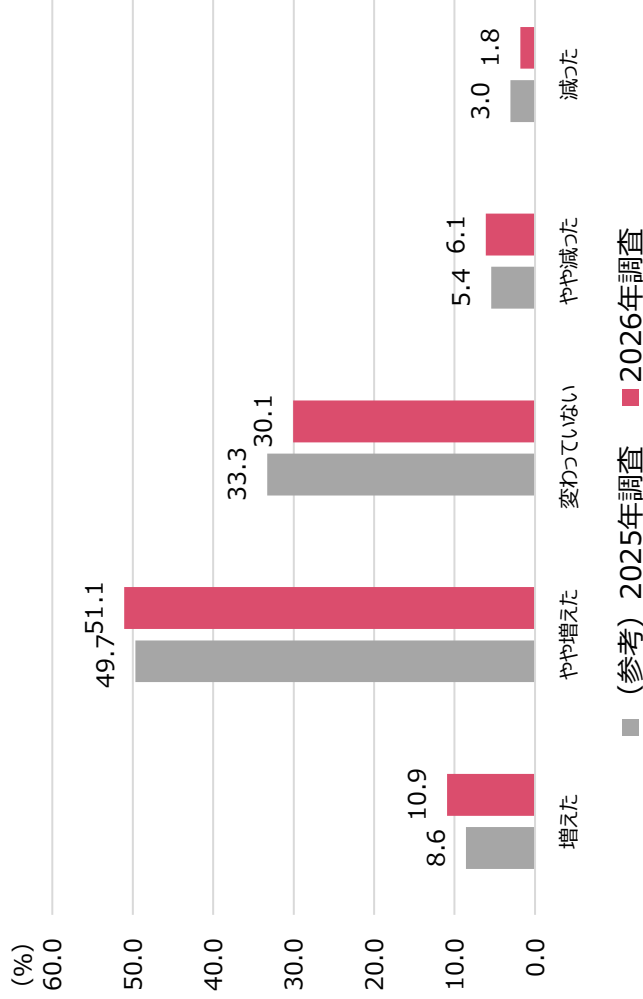
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の労働時間及び賃金の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が67.9%と最も多く、2025年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計62.0%、「変わっていない」が30.1%、「やや減った」「減った」が計7.9%となっており、2025年調査の結果（「増えた」「やや増えた」が計58.2%）と比べて、「増えた」または「やや増えた」者の割合がやや高くなった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減



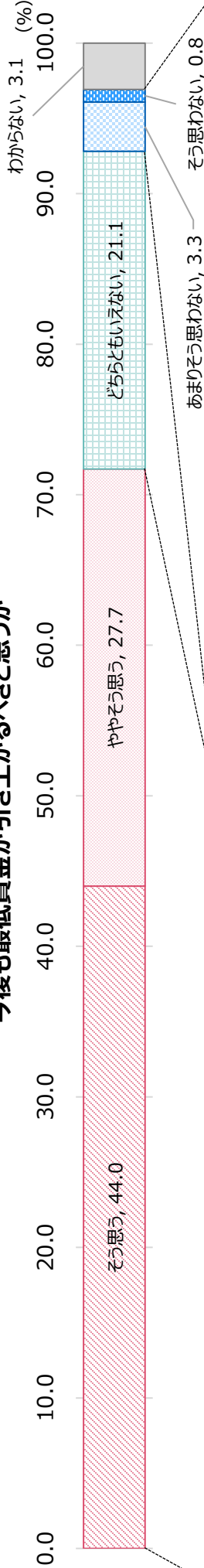
(注) 2026年調査については、調査内での設問内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（2025年調査：有効回答数3,000中1,214人、2026年調査：復元後の有効回答者数2,990中1,351人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

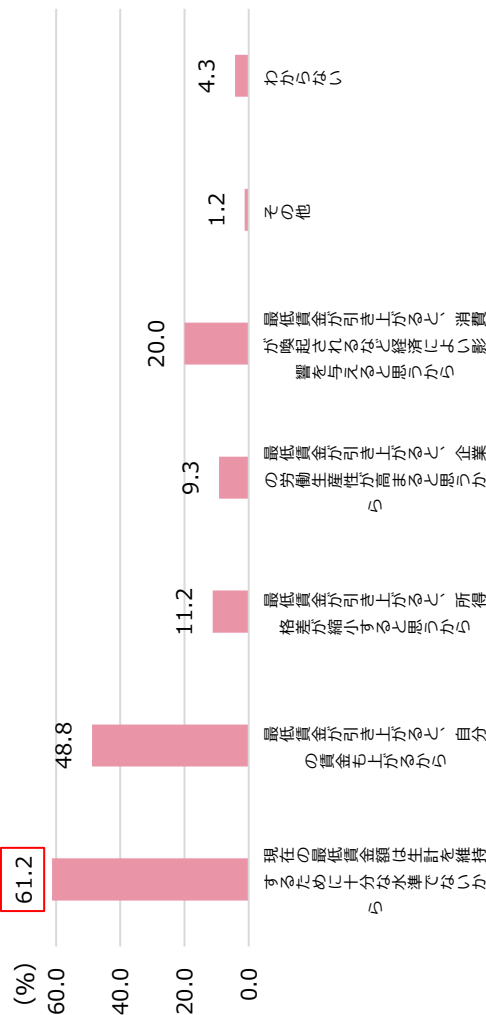
今後の最低賃金引上げに関する見解

- 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計71.7%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計4.1%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が61.2%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「わからない」（41.1%）を除くと、「最低賃金が引き上がると、物価が上昇するなど経済に悪い影響を与えると思うから」が20.1%と最も多くなっている。

今後も最低賃金が引き上がるべきと思うか



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由（複数回答）



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由（複数回答）



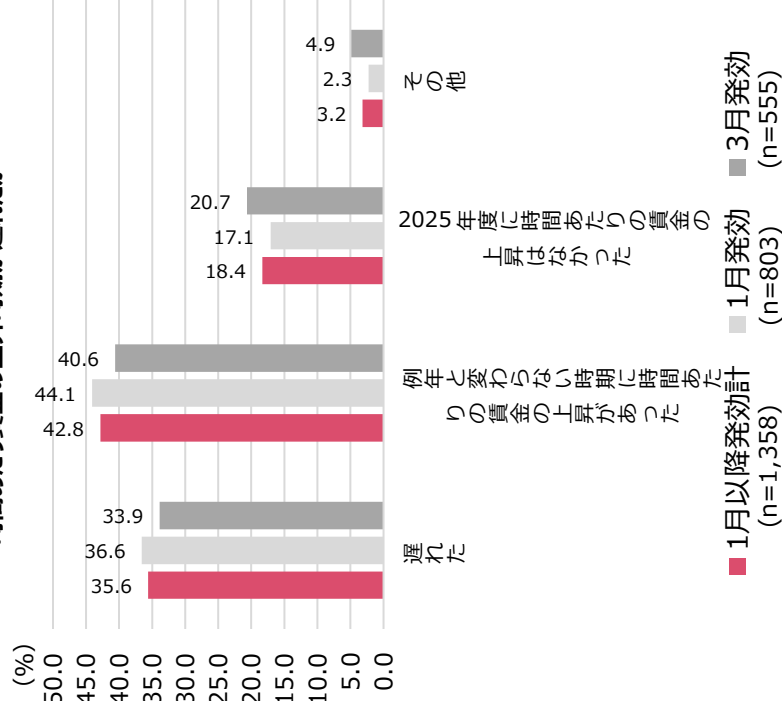
（注）今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者（復元後3,000人）について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない「そう思わない」と回答した者（復元後123人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

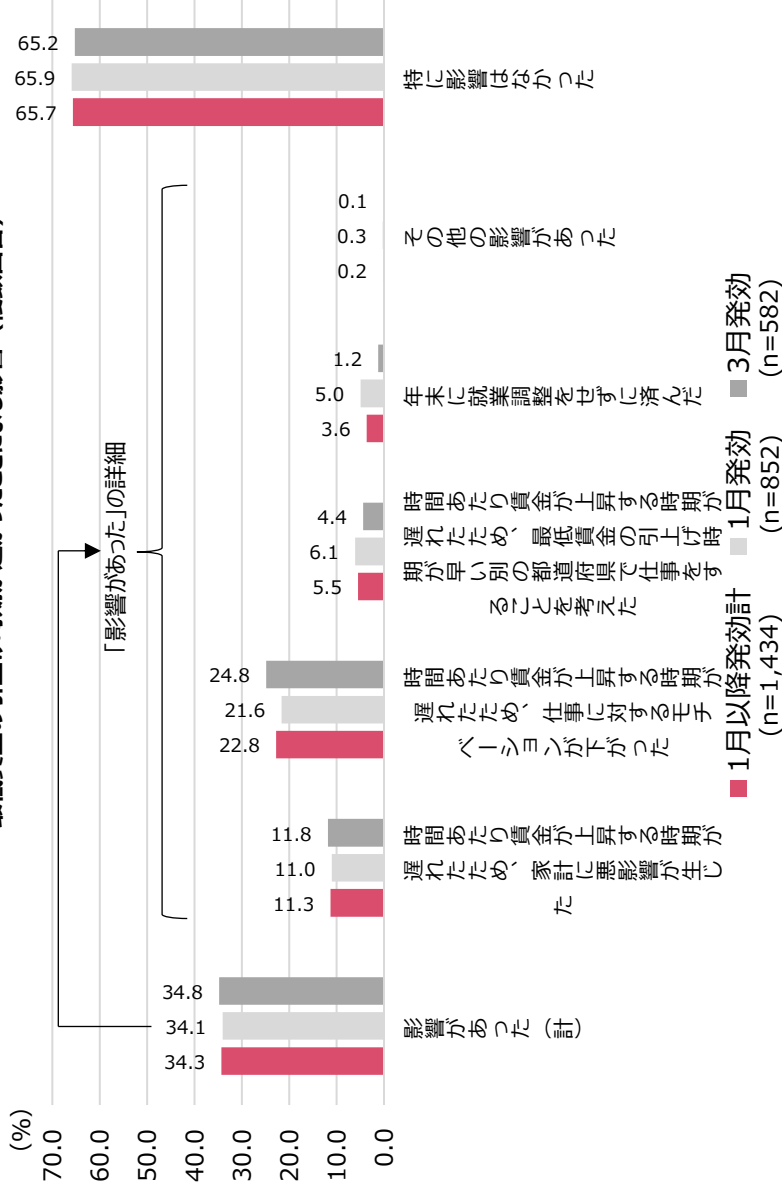
最低賃金の引上げ時期が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



（注）2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。（）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したもの。